

令和6年度 高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況

第1章 高齢化の状況

第1節 高齢化の状況	2
1 高齢化の現状と将来像	2
(1) 高齢化率は29.3%	2
(2) 将来推計人口で見る令和52(2070)年の日本	3
ア 9,000万人を割り込む総人口	4
イ 2.6人に1人が65歳以上、約4人に1人が75歳以上	4
ウ 現役世代1.3人で1人の65歳以上の者を支える社会の到来	5
エ 死亡数は令和22年にかけて増加傾向、その後減少傾向	5
オ 将来の平均寿命は男性85.89年、女性91.94年	6
2 高齢化の国際的動向	6
(1) 世界の高齢化は急速に進展	6
(2) 我が国は世界で最も高い高齢化率である	6
3 家族と世帯	10
(1) 65歳以上の者のいる世帯は全世帯の約半数	10
(2) 65歳以上の一人暮らしの者は増加	11
4 地域別に見た高齢化	12
5 高齢化の要因	14
(1) 年齢調整死亡率の低下による65歳以上人口の増加	14
(2) 少子化の進行による若年人口の減少	15
6 高齢化の社会保障給付費に対する影響	16
第2節 高齢期の暮らしの動向	17
1 就業・所得	17
(1) 労働力人口に占める65歳以上の者の比率は上昇傾向	17
(2) 就業状況	19
ア 就業者数及び就業率は上昇している	19
イ 「医療、福祉」の65歳以上の就業者は10年前の約2.3倍に増加	19
ウ 60代後半の男性の6割以上、女性の4割以上が就業している	19
エ 60歳以降に非正規の職員・従業員の比率は上昇	21
オ 現在収入のある仕事をしている60歳以上の者のうち、 「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答した者が約3割	21

カ	70歳までの高齢者就業確保措置を実施している企業は約3割	22
(3)	経済的な暮らし向きについて心配がないと感じている60以上の者は65.9%	23
(4)	高齢者世帯の所得はその他の世帯平均と比べて低い	23
(5)	世帯主が65歳以上の世帯の貯蓄現在高の中央値は全世帯の約1.4倍	25
(6)	65歳以上の生活保護受給者の人数（被保護人員）はほぼ横ばい	27
2	健康・福祉	28
(1)	健康	28
ア	65歳以上の者の新体力テストの合計点は向上傾向	28
イ	健康寿命はほぼ横ばい、平均寿命は短くなる	28
ウ	75歳以上の運動習慣のある者の割合は、男性48.0%、女性36.8%で、 男性の割合が高い	30
エ	65歳以上の者の死因は「悪性新生物（がん）」が最も多い	30
オ	認知症高齢者数等の推計	30
(2)	65歳以上の者の介護	32
ア	65歳以上の者の要介護者等数は増加しており、特に75歳以上で割合が高い	32
イ	主に家族（とりわけ女性）が介護者となっており、 「老老介護」も相当数存在	33
ウ	要介護度別に見ると、要介護4の人の介護者のうち41.2%、要介護5の人の 介護者のうち63.1%がほとんど終日介護を行っている	33
エ	介護や看護の理由により離職する人は女性が多い	33
オ	介護施設等の定員数はおおむね増加傾向で、 特に有料老人ホームの定員が増加	35
カ	介護に従事する職員数は増加してきたが、直近では減少	35
キ	依然として介護関係の職種の有効求人倍率は全職業に比べ高い水準にある	37
3	学習・社会参加	38
(1)	学習活動	38
(2)	社会参加	38
4	生活環境	39
(1)	65歳以上の者の住まい	39
ア	65歳以上の者の8割以上が持家に居住している	39
イ	年代別の持ち家率	40
ウ	使用目的のない空き家	40
エ	高齢者の入居に対する賃貸人の意識	41
オ	日常生活におけるバリアフリー化等に関する意識	41
カ	外出時の移動手段	42
(2)	安全・安心	43
ア	65歳以上の交通事故死者数は増加	43

イ	主たる被害者の年齢が65歳以上の者の刑法犯認知件数は減少傾向	45
ウ	特殊詐欺の被害者の7割弱が65歳以上	46
エ	SNS型投資・ロマンス詐欺の被害者の約4割が60歳以上	47
オ	65歳以上の者の犯罪者率は令和5年に増加	49
カ	契約当事者が65歳以上の消費生活相談件数は約30万件	50
キ	養護者による虐待を受けている高齢者の約7割が要介護認定	51
ク	成年後見制度の利用者数は微増	52
ケ	近所の人との付き合い方について、65歳以上の人の84.6%が「会えば挨拶をする」、61.3%が「外でちょっと立ち話をする」と回答している	53
コ	孤立死と考えられる事例が多数発生している	54
サ	65歳以上の者の5割弱が孤立死について身近に感じている	54
(3)	60歳以上の自殺者数は減少	55
5	研究開発等	56
(1)	医療機器の市場規模等	56
ア	医療機器の国内市場規模は拡大傾向	56
イ	医療機器の輸出金額は増加傾向	56
(2)	科学技術の活用	56
ア	介護福祉機器の導入状況	56
イ	令和7年度を目途にデータヘルス改革を実施する	58
第3節	〈特集①〉高齢者の経済生活をめぐる動向について	59
1	就業の状況について	59
(1)	収入を伴う仕事をしている人の割合について	59
(2)	収入を伴う仕事をしている理由	61
(3)	何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいか	62
(4)	現在の仕事を決めた理由	63
(5)	収入を伴う仕事をしていない理由	65
2	経済生活全般の状況について	67
(1)	現在の経済的な暮らし向きについて	67
(2)	現在の収入、生活費の額について	69
ア	現在の1か月当たりの収入の額	69
イ	現在の1か月当たりの生活費の額	71
(3)	収入不足への対応について	73
(4)	経済的な面の不安について	74
3	今後の備えについて	76
(1)	老後に備えた民間保険等の加入状況について	76

(2) 老後のために必要だと思う備えについて	78
(3) 今後の生活の中で準備しているものについて	80
4 まとめ	82
(1) 高齢期の就業について	82
(2) 高齢期の経済的状況について	82
(3) 老後の備えについて	82

トピックス 目次

トピックス 事例1 しごとコンビニ ～「ちょっとだけ働きたい」を叶える「しごと」と人材のマッチング～	84
トピックス 事例2 大川市おひとりさま支援事業 ～簡易な金銭管理・意思決定支援～	85
トピックス 事例3 地域力を活かした公民学連携のスマートフォン（スマホ）講座 ～仲間とスマホ操作を楽しく習得～	86
トピックス 事例4 軟骨伝導イヤホン ～誰もが利用しやすい窓口へ～	87

第2章 令和6年度高齢社会対策の実施の状況

第1節	高齢社会対策の基本的枠組み	90
1	高齢社会対策基本法	90
2	高齢社会対策会議	90
3	高齢社会対策大綱	90
	(1) 基本的考え方	90
	(2) 分野別の基本的施策	91
	(3) 推進体制等	91
4	高齢社会対策関係予算	92
5	総合的な推進のための取組	93
	(1) 全世代型社会保障制度の構築に向けて	93
	(2) ユニバーサル社会の実現に向けて	93
第2節	分野別の施策の実施の状況	94
1	就業・所得	94
	(1) 年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備	94
	① 高齢期を見据えたスキルアップやり・スキリングの推進	94
	② 企業等における高齢期の就業の促進	95
	ア 知識、経験を活用した高齢期の雇用の確保	95
	イ ゆとりある職業生活の実現等	97
	③ 高齢期のニーズに応じた多様な就業等の機会の提供	97
	ア 多様な形態による就業機会・勤務形態の確保	97
	(ア) 多様な働き方を選択できる環境の整備	97
	(イ) 情報通信を活用した遠隔型勤務形態の普及	98
	イ 高齢者等の再就職の支援・促進	99
	ウ 高齢期の起業の支援	100
	(2) 公的年金制度の安定的運営	100
	ア 働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に 対応した年金制度の構築	100
	イ 年金制度等の分かりやすい情報提供	100
	(3) 高齢期に向けた資産形成等の支援	100
	ア 資産形成等の促進のための環境整備	100
	イ 資産の有効活用のための環境整備	101
2	健康・福祉	101
	(1) 健康づくりの総合的推進	101

① 生涯にわたる健康づくりの推進	101
② 介護予防の推進	102
(2) 持続可能な介護保険制度と介護サービスの充実	103
① 地域包括ケアシステム構築の深化・推進	103
② 必要な介護サービスの確保	104
③ 介護サービスの質の向上	105
④ 仕事と介護の両立支援	105
ア 仕事と介護の両立支援制度の推進	105
イ 仕事と介護を両立しやすい職場環境整備	106
(3) 持続可能な高齢者医療制度の運営	106
(4) 認知症施策の総合的かつ計画的な推進	107
(5) がん対策の推進	107
(6) 人生の最終段階における医療・ケアの体制整備	107
(7) 身寄りのない高齢者への支援	108
(8) 支援を必要とする高齢者等を地域で支える仕組みづくりの促進	108
ア 地域の支え合いによる生活支援の推進	108
イ 地域福祉計画の策定の支援	109
ウ 地域における高齢者の安心な暮らしの実現	109
(9) 加齢による難聴等への対応	109
3 学習・社会参加	109
(1) 加齢に関する理解の促進	109
(2) 高齢期の生活に資する学びの推進	109
① デジタル等のテクノロジーに関する学びの推進	109
② 社会保障教育及び金融経済教育の推進	110
③ 消費者教育の推進	110
④ 身近な場やオンラインでの学習機会の充実	111
ア 社会教育の振興	111
イ 学校機能・施設の地域への開放	111
ウ 文化活動の振興	111
エ スポーツ活動の振興	111
オ 自然とのふれあい	111
(3) 地域における社会参加活動の促進	112
① 多世代による社会参加活動の促進	112
ア 高齢者の社会参加と生きがいづくり	112
イ 高齢者の余暇時間等の充実	113
② 地域住民を支援する専門人材・団体の活動基盤の整備	113

4 生活環境	113
(1) 豊かで安定した住生活の確保	113
① 居住支援の充実	114
ア 良質な高齢者向け住まいの供給	114
イ 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給	114
ウ 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化	115
② 空き家対策の推進	115
③ 安全・安心で快適な住生活と循環型住宅市場の実現	115
ア 住宅と福祉の施策の連携強化	115
イ 高齢者向けの先導的な住まいづくり等への支援	116
ウ 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進	116
エ 公共賃貸住宅	116
オ 次世代へ継承可能な良質な住宅の供給促進	116
(ア) 持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進	116
(イ) 高齢者の持家ニーズへの対応	117
(ウ) 将来にわたり活用される良質なストックの形成	117
カ 循環型の住宅市場の実現	117
(ア) 既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備	117
(イ) 高齢者に適した住宅への住み替え支援	117
(2) 高齢社会に適したまちづくりの総合的推進	117
① 地域における移動手段の確保	117
② 多世代に配慮したまちづくりの総合的推進	118
③ 農山漁村のコミュニティの維持	118
(3) 金融経済活動における支援	119
(4) 消費者被害の防止	120
(5) 認知機能の変化に応じた交通安全対策	120
(6) 情報アクセシビリティの確保	121
(7) 公共交通機関や建築物等のバリアフリー化	122
ア 公共交通機関等の移動空間のバリアフリー化	122
(ア) バリアフリー法に基づく公共交通機関のバリアフリー化の推進	122
(イ) ガイドライン等に基づくバリアフリー化の推進	123
(ウ) 公共交通機関のバリアフリー化に対する支援	123
(エ) 歩行空間の形成	124
(オ) 道路交通環境の整備	125
(カ) バリアフリーのためのソフト面の取組	125
(キ) 訪日外国人旅行者の受入環境整備	125
イ 建築物・公共施設等のバリアフリー化	125

(8) 高齢期の特性に配慮した防災・防犯対策	125
① 防災施策の推進	125
② 犯罪、悪質商法、人権侵害等からの保護	128
ア 犯罪からの保護	128
イ 人権侵害からの保護	129
ウ 司法ソーシャルワークの実施	129
(9) 成年後見制度の利用促進	130
5 研究開発・国際展開等	130
(1) 高齢社会に資する研究開発等の推進	130
① 高齢者等のサポートに係る技術の開発や社会実装等の推進	130
ア 先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化	130
イ 医療・リハビリテーション・介護関連機器等に関する研究開発	131
ウ 情報通信の活用等に関する研究開発	132
エ 医療・介護・健康分野におけるICT利活用の推進	132
② 高齢期にかかりやすい疾病等及び健康増進に関する研究開発等	132
③ 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析・データ等の利活用	133
ア 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析	133
イ データ等利活用のための環境整備	133
(2) 健康・医療産業の国際展開及び国際社会への知見等の発信	133
① 健康・医療産業の国際展開	133
② 国際社会への知見等の発信	133
第3節 〈特集②〉新たな高齢社会対策大綱の策定について	135
1 課題認識	135
2 新たな大綱策定に向けた検討	135
3 大綱の概要	137
(1) 年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築	137
(2) 一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、 多世代が共に安心して暮らせる社会の構築	137
(3) 加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応した きめ細かな施策展開・社会システムの構築	138
(4) 数値目標及び参照指標	138

令和7年度 高齢社会対策

第3章 令和7年度高齢社会対策

第1節	令和7年度の高齢社会対策の基本的な取組	144
1	高齢社会対策関係予算	144
2	全世代型社会保障制度の構築に向けて	144
3	ユニバーサル社会の実現に向けて	144
第2節	分野別の高齢社会対策	145
1	就業・所得	145
(1)	年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備	145
①	高齢期を見据えたスキルアップやり・スキリングの推進	145
②	企業等における高齢期の就業の促進	145
ア	知識、経験を活用した高齢期の雇用の確保	145
イ	ゆとりある職業生活の実現等	146
③	高齢期のニーズに応じた多様な就業等の機会の提供	147
ア	多様な形態による就業機会・勤務形態の確保	147
(ア)	多様な働き方を選択できる環境の整備	147
(イ)	情報通信を活用した遠隔型勤務形態の普及	147
イ	高齢者等の再就職の支援・促進	148
ウ	高齢期の起業の支援	148
(2)	公的年金制度の安定的運営	149
ア	働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に 対応した年金制度の構築	149
イ	年金制度等の分かりやすい情報提供	149
(3)	高齢期に向けた資産形成等の支援	149
ア	資産形成等の促進のための環境整備	149
イ	資産の有効活用のための環境整備	149
2	健康・福祉	150
(1)	健康づくりの総合的推進	150
①	生涯にわたる健康づくりの推進	150
②	介護予防の推進	150
(2)	持続可能な介護保険制度と介護サービスの充実	151
①	地域包括ケアシステム構築の深化・推進	151

② 必要な介護サービスの確保	151
③ 介護サービスの質の向上	152
④ 仕事と介護の両立支援	153
ア 仕事と介護の両立支援制度の推進	153
イ 仕事と介護を両立しやすい職場環境整備	153
(3) 持続可能な高齢者医療制度の運営	153
(4) 認知症施策の総合的かつ計画的な推進	154
(5) がん対策の推進	154
(6) 人生の最終段階における医療・ケアの体制整備	154
(7) 身寄りのない高齢者への支援	154
(8) 支援を必要とする高齢者等を地域で支える仕組みづくりの促進	155
ア 地域の支え合いによる生活支援の推進	155
イ 地域福祉計画の策定の支援	155
ウ 地域における高齢者の安心な暮らしの実現	155
(9) 加齢による難聴等への対応	156
3 学習・社会参加	156
(1) 加齢に関する理解の促進	156
(2) 高齢期の生活に資する学びの推進	156
① デジタル等のテクノロジーに関する学びの推進	156
② 社会保障教育及び金融経済教育の推進	156
③ 消費者教育の推進	157
④ 身近な場やオンラインでの学習機会の充実	157
ア 社会教育の振興	157
イ 学校機能・施設の地域への開放	157
ウ 文化活動の振興	157
エ スポーツ活動の振興	157
オ 自然とのふれあい	157
(3) 地域における社会参加活動の促進	158
① 多世代による社会参加活動の促進	158
ア 地域社会における課題解決に向けた担い手確保等の仕組みの構築・活用促進 ..	158
イ 高齢者の社会参加と生きがいづくり	158
ウ 国立公園等におけるユニバーサルデザインの推進	158
エ 高齢者の余暇時間等の充実	159
② 地域住民を支援する専門人材・団体の活動基盤の整備	159
4 生活環境	159
(1) 豊かで安定した住生活の確保	159
① 居住支援の充実	159

ア	良質な高齢者向け住まいの供給	159
イ	高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給	160
ウ	高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化	160
②	空き家対策の推進	160
③	安全・安心で快適な住生活と循環型住宅市場の実現	160
ア	住宅と福祉の施策の連携強化	160
イ	高齢者向けの先導的な住まいづくり等への支援	160
ウ	高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進	160
エ	公共賃貸住宅	161
オ	次世代へ継承可能な良質な住宅の供給促進	161
	(ア) 持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進	161
	(イ) 高齢者の持家ニーズへの対応	161
	(ウ) 将来にわたり活用される良質なストックの形成	161
カ	循環型の住宅市場の実現	161
	(ア) 既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備	161
	(イ) 高齢者に適した住宅への住み替え支援	161
(2)	高齢社会に適したまちづくりの総合的推進	162
①	地域における移動手段の確保	162
②	多世代に配慮したまちづくりの総合的推進	162
③	農山漁村のコミュニティの維持	162
(3)	金融経済活動における支援	163
(4)	消費者被害の防止	164
(5)	認知機能の変化に応じた交通安全対策	164
(6)	情報アクセシビリティの確保	165
(7)	公共交通機関や建築物等のバリアフリー化	166
ア	公共交通機関等の移動空間のバリアフリー化	166
	(ア) バリアフリー法に基づく公共交通機関のバリアフリー化の推進	166
	(イ) 歩行空間の形成	166
	(ウ) 道路交通環境の整備	166
	(エ) バリアフリーのためのソフト面の取組	166
	(オ) 訪日外国人旅行者の受入環境整備	166
イ	建築物・公共施設等のバリアフリー化	167
(8)	高齢期の特性に配慮した防災・防犯対策	167
①	防災施策の推進	167
②	犯罪、悪質商法、人権侵害等からの保護	169
ア	犯罪からの保護	169
イ	人権侵害からの保護	170

ウ 司法ソーシャルワークの実施	170
(9) 成年後見制度の利用促進	171
5 研究開発・国際展開等	171
(1) 高齢社会に資する研究開発等の推進	171
① 高齢者等のサポートに係る技術の開発や社会実装等の推進	171
ア 先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化	171
イ 医療・リハビリテーション・介護関連機器等に関する研究開発	172
ウ 情報通信の活用等に関する研究開発	172
エ 医療・介護・健康分野におけるICT利活用の推進	173
② 高齢期にかかりやすい疾病等及び健康増進に関する研究開発等	173
③ 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析・データ等の利活用	173
ア 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析	173
イ データ等利活用のための環境整備	173
(2) 健康・医療産業の国際展開及び国際社会への知見等の発信	173
① 健康・医療産業の国際展開	173
② 国際社会への知見等の発信	174
高齢社会対策関係予算分野別総括表（令和6年度、令和7年度）	176

資料目次

第1章 高齢化の状況

第1節 高齢化の状況	2
表1-1-1 高齢化の現状	2
図1-1-2 高齢化の推移と将来推計	3
図1-1-3 出生数及び死亡数の将来推計	5
図1-1-4 平均寿命の推移と将来推計	6
表1-1-5 世界人口の動向等	7
図1-1-6 世界の各年代別高齢者割合及び推移	7
図1-1-7 主要国における高齢化率が7%から14%へ達するまでの所要年数	9
図1-1-8 65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合（世帯構造別）と 全世界に占める65歳以上の者がいる世帯の割合	10
図1-1-9 65歳以上の一人暮らしの者の動向	11
表1-1-10 都道府県別高齢化率の推移	12

図1-1-11	都市規模別にみた65歳以上人口指数（令和2（2020）年=100）の推移	13
図1-1-12	死亡数及び年齢調整死亡率の推移	14
図1-1-13	出生数及び合計特殊出生率の推移	15
図1-1-14	社会保障給付費の推移	16
第2節	高齢期の暮らしの動向	17
図1-2-1-1	労働力人口の推移	17
図1-2-1-2	労働力人口比率の推移	18
図1-2-1-3	完全失業率の推移	18
図1-2-1-4	年齢階級別就業者数及び就業率の推移	19
図1-2-1-5	主な産業別65歳以上の就業者数及び割合 （平成26（2014）年、令和6（2024）年）	20
図1-2-1-6	55歳以上の者の就業状況	20
図1-2-1-7	雇用形態別雇用者及び非正規雇用者率	21
図1-2-1-8	何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいか（択一回答）	22
図1-2-1-9	70歳までの高齢者就業確保措置を実施済みの企業の内訳	22
図1-2-1-10	60歳以上の人の経済的な暮らし向き（択一回答）	23
表1-2-1-11	高齢者世帯の所得	23
図1-2-1-12	高齢者世帯の所得階層別分布	24
図1-2-1-13	公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における 公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合	24
図1-2-1-14	世帯主の年齢階級別1世帯当たりの貯蓄・負債現在高、 年間収入、持家率	25
図1-2-1-15	貯蓄現在高階級別世帯分布	26
図1-2-1-16	世代別金融資産分布状況	26
図1-2-1-17	金融資産の保有割合	27
図1-2-1-18	被保護人員の推移	27
図1-2-2-1	新体力テストの合計点	28
図1-2-2-2	健康寿命と平均寿命の推移	29
図1-2-2-3	運動習慣のある者の割合	30
図1-2-2-4	主な死因別死亡率の推移（65歳以上の者）	31
図1-2-2-5	認知症及びMCIの高齢者数と有病率の将来推計	31
図1-2-2-6	第1号被保険者（65歳以上）の要介護度別認定者数の推移	32
表1-2-2-7	第1号被保険者（65歳以上）の要介護認定の状況	32
図1-2-2-8	要介護者等からみた主な介護者の続柄	33
図1-2-2-9	同居している主な介護者の介護時間（要介護者等の要介護度別）	34
図1-2-2-10	介護・看護により離職した人数	34

図1-2-2-11	介護施設等の定員数（病床数）の推移	35
図1-2-2-12	介護職員数の推移	36
図1-2-2-13	有効求人倍率（介護関係職種）の推移	37
図1-2-3-1	65歳以上の者の参加している学習活動（複数回答）	38
図1-2-3-2	65歳以上の者の社会活動への参加状況と 生きがいの感じ方（複数回答）	39
図1-2-4-1	65歳以上の者の住居形態（択一回答）	39
図1-2-4-2	全世帯における年代別持ち家率の推移	40
図1-2-4-3	使用目的のない空き家	40
図1-2-4-4	高齢者の入居に対する賃貸人（大家等）の意識	41
図1-2-4-5	日常生活におけるバリアフリー化等に関する意識	42
図1-2-4-6	65歳以上の者の外出時の移動手段について （複数回答）（都市規模別）	42
図1-2-4-7	交通事故死者数、65歳以上人口10万人当たりの交通事故死者数 及び交通事故死者数全体に占める65歳以上の割合の推移	43
図1-2-4-8	75歳以上の一般原付以上運転者（第1当事者）による死亡事故件数及び 75歳以上の運転免許保有者10万人当たりの死亡事故件数の推移	44
図1-2-4-9	一般原付以上運転者（第1当事者）の年齢層別交通事故件数の推移	44
図1-2-4-10	主たる被害者の年齢が65歳以上の者の刑法犯認知件数	45
表1-2-4-11-1	特殊詐欺の認知件数・被害総額の推移	46
表1-2-4-11-2	特殊詐欺における65歳以上の被害の 認知件数及び割合（令和6年）	46
図1-2-4-12-1	SNS型投資・ロマンス詐欺の認知状況の推移	47
図1-2-4-12-2	SNS型投資・ロマンス詐欺の年齢層別被害者数 及び構成割合（令和6年）	48
図1-2-4-13	65歳以上の者による犯罪 （65歳以上の者の刑法犯包括罪種別検挙人員と犯罪者率）	49
図1-2-4-14	契約当事者が65歳以上の消費生活相談件数	50
図1-2-4-15	養護者による虐待を受けている高齢者の属性	51
図1-2-4-16	成年後見制度の利用者数の推移	52
図1-2-4-17	近所の人との付き合い方について（複数回答）（年齢・性別）	53
図1-2-4-18	東京23区内における一人暮らしで65歳以上の人の自宅での死亡者数	54
図1-2-4-19	65歳以上の者の孤立死に対する意識（択一回答）	54
図1-2-4-20	60歳以上の自殺者数の推移	55
図1-2-5-1	医療機器の国内市場規模の推移	56
図1-2-5-2	医療機器輸出金額の推移	57
表1-2-5-3	介護福祉機器の導入の有無 （複数回答）（介護保険サービス系型別）	57

図1-2-5-4 データヘルス改革の意義について	58
--------------------------	----

第3節 〈特集①〉高齢者の経済生活をめぐる動向について

図1-3-1 収入を伴う仕事をしている人の割合（前回調査との比較）	60
図1-3-2 収入を伴う仕事をしている人の割合（性・年代別）	60
図1-3-3 収入を伴う仕事をしている主な理由（全体）	61
図1-3-4 収入を伴う仕事をしている主な理由（性・年代別）	62
図1-3-5 何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいか（前回調査との比較）	63
図1-3-6 何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいか （収入を伴う仕事をしている人のみ、前回調査との比較）	63
図1-3-7 現在の仕事を決めた理由（全体）	64
図1-3-8 現在の仕事を決めた理由（性・年代別）	64
図1-3-9 収入を伴う仕事をしていない理由（全体）	65
図1-3-10 収入を伴う仕事をしていない理由（性・年代別）	66
図1-3-11 収入を伴う仕事をしていない理由 （今後仕事をしたいと考えている人のみ、前回調査との比較）	67
図1-3-12 現在の経済的暮らし向き（前回調査との比較）	68
図1-3-13 現在の経済的暮らし向き （性・年代別、ひとり暮らしとそれ以外の比較）	68
図1-3-14 現在の1か月当たりの収入の額（全体）	69
図1-3-15 現在の1か月当たりの収入の額 （性・年代別、ひとり暮らしとそれ以外の比較）	70
図1-3-16 現在の1か月当たりの生活費の額（全体）	71
図1-3-17 現在の1か月当たりの生活費の額 （性・年代別、ひとり暮らしとそれ以外の比較）	72
図1-3-18 収入不足への対応（全体）	73
図1-3-19 収入不足への対応（性・年代別）	74
図1-3-20 経済的な面の不安（全体）	75
図1-3-21 経済的な面の不安（性・年代別）	75
図1-3-22 老後に備えた民間保険等の加入状況（前回調査との比較）	76
図1-3-23 老後に備えた民間保険等の加入状況 （性・年代別、ひとり暮らしとそれ以外の比較）	77
図1-3-24 老後のために必要だと思う備え（全体）	78
図1-3-25 老後のために必要だと思う備え （性・年代別、家族形態別）	79
図1-3-26 今後の生活の中で準備しているもの（全体）	80
図1-3-27 今後の生活の中で準備しているもの（性・年代別、家族形態別）	81

図1-3-28 終活の準備状況
(老後の備えとして「終活関係の準備」が必要と回答した人のみ) ……82

第2章 令和6年度高齢社会対策の実施の状況

第2節 分野別の施策の実施の状況 ……94

図2-2-1 大学院の社会人学生数の推移 ……95

図2-2-2 放送大学在学者の年齢・職業 ……95

表2-2-3 高齢者雇用関係助成金制度の概要 ……99

表2-2-4 介護サービス利用者と介護給付費の推移 ……103

図2-2-5 老人クラブ数と会員数の推移 ……112

表2-2-6 公営住宅等の高齢者向け住宅供給戸数 ……115

表2-2-7 高齢者等のための公共交通機関施設整備等の状況 ……124

表2-2-8 成年後見制度の概要 ……130

第3節 〈特集②〉新たな高齢社会対策大綱の策定について ……135

図2-3-1 高齢社会対策大綱の策定のための検討会（概要） ……136

図2-3-2 高齢社会対策大綱（令和6年9月13日閣議決定）（概要） ……139

第1章

高齢化の状況

第1節 高齢化の状況

1 高齢化の現状と将来像

(1) 高齢化率は29.3%

我が国の総人口は、令和6年10月1日現在、1億2,380万人となっている。

65歳以上人口は、3,624万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も29.3%となった。

65歳以上人口を男女別に見ると、男性は1,572万人、女性は2,053万人で、性比（女性人口100

人に対する男性人口）は76.6であり、男性対女性の比は約3対4となっている。

65歳以上人口のうち、「65～74歳人口」は1,547万人（男性741万人、女性805万人）で総人口に占める割合は12.5%となっている。また、「75歳以上人口」は2,078万人（男性830万人、女性1,247万人）で、総人口に占める割合は16.8%であり、65～74歳人口を上回っている（表1-1-1）。

表1-1-1 高齢化の現状

単位：万人（人口）、%（構成比）

		令和6年10月1日		
		総数	男	女
人口	総人口	12,380	6,023 (性比) 94.8	6,357
	65歳以上人口	3,624	1,572 (性比) 76.6	2,053
	65～74歳人口	1,547	741 (性比) 92.0	805
	75歳以上人口	2,078	830 (性比) 66.6	1,247
	75～84歳人口	1,402	612 (性比) 77.4	790
	85～94歳人口	603	204 (性比) 51.2	399
	95歳以上人口	72	14 (性比) 24.4	58
	15～64歳人口	7,373	3,743 (性比) 103.1	3,630
	15歳未満人口	1,383	708 (性比) 105.0	675
構成比	総人口	100.0	100.0	100.0
	65歳以上人口（高齢化率）	29.3	26.1	32.3
	65～74歳人口	12.5	12.3	12.7
	75歳以上人口	16.8	13.8	19.6
	75～84歳人口	11.3	10.2	12.4
	85～94歳人口	4.9	3.4	6.3
	95歳以上人口	0.6	0.2	0.9
15～64歳人口	59.6	62.1	57.1	
15歳未満人口	11.2	11.8	10.6	

資料：総務省「人口推計」令和6年10月1日（確定値）

（注1）「性比」は、女性人口100人に対する男性人口

（注2）四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合又は総数と一致しない場合がある。

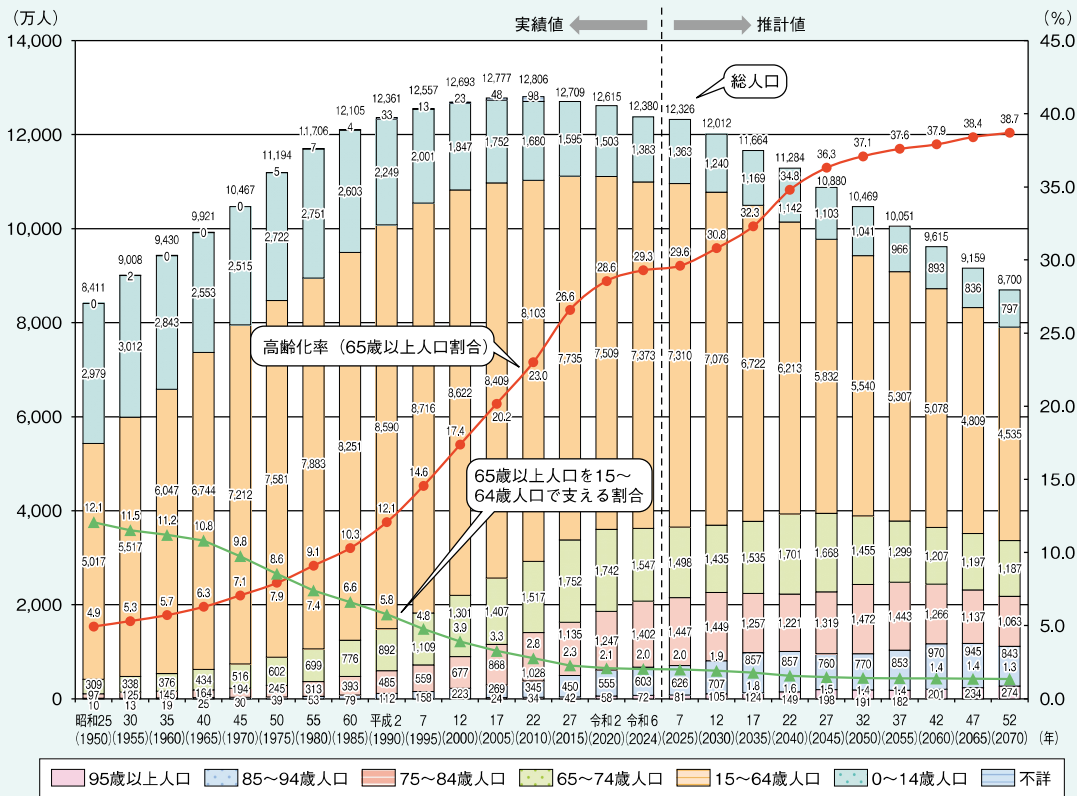
我が国の65歳以上人口は、昭和25年には総人口の5%に満たなかったが、昭和45年に7%を超え、さらに、平成6年には14%を超えた。高齢化率はその後も上昇を続け、令和6年10月1日現在、29.3%に達している。

また、15～64歳人口は、平成7年に8,716万人でピークを迎え、その後減少に転じ、令和6年には7,373万人と、総人口の59.6%となった(図1-1-2)。

(2) 将来推計人口で見る令和52(2070)年の日本

令和5年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」における出生中位・死亡中位仮定による推計結果(以下本節においては全てこの仮定に基づく推計結果)を概観する。将来推計人口とは、全国の将来の出生、死亡及び国際人口移動について仮定を設け、これらに基づいて我が国の将来の人口規模並びに年齢構成等の人口構造の推移について推計したものである。

図1-1-2 高齢化の推移と将来推計



資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2020年までは総務省「国勢調査」(2015年及び2020年は不詳補完値による。)、2024年は総務省「人口推計」(令和6年10月1日現在(確定値))、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(令和5年推計)の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

- (注1) 2015年及び2020年の年齢階級別人口は不詳補完値によるため、年齢不詳は存在しない。2024年の年齢階級別人口は、総務省統計局「令和2年国勢調査」(不詳補完値)の人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。2025年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「令和2年国勢調査 参考表:不詳補完結果」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2010年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。ただし、1950年及び1955年における割合を算出する際には、(注2)における沖縄県の一部の人口を不詳には含めないものとする。
- (注2) 沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人(男55人、女81人)及び昭和30年70歳以上23,328人(男8,090人、女15,238人)は65歳以上の人口から除き、不詳に含めている。
- (注3) 将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じうるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。
- (注4) 平成12年までは、85歳以上はまとめて「85歳以上」の区分としている。
- (注5) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

ア 9,000 万人を割り込む総人口

我が国の総人口は、長期の減少過程に入っており、令和13年に人口1億2,000万人を下回った後も減少を続け、令和38年には1億人を割って9,965万人となり、令和52年には8,700万人になると推計されている（図1-1-2）。

イ 2.6 人に1人が65歳以上、約4人に1人が75歳以上

65歳以上人口は、「団塊の世代」が65歳以上となった平成27年に3,379万人となり、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年には3,653万人に達すると見込まれている。

その後も65歳以上人口は増加傾向が続き、令和25年に3,953万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されている。

総人口が減少する中で65歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和

19年に33.3%となり、国民の3人に1人が65歳以上の者となると見込まれている。令和25年以降は65歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、令和52年には38.7%に達して、国民の2.6人に1人が65歳以上の者となる社会が到来すると推計されている。総人口に占める75歳以上人口の割合は、令和52年には25.1%となり、約4人に1人が75歳以上の者となると推計されている。

65歳以上人口のうち、65～74歳人口は「団塊の世代」が高齢期に入った後に平成28年の1,767万人でピークを迎えた。その後は、増減を繰り返し、令和23年の1,736万人に至った後、減少に転じると推計されている。

一方、75歳以上人口は、増減しつつ令和37年にピークを迎え、その後減少に転じると見込まれている（図1-1-2）。

COLUMN



「高齢者」とは

高齢者の用語は文脈や制度ごとに対象が異なり、一律の定義がない。「高齢社会対策大綱」（令和6年9月13日閣議決定）では、便宜上、一般通念上の「高齢者」を広く指す語として用いている。本白書においても、各種の統計や制度の定義に従う場合のほかは、一般通念上の「高齢者」を広く指す語として用いることとする。

なお、高齢者の定義と区分に関しては、日本老年学会・日本老年医学会「高齢者に関する定義検討ワーキンググループ報告書」（平成29年3月）において、近年の高齢者の心身の老化現象に関する種々のデータの経年的変化を検討した結果、特に65～74歳では心身の健康が保たれており、活発な社会活動が可能な人が大多数を占めていることや、各種の意識調査で従来の65歳以上を高齢者とすることに否定的な意見が強くなっていることから、75歳以上を高齢者の新たな定義とすることが提案されている。

また、「高齢社会対策大綱」においても、「我が国の平均寿命は世界で最も高い水準となり、高齢者の体力的な若返りも指摘されている。また、65歳以上の就業者等は増加し続けており、その意欲も高い状況にある。このような状況を踏まえれば、65歳以上を一律に捉えることは現実的ではない。」とされている。

ウ 現役世代 1.3 人で 1 人の 65 歳以上の者を支える社会の到来

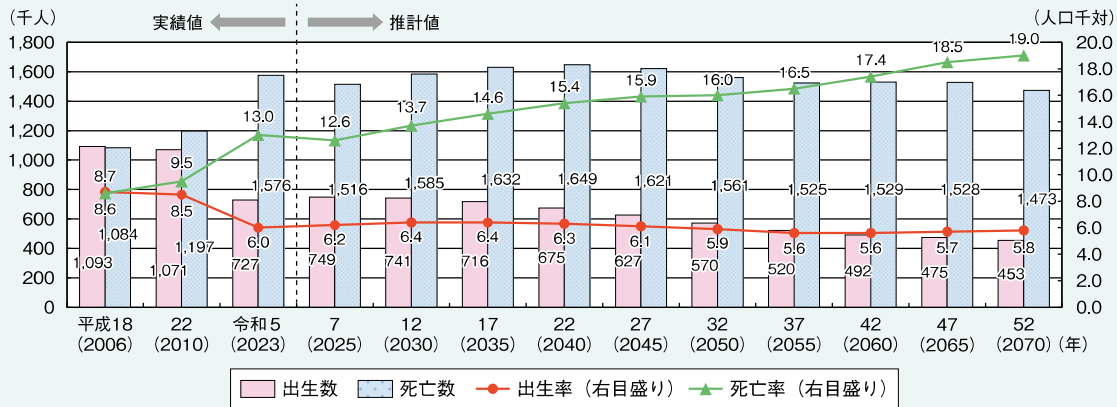
65歳以上人口と15～64歳人口の比率を見ると、昭和25年には65歳以上の者1人に対して現役世代（15～64歳の者）12.1人がいたのに対して、令和6年には65歳以上の者1人に対して現役世代2.0人になっている。今後、高齢化率は上昇し、現役世代の割合は低下し、令和52年には、65歳以上の者1人に対して現役世代1.3人という比率になると見込まれている（図1-1-2）。

エ 死亡数は令和22年にかけて増加傾向、その後減少傾向

出生数は減少傾向が続き、令和52年には45万人になると推計されている。

65歳以上人口の増大により死亡数は平成18年から令和22年まで増加傾向にあり、その後令和52年にかけて減少傾向となる。死亡率（人口1,000人当たりの死亡数）は令和7年以降上昇傾向となり、令和52年には19.0になると推計されている（図1-1-3）。

図1-1-3 出生数及び死亡数の将来推計



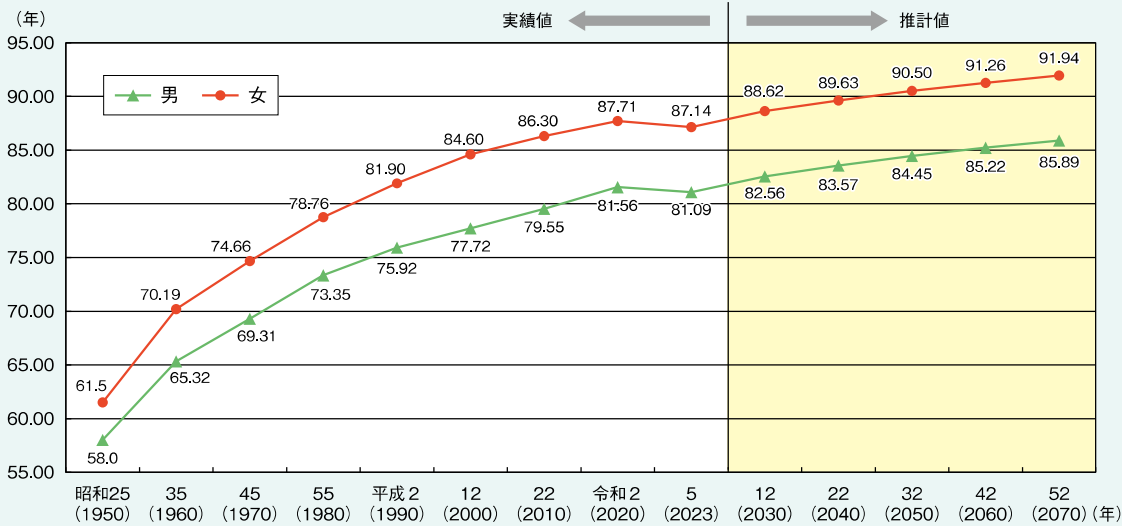
資料：2006年、2010年、2023年は厚生労働省「人口動態統計」による出生数及び死亡数。2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。いずれも日本における日本人について。

オ 将来の平均寿命は男性 85.89年、女性 91.94年

我が国の平均寿命は、令和5年現在、男性81.09年、女性87.14年となった。今後、男女

とも平均寿命は延びて、令和52年には、男性85.89年、女性91.94年となると見込まれている（図1-1-4）。

図1-1-4 平均寿命の推移と将来推計



資料：1950年、2023年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2020年までは厚生労働省「完全生命表」、2030年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の死亡中位仮定。
 (注) 1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

2 高齢化の国際的動向

(1) 世界の高齢化は急速に進展

令和2（2020）年の世界の総人口は78億8,700万人であり、令和42（2060）年には99億8,923万人になると見込まれている。

世界の総人口に占める65歳以上の者の割合（高齢化率）は、昭和25（1950）年の5.1%から令和2（2020）年には9.3%に上昇しているが、さらに令和42（2060）年には18.5%にまで上昇するものと見込まれており、今後40年で高齢化が急速に進展することになる。地域別に高齢

化率の今後の推計を見ると、これまで高齢化が進行してきた先進地域はもとより、開発途上地域においても、高齢化が急速に進展すると見込まれている（表1-1-5）。

(2) 我が国は世界で最も高い高齢化率である

我が国と欧米諸国の高齢化率を比較して見ると、我が国の65歳以上人口は平成2（1990）年までは下位であったが、平成17（2005）年には最も高い水準となり、今後も高水準が続くと見込まれている（図1-1-6）。

表1-1-5 世界人口の動向等

	昭和25(1950)年	令和2(2020)年	令和42(2060)年 ※中位推計
総人口	2,493,093 千人	7,887,001 千人	9,989,232 千人
65歳以上人口	126,319 千人	737,325 千人	1,851,539 千人
先進地域	61,754 千人	245,953 千人	358,050 千人
開発途上地域	64,565 千人	491,372 千人	1,493,489 千人
75歳以上人口	38,039 千人	276,286 千人	904,045 千人
先進地域	19,684 千人	110,385 千人	210,726 千人
開発途上地域	18,355 千人	165,901 千人	693,318 千人
85歳以上人口	5,234 千人	65,740 千人	289,186 千人
先進地域	2,902 千人	32,094 千人	82,866 千人
開発途上地域	2,332 千人	33,646 千人	206,320 千人
65歳以上人口比率	5.1 %	9.3 %	18.5 %
先進地域	7.6 %	19.1 %	28.6 %
開発途上地域	3.8 %	7.4 %	17.1 %
75歳以上人口比率	1.5 %	3.5 %	9.1 %
先進地域	2.4 %	8.6 %	16.8 %
開発途上地域	1.1 %	2.5 %	7.9 %
85歳以上人口比率	0.2 %	0.8 %	2.9 %
先進地域	0.4 %	2.5 %	6.6 %
開発途上地域	0.1 %	0.5 %	2.4 %
平均寿命(男性)	44.5 年	69.3 年	75.8 年
同(女性)	48.4 年	74.7 年	80.4 年
合計特殊出生率	4.85	2.32	2.03

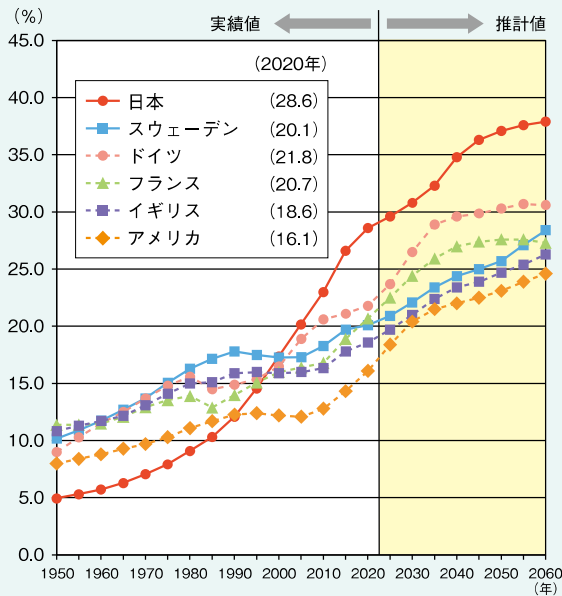
資料：UN, World Population Prospects : The 2024 Revision

(注) 先進地域とは、ヨーロッパ、北部アメリカ、日本、オーストラリア及びニュージーランドからなる地域をいう。

開発途上地域とは、アフリカ、アジア(日本を除く)、中南米、メラネシア、ミクロネシア及びポリネシアからなる地域をいう。

図1-1-6 世界の各年代別高齢者割合及び推移

1. 欧米(65歳以上人口)



2. アジア(65歳以上人口)

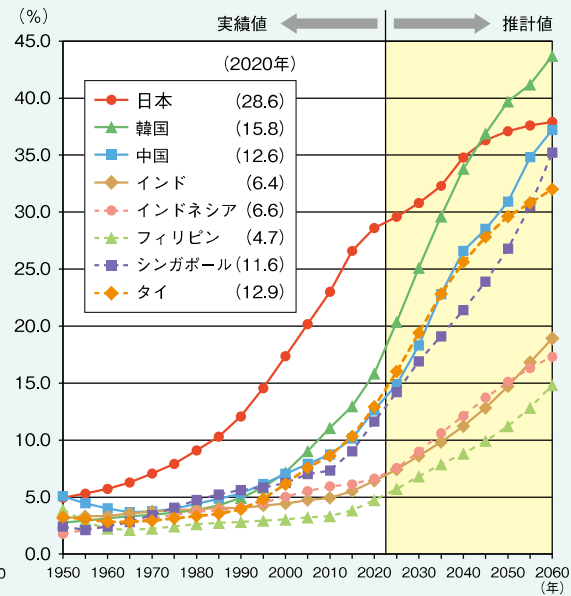
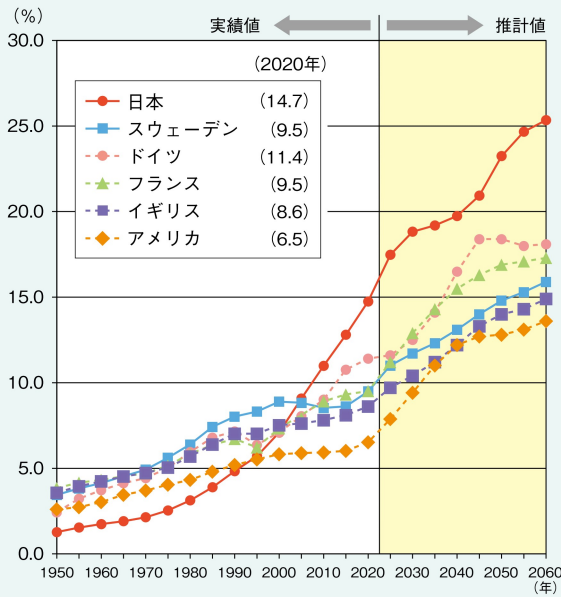
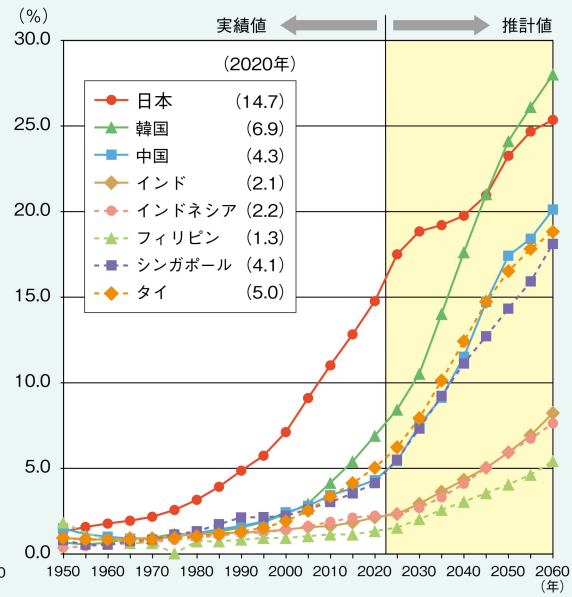


図1-1-6 世界の各年代別高齢者割合及び推移（続き）

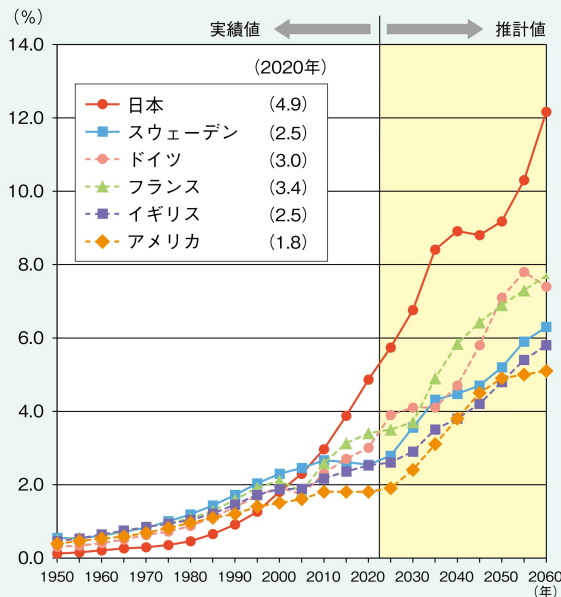
1. 欧米（75歳以上人口）



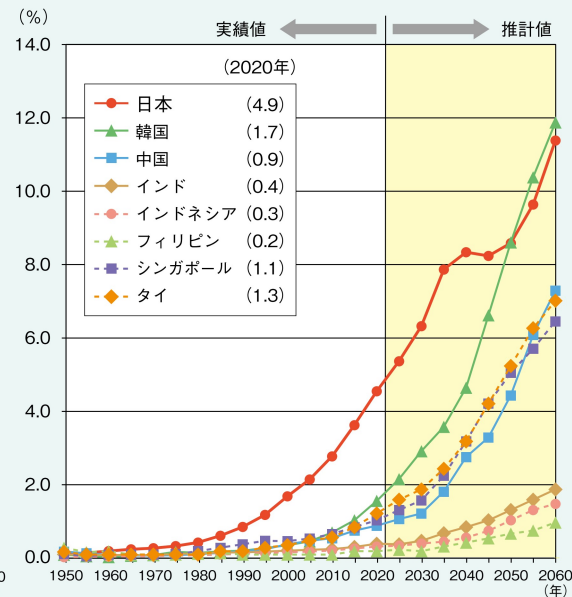
2. アジア（75歳以上人口）



1. 欧米（85歳以上人口）



2. アジア（85歳以上人口）

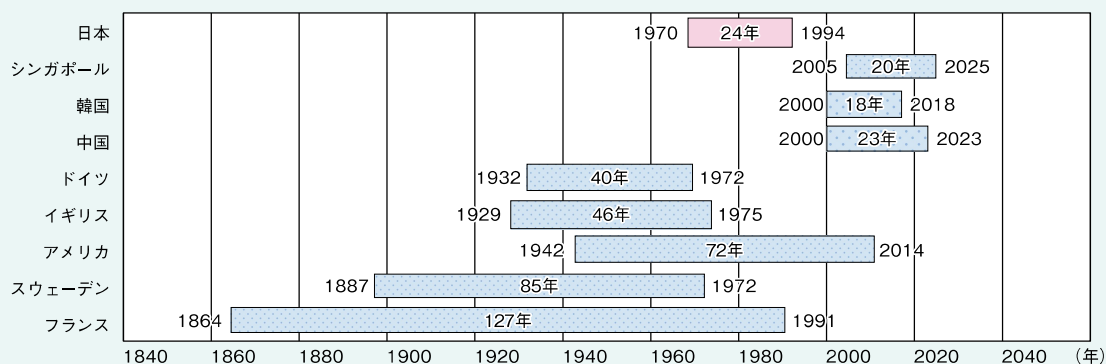


資料：UN, *World Population Prospects: The 2024 Revision*
 ただし日本は、2020年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果による。

高齢化の速度について、高齢化率が7%を超えてからその倍の14%に達するまでの所要年数（倍加年数）によって比較すると、フランスが127年、スウェーデンが85年、アメリカが72年、比較的短いイギリスが46年、ドイツが40年であるのに対し、我が国は、昭和45

(1970)年に7%を超えると、その24年後の平成6(1994)年には14%に達した。一方、アジア諸国に目を移すと、韓国が18年、シンガポールが20年など、今後、一部の国でも我が国を上回るスピードで高齢化が進むことが考えられる(図1-1-7)。

図1-1-7 主要国における高齢化率が7%から14%へ達するまでの所要年数



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」(2025)

(注) 1950年以前はUN, The Aging of Population and Its Economic and Social Implications (Population Studies, No.26, 1956) および Demographic Yearbook、1950年以降はUN, World Population Prospects: The 2024 Revision (中位推計)による。ただし、日本は総務省統計局「国勢調査報告」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(令和5年推計)による(「出生中位(死亡中位)」推計値)。1950年以前は既知年次のデータを基に補間推計したものである。

3 家族と世帯

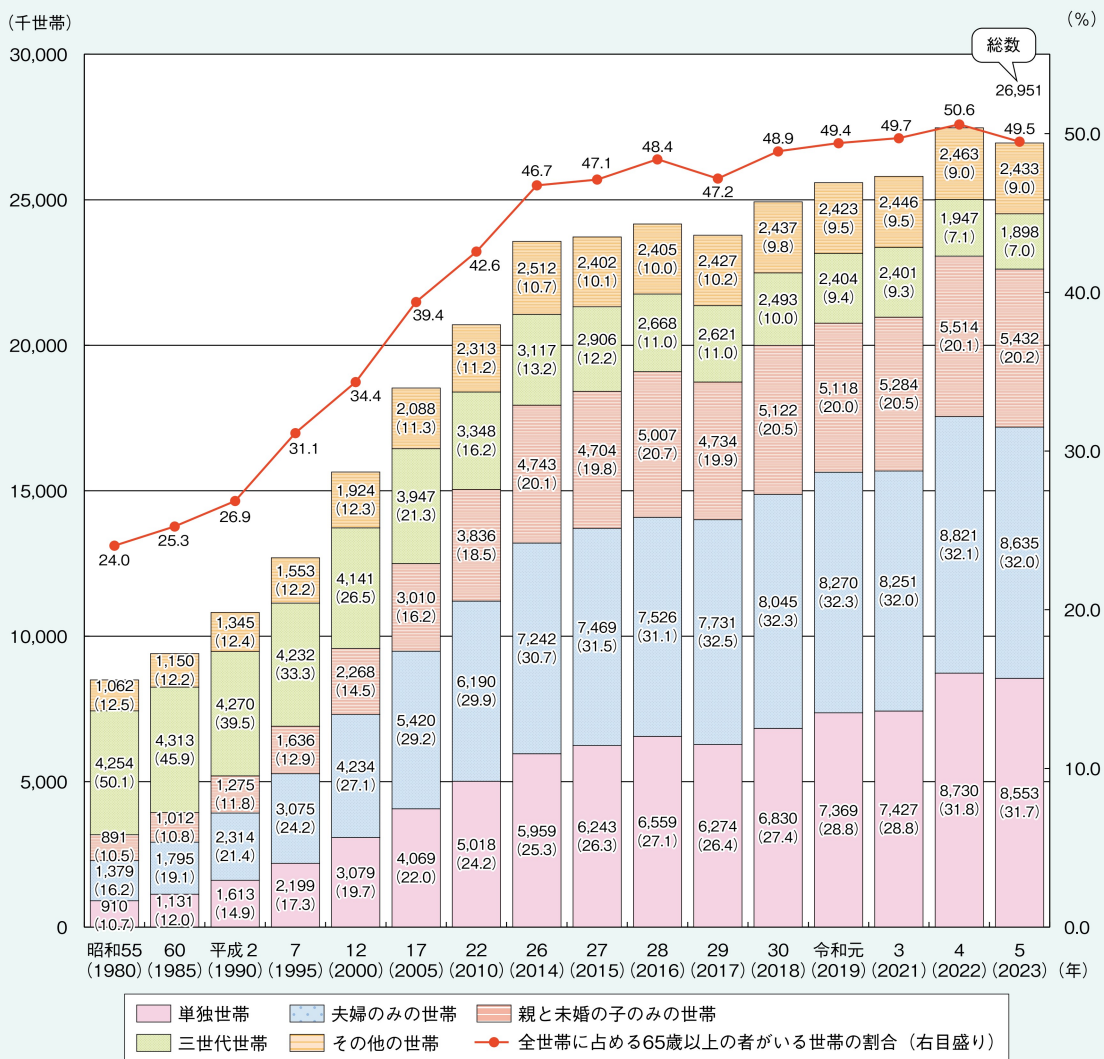
(1) 65歳以上の者のいる世帯は全世帯の約半数

65歳以上の者のいる世帯について見ると、令和5年現在、世帯数は2,695万1千世帯と、全

世帯(5,445万2千世帯)の49.5%を占めている。

昭和55年では世帯構造の中で三世帯世帯の割合が一番多く、全体の半数を占めていたが、令和5年では夫婦のみの世帯及び単独世帯がそれぞれ約3割を占めている(図1-1-8)。

図1-1-8 65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合(世帯構造別)と全世帯に占める65歳以上の者がいる世帯の割合



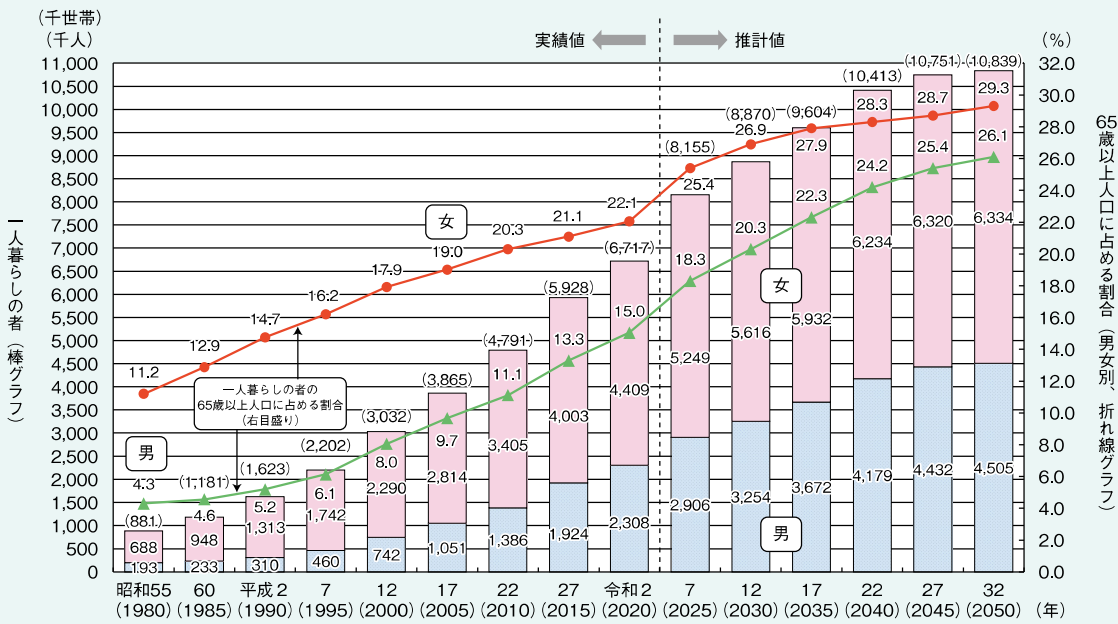
資料：昭和60年以前の数値は厚生省「厚生行政基礎調査」、昭和61年以降の数値は厚生省／厚生労働省「国民生活基礎調査」による。
 (注1) 平成7年の数値は兵庫県を除いたもの、平成28年の数値は熊本県を除いたものである。
 (注2) () 内の数字は、65歳以上の者のいる世帯総数に占める割合(%)。
 (注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。
 (注4) 令和2年は調査中止。

(2) 65歳以上の一人暮らしの者は増加

65歳以上の一人暮らしの者は男女ともに増加しており、昭和55年には65歳以上の男女それぞれの人口に占める割合は男性4.3%、女性

11.2%であったが、令和2年には男性15.0%、女性22.1%となり、令和32年には男性26.1%、女性29.3%となると見込まれている（図1-1-9）。

図1-1-9 65歳以上の一人暮らしの者の動向



資料：令和2年までは総務省「国勢調査」による人数、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（令和6（2024）年推計）による世帯数
 (注1)「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」又は「一般世帯（1人）」のことを指す。
 (注2)棒グラフ上の（ ）内は65歳以上の一人暮らしの者の男女計。
 (注3)四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。
 (注4)2020年以前は家族類型不詳等を除いた値、2025年以降は家族類型不詳等をあん分した値にそれぞれ基づく。

4 地域別に見た高齢化

令和6年現在の高齢化率は、最も高い秋田県で39.5%、最も低い東京都で22.7%となっている。今後、高齢化率は、全ての都道府県で上昇し、令和32年には、最も高い秋田県では49.9%となり、最も低い東京都でも、29.6%に達すると

見込まれている。また、首都圏を見ると、令和32年には、埼玉県の高齢化率は、令和6年の27.5%から8.0ポイント上昇し35.5%に、同じく神奈川県では26.0%から9.0ポイント上昇し35.0%になると見込まれるなど、今後、我が国の高齢化は、大都市圏を含めて全国的な広がりを見ることとなる（表1-1-10）。

表1-1-10 都道府県別高齢化率の推移

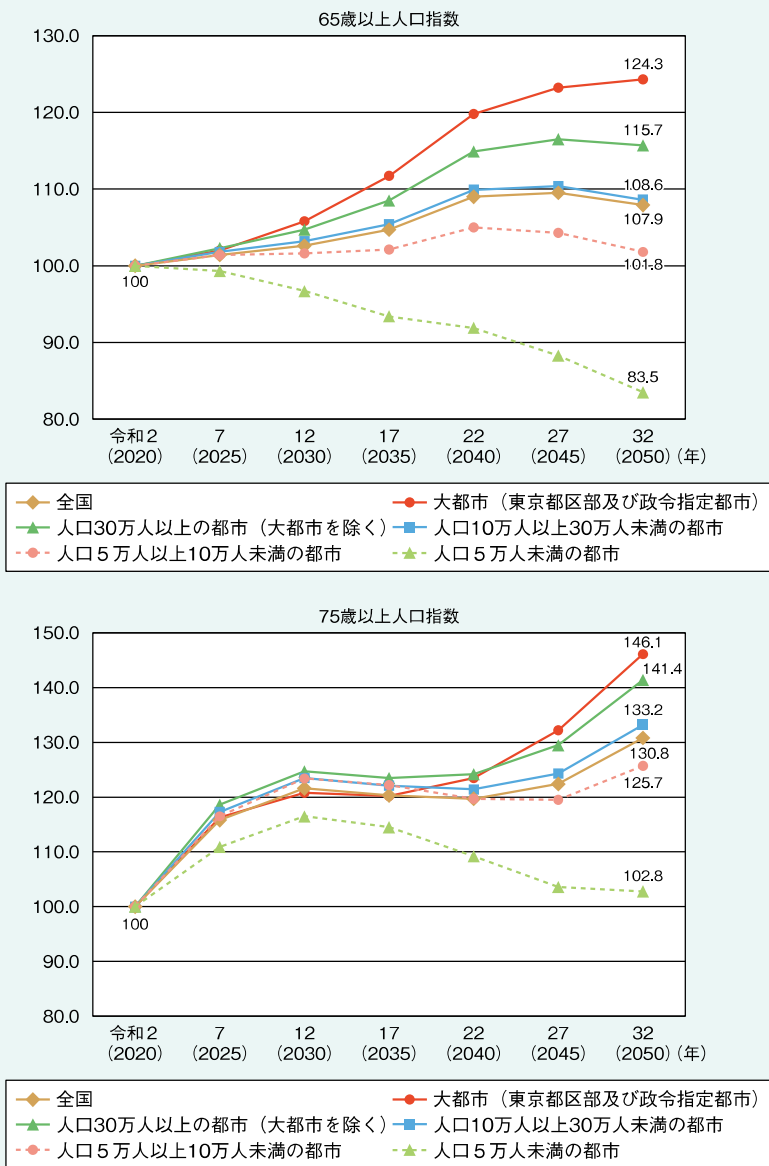
	令和6（2024）年				令和32（2050）年		高齢化率の 伸び （ポイント）	
	総人口 （千人）	65歳以上 人口（千人）	75歳以上 人口（千人）	65歳以上 人口割合（%）	75歳以上 人口割合（%）	65歳以上 人口割合（%）		75歳以上 人口割合（%）
北海道	5,043	1,677	945	33.3	18.7	42.6	27.2	9.3
青森県	1,165	416	227	35.7	19.5	48.4	31.1	12.7
岩手県	1,145	405	225	35.4	19.7	45.9	29.1	10.5
宮城県	2,248	665	357	29.6	15.9	39.4	24.0	9.8
秋田県	897	354	198	39.5	22.0	49.9	32.2	10.4
山形県	1,011	360	199	35.6	19.6	44.3	28.1	8.7
福島県	1,743	587	311	33.7	17.9	44.2	27.8	10.5
茨城県	2,806	866	477	30.9	17.0	40.0	25.2	9.1
栃木県	1,885	575	309	30.5	16.4	39.6	24.8	9.1
群馬県	1,890	588	333	31.1	17.6	40.0	25.5	8.9
埼玉県	7,332	2,018	1,164	27.5	15.9	35.5	22.1	8.0
千葉県	6,251	1,759	1,020	28.1	16.3	35.5	22.0	7.4
東京都	14,178	3,215	1,876	22.7	13.2	29.6	17.5	6.9
神奈川県	9,225	2,400	1,408	26.0	15.3	35.0	22.1	9.0
新潟県	2,099	717	402	34.2	19.2	43.2	27.3	9.0
富山県	997	331	197	33.2	19.7	41.4	26.6	8.2
石川県	1,098	337	196	30.7	17.9	38.3	24.5	7.6
福井県	739	235	133	31.8	18.0	40.3	25.5	8.5
山梨県	791	253	143	32.0	18.0	41.7	27.2	9.7
長野県	1,987	654	385	32.9	19.4	41.6	26.9	8.7
岐阜県	1,916	602	348	31.4	18.1	40.6	25.9	9.2
静岡県	3,527	1,101	629	31.2	17.8	39.6	25.2	8.4
愛知県	7,460	1,928	1,121	25.8	15.0	34.5	21.4	8.7
三重県	1,711	529	305	30.9	17.8	39.6	25.3	8.7
滋賀県	1,402	382	215	27.3	15.3	36.7	22.8	9.4
京都府	2,520	752	453	29.8	18.0	38.5	24.6	8.7
大阪府	8,757	2,418	1,458	27.6	16.7	36.6	23.2	9.0
兵庫県	5,337	1,611	941	30.2	17.6	39.5	25.3	9.3
奈良県	1,285	423	249	32.9	19.4	43.3	28.6	10.4
和歌山県	880	303	177	34.5	20.1	43.7	28.5	9.2
鳥取県	531	179	100	33.7	18.9	40.9	25.6	7.2
島根県	642	226	131	35.2	20.4	39.7	24.8	4.5
岡山県	1,831	571	337	31.2	18.4	37.8	23.8	6.6
広島県	2,714	824	482	30.4	17.8	37.4	23.6	7.0
山口県	1,281	455	267	35.5	20.9	42.3	27.0	6.8
徳島県	685	245	138	35.7	20.2	44.8	28.8	9.1
香川県	917	301	175	32.8	19.1	39.7	24.9	6.9
愛媛県	1,276	440	252	34.5	19.7	43.0	27.4	8.5
高知県	656	240	142	36.6	21.6	45.6	29.5	9.0
福岡県	5,092	1,456	811	28.6	15.9	35.1	21.3	6.5
佐賀県	788	252	137	32.0	17.3	39.3	24.4	7.3
長崎県	1,252	434	238	34.7	19.0	43.4	27.9	8.7
熊本県	1,697	553	306	32.6	18.0	38.8	24.3	6.2
大分県	1,085	374	213	34.4	19.6	40.5	25.5	6.1
宮崎県	1,033	351	193	33.9	18.7	40.8	25.6	6.9
鹿児島県	1,532	524	282	34.2	18.4	41.2	25.8	7.0
沖縄県	1,466	355	172	24.2	11.7	33.6	20.4	9.4

資料：令和6年は総務省「人口推計」、令和32年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

さらに、令和2年を基準年として、都市規模別に65歳以上人口の推移を見ると、人口5万人未満の都市以外では65歳以上人口は増加し、令和27年以降、大都市以外で減少する見込み

となっている。また、75歳以上人口の推移を見ると、人口5万人未満の都市以外では上昇傾向となっている（図1-1-11）。

図1-1-11 都市規模別にみた65歳以上人口指数（令和2（2020）年＝100）の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」より内閣府作成
 (注1) 各カテゴリーごとに総計を求め、令和2（2020）年の人口を100とし、各年の人口を指数化した。
 (注2) 福島県「浜通り地域」（いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の13市町村を含む地域）のデータは含まれていない。

5 高齢化の要因

高齢化の要因は大きく分けて、①年齢調整死亡率の低下による65歳以上人口の増加、②少子化の進行による若年人口の減少、の2つである。

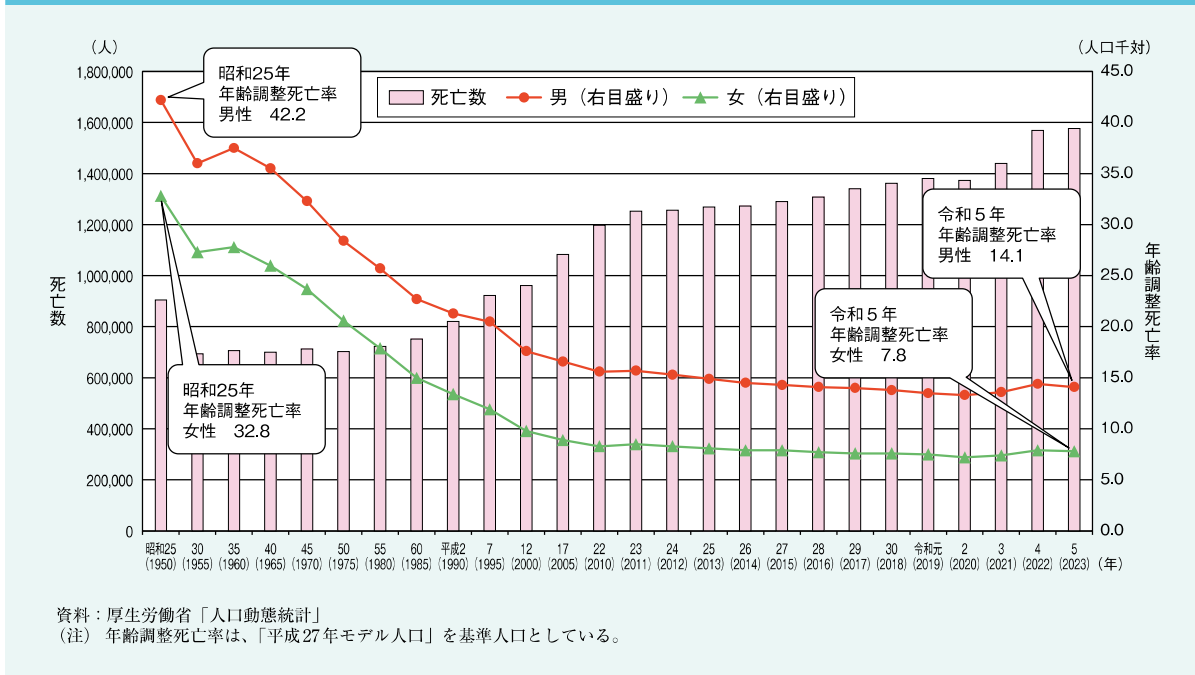
(1) 年齢調整死亡率^(注1)の低下による65歳以上人口の増加

65歳以上人口の増加に伴い、死亡者の実数は増加傾向にあるが、人口の年齢構成に変化がないと仮定した場合の年齢調整死亡率は低下傾向にある。戦後、我が国では、生活環境や食生

活・栄養状態の改善、医療技術の進歩等により、年齢調整死亡率が大幅に低下し、昭和25年の男性42.2、女性32.8から、令和5年には男性14.1、女性7.8になった(図1-1-12)。

(注1) 死亡数を人口で除した通常の死亡率(以下「粗死亡率」という。)は、高齢者の多い集団では高くなる。人口の年齢構成は毎年変化するので、粗死亡率は年次比較には適さない。そこで、人口の年齢構成が毎年一定であると仮定して(これを「基準人口」という。)死亡率を算出したのが、年齢調整死亡率である。計算方法は以下のとおり。
 年齢調整死亡率 = $\frac{[\text{観察集団の各年齢(年齢階級)の死亡率}] \times [\text{基準人口集団のその年齢(年齢階級)の人口}]}{[\text{各年齢(年齢階級)の総和} / \text{基準人口集団の総数}]}$ (通例人口千人当たりで表示)

図1-1-12 死亡数及び年齢調整死亡率の推移



(2) 少子化の進行による若年人口の減少

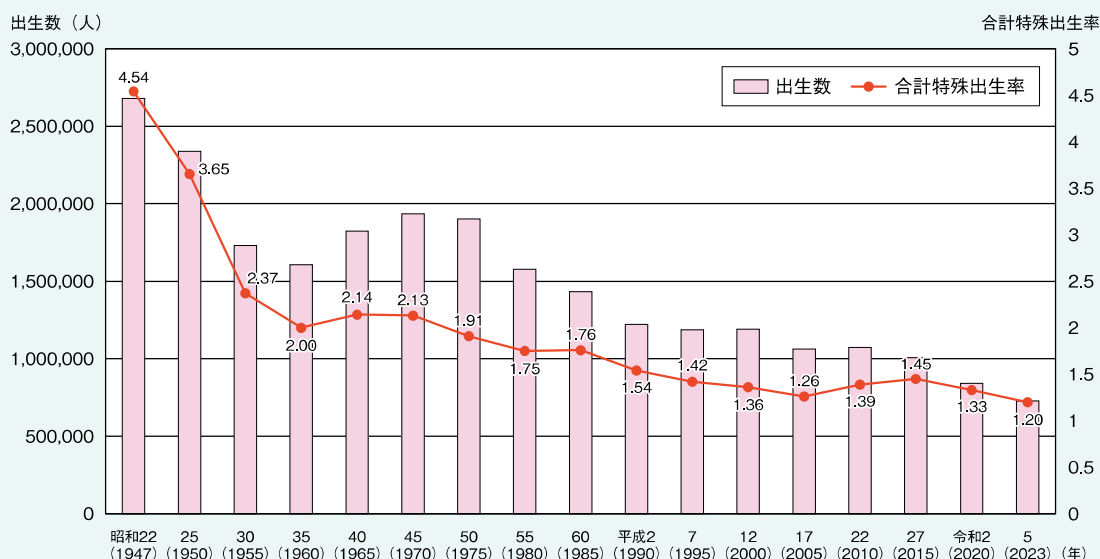
我が国の戦後の出生状況の推移を見ると、出生数は、第1次ベビーブーム（昭和22～24年。この間の出生数805万7,054人）、第2次ベビーブーム（昭和46～49年。この間の出生数816万1,627人）の2つのピークの後には減少傾向にある。令和5年の出生数は72万7,288人、出生率（人口千人当たりの出生数）は6.0となり、出生数は前年の77万7,599人より4万3,471人減少した。

また、合計特殊出生率（その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出

生率で一生の間に生むとしたときの子供の数に相当する。）は、第1次ベビーブーム以降急速に低下し、昭和31年に2.22となった後、しばらくは人口置換水準^(注2)前後で推移してきたが、昭和50年に1.91と2.00を下回り、平成5年に1.46と1.50を下回った。その後も低下傾向は続いたが、平成18年以降いったん上昇傾向となり、平成27年には1.45となった。それ以降再び低下傾向となり、令和5年は1.20と過去最低を記録した（図1-1-13）。

(注2) 人口を長期的に維持するために必要な水準で近年は2.06～2.07で推移している。

図1-1-13 出生数及び合計特殊出生率の推移



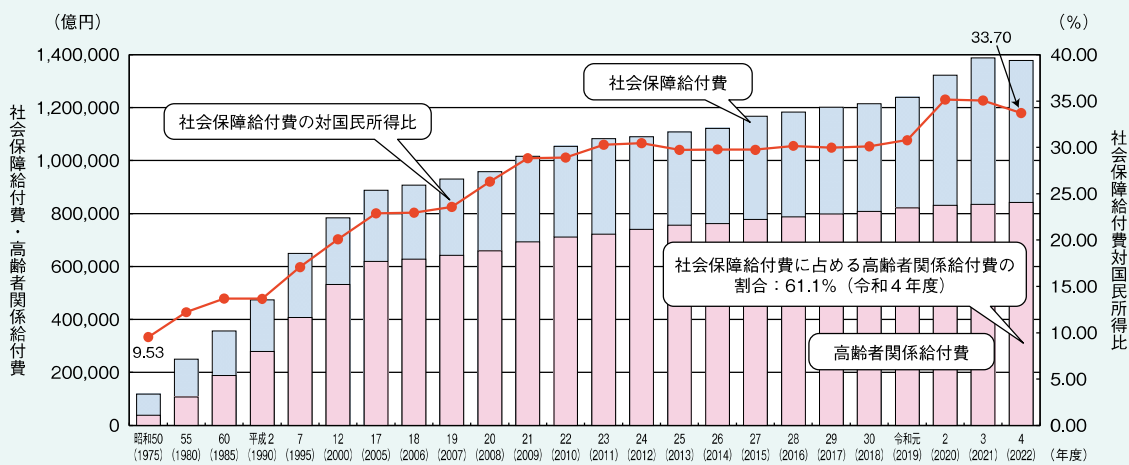
資料：厚生労働省「人口動態統計」より内閣府作成

6 高齢化の社会保障給付費に対する影響

社会保障給付費（年金・医療・福祉その他を合わせた額）全体について見ると、令和4年度は137兆8,337億円となり前年度から減少した。また、国民所得に占める割合は33.70%（前年度比1.35ポイント減）となった。社会保障給付費のうち、高齢者関係給付費（年金保険給付費

等、高齢者医療給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせた額）について見ると、令和4年度は84兆2,234億円となり、前年度の83兆4,322億円から7,913億円増加した。なお、社会保障給付費に占める割合は61.1%で、前年度から1.0ポイント増加となっている（図1-1-14）。

図1-1-14 社会保障給付費の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「令和4年度社会保障費用統計」

(注1) 高齢者関係給付費とは、年金保険給付費等、高齢者医療給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせたもので昭和48年度から集計。

(注2) 高齢者医療給付費は、平成19年度までは旧老人保健制度からの医療給付額、平成20年度から平成29年度までは後期高齢者医療制度からの医療給付額及び旧老人保健制度からの医療給付額、平成30年度は後期高齢者医療制度からの医療給付額が含まれている。

第2節 高齢期の暮らしの動向

1 就業・所得

(1) 労働力人口に占める65歳以上の者の比率は上昇傾向

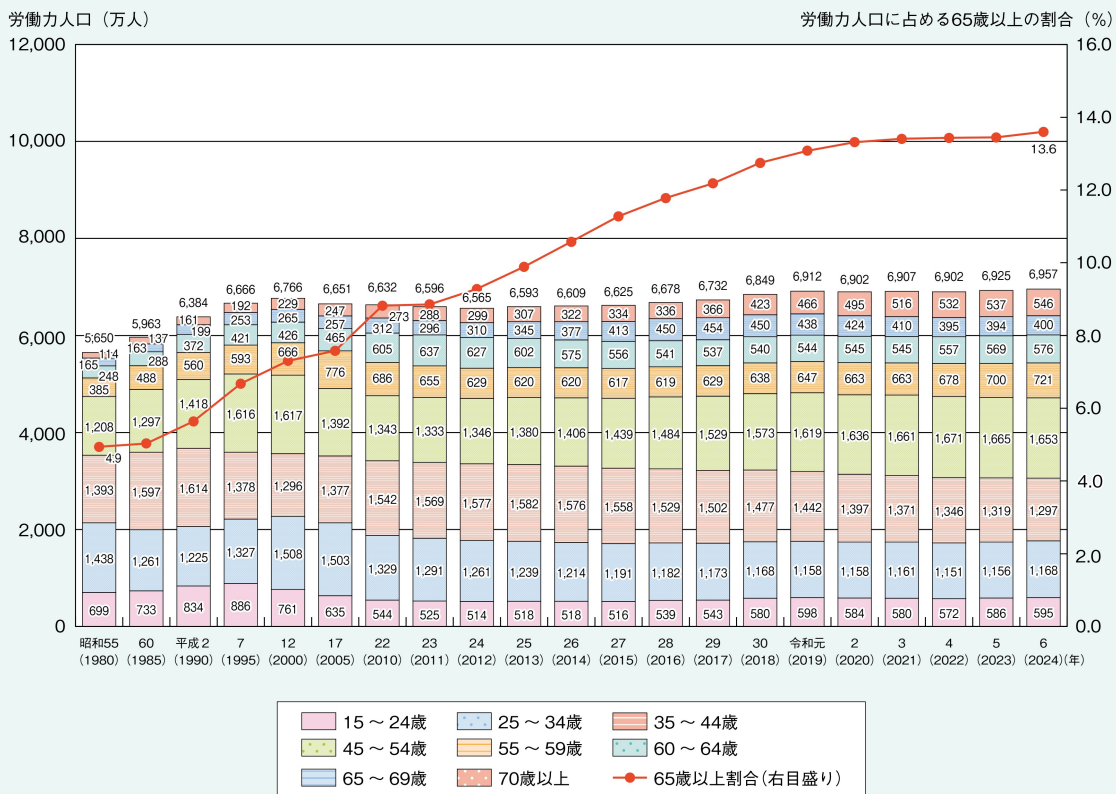
令和6年の労働力人口は、6,957万人であった。労働力人口のうち65～69歳の者は400万人、70歳以上の者は546万人であり、労働力人口総数に占める65歳以上の者の割合は13.6%と長期的には上昇傾向にある（図1-2-1-1）。

また、令和6年の労働力人口比率を見ると、65～69歳では54.9%、70～74歳では35.6%と

なっており、いずれも上昇傾向である。75歳以上は12.2%となり、平成27年以降上昇している（図1-2-1-2）。

雇用情勢について、完全失業率を見ると、60～64歳では、平成23年以降低下傾向にあったが、令和3年は、前年からの新型コロナウイルス感染症の影響により3.1%に上昇し、令和6年は2.8%となった。また、65～69歳では、令和3年の2.7%から令和6年は2.5%へ、70歳以上では、令和3年の1.2%から令和6年は1.1%へそれぞれ低下した。（図1-2-1-3）。

図1-2-1-1 労働力人口の推移



資料：総務省「労働力調査」

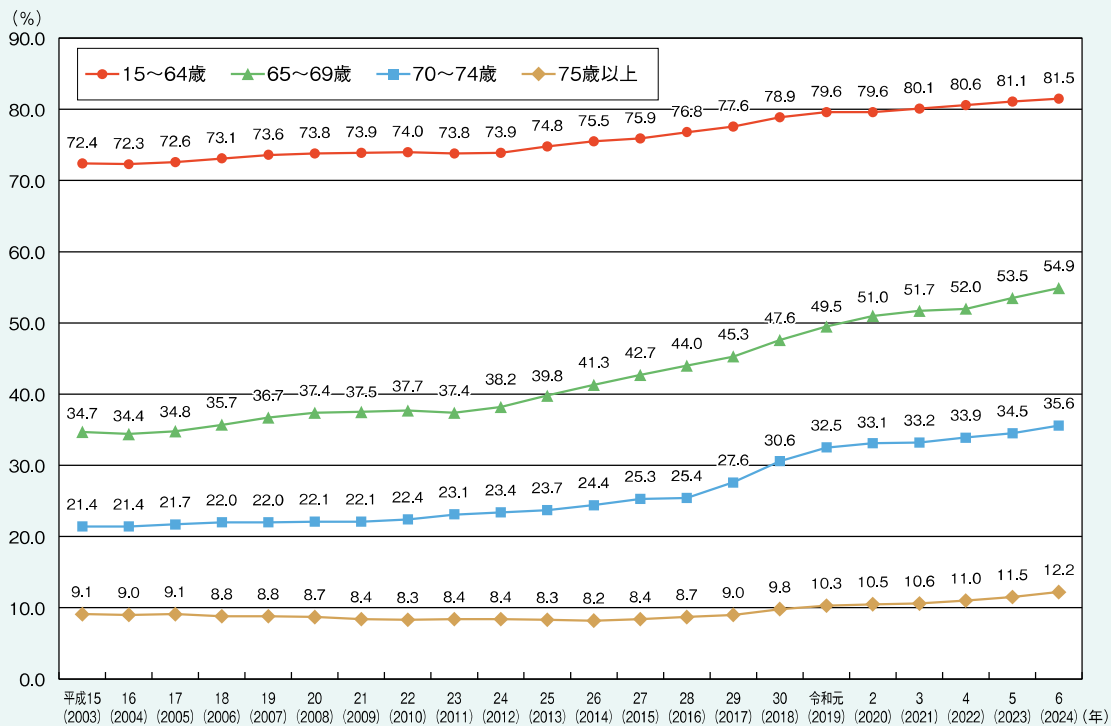
(注1) 年平均の値

(注2) 「労働力人口」とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたものをいう。

(注3) 平成23年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。

(注4) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

図1-2-1-2 労働力人口比率の推移



資料：総務省「労働力調査」

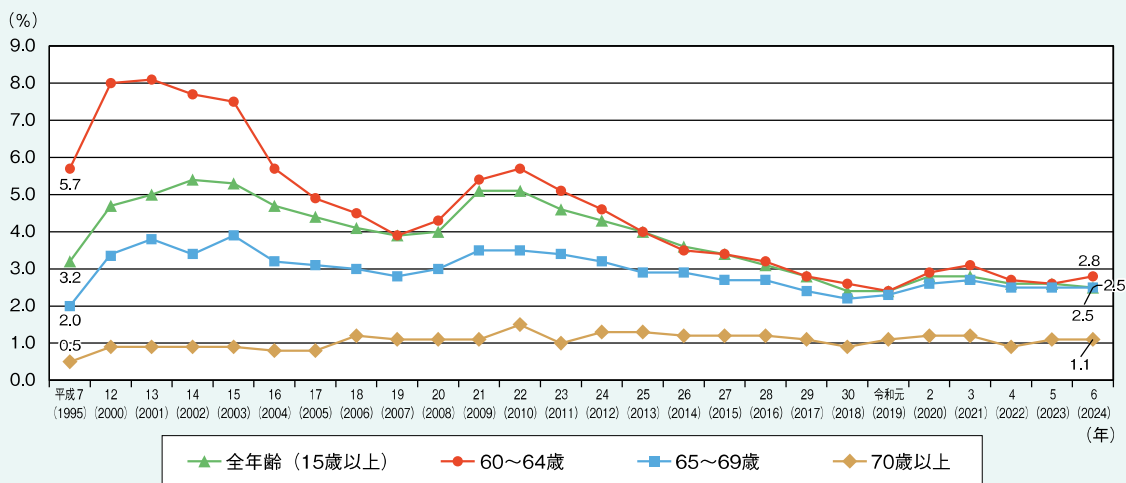
(注1) 年平均の値

(注2) 「労働力人口」とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたものをいう。

「労働力人口比率」とは、15歳以上人口に占める「労働力人口」の割合。

(注3) 平成23年は、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、15～64歳及び65～69歳については補完的に推計した値を、70～74歳及び75歳以上については、3県を除いた値を用いている。

図1-2-1-3 完全失業率の推移



資料：総務省「労働力調査」

(注1) 年平均の値

(注2) 平成23年は岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となったため、補完的に推計した値を用いている。

(2) 就業状況

ア 就業者数及び就業率は上昇している

65歳以上の就業者数及び就業率は上昇しており、特に65歳以上の就業者数を見ると21年連続で前年を上回っている。また、就業率については10年前の平成26年と比較して65～69歳で13.5ポイント、70～74歳で11.1ポイント、75歳以上で3.9ポイントそれぞれ伸びている（図1-2-1-4）。

イ 「医療、福祉」の65歳以上の就業者は10年前の約2.3倍に増加

令和6年における65歳以上の就業者を主な産業別に見ると、「卸売業、小売業」が133万人と最も多く、次いで「医療、福祉」が115万人、「サービス業（他に分類されないもの）」が104万人、「農業、林業」が93万人などとなっている。

令和6年における産業別の65歳以上の就業者を10年前と比較すると、「医療、福祉」が64万人増加し、10年前の約2.3倍となっている。次いで「サービス業（他に分類されないもの）」

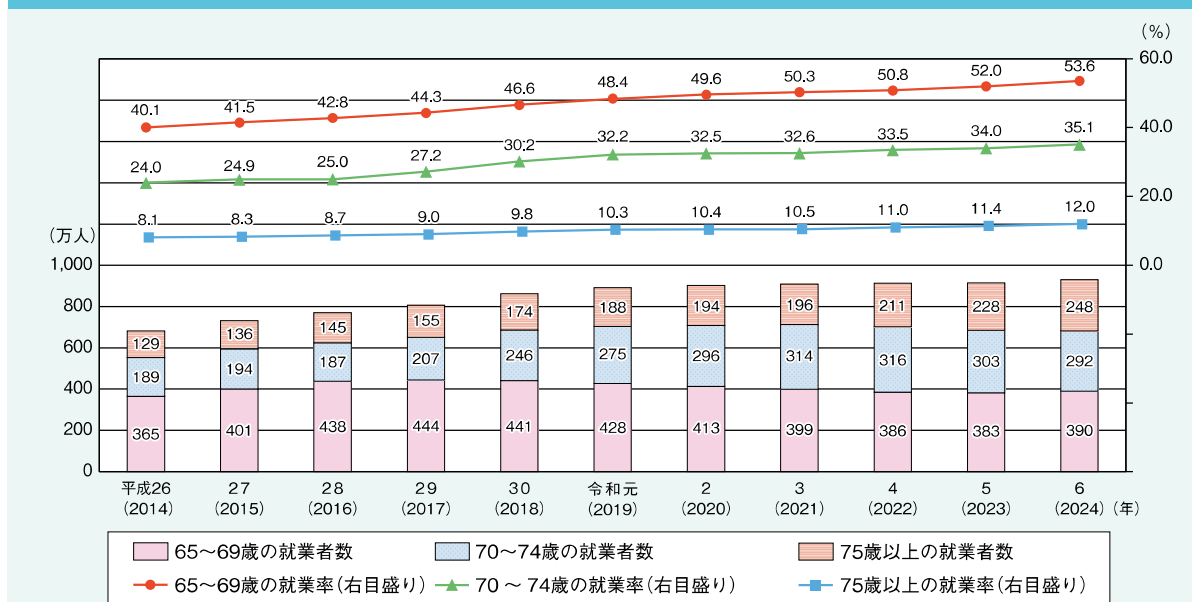
が32万人、「卸売業、小売業」が26万人と、それぞれ増加している。

また、令和6年における各産業の就業者に占める65歳以上の就業者の割合を見ると、「農業、林業」が51.7%と最も高く、次いで「不動産業、物品賃貸業」28.6%、「サービス業（他に分類されないもの）」が22.3%、「生活関連サービス業、娯楽業」が19.6%などとなっている（図1-2-1-5）。

ウ 60代後半の男性の6割以上、女性の4割以上が就業している

男女別に就業状況を見ると、男性の場合、就業者の割合は、60～64歳で84.0%、65～69歳で62.8%となっており、65歳を過ぎても、多くの人が就業している。また、女性の就業者の割合は、60～64歳で65.0%、65～69歳で44.7%となっている。さらに、70～74歳では、男性の就業者の割合は43.8%、女性の就業者の割合は27.3%となっている（図1-2-1-6）。

図1-2-1-4 年齢階級別就業者数及び就業率の推移

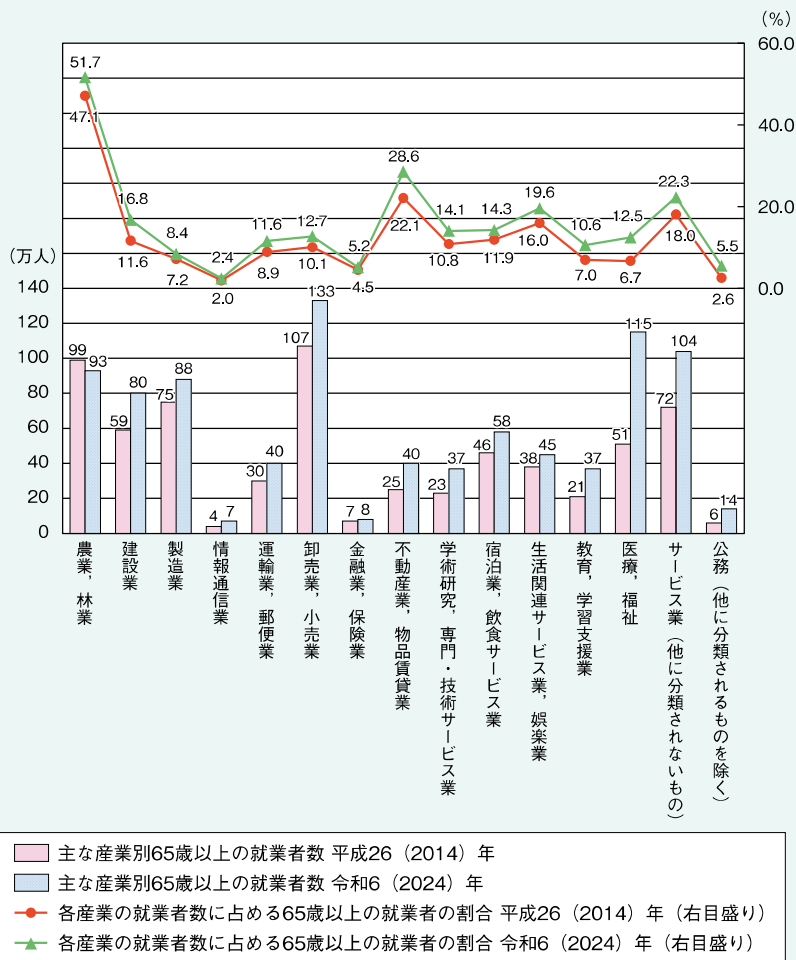


資料：総務省「労働力調査」

(注1)年平均の値

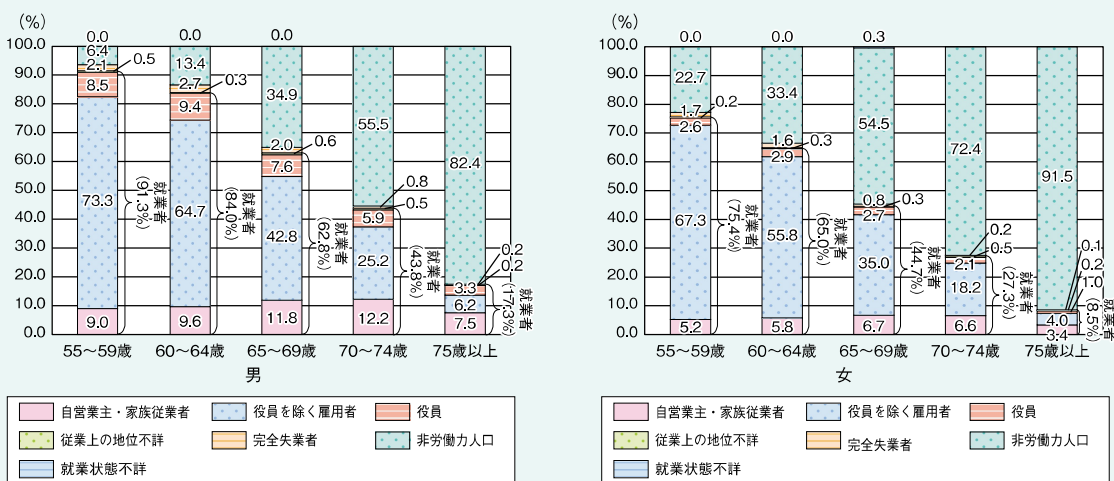
(注2)「年齢階級別就業率」とは、各年齢階級の人口に占める就業者の割合をいう。

図1-2-1-5 主な産業別65歳以上の就業者数及び割合（平成26（2014）年、令和6（2024）年）



資料：総務省「労働力調査」

図1-2-1-6 55歳以上の者の就業状況



資料：総務省「労働力調査」（令和6年）
 (注) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

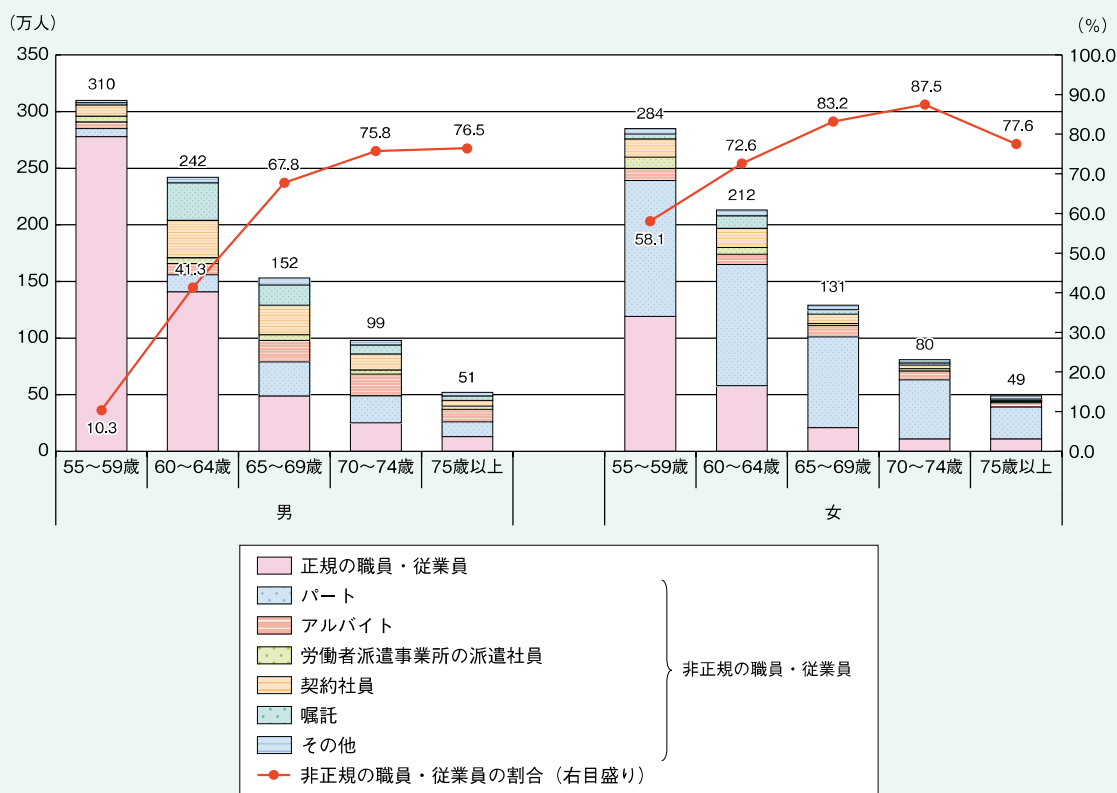
エ 60歳以降に非正規の職員・従業員の比率は上昇

役員を除く雇用者のうち非正規の職員・従業員の比率を男女別に見ると、男性の場合、55～59歳で10.3%であるが、60～64歳で41.3%、65～69歳で67.8%と、60歳を境に大幅に上昇している。また、女性の場合も、55～59歳で58.1%、60～64歳で72.6%、65～69歳で83.2%となっており、男性と比較して、60歳以降においても非正規の職員・従業員の比率はおおむね高い割合となっている（図1-2-1-7）。

オ 現在収入のある仕事をしている60歳以上の者のうち、「働けるうちはいつまでも働きたいと回答した者が約3割

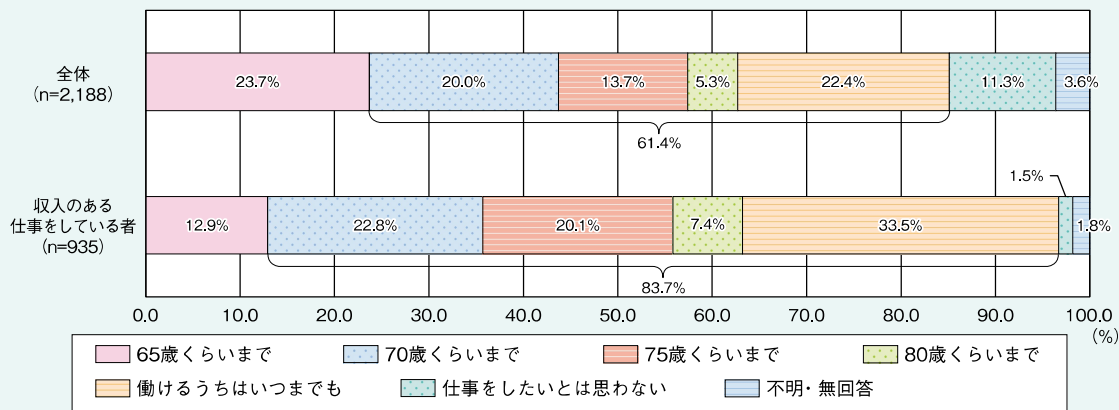
現在収入のある仕事をしている60歳以上の者については約3割が「働けるうちはいつまでも働きたいと回答しており、70歳くらいまで又はそれ以上との回答と合計すれば、約8割が高齢期にも高い就業意欲を持っている様子がうかがえる（図1-2-1-8）。

図1-2-1-7 雇用形態別雇用者及び非正規雇用者率



資料：総務省「労働力調査」（令和6年）
 (注1)年平均の値
 (注2)役員を除く。

図1-2-1-8 何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいか（択一回答）



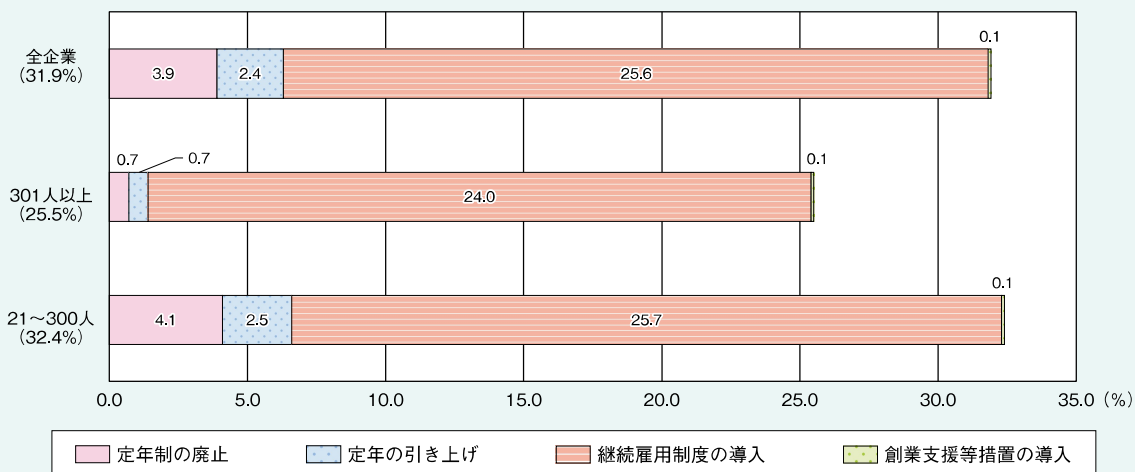
資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」
 (注1) 調査対象は、全国の60歳以上の男女
 (注2) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

カ 70歳までの高齢者就業確保措置を実施している企業は約3割

従業員21人以上の企業23万7,052社のうち、高齢者雇用確保措置を実施済みの企業の割合は99.9% (23万6,920社) となっている。一方で、70歳までの高齢者就業確保措置を実施済みの企業の割合は31.9% (7万5,643社) となっており、従業員301人以上の企業では25.5%と低くなっている (図1-2-1-9)。(注3)

(注3) 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(昭和46年法律第68号) では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」、「定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講ずるよう義務付けている (高齢者雇用確保措置)。また、令和3年4月1日からは70歳までを対象として、従来の雇用による措置や、「継続的に業務委託を締結する制度」、「継続的に社会貢献事業に従事できる制度」という雇用によらない措置を講ずるよう努めることを義務付けている (高齢者就業確保措置)。

図1-2-1-9 70歳までの高齢者就業確保措置を実施済みの企業の内訳



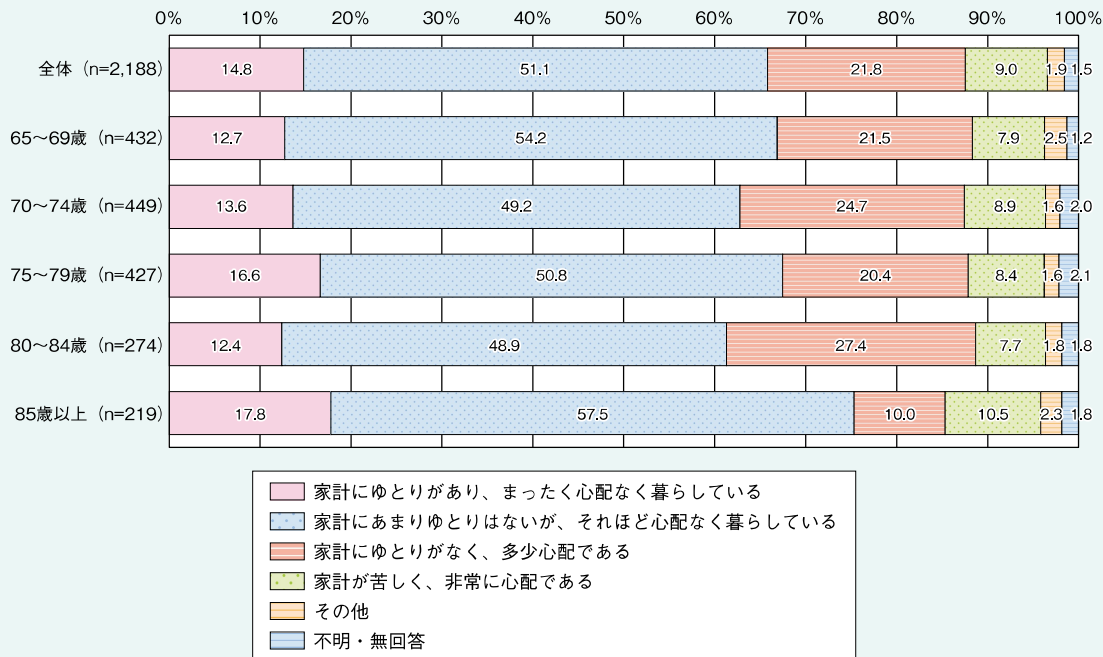
資料：厚生労働省「令和6年『高齢者雇用状況等報告』の集計結果」より内閣府作成
 (注1) 「創業支援等措置の導入」とは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条の2に基づく、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度及び70歳まで継続的に社会貢献事業 (事業主が自ら実施する事業又は事業主が委託、出資 (資金提供) 等する団体が行う事業) に従事できる制度の導入を指す。
 (注2) 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、「創業支援等措置の導入」については、小数点第2位以下を切上げとしている。

(3) 経済的な暮らし向きについて心配がないと感じている60歳以上の者は65.9%

内閣府の調査では、経済的な暮らし向きについて「心配がない」（「家計にゆとりがあり、

まったく心配なく暮らしている」と「家計にあまりゆとりはないが、それほど心配なく暮らしている」の計）と感じている者の割合は全体で65.9%となっている（図1-2-1-10）。

図1-2-1-10 60歳以上の人の経済的な暮らし向き（択一回答）



資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」
 (注) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

(4) 高齢者世帯の所得はその他の世帯平均と比べて低い

高齢者世帯（65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯）の平均所得金額（令和4年の1年間の所得）は304.9万円で、その他の世帯（656.0万円）の約5割となっている。

なお、等価可処分所得^(注4)を平均金額で見ると、高齢者世帯は221.1万円となっており、その他の世帯（325.9万円）の約7割となっている（表1-2-1-11）。

(注4) 等価可処分所得とは、世帯人員数の違いを調整するため、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で

割った所得。生活水準を考えた場合、世帯人員数が少ない方が、生活コストが割高になることを考慮したもの。なお、世帯の可処分所得とは、世帯収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入である。

表1-2-1-11 高齢者世帯の所得

区分	平均所得金額 (平均世帯人員)	平均等価可処分 所得金額
高齢者世帯	304.9万円 (1.54)	221.1万円
その他の世帯	656.0万円 (2.62)	325.9万円
全世帯	524.2万円 (2.22)	295.9万円

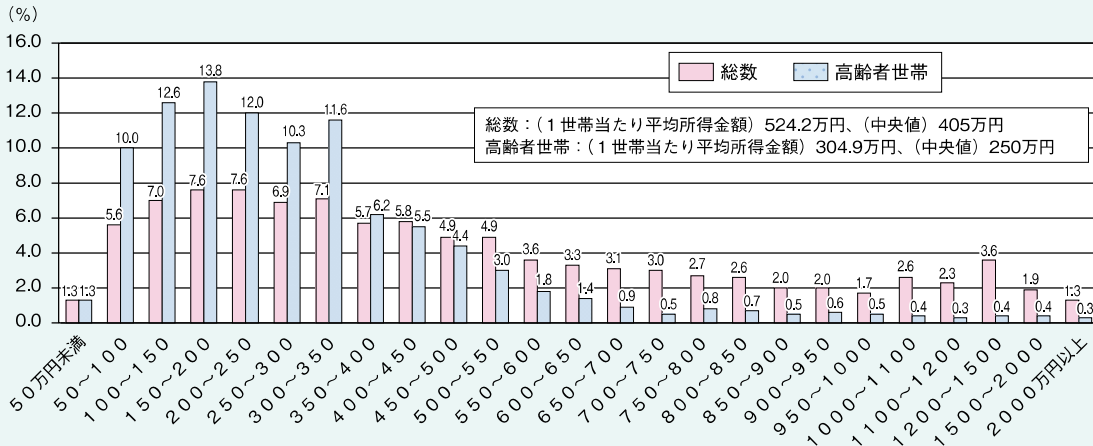
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和5年）（同調査における令和4年1年間の所得）
 (注1) 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
 (注2) その他の世帯とは、全世帯から高齢者世帯と母子世帯を除いた世帯をいう。

また、高齢者世帯の所得階層別分布を見ると、150～200万円が最も多くなっている（図1-2-1-12）。

さらに、公的年金・恩給を受給している高齢

者世帯について、公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合を見ると、公的年金・恩給が家計収入の全てとなっている世帯が41.7%となっている（図1-2-1-13）。

図1-2-1-12 高齢者世帯の所得階層別分布

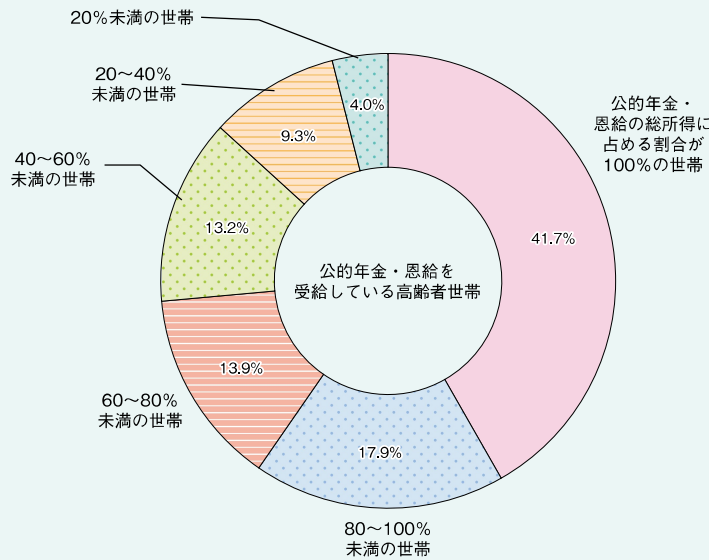


資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和5年)

(注1) 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

(注2) 中央値とは、所得を低いものから高いものへと順に並べて二等分する境界値をいう。

図1-2-1-13 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和5年)

(同調査における令和4年1年間の所得)

(5) 世帯主が65歳以上の世帯の貯蓄現在高の中央値は全世帯の約1.4倍

資産の状況を二人以上の世帯について見ると、世帯主の年齢階級別の家計の貯蓄・負債の全般的状況は、世帯主の年齢階級が高くなるにつれて、1世帯当たりの純貯蓄（貯蓄から負債を差し引いた額）はおおむね増加し、世帯主が60～69歳の世帯及び70歳以上の世帯では、他の年齢階級に比べて大きな純貯蓄を有している。年齢階級が高くなるほど、貯蓄額と持家率が増加する一方、世帯主が30～39歳の世帯をピークに負債額は減少していく（図1-2-1-14）。

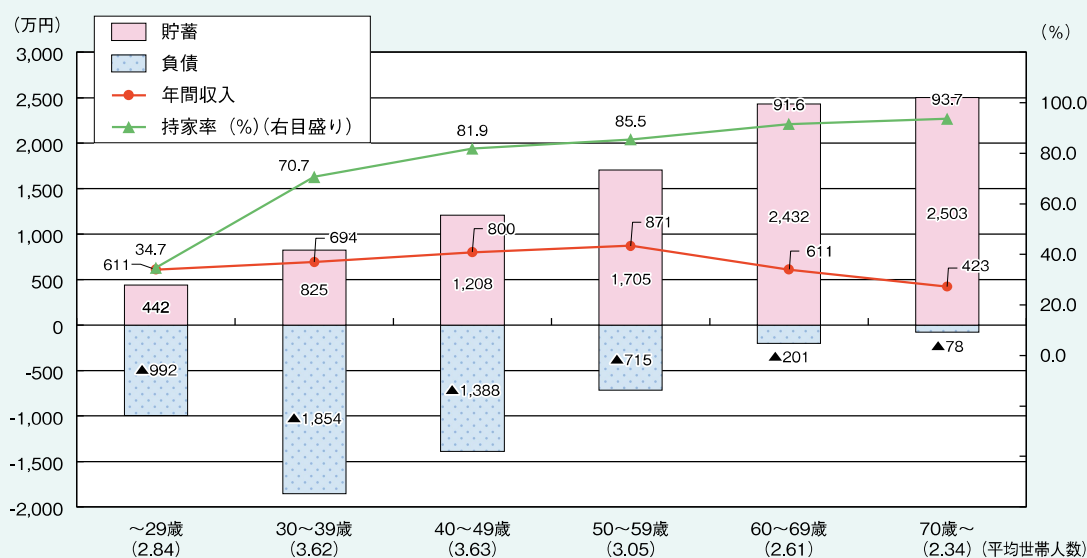
また、二人以上の世帯の貯蓄現在高について、世帯主の年齢が65歳以上の世帯と全世帯の中

央値を比較すると、前者は1,604万円と、後者の1,107万円の約1.4倍となっている。二人以上の世帯の貯蓄現在高階級別の世帯分布を見ると、世帯主の年齢が65歳以上の世帯では、4,000万円以上の貯蓄を有する世帯が18.8%であり、全世帯（12.9%）と比べて高い水準となっている（図1-2-1-15）。

さらに、金融資産の分布状況を世帯主の世代別に見ると、世帯主の年齢が60歳以上の世帯が占める割合が令和元年には63.5%となっている（図1-2-1-16）。

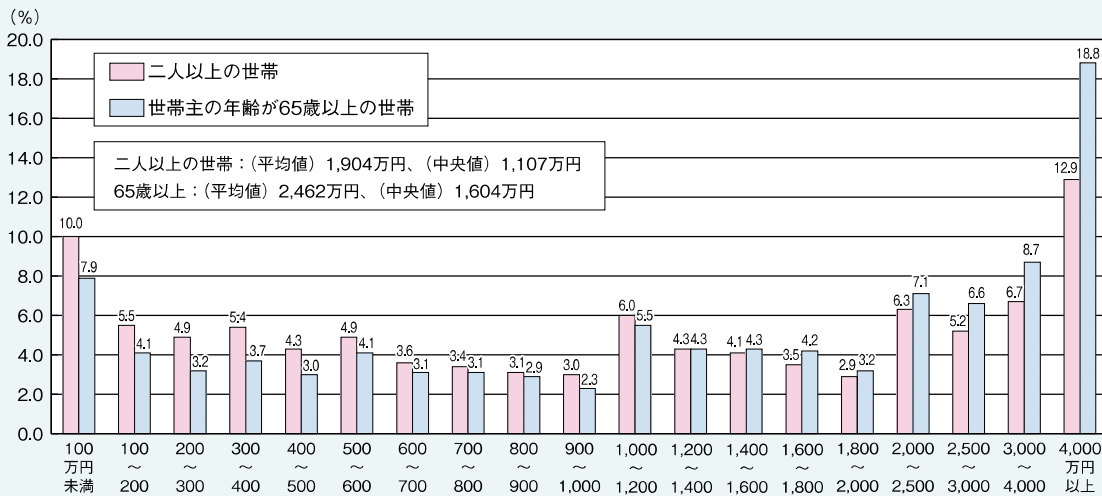
世帯主が65歳以上の金融資産の保有割合を世代別に見ると、いずれの世代も「預貯金」が最も多く、次いで、「生命保険など」、「株式」などとなっている（図1-2-1-17）。

図1-2-1-14 世帯主の年齢階級別1世帯当たりの貯蓄・負債現在高、年間収入、持家率



資料：総務省「家計調査（二人以上の世帯）」（令和5年）

図1-2-1-15 貯蓄現在高階級別世帯分布



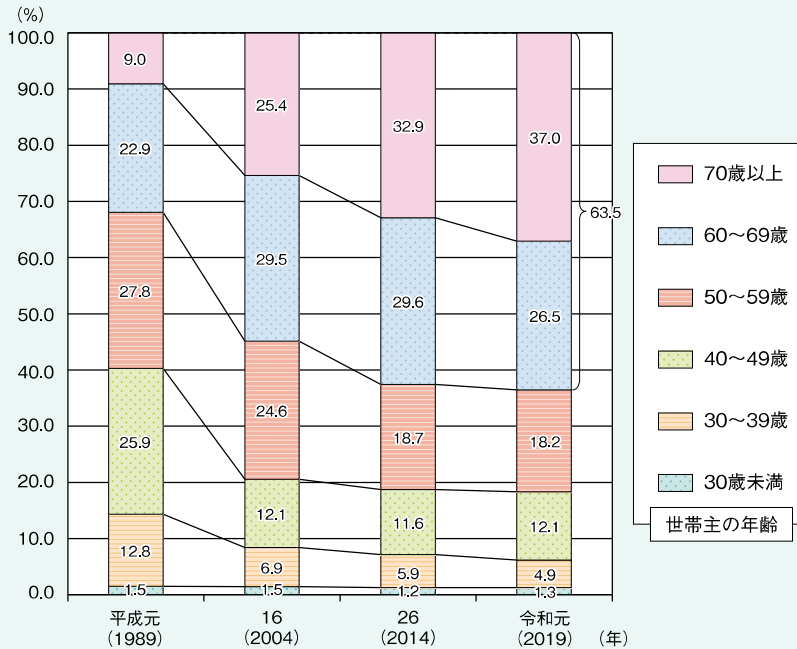
資料：総務省「家計調査（二人以上の世帯）」（令和5年）

(注1) 単身世帯は対象外。

(注2) ゆうちょ銀行、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、銀行及びその他の金融機関（普通銀行等）への預貯金、生命保険及び積立型損害保険の掛金（加入してからの掛金の払込総額）並びに株式、債券、投資信託、金銭信託などの有価証券（株式及び投資信託については調査時点の時価、債券及び貸付信託・金銭信託については額面）といった金融機関への貯蓄と、社内預金、勤め先の共済組合などの金融機関外への貯蓄の合計。

(注3) 中央値とは、貯蓄現在高が「0」の世帯を除いた世帯を貯蓄現在高の低い方から順番に並べたときに、ちょうど中央に位置する世帯の貯蓄現在高をいう。

図1-2-1-16 世代別金融資産分布状況



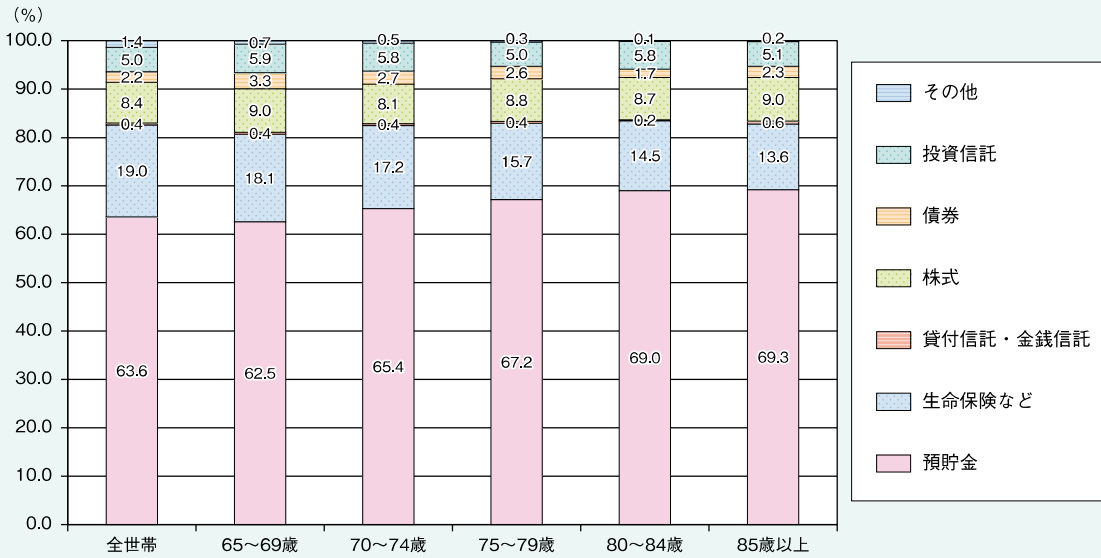
資料：総務省「全国家計構造調査」より内閣府作成

(注1) このグラフでいう金融資産とは、貯蓄現在高のことを指す。

(注2) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

(注3) 平成26年以前は「全国消費実態調査」として実施しており、集計方法等が異なる。平成16年及び平成26年については令和元年と同様の集計方法による遷及集計を施しているが、それ以前の結果についてはこの限りではないので、比較する際には注意が必要。

図1-2-1-17 金融資産の保有割合



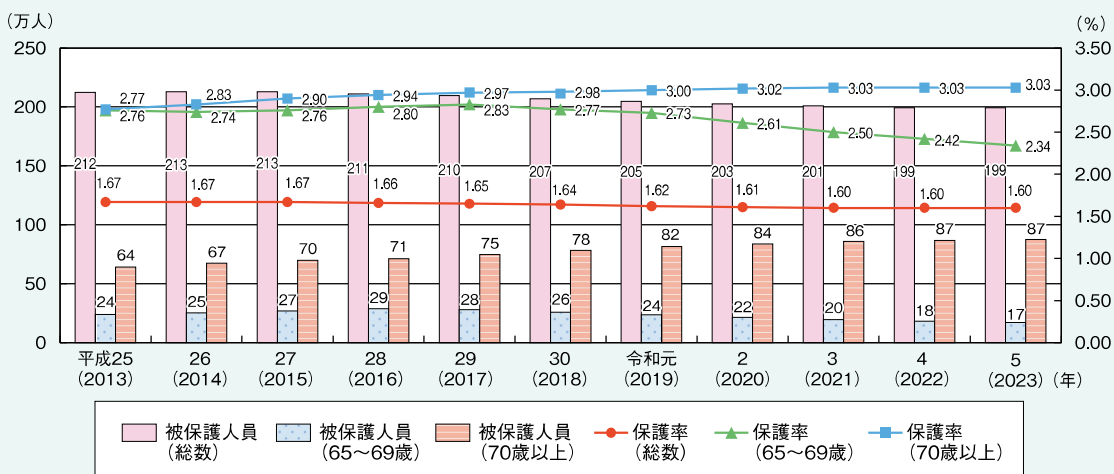
資料：総務省「2019年全国家計構造調査」より内閣府作成
 (注) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

(6) 65歳以上の生活保護受給者の人数(被保護人員)はほぼ横ばい

生活保護受給者の人数の推移を見ると、令和5年における65歳以上の生活保護受給者は、前年と比べて横ばいになっている。また、年代

別人口に占める生活保護受給者の割合を見ると、65～69歳では2.34%で、前年と比べて減少し、70歳以上では3.03%で、前年と比べて横ばいとなっている(図1-2-1-18)。

図1-2-1-18 被保護人員の推移



資料：厚生労働省「被保護者調査 年次調査」

2 健康・福祉

イ 健康寿命はほぼ横ばい、平均寿命は短くなる

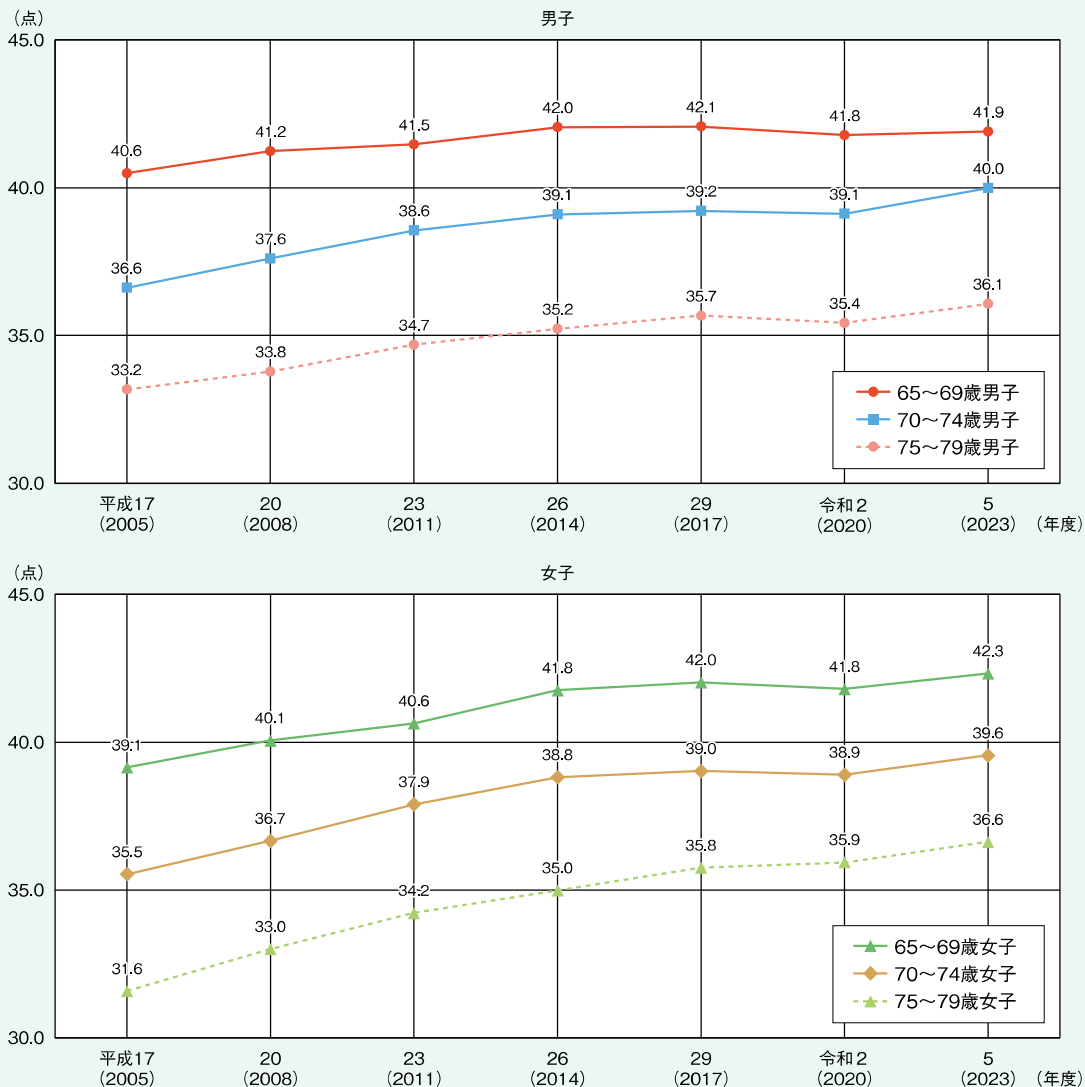
(1) 健康

ア 65歳以上の者の新体力テストの合計点は向上傾向

令和5年度の65～69歳、70～74歳及び75～79歳の男女の新体力テスト（握力、上体起こし、長座体前屈、開眼片足立ち、10m障害物歩行、6分間歩行）の合計点は、男女とも向上傾向にある（図1-2-2-1）。

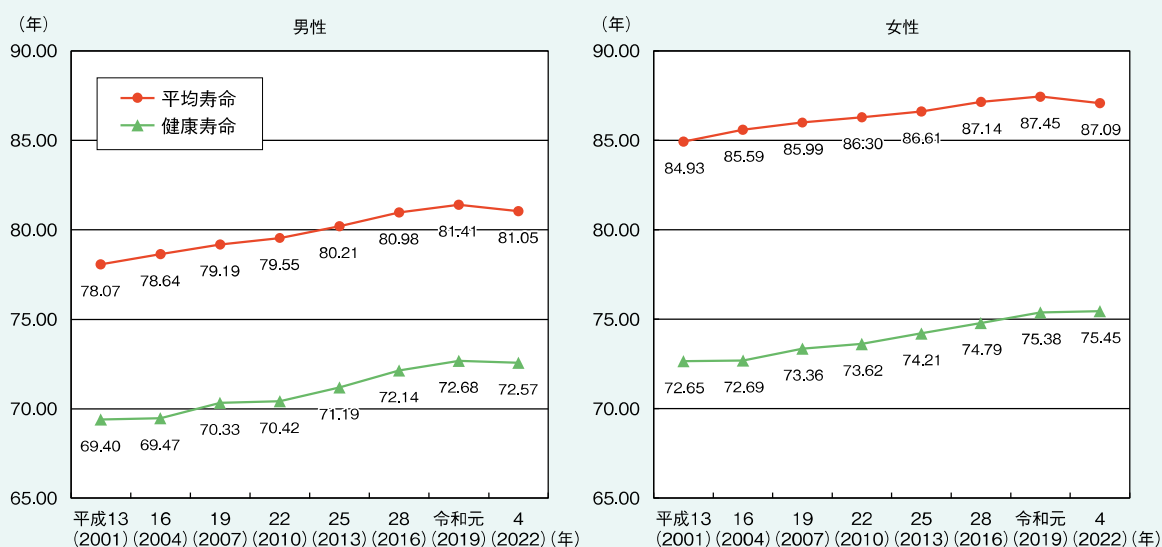
健康上の問題で日常生活に制限のない期間（健康寿命）は、令和4年時点で男性が72.57年、女性が75.45年となっており、それぞれ令和元年と比べてほぼ横ばいとなっている。また、平均寿命はそれぞれ令和元年と比べて短くなっている（図1-2-2-2）。

図1-2-2-1 新体力テストの合計点



資料：スポーツ庁「体力・運動能力調査」
 (注1) 図は、3点移動平均法を用いて平滑化してある。
 (注2) 合計点は、新体力テスト実施要項の「項目別得点表」による。得点基準は、男女により異なる。
 (注3) 令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため実施時期や標本数等が異なる。

図1-2-2-2 健康寿命と平均寿命の推移



資料：平均寿命：平成13・16・19・25・28年・令和元・4年は、厚生労働省「簡易生命表」、平成22年は厚生労働省「完全生命表」
健康寿命：厚生労働省「第4回健康日本21（第三次）推進専門委員会資料」

COLUMN



「健康寿命」とは

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活に制限のない期間の平均であり、国民生活基礎調査（大規模調査）の健康票における「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」という質問に「ない」という回答であれば「健康」とし、「ある」という回答を「不健康」として、サリバ法（※）により算出している。

※毎年必ず10万人が誕生する状況を仮定し、そこに年齢別の死亡率と年齢別の「健康・不健康」の割合を与えることで、「健康状態にある生存期間の合計値」（「健康な人の定常人口」）を求め、これを10万で除して健康寿命を求めている。

ウ 75歳以上の運動習慣のある者の割合は、男性48.0%、女性36.8%で、男性の割合が高い

運動習慣のある者の割合（令和5年）を見ると、65～74歳で男性39.7%、女性33.1%、75歳以上で男性48.0%、女性36.8%と、75歳以上において特に運動習慣のある者の割合が高く、性別で見ると男性の割合が女性よりも高くなっている。また、男性、女性いずれも、それぞれの20～64歳の28.5%、22.7%と比べ高い水準となっている（図1-2-2-3）。

エ 65歳以上の者の死因は「悪性新生物（がん）」が最も多い

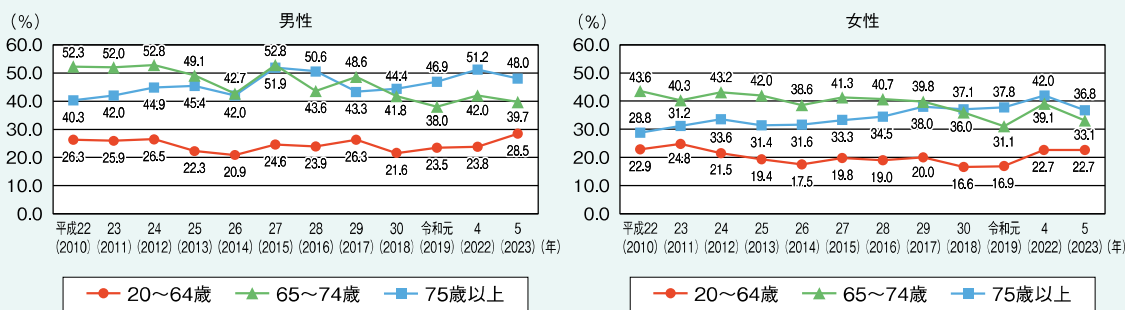
65歳以上の者の死因別の死亡率（令和5年の65歳以上人口10万人当たりの死亡数）を見ると、「悪性新生物（がん）」が939.3と最も高

くなっている。また近年、「老衰」が大きく上昇している（図1-2-2-4）。

オ 認知症高齢者数等の推計

65歳以上の認知症及び軽度認知障害（MCI）の高齢者数並びにそれぞれの有病率の将来推計について見ると、令和4年から5年にかけて実施された調査によれば、令和4年における認知症の高齢者数は443.2万人（有病率12.3%）、また、MCIの高齢者数は558.5万人（有病率15.5%）と推計されている。その上で、この調査から得られた性年齢階級別の認知症及びMCIの有病率が令和7年以降も一定と仮定すると、令和22年には、それぞれ584.2万人（有病率14.9%）、612.8万人（有病率15.6%）になると推計されている（図1-2-2-5）。

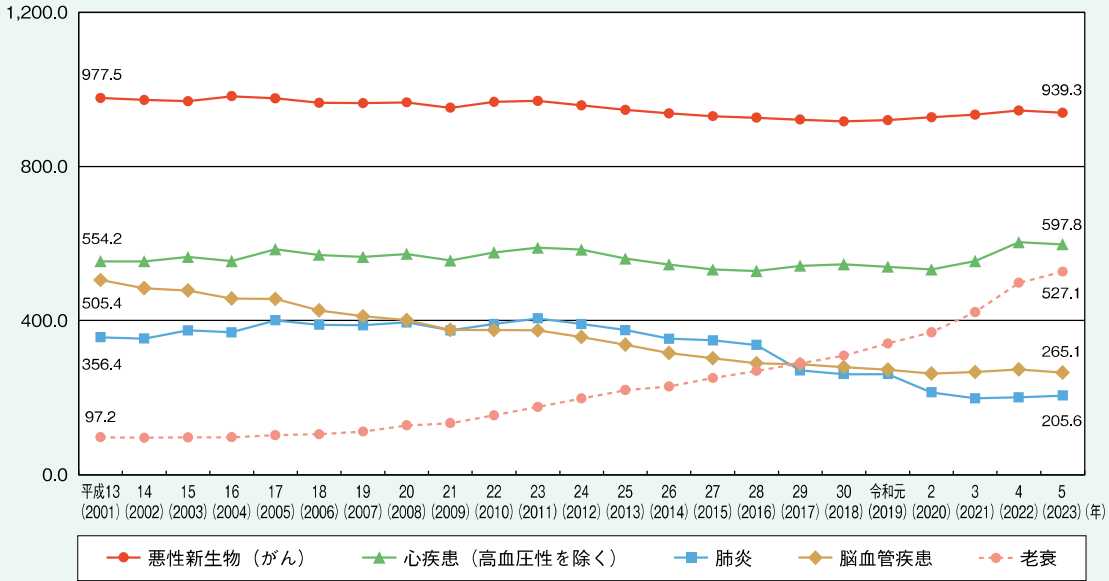
図1-2-2-3 運動習慣のある者の割合



資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」
 (注1) 調査対象は、全国の20歳以上の男女。
 (注2) 身体状況調査の問診において「医師等からの運動禁止の有無」に「無」と回答し、「運動習慣」の全ての質問に回答した者を集計対象とした。
 (注3) 「運動習慣者」とは、1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続していると回答した者。
 (注4) 令和2年及び3年については新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止。

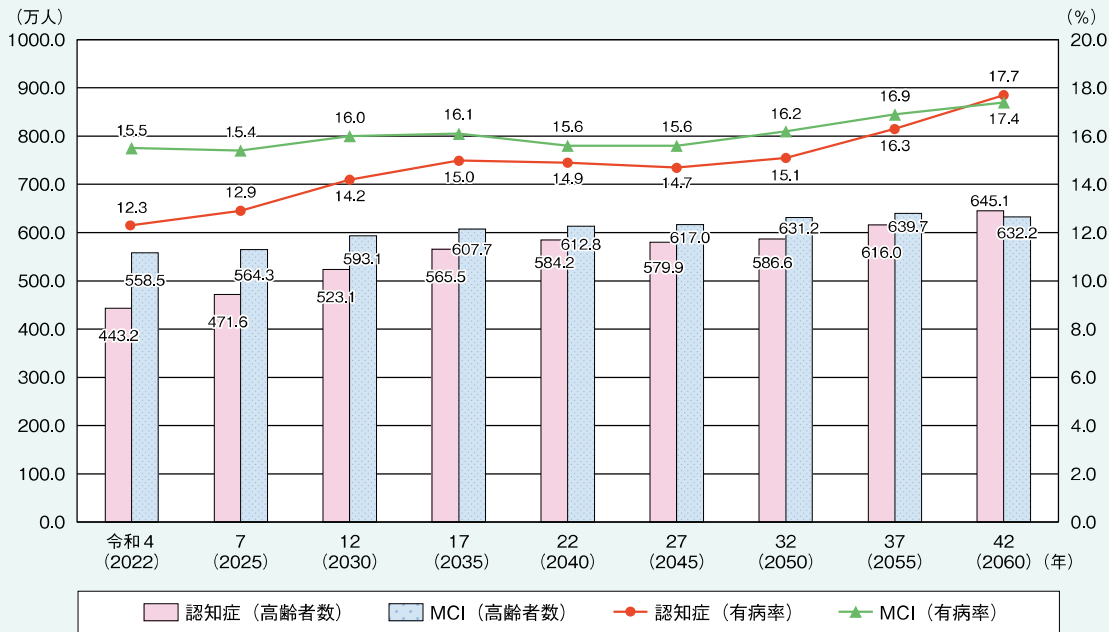
図1-2-2-4 主な死因別死亡率の推移（65歳以上の者）

(65歳以上人口10万対)



資料：厚生労働省「人口動態統計」

図1-2-2-5 認知症及びMCIの高齢者数と有病率の将来推計



資料：「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」(令和5年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)：九州大学大学院医学研究院二宮利治教授より内閣府作成)

(注1) MCI：軽度認知障害

(注2) 2022年の4地域（久山町、中島町、中山町、海士町）から得られた認知症及びMCIの性年齢階級別有病率が2025年以降も一定と仮定して推計した。

(注3) 2025年以降の性年齢5歳階級別人口分布の出典：国立社会保障・人口問題研究所、日本の将来推計人口：性年齢5歳階級別人口分布・出生中位（死亡中位）推計

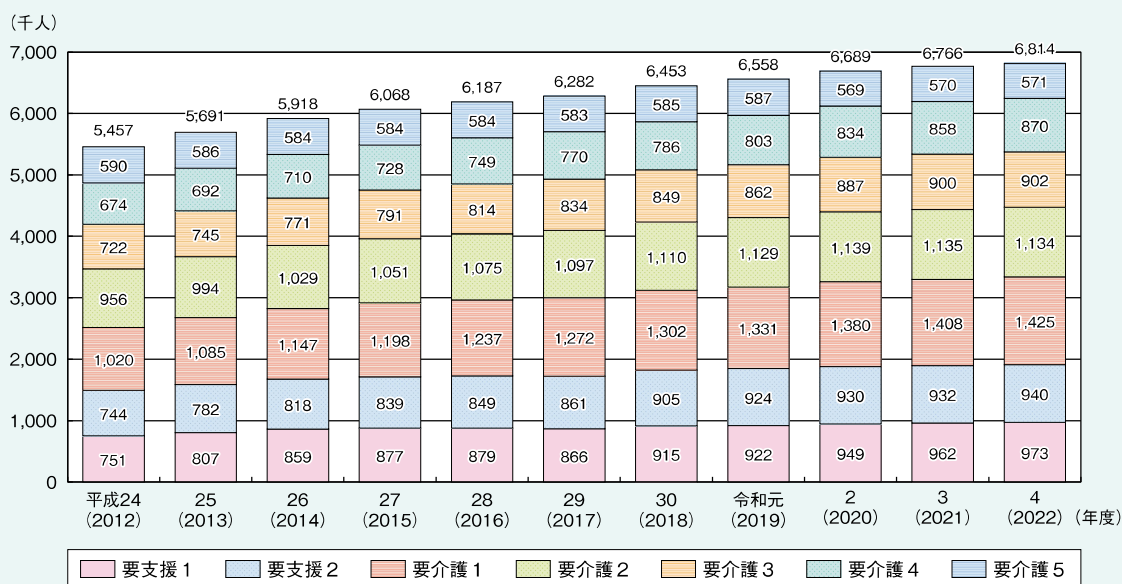
(2) 65歳以上の者の介護

ア 65歳以上の者の要介護者等数は増加しており、特に75歳以上で割合が高い

介護保険制度における要介護又は要支援の認定を受けた人（以下「要介護者等」という。）は、令和4年度で681.4万人となっており、平成24年度（545.7万人）から135.7万人増加している（図1-2-2-6）。また、要介護者等は、第1号被保険者の19.0%を占めている。

また、第1号被保険者について、要支援又は要介護の認定を受けた人の割合を見ると、65～74歳ではそれぞれ1.4%、3.0%であるのに対して、75～84歳では6.0%、11.6%、85歳以上では14.0%、44.5%となっており、75歳以上になると要介護の認定を受ける人の割合が大きく上昇する（表1-2-2-7）。

図1-2-2-6 第1号被保険者（65歳以上）の要介護度別認定者数の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」
 (注) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

表1-2-2-7 第1号被保険者（65歳以上）の要介護認定の状況

単位：千人、()内は%

65～74歳		75～84歳		85歳以上	
要支援	要介護	要支援	要介護	要支援	要介護
222	488	776	1,501	914	2,913
(1.4)	(3.0)	(6.0)	(11.6)	(14.0)	(44.5)

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（令和4年度）より算出
 (注) ()内は、各年齢層の被保険者に占める割合

イ 主に家族（とりわけ女性）が介護者となっており、「老老介護」も相当数存在

要介護者等から見た主な介護者の続柄を見ると、同居している人が45.9%となっている。その主な内訳を見ると、配偶者が22.9%、子が16.2%、子の配偶者が5.4%となっており、性別については、男性が31.1%、女性が68.9%と女性が多くなっている。

要介護者等と同居している主な介護者の年齢について見ると、男性では75.0%、女性では76.5%が60歳以上であり、いわゆる「老老介護」のケースも相当数存在していることが分かる（図1-2-2-8）。

ウ 要介護度別に見ると、要介護4の人の介護者のうち41.2%、要介護5の人の介護者のうち63.1%がほとんど終日介護を行っている

令和4年の同居している主な介護者が1日のうち介護に要している時間を見ると、「必要

なときに手をかす程度」が45.0%と最も多い一方で、「ほとんど終日」も19.0%となっている。要介護度別に見ると、要支援1から要介護2までは「必要ときに手をかす程度」が多くなっているが、要介護3以上では「ほとんど終日」が最も多くなり、要介護4の人の介護者のうち41.2%、要介護5の人の介護者のうち63.1%はほとんど終日介護を行っている（図1-2-2-9）。

エ 介護や看護の理由により離職する人は女性が多い

家族の介護や看護を理由とした離職者数は令和3年10月から令和4年9月までの1年間で約10.6万人であった。とりわけ、女性の離職者数は約8万人で、全体の75.3%を占めている（図1-2-2-10）。

図1-2-2-8 要介護者等からみた主な介護者の続柄

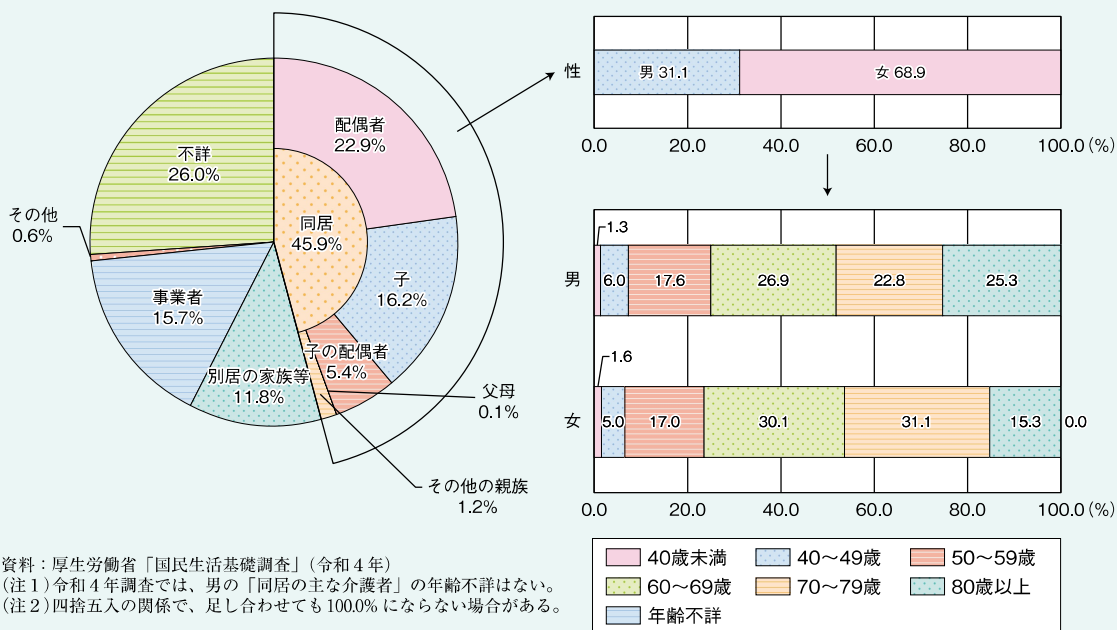
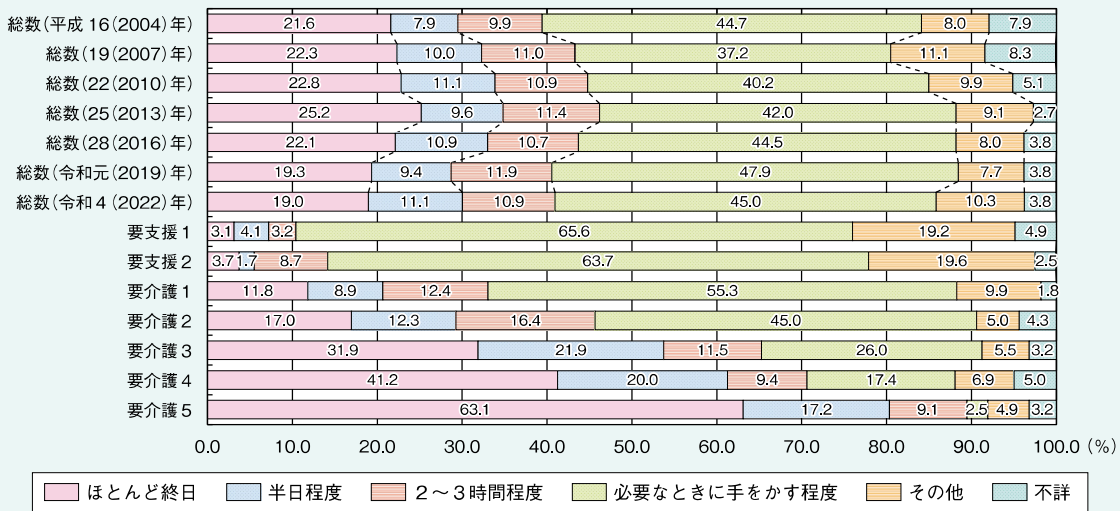
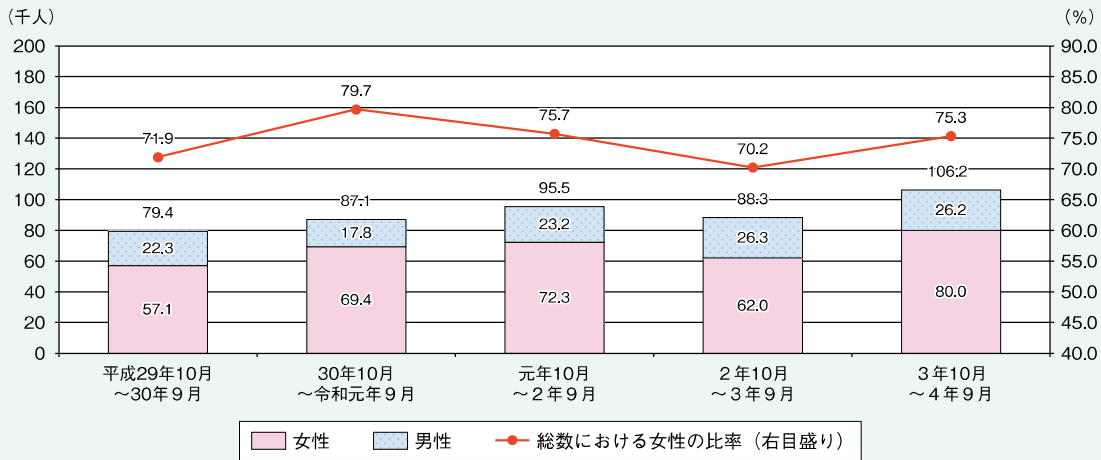


図1-2-2-9 同居している主な介護者の介護時間（要介護者等の要介護度別）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」
 (注1)「総数」には要介護度不詳を含む。
 (注2)平成28年の数値は、熊本県を除いたものである。
 (注3)四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

図1-2-2-10 介護・看護により離職した人数



資料：総務省「就業構造基本調査」
 (注) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

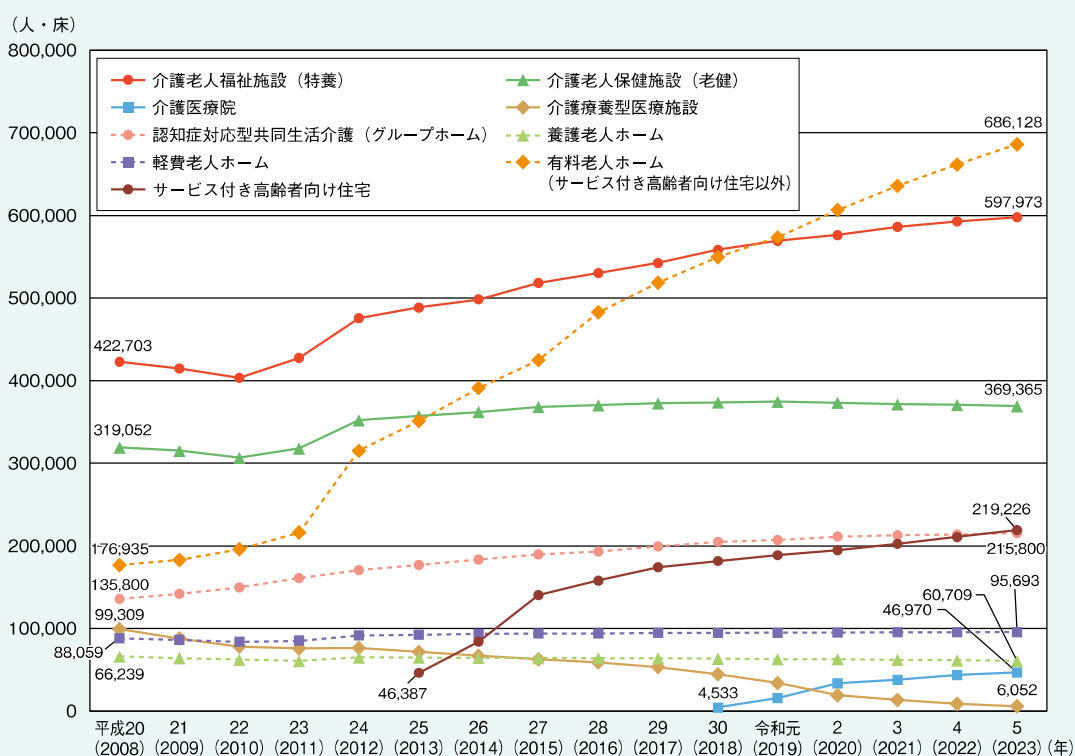
オ 介護施設等の定員数はおおむね増加傾向で、特に有料老人ホームの定員が増加

介護施設等の定員数は、おおむね増加傾向にある。施設別に見ると、令和5年では、有料老人ホーム(68万6,128人)、介護老人福祉施設(特養)(59万7,973人)、介護老人保健施設(老健)(36万9,365人)等の定員数が多い。また、近年は有料老人ホームの定員数が特に増えている(図1-2-2-11)。

カ 介護に従事する職員数は増加してきたが、直近では減少

介護に従事する職員数については、介護保険制度が創設された平成12年度には54.9万人だったところ、要介護(要支援)認定者数の増加に伴い、介護に従事する職員数は増加してきたが、令和5年度は、前年度よりも減少し212.6万人となった(図1-2-2-12)。

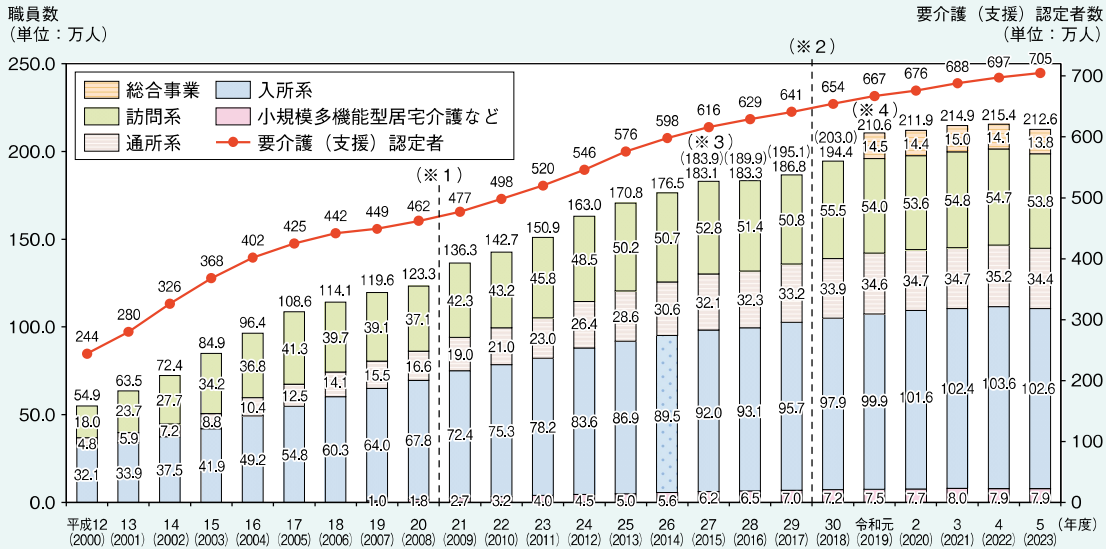
図1-2-2-11 介護施設等の定員数(病床数)の推移



資料：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」、厚生労働省「社会福祉施設等調査」、厚生労働省「介護給付費等実態統計(旧：介護給付費等実態調査)」(各年10月審査分)
 (注1)「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」については受給者数である。
 (注2)「サービス付き高齢者向け住宅」は、有料老人ホームに該当するもののみである。

図1-2-2-12 介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



資料：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」（介護職員数）、厚生労働省「介護保険事業状況報告」（要介護（要支援）認定者数）
 (注1)介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。(各年度の10月1日現在)
 (注2)調査方法の変更に伴い、推計値の算出方法に以下のとおり変動が生じている。

平成12～20年度	「介護サービス施設・事業所調査」（以下「介サ調査」という。）は全数調査を実施しており、各年度は当該調査による数値を記載。
平成21～29年度	介サ調査は、全数の回収が困難となり、回収された調査票のみの集計となったことから、厚生労働省において全数を推計し、各年度は当該数値を記載。(※1)
平成30年度～	介サ調査は、回収率に基づき全数を推計する方式に変更。(※2)

(注3)介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の取扱い

平成27～30年度	総合事業（従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス）に従事する介護職員は、介サ調査の対象ではなかったため、厚生労働省で推計し、これらを加えた数値を各年度の（ ）内に示している。(※3)
令和元年度～	総合事業も介サ調査の調査対象となったため、総合事業に従事する介護職員（従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一体的に実施している事業所に限る。）が含まれている。(※4)

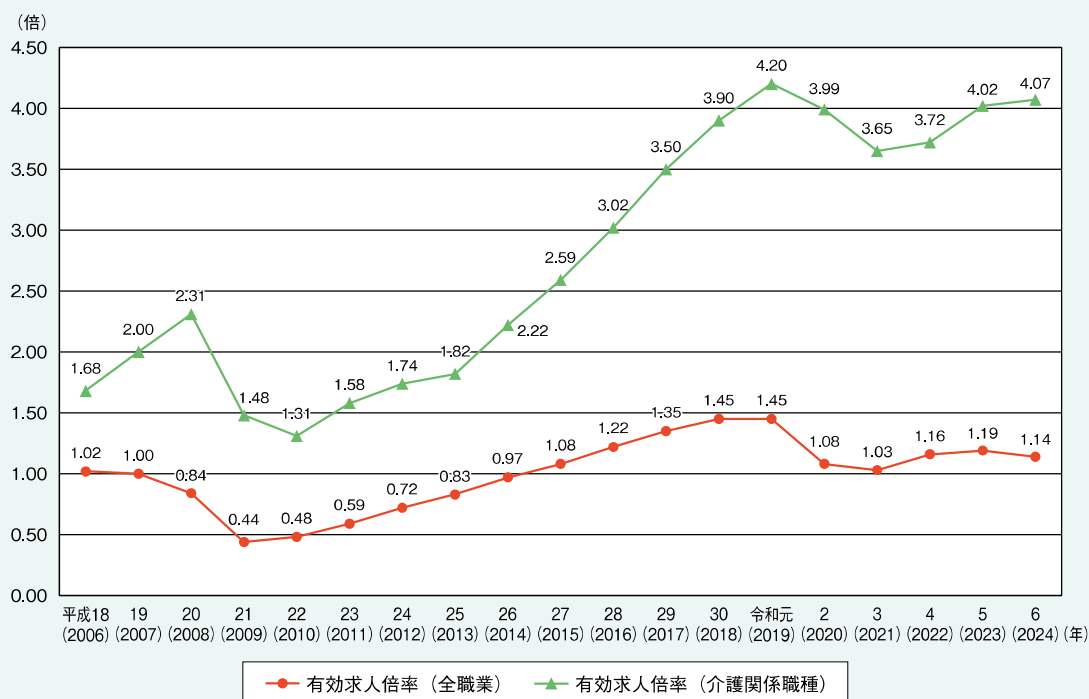
(注4)四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

キ 依然として介護関係の職種の有効求人倍率は全職業に比べ高い水準にある

介護関係の職種の有効求人倍率を見ると、全職業の有効求人倍率に比べ、高い水準が続いている。平成18年から平成20年までは全職業の有効求人倍率が低下した一方で、介護関係の職種の有効求人倍率は1.68倍から2.31倍まで上昇した。リーマンショック（平成20年）後は、

介護関係の職種の有効求人倍率も低下したが、平成23年から再び上昇し、特に平成26年からは介護関係の職種の有効求人倍率の伸びは全職業の有効求人倍率に比べ、高くなっている。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年から令和3年までは介護関係職種の有効求人倍率は低下したが、令和6年には4.07倍と前年に引き続き上昇した（図1-2-2-13）。

図1-2-2-13 有効求人倍率（介護関係職種）の推移



資料：厚生労働省「職業安定業務統計」

(注1) 有効求人倍率は年平均である。

(注2) パートタイムを含み、新規学卒者及び新規学卒者求人を除く常用に係る数字。

(注3) 介護関係職種は、平成24年2月以前は、平成11年改定「労働省編職業分類」における「福祉施設指導専門員」、「福祉施設寮母・寮父」、「その他の社会福祉専門の職業」、「家政婦（夫）」、「ホームヘルパー」の合計、平成24年3月から令和4年12月までは、平成23年改定「厚生労働省編職業分類」における「福祉施設指導専門員」、「その他の社会福祉の専門的職業」、「家政婦（夫）」、「家事手伝い」、「介護サービスの職業」の合計、令和5年1月以降は、平成21年12月改定「日本標準職業分類」における「福祉施設指導専門員」、「その他の社会福祉専門職業従事者」、「家政婦（夫）」、「家事手伝い」、「介護サービス職業従事者」の合計による。

3 学習・社会参加

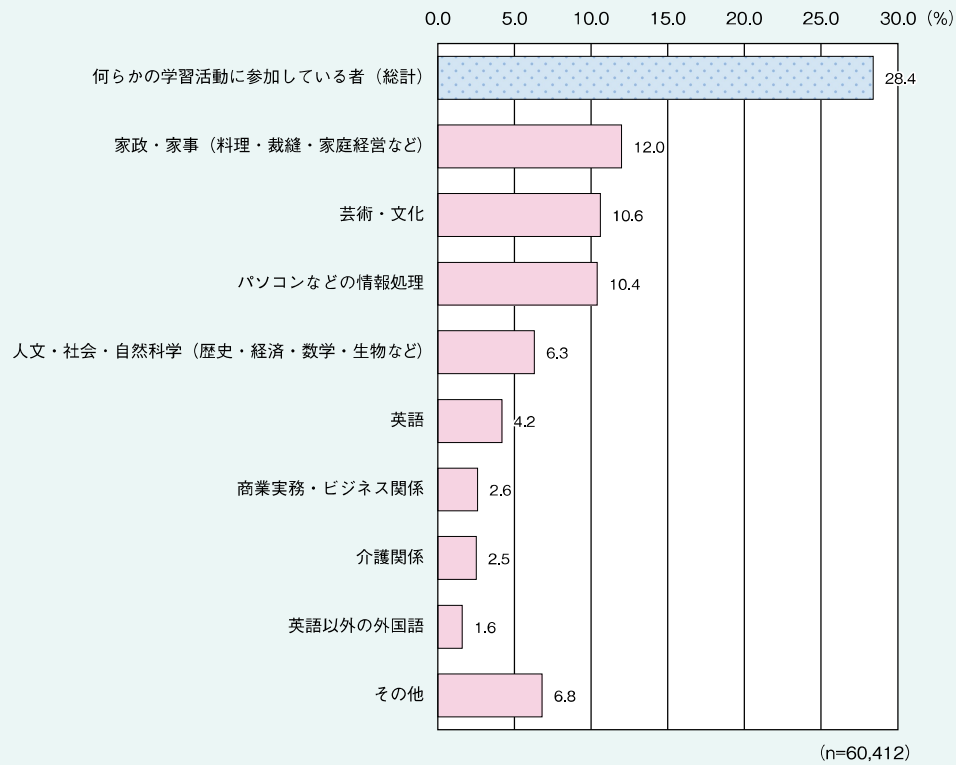
(1) 学習活動

65歳以上の者の参加している学習活動を見ると、何らかの学習活動に参加している者が28.4%となっている。また、学習した内容については、「家政・家事（料理・裁縫・家庭経営など）」（12.0%）、「芸術・文化」（10.6%）、「パソコンなどの情報処理」（10.4%）などとなっている（図1-2-3-1）。

(2) 社会参加

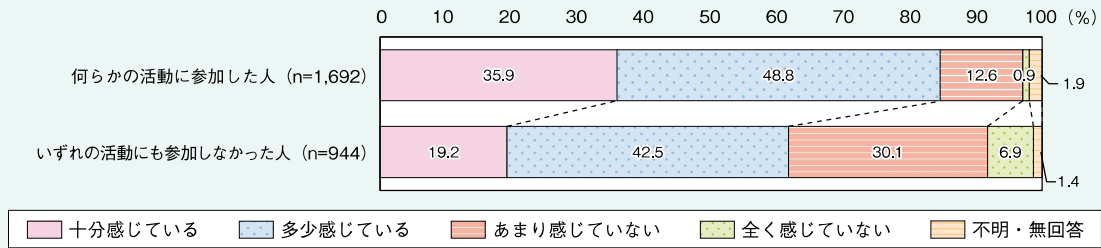
直近1年間における65歳以上の者の社会活動への参加状況と生きがいの感じ方について見ると、何らかの活動に参加した人のうち、生きがいを「十分感じている」又は「多少感じている」と回答した者は84.6%であり、いずれの活動にも参加しなかった人を23.0ポイント上回っている（図1-2-3-2）。

図1-2-3-1 65歳以上の者の参加している学習活動（複数回答）



資料：総務省「令和3年社会生活基本調査」

図1-2-3-2 65歳以上の者の社会活動への参加状況と生きがいの感じ方（複数回答）



資料：内閣府「令和5年度高齢社会対策総合調査（高齢者の住宅と生活環境に関する調査）」

(注1)「何らかの活動に参加した人」とは、直近1年間に「趣味（俳句、詩吟、陶芸等）」、「健康・スポーツ（体操、歩こう会、ゲートボール等）」、「生産・就業（生きがいのための園芸・飼育、シルバー人材センター等）」、「教育関連・文化啓発活動（学習会、子ども会の育成、郷土芸能の伝承等）」、「生活環境改善（環境美化、緑化推進、まちづくり等）」、「安全管理（交通安全、防犯・防災等）」、「高齢者の支援（家事援助、移送等）」、「子育て支援（保育への手伝い等）」、「地域行事（祭りなどの地域の催しものに参加）」、「地域行事（祭りなどの地域の催しもの世話等）」のいずれかに参加した人を指す。

(注2) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

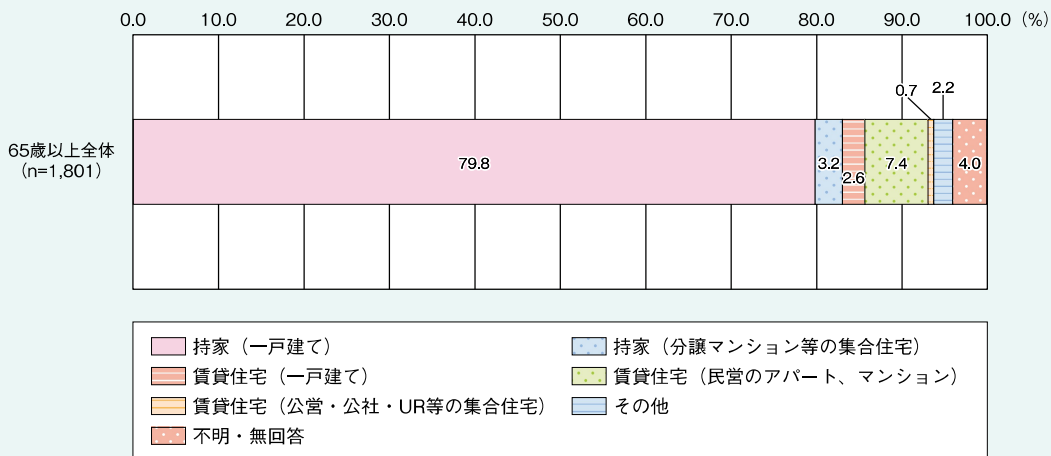
4 生活環境

(1) 65歳以上の者の住まい

ア 65歳以上の者の8割以上が持家に居住している

65歳以上の者について、住居形態について見ると、「持家（一戸建て）」が79.8%、「持家（分譲マンション等の集合住宅）」が3.2%となっており、持家が8割以上となっている（図1-2-4-1）。

図1-2-4-1 65歳以上の者の住居形態（択一回答）



資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」

(注) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

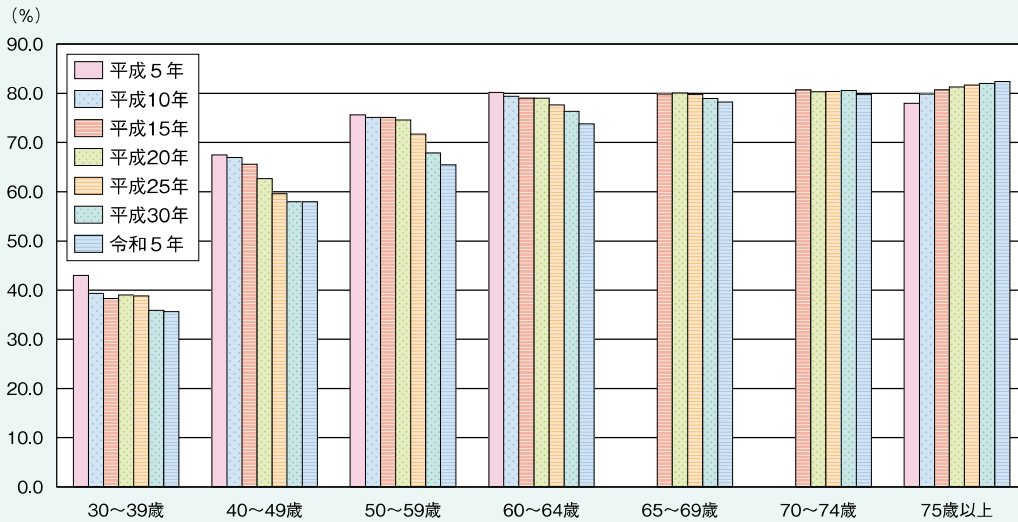
イ 年代別の持ち家率

年代別持ち家率の推移を見ると、近年、74歳以下で減少傾向となっている一方、75歳以上は上昇傾向となっている（図1-2-4-2）。

ウ 使用目的のない空き家

使用目的のない空き家を見ると、令和5年は385万6千戸となっており、平成10年（182万5千戸）の約2.1倍となっている（図1-2-4-3）。

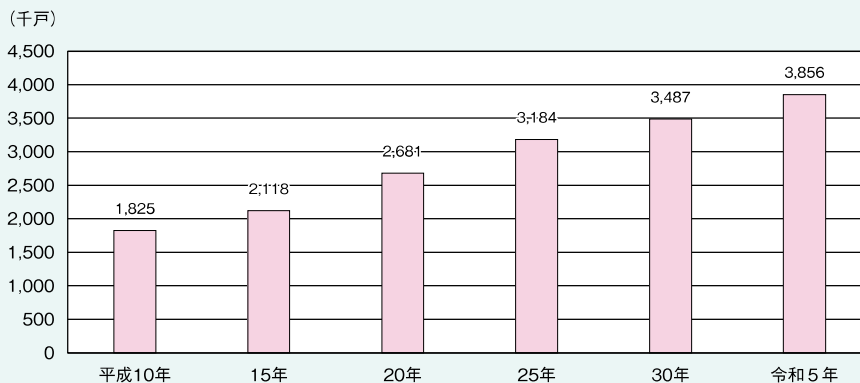
図1-2-4-2 全世帯における年代別持ち家率の推移



資料：総務省「住宅・土地統計調査」

(注) 平成5年及び平成10年については65～74歳の区分による集計となるため、65～69歳、70～74歳の結果は表示していない。

図1-2-4-3 使用目的のない空き家



資料：総務省「令和5年住宅・土地統計調査」より内閣府作成

(注) 使用目的のない空き家とは、人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅などをいう。

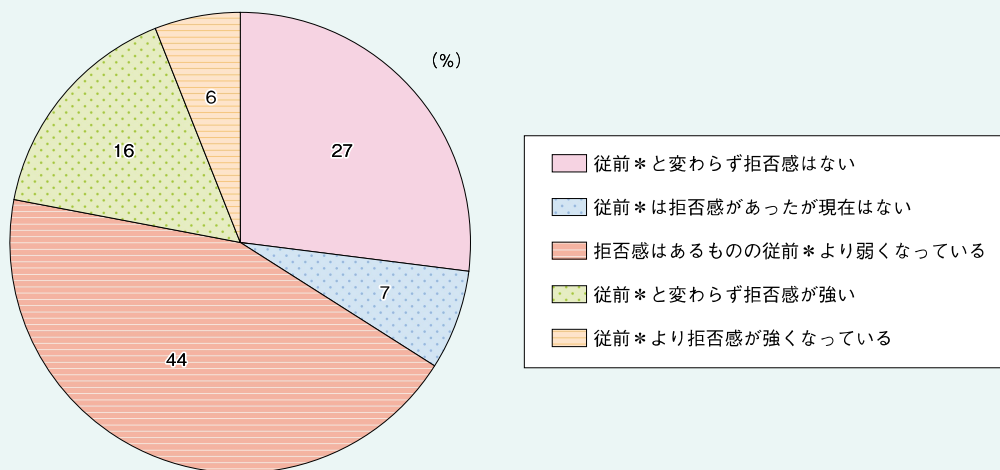
エ 高齢者の入居に対する賃貸人の意識

高齢者の入居に関する賃貸人（大家等）の意識を見ると、「拒否感はあるものの従前より弱くなっている」が44%、「従前と変わらず拒否感が強い」が16%、「従前より拒否感が強くなっている」が6%となっており、7割弱が拒否感を持っている（図1-2-4-4）。

オ 日常生活におけるバリアフリー化等に関する意識

日常生活や社会生活を送る上でのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に関する意識について見ると、30歳代以下では「十分進んだ」、「まあまあ進んだ」と回答した者の合計が約5割となっている。一方、60歳代と70歳代では「あまり進んでいない」、「ほとんど進んでいない」と回答した者の合計が6割強となっている（図1-2-4-5）。

図1-2-4-4 高齢者の入居に対する賃貸人（大家等）の意識

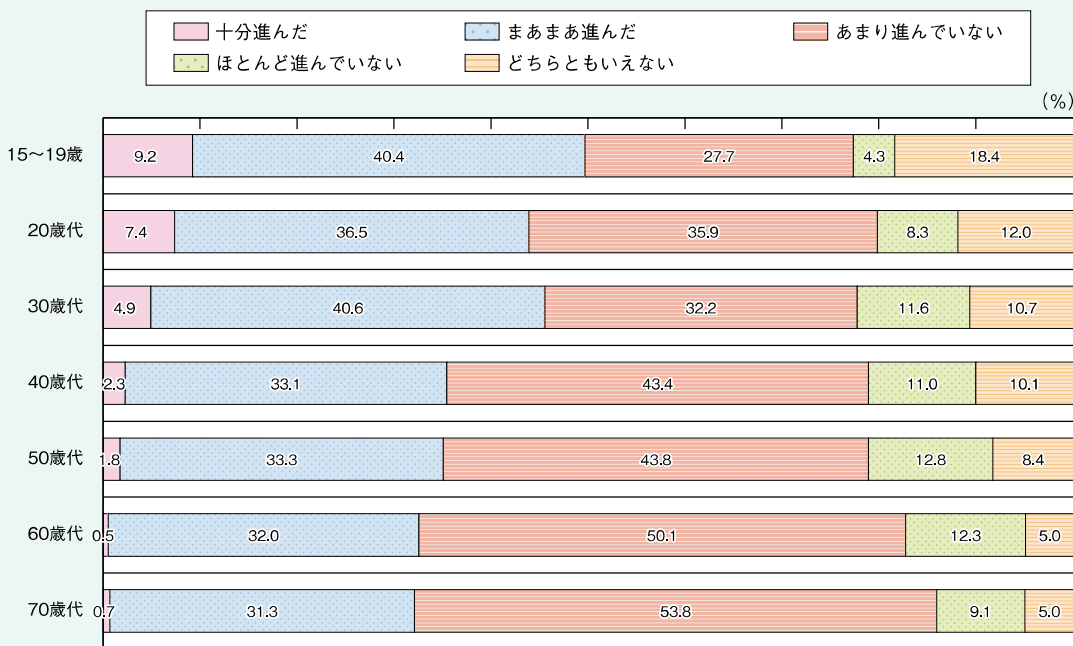


資料：令和3年度国土交通省調査

※公益財団法人日本賃貸住宅管理協会の賃貸住宅管理業に携わる会員を対象にアンケート調査を実施（回答者数：187団体）

(注) * 5年前との比較

図1-2-4-5 日常生活におけるバリアフリー化等に関する意識



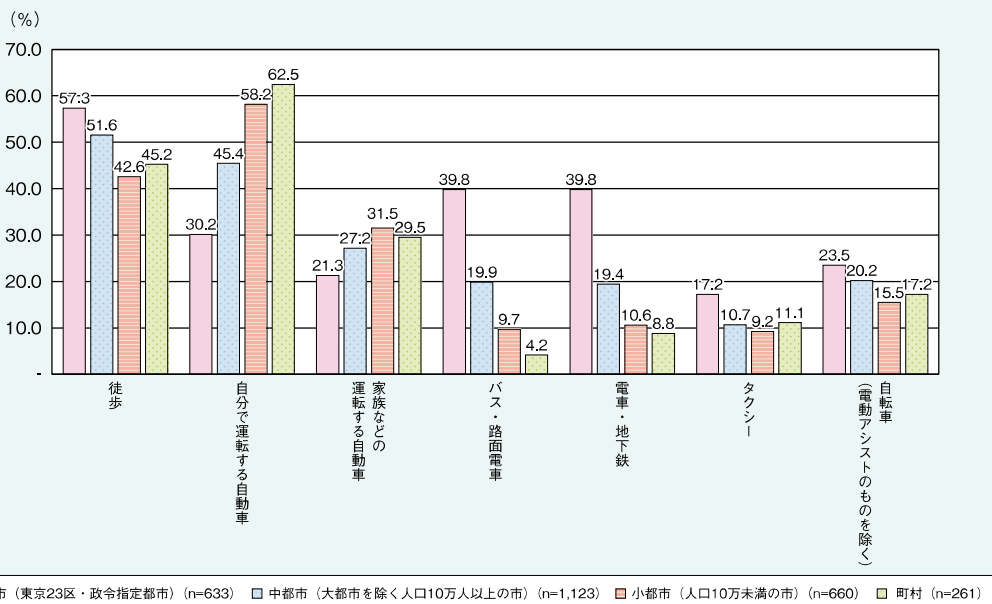
資料：内閣府「バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査について」（令和5年度）

カ 外出時の移動手段

65歳以上の者の外出時の移動手段について、都市規模別に見ると、大都市では「バス・路面電車」、「電車・地下鉄」などの公共交通機関の

利用割合が高く、一方で都市規模が小さくなるにつれて「自分で運転する自動車」の割合が高くなっている（図1-2-4-6）。

図1-2-4-6 65歳以上の者の外出時の移動手段について（複数回答）（都市規模別）



資料：内閣府「令和5年度高齢社会対策総合調査（高齢者の住宅と生活環境に関する調査）」
 (注) 移動手段については主要なもののみを掲載している。

(2) 安全・安心

ア 65歳以上の交通事故死者数は増加

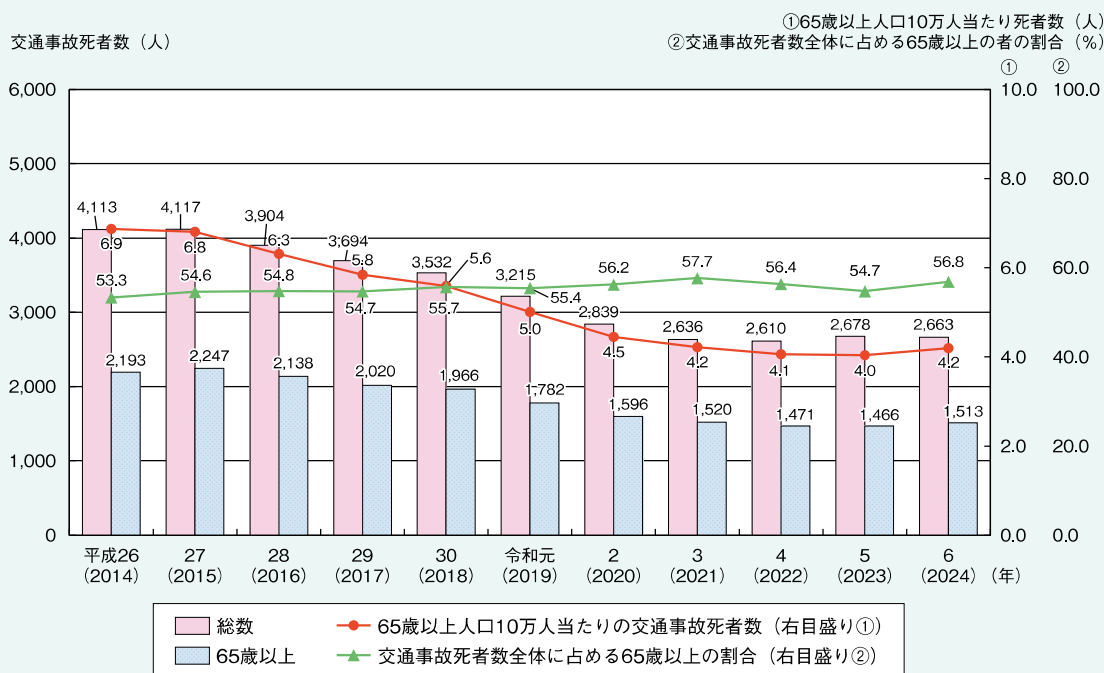
65歳以上の者の交通事故死者数は、平成28年以降減少を続けていたが、令和6年中の死者は1,513人と9年ぶりに増加した。65歳以上人口10万人当たりの交通事故死者数は、平成26年の6.9人から令和6年には4.2人へと大きく減少した。なお、交通事故死者数全体に占める65歳以上の者の割合は、令和6年は56.8%となっている(図1-2-4-7)。

また、75歳以上の運転免許保有者10万人当

たりの死亡事故件数は減少傾向にある。令和6年における運転免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は、75歳以上で5.2件、80歳以上で7.2件となっている(図1-2-4-8)。

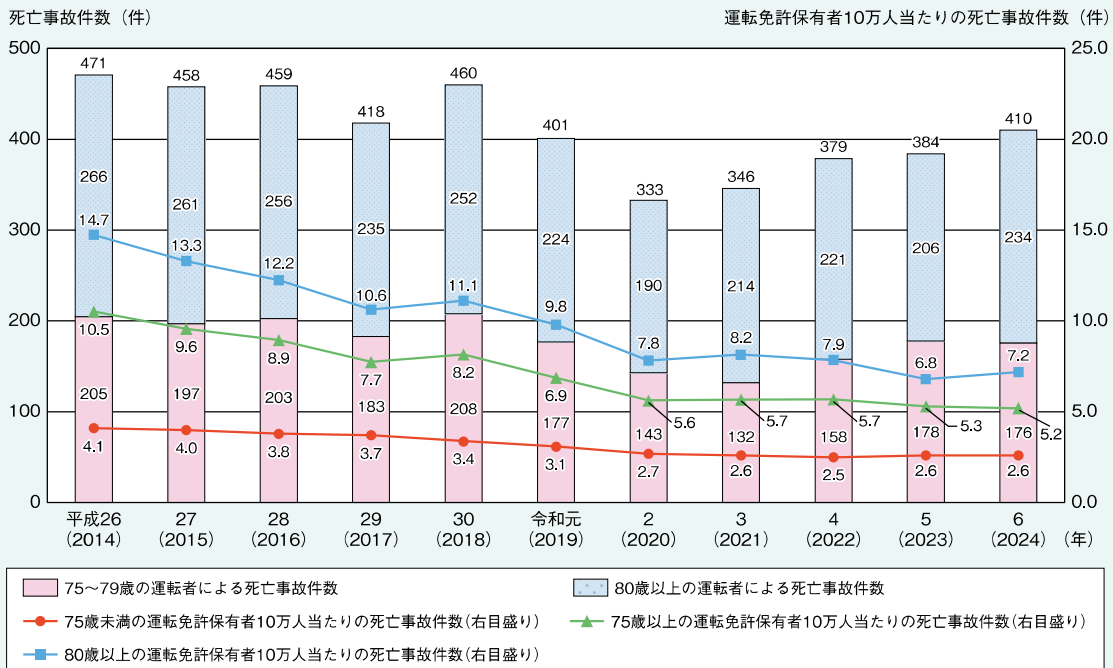
一般原付以上運転者(第1当事者)の交通事故件数を見ると、平成26年以降交通事故件数の総数が減少傾向にあるのに対して、75歳以上については交通事故件数及び総数に占める割合は増加傾向となっている(図1-2-4-9)。

図1-2-4-7 交通事故死者数、65歳以上人口10万人当たりの交通事故死者数及び交通事故死者数全体に占める65歳以上の割合の推移



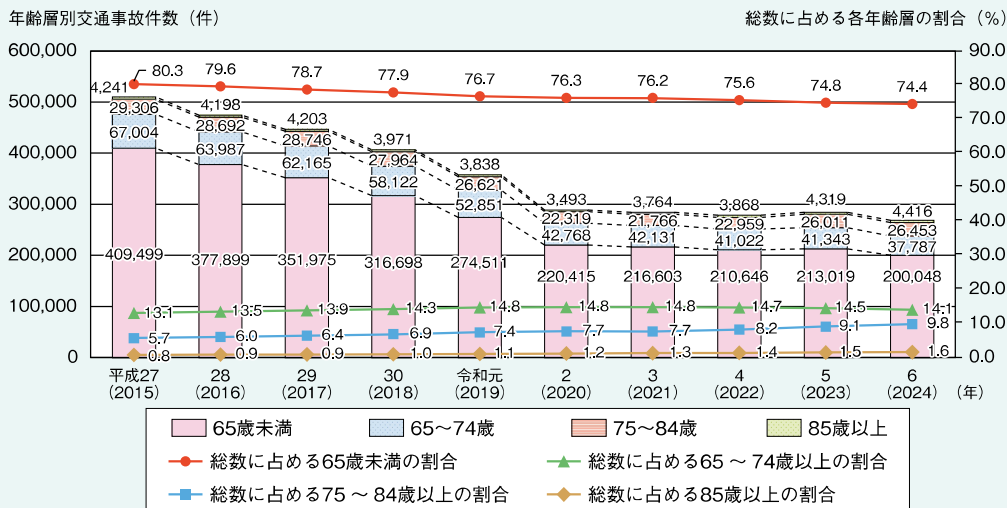
資料：警察庁「令和6年中の交通事故死者数について」

図1-2-4-8 75歳以上の一般原付以上運転者（第1当事者）による死亡事故件数及び75歳以上の運転免許保有者10万人当たりの死亡事故件数の推移



資料：警察庁統計による。
 (注1) 運転免許保有者数は、各年12月末現在の値である。
 (注2) 一般原付以上運転者とは自動車、自動二輪車及び一般原動機付自転車（令和5年中は、一般原動機付自転車及び特定小型原動機付自転車をいう。）の運転者をいう。
 (注3) 「第1当事者」とは、最初に交通事故に関与した事故当事者のうち最も過失の重い者をいう。

図1-2-4-9 一般原付以上運転者（第1当事者）の年齢層別交通事故件数の推移



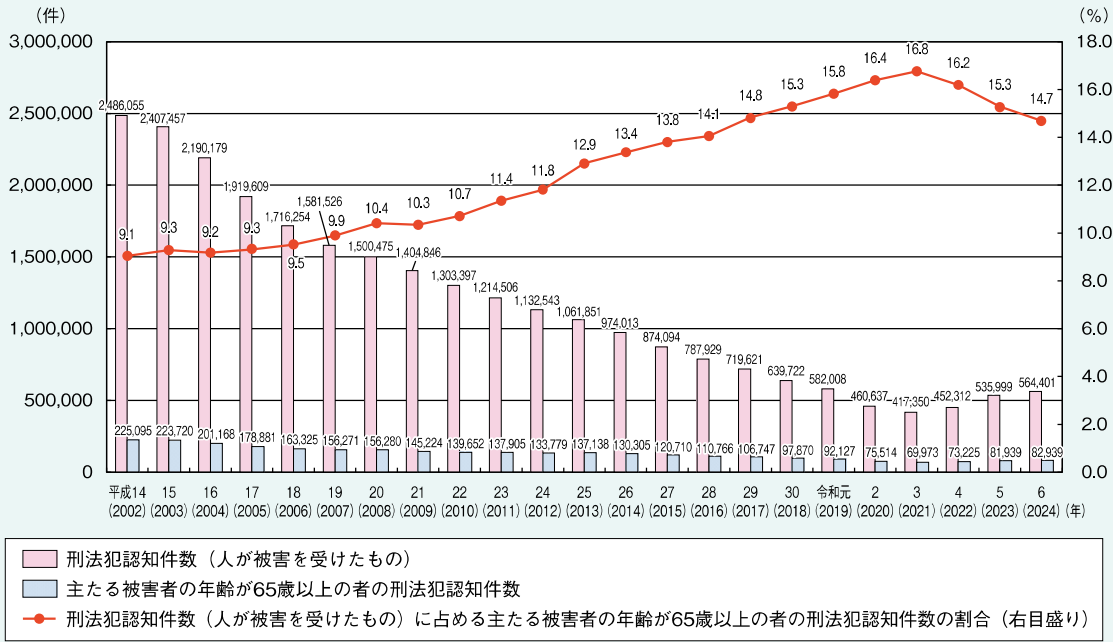
資料：警察庁「道路の交通に関する統計」より内閣府作成
 (注1) 一般原付以上運転者とは自動車、自動二輪車及び一般原動機付自転車（令和5年中は、一般原動機付自転車及び特定小型原動機付自転車をいう。）の運転者をいう。
 (注2) 「第1当事者」とは、最初に交通事故に関与した事故当事者のうち最も過失の重い者をいう。

イ 主たる被害者の年齢が65歳以上の者の刑法犯認知件数は減少傾向

犯罪による65歳以上の者の被害の状況について、主たる被害者の年齢が65歳以上の者の刑法犯認知件数を見ると、刑法犯認知件数（人

が被害を受けたもの）が戦後最多を記録した平成14年に22万5,095件となり、ピークを迎えて以降、減少傾向にある。なお、同認知件数に対して、65歳以上の者が占める割合は、令和6年は14.7%となっている（図1-2-4-10）。

図1-2-4-10 主たる被害者の年齢が65歳以上の者の刑法犯認知件数



資料：警察庁統計より内閣府作成

ウ 特殊詐欺の被害者の7割弱が65歳以上

令和6年中の特殊詐欺の認知件数は2万987件で、手口別で見ると、オレオレ詐欺に預貯金詐欺（令和元年まではオレオレ詐欺に包含）を合わせた認知件数は8,927件と前年比で33.1%増加、キャッシュカード詐欺盗は1,376件と前年比で37.9%減少した。被害総額は平成27年以降減少していたが、令和4年以降増加している

（表1-2-4-11-1）。そのうち、65歳以上の被害の認知件数は1万3,707件で、法人被害を除いた総認知件数に占める割合は65.4%に上った。手口別の65歳以上の被害者の割合は、オレオレ詐欺66.6%、預貯金詐欺98.9%、キャッシュカード詐欺盗98.2%となっている（表1-2-4-11-2）。

表1-2-4-11-1 特殊詐欺の認知件数・被害総額の推移

区分	年	平成27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)
認知件数(件)		13,824	14,154	18,212	17,844	16,851	13,550	14,498	17,570	19,038	20,987
オレオレ詐欺		5,828	5,753	8,496	9,145	6,725	2,272	3,085	4,287	3,955	6,671
預貯金詐欺							4,135	2,431	2,363	2,754	2,256
キャッシュカード詐欺盗					1,348	3,777	2,850	2,602	3,074	2,217	1,376
被害総額(億円)		482.0	407.7	394.7	382.9	315.8	285.2	282.0	370.8	452.6	721.5

資料：警察庁統計による。令和6年の数値は暫定値である。

(注1) 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称。キャッシュカード詐欺盗は平成30年から統計を開始。預貯金詐欺は従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年から新たな手口として分類した。

(注2) 特殊詐欺については主要な手口のみを掲載しているので足し合わせても合計とは一致しない。

表1-2-4-11-2 特殊詐欺における65歳以上の被害の認知件数及び割合（令和6年）

手口別 65歳以上の被害の割合 (法人被害を除く)	合計		オレオレ詐欺		預貯金詐欺		キャッシュカード詐欺盗	
	男	女	男	女	男	女	男	女
	4,466	9,241	1,123	3,323	305	1,926	311	1,037
	21.3%	44.1%	16.8%	49.8%	13.5%	85.4%	22.7%	75.5%
	65.4%		66.6%		98.9%		98.2%	

資料：警察庁統計による。上記の数値は暫定値である。

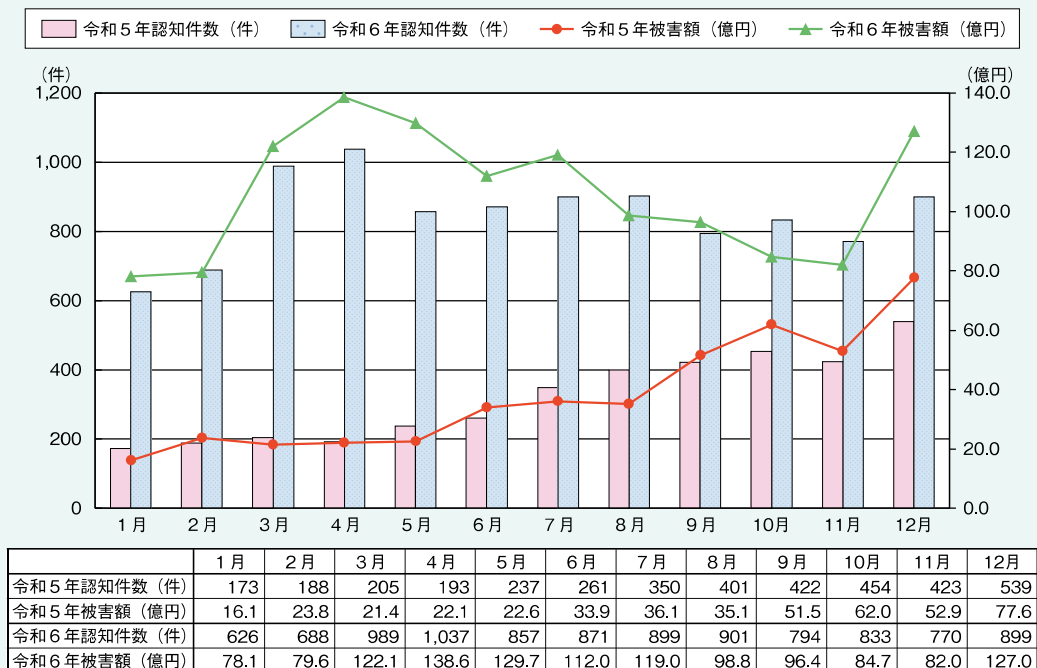
(注) 特殊詐欺については主要な手口のみを掲載しているので足し合わせても合計とは一致しない。

エ SNS型投資・ロマンス詐欺の被害者の約4割が60歳以上

令和6年中のSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数は1万164件、被害総額は1,268.0億円と、令和5年下半期以降、認知件数、被害総額共大幅に増加した（図1-2-4-12-1）。

そのうち、60歳以上の被害について見ると、SNS型投資詐欺の認知件数は2,726件で、同詐欺の総認知件数に占める割合は42.7%、SNS型ロマンス詐欺の認知件数は1,140件で、同詐欺の総認知件数に占める割合は30.1%となっている（図1-2-4-12-2）。

図1-2-4-12-1 SNS型投資・ロマンス詐欺の認知状況の推移

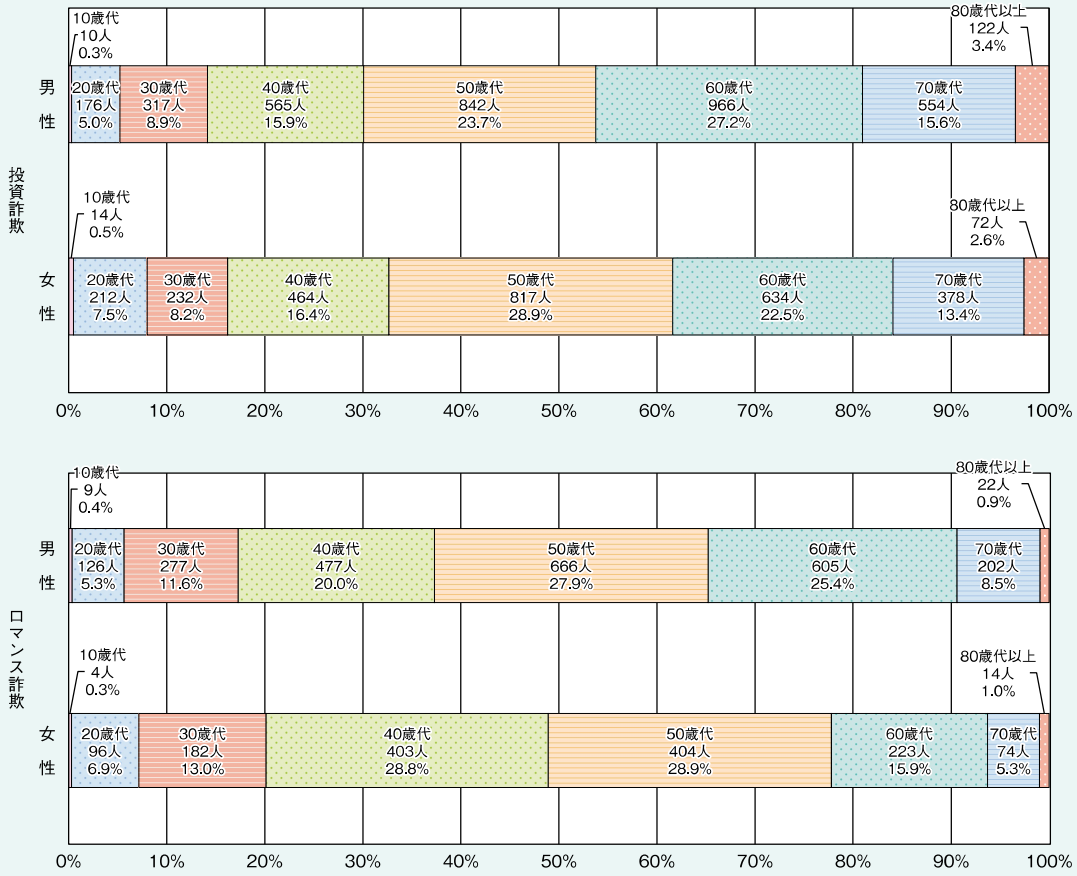


資料：警察庁統計による。令和5年中の調査においては、SNS型ロマンス詐欺について、相手方が外国人又は海外居住者を名乗ったものを対象として実施。

(注1) SNS型投資詐欺とは、SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、投資金名目やその利益の出金手数料名目などで金銭等をだまし取る詐欺（SNS型ロマンス詐欺に該当するものを除く）。

(注2) SNS型ロマンス詐欺とは、SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、恋愛感情や親近感を抱かせて金銭等をだまし取る詐欺。

図1-2-4-12-2 SNS型投資・ロマンス詐欺の年齢層別被害者数及び構成割合（令和6年）



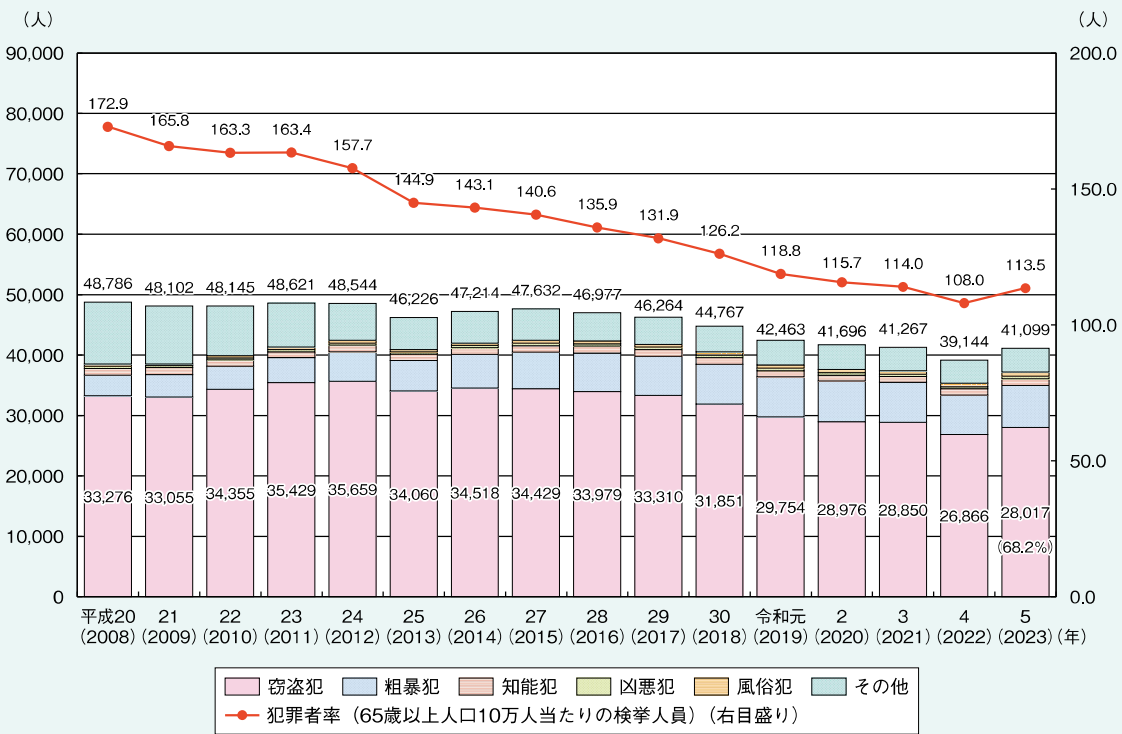
資料：警察庁統計による。
 (注) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

オ 65歳以上の者の犯罪者率は令和5年に増加

65歳以上の者の刑法犯の検挙人員は、平成28年以降減少していたが、全年齢層に係る検挙人員が増加したのと同様、令和5年は前年より増加した。犯罪者率は、平成19年以降は低

下傾向となっていたが、令和5年は前年より増加した。また、令和5年における65歳以上の者の刑法犯検挙人員の包括罪種別構成比を見ると、窃盗犯が68.2%と約7割を占めている（図1-2-4-13）。

図1-2-4-13 65歳以上の者による犯罪（65歳以上の者の刑法犯包括罪種別検挙人員と犯罪者率）



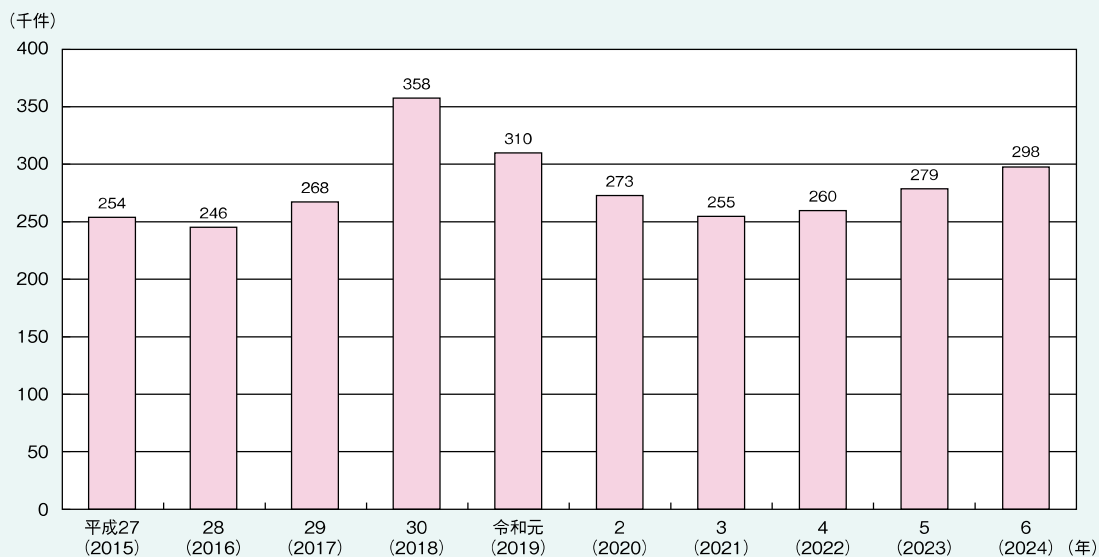
資料：警察庁統計より内閣府作成

カ 契約当事者が65歳以上の消費生活相談件数は約30万件

全国の消費生活センター等に寄せられた契約当事者が65歳以上の消費生活相談件数を見ると、平成27年から平成28年にかけては減少し

たが、平成29年から増加に転じ、平成30年は約36万件となった。その後は減少傾向にあったが、令和4年以降再び増加し、令和6年は約30万件となった（図1-2-4-14）。

図1-2-4-14 契約当事者が65歳以上の消費生活相談件数



資料：消費者庁提供データより内閣府作成

(注) PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)による平成27～令和6年受付分、令和7年3月31日までの登録分

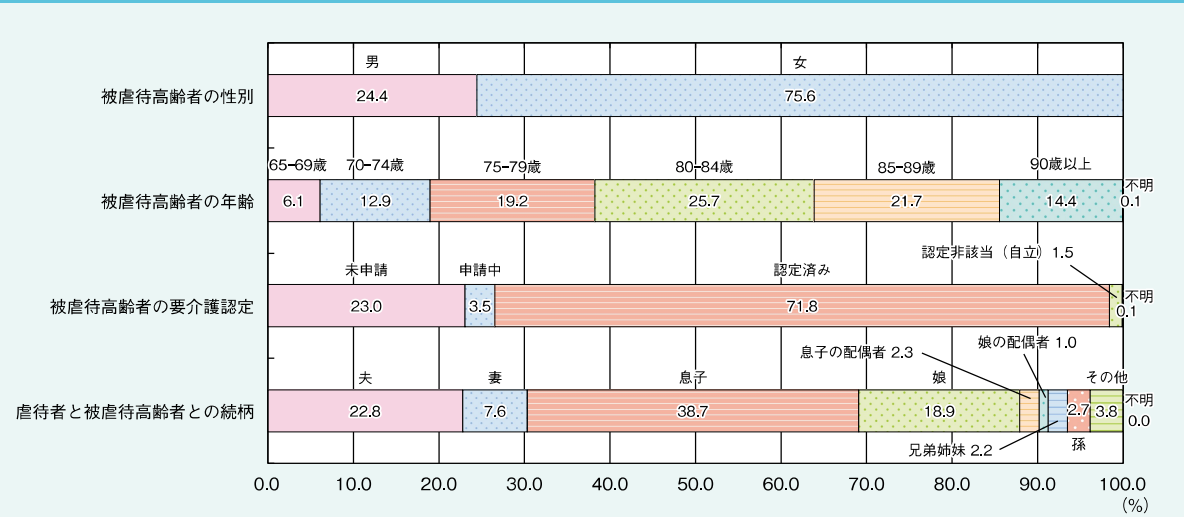
キ 養護者による虐待を受けている高齢者の約7割が要介護認定

令和5年度に全国の1,741市町村（特別区を含む。）で受け付けた高齢者虐待に関する相談・通報件数は、養介護施設従事者等によるものが3,441件で前年度（2,795件）と比べて23.1%増加し、養護者によるものが4万386件で前年度（3万8,291件）と比べて5.5%増加した。また、令和5年度に高齢者虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等によるものが1,123件、養護者によるものが1万7,100件となっている。養護者による虐待の種別（複数回答）は、身体

的虐待が65.1%で最も多く、次いで、心理的虐待が38.3%、介護等放棄が19.4%、経済的虐待が15.9%となっている。

養護者による虐待を受けている高齢者の属性を見ると、女性が75.6%を占めており、年齢階級別では「80～84歳」が25.7%と最も多い。また、虐待を受けている高齢者のうち、71.8%が要介護認定を受けており、虐待の加害者は、「息子」が38.7%と最も多く、次いで、「夫」が22.8%、「娘」が18.9%となっている（図1-2-4-15）。

図1-2-4-15 養護者による虐待を受けている高齢者の属性

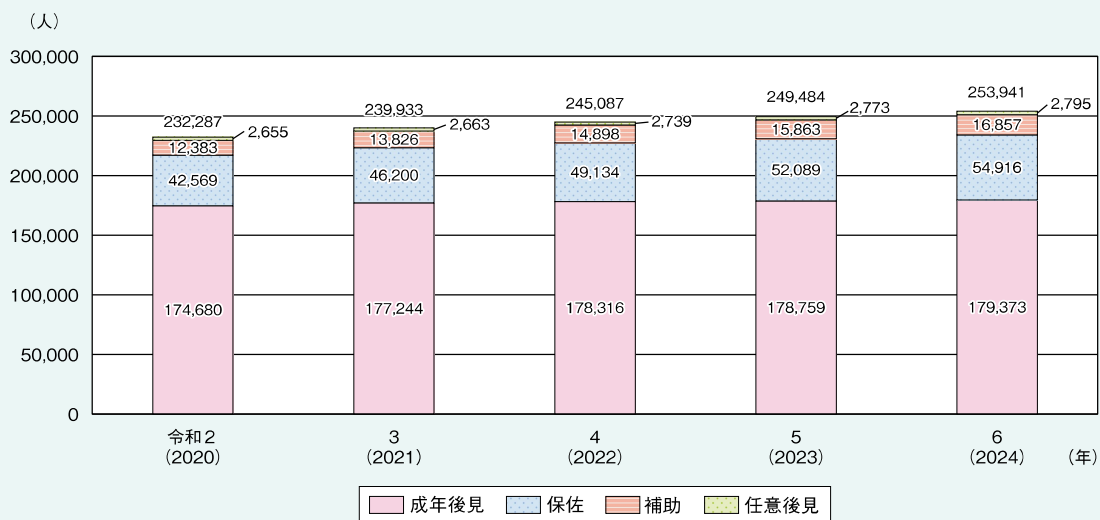


資料：厚生労働省「『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果」（令和5年度）
 (注) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

ク 成年後見制度の利用者数は微増

令和6年12月末時点における成年後見制度の利用者数は25万3,941人で、各類型（成年後見、保佐、補助、任意後見）で増加している（図1-2-4-16）。

図1-2-4-16 成年後見制度の利用者数の推移



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況」
 (注) 調査時点は、いずれも各年の12月末時点。

ケ 近所の人との付き合い方について、65歳以上の人の84.6%が「会えば挨拶をする」、61.3%が「外でちょっと立ち話をする」と回答している

近所の人との付き合い方を見ると、「会えば挨拶をする」が84.6%で最も高い。次いで、「外

でちょっと立ち話をする」が61.3%、「物をあげたりもらったりする」が47.4%となっている。また、男性よりも女性の方が、「外でちょっと立ち話をする」、「物をあげたりもらったりする」などと回答した人の割合が高い（図1-2-4-17）。

図1-2-4-17 近所の人との付き合い方について（複数回答）（年齢・性別）

		（%）										
		会えば挨拶をする	外でちょっと立ち話をする	物をあげたりもらったりする	相談ごとがあった時、相談したり、相談されたりする	お茶や食事を一緒にする	趣味をともにする	病気の時に助け合う	家事やちょっとした用事をしたり、してもらったりする	その他	不明・無回答	
65歳以上	全体 (n=2,677)	84.6	61.3	47.4	18.8	16.0	11.9	6.3	5.3	4.5	1.7	
	男性 (n=1,277)	85.6	52.7	38.4	15.8	9.7	11.4	4.4	4.2	4.7	2.0	
	女性 (n=1,400)	83.8	69.2	55.6	21.6	21.8	12.4	8.0	6.4	4.4	1.5	
65～74歳	男性 (n=686)	87.9	50.7	35.1	14.0	8.3	8.5	3.2	2.9	3.8	0.9	
	女性 (n=679)	86.2	70.3	54.8	19.6	19.7	9.7	6.0	3.8	2.7	1.6	
75歳以上	男性 (n=591)	82.9	55.0	42.3	17.9	11.3	14.9	5.8	5.8	5.8	3.2	
	女性 (n=721)	81.6	68.2	56.4	23.4	23.7	14.8	9.8	8.7	6.0	1.4	

資料：内閣府「令和5年度高齢社会対策総合調査（高齢者の住宅と生活環境に関する調査）」

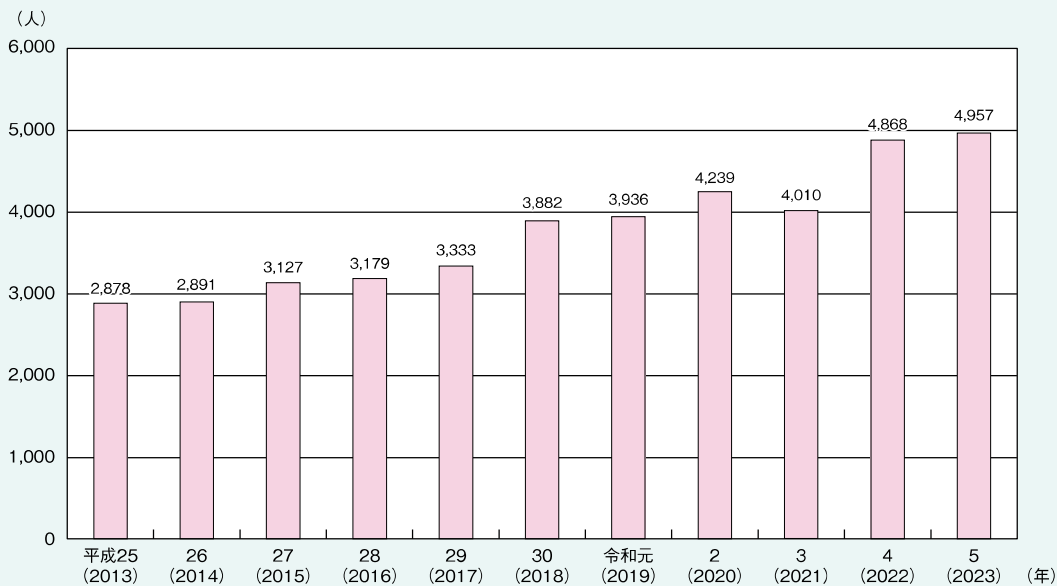
コ 孤立死と考えられる事例が多数発生している

東京23区内における一人暮らしで65歳以上の人の自宅での死亡者数は、平成24年以降増加傾向となっており、令和5年に4,957人となっている（図1-2-4-18）。

サ 65歳以上の者の5割弱が孤立死について身近に感じている

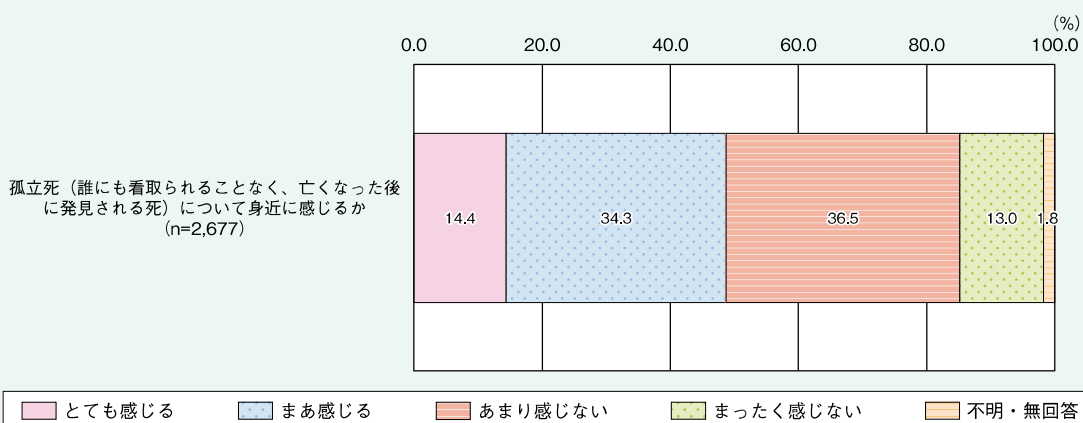
65歳以上の者の孤立死に対する意識について見ると、「とても感じる」又は「まあ感じる」と回答した者は48.7%である（図1-2-4-19）。

図1-2-4-18 東京23区内における一人暮らしで65歳以上の人の自宅での死亡者数



資料：東京都福祉保健局東京都監察医務院の統計より内閣府作成

図1-2-4-19 65歳以上の者の孤立死に対する意識（択一回答）

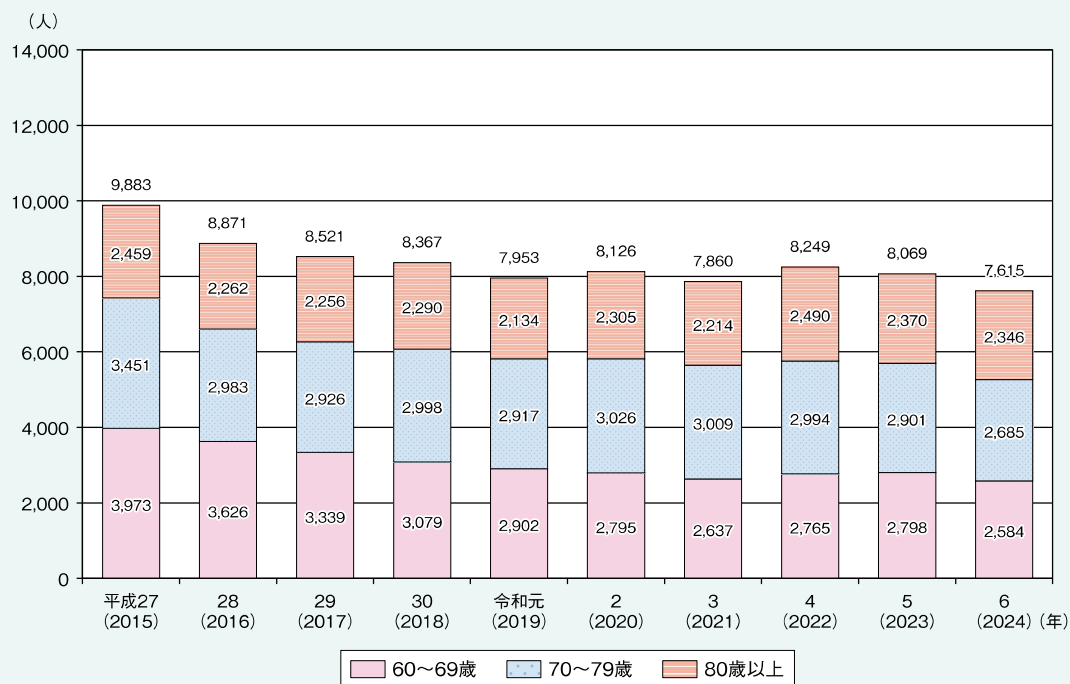


資料：内閣府「令和5年度高齢社会対策総合調査（高齢者の住宅と生活環境に関する調査）」

(3) 60歳以上の自殺者数は減少

60歳以上の自殺者数を見ると、令和6年は7,615人と前年(8,069人)に比べ減少している。年齢階級別に見ると、60～69歳(2,584人)、70～79歳(2,685人)、80歳以上(2,346人)となり、前年に比べ減少している(図1-2-4-20)。

図1-2-4-20 60歳以上の自殺者数の推移



資料：厚生労働省・警察庁「令和6年中における自殺の状況」により内閣府作成

5 研究開発等

(1) 医療機器の市場規模等

健康立国の実現のためには、科学技術を活用して高齢期の様々な課題の解決を図るとともに、高齢者向け市場の活性化を図ることが重要である。ここでは、医療機器の市場規模を例として見ることにする。

ア 医療機器の国内市場規模は拡大傾向

医療機器の国内市場規模の推移を見ると、拡大傾向にあり、令和元年以降は令和2年を除いて4兆円を超えている（図1-2-5-1）。

イ 医療機器の輸出金額は増加傾向

医療機器の輸出金額の推移を見ると、平成24年以降増加傾向にあり、令和3年以降1兆円を超えている（図1-2-5-2）。

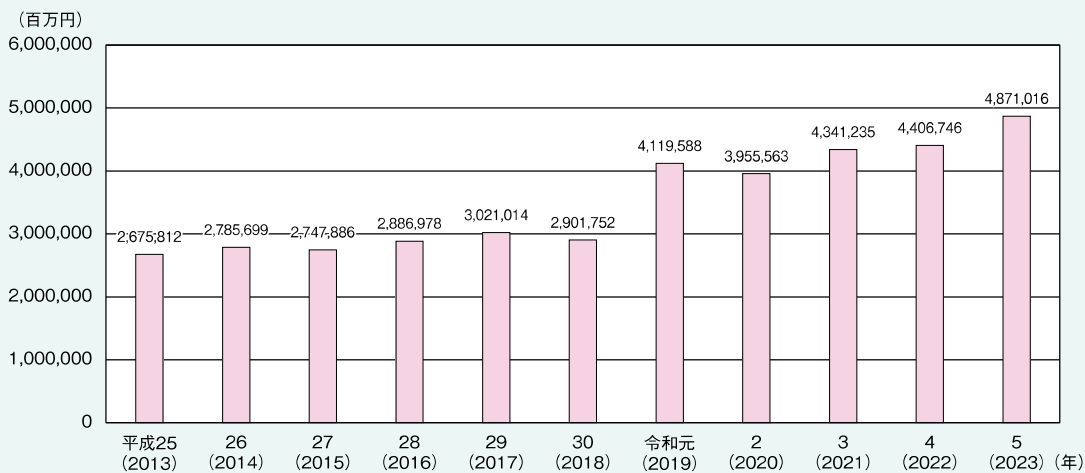
(2) 科学技術の活用

ア 介護福祉機器の導入状況

令和4年度における全国の介護保険サービス事業を実施する事業所における介護福祉機器の導入状況は、「ベッド（傾斜角度、高さが調整できるもの、マットレスは除く）」が43.3%で最も高く、次いで「シャワーキャリー」が31.8%、「車いす体重計」が30.5%、「自動車用車いすりフト」が23.8%となっている。

介護保険サービス系型別で見ると、施設系（入所型）は介護福祉機器が他の区分に比べて導入割合が高く、特に「車いす体重計」は80.1%となっている。一方、訪問系と居宅介護支援は全ての介護福祉機器の導入割合が低い（表1-2-5-3）。

図1-2-5-1 医療機器の国内市場規模の推移

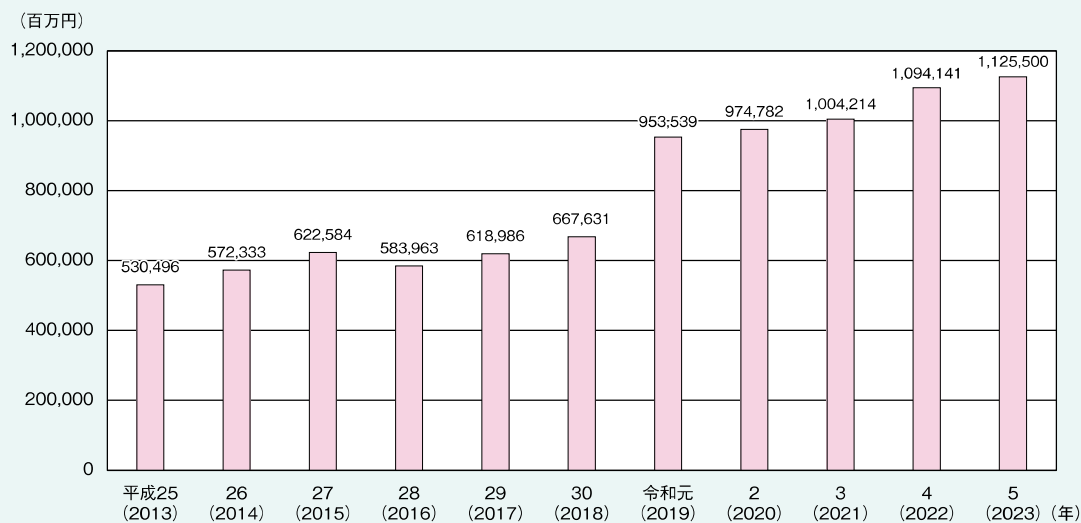


資料：厚生労働省「薬事工業生産動態統計年報」

(注1) 国内市場規模 = 生産金額 + 輸入品金額 - 輸出金額

(注2) 薬事工業生産動態統計の調査方法が令和元年から変更となったため、平成30年以前と令和元年以降の数値は単純に比較できない。

図1-2-5-2 医療機器輸出金額の推移



資料：厚生労働省「薬事工業生産動態統計年報」

(注) 薬事工業生産動態統計の調査方法が令和元年から変更となったため、平成30年以前と令和元年以降の数値は単純に比較できない。

表1-2-5-3 介護福祉機器の導入の有無（複数回答）（介護保険サービス系別）

	回答事業所数	ベッド（傾斜角度、高さが調整できるもの、マットレスは除く）	シャワーキャリー	車いす体重計	自動車用車いすリフト	特殊浴槽（移動用リフトと共に稼働するもの、側面が開閉可能なもの）	ストレッチャー（入浴用に使用するものを含む）	エアマット（体位変換機能を有するもの）	ベッド（体位変換機能を有するもの）	移動用リフト（立位補助機（スタンディングマシーン）を含む）	昇降装置（人の移動に使用するものに限る）	座面昇降機能付車いす	その他介護福祉機器	いずれも導入していない	無回答
全体	8,632	43.3	31.8	30.5	23.8	22.7	21.1	19.9	7.6	4.9	4.7	1.7	4.0	35.4	9.7
訪問系	2,528	18.1	13.7	10.3	8.8	8.3	9.0	12.7	8.8	1.8	2.6	1.4	1.7	57.0	14.9
施設系（入所型）	1,291	79.8	57.1	80.1	49.4	65.6	71.7	53.0	11.9	17.8	8.9	5.0	11.2	7.3	3.3
施設系（通所型）	2,667	49.8	37.9	27.3	32.4	21.6	13.5	10.6	6.6	3.1	4.6	1.0	3.3	26.1	7.3
居住系	984	76.9	52.1	51.6	25.3	26.4	24.8	37.1	8.0	4.8	8.4	1.3	5.9	5.2	5.9
在宅介護支援	766	2.6	2.6	1.7	2.1	1.2	0.9	0.9	0.8	0.1	0.4	0.1	0.5	82.5	12.5

資料：公益財団法人介護労働安定センター「令和4年度介護労働実態調査」

イ 令和7年度を目途にデータヘルス改革を実施する

令和3年6月に厚生労働省「データヘルス改革推進本部」において決定された、「データヘルス改革に関する工程表」においては、令和7年度を目途に、国民が生涯にわたり自身の保健

医療情報を把握できるようになるとともに、医療機関や介護事業所においても、患者・利用者ニーズを踏まえた最適な医療・介護サービスを提供することが可能になるよう、所要の施策を実施することとされている(図1-2-5-4)。

図1-2-5-4 データヘルス改革の意義について

データヘルス改革の意義について

これまで、健康・医療・介護分野のデータが分散し、相互につながっていないために、必ずしも現場や産官学の力を引き出したり、患者・国民がメリットを実感できる形とはなっていないかった。

健康・医療・介護分野のデータの有機的連結や、ICT等の技術革新の利活用の推進を目指す
(データヘルス改革)

国民の健康寿命の更なる延伸
効果的・効率的な医療・介護サービスの提供

(具体例)

- 現状、がんの原因となるゲノム異常がわからない場合や、原因がわかっても対応する医薬品が存在しない場合も…

原因となるゲノム異常等の解明が進み、それに基づいて新たな診断・治療法が開発・提供される可能性

- 現状、健診結果や医療情報を本人が有効活用できるようになっていない場合も…

自身の情報をスマホ等で簡単に確認し、健康づくりや医療従事者とのコミュニケーションに活用



- 現状、カルテ入力が医療従事者の負担になっている場合も…

AIを活用し、診察時の会話からカルテを自動作成、医師、看護師等の負担を軽減

- 現状、保健医療・介護分野のデータベースを研究に十分に活かしていない場合も…

民間企業・研究者がビッグデータを研究やイノベーション創出に活用

資料：厚生労働省「令和4年版厚生労働白書」より内閣府作成

第3節 〈特集①〉高齢者の経済生活をめぐる動向について

我が国の平均寿命は世界で最も高い水準にあり、長い人生をより豊かに過ごすことができる社会を実現していくことが重要である。高齢期に差し掛かると、多くの人が仕事や収入、心身の機能、人間関係等、様々な面で変化を経験する。また、我が国全体をみても、近年の経済・社会情勢は大きな変動の渦中にある。そのような中、特に経済的な観点から、高齢期も安定して豊かに暮らすことができる社会の実現に資するため、内閣府が令和6年度に実施した以下の調査を基に、高齢者の経済生活に関する状況や意識について分析を行った。

「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」（以下この節において「今回調査」という。）

- 調査地域 : 全国
- 調査対象者 : 60歳以上（令和6年10月1日現在の男女）
- 調査方法 : 郵送調査法（オンライン回答併用）
- 調査時期 : 令和6年10月1日～11月8日
- サンプリング方法 : 層化二段無作為抽出法
- 有効回答数 : 2,188人（うちWeb：291人）
（標本数：男女合わせて4,000人）
- 有効回収率 : 54.7%

※なお、注釈がない限り、調査における回答は単数回答である。

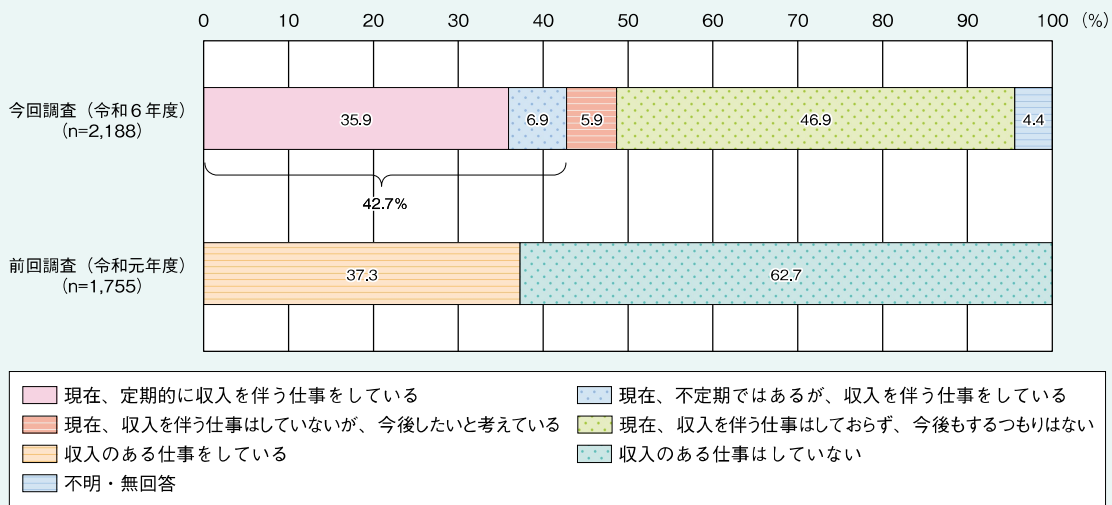
1 就業の状況について

（1）収入を伴う仕事をしている人の割合について

全国の60歳以上の男女に現在の就業状況を聞いたところ、「現在、定期的に収入を伴う仕事をしている」又は「現在、不定期ではあるが、収入を伴う仕事をしている」と回答した割合（仕事をしている割合）は4割を超えており、「令和元年度高齢者の経済生活に関する調査」（以下この節において「前回調査」という。）時と比較して上昇している（図1-3-1）。なお、65歳以上について見ると、定期・不定期合わせて「仕事をしている」と回答した割合は35.6%となっている。

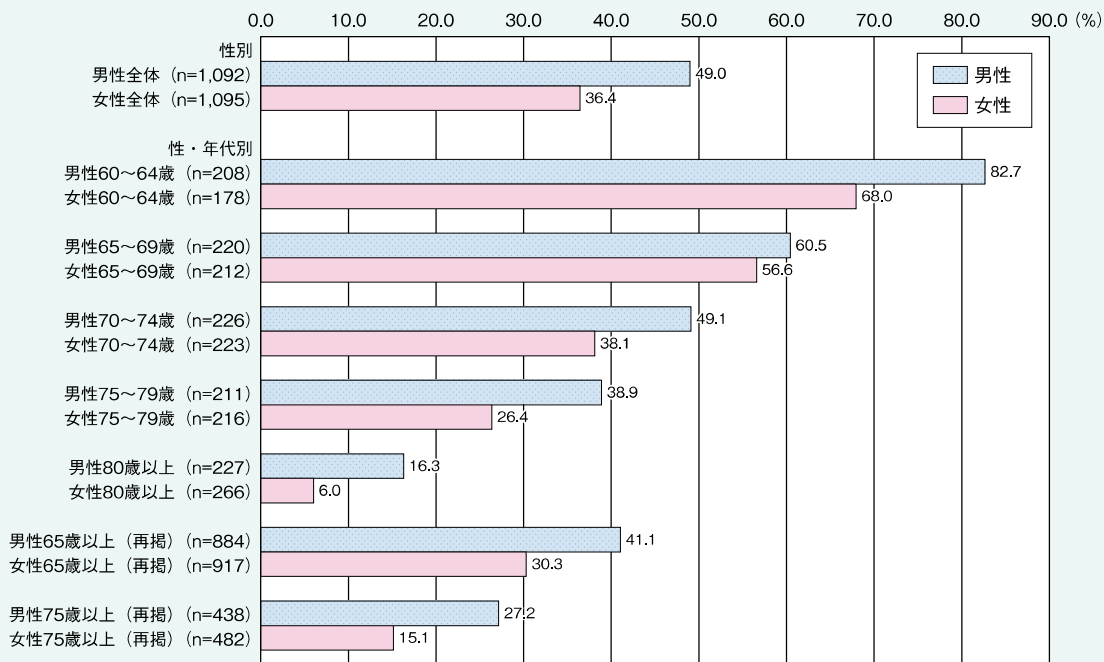
性・年代別で見ると、男女共に、年代が高くなるほど仕事をしている割合が低下している。また、仕事をしている割合は各年代において男性の方が高い（図1-3-2）。

図1-3-1 収入を伴う仕事をしている人の割合（前回調査との比較）



資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」、内閣府「令和元年度高齢者の経済生活に関する調査」
 (注1) 前回調査における「収入のある仕事をしている」の選択肢は、今回調査では「現在、定期的に収入を伴う仕事をしている」、「現在、不定期ではあるが、収入を伴う仕事をしている」としている。
 (注2) 前回調査における「収入のある仕事はしていない」の選択肢は、今回調査では「現在、収入を伴う仕事はしていないが、今後したいと考えている」、「現在、収入を伴う仕事はしておらず、今後するつもりはない」としている。

図1-3-2 収入を伴う仕事をしている人の割合（性・年代別）



資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」

(2) 収入を伴う仕事をしている理由

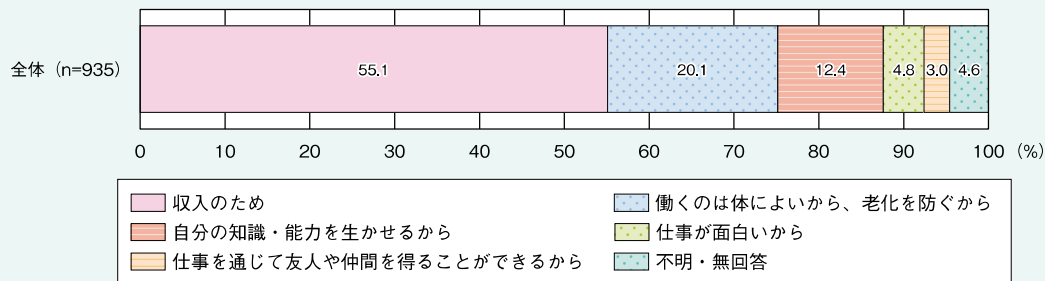
現在、収入を伴う仕事をしている人に、仕事をしている主な理由を聞いたところ、「収入のため」と回答した割合が5割以上で最も高く、次いで、「働くのは体によいから、老化を防ぐから」、「自分の知識・能力を生かせるから」と回答した割合が高い（図1-3-3）。なお、65歳以上について見ると、「収入のため」と回答した割合が最も高いほか、「働くのは体によいから、老化を防ぐから」と回答した割合が3

割弱となっており、全体と比較して、高くなっている。

性別で見ると、男性は「収入のため」等と回答した割合が女性を上回っており、女性は「働くのは体によいから、老化を防ぐから」等と回答した割合が男性を上回っている。

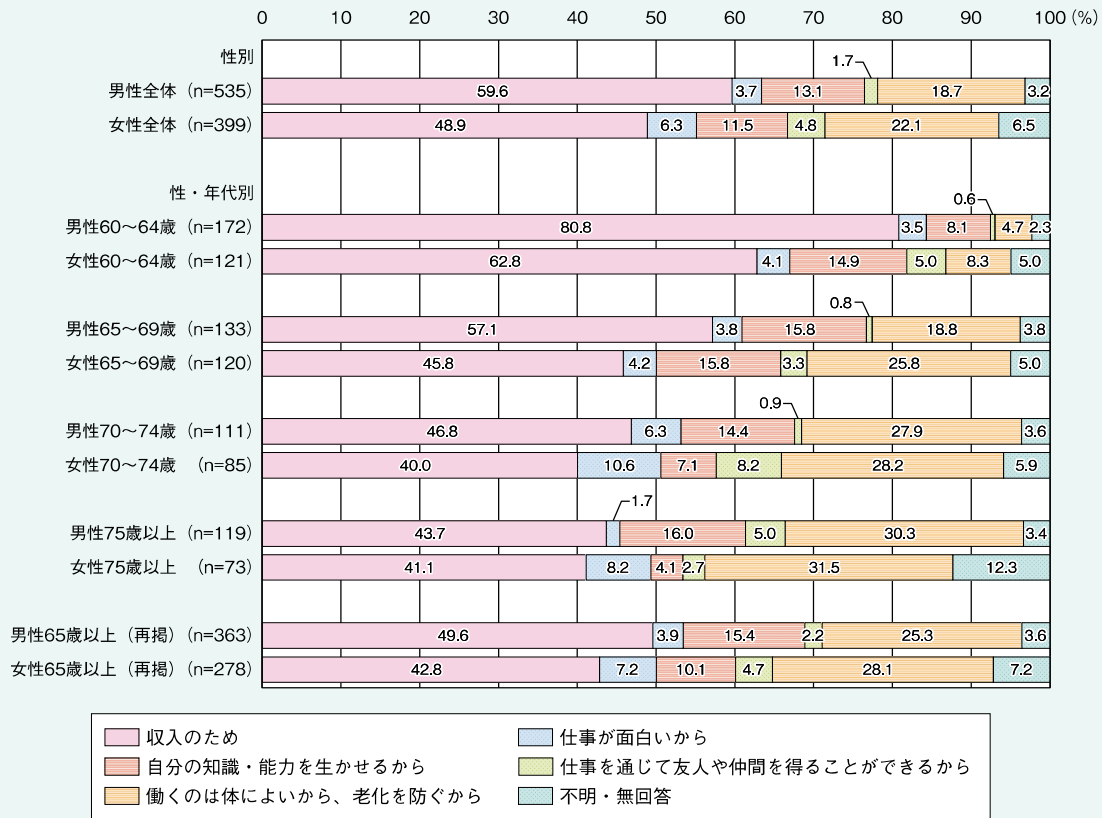
年代別で見ると、おおむね年代が高くなるほど「収入のため」と回答した割合が低く、「働くのは体によいから、老化を防ぐから」と回答した割合が高い（図1-3-4）。

図1-3-3 収入を伴う仕事をしている主な理由（全体）



資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」
 (注) 現在、収入を伴う仕事をしている人に質問。

図1-3-4 収入を伴う仕事をしている主な理由（性・年代別）



資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」
 (注) 現在、収入を伴う仕事をしている人に質問。

(3) 何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいか

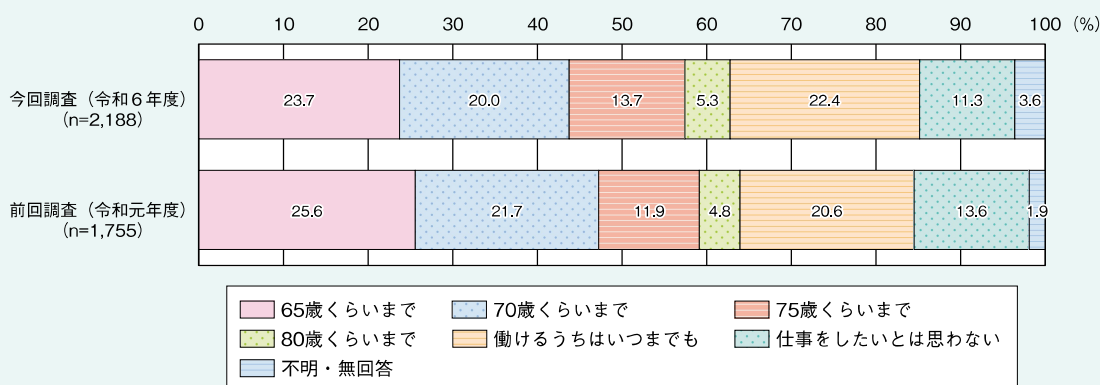
全国の60歳以上の男女に、何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいか（又はしたかったか）を聞いたところ、「65歳くらいまで」と回答した割合が約2割で最も高い一方、「働けるうちはいつまでも」と回答した割合も2割を超えており、「75歳くらいまで」、「80歳くらいまで」又は「働けるうちはいつまでも」と回答した割合を合計すると4割を超える。

前回調査時と比較すると、「75歳くらいまで」、「80歳くらいまで」又は「働けるうちは

いつまでも」と回答した割合は上昇している(図1-3-5)。

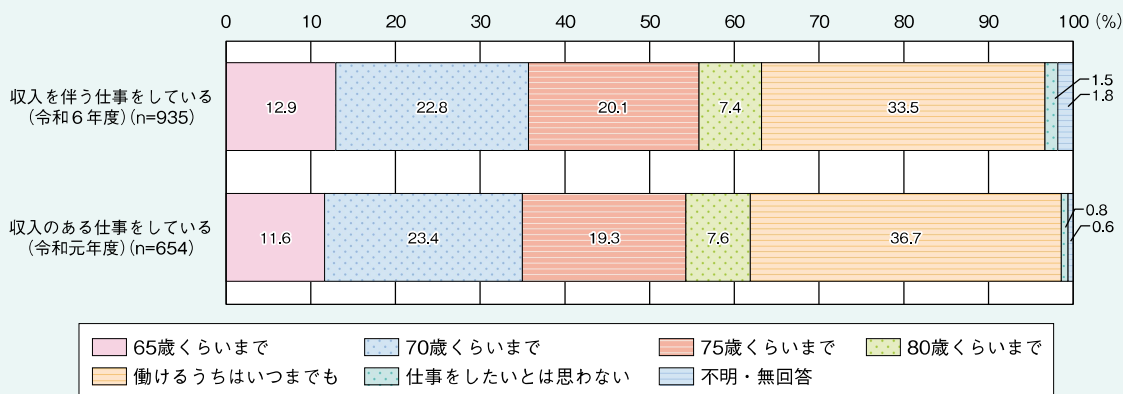
このうち収入を伴う仕事をしている人について見ると、「働けるうちはいつまでも」と回答した割合が最も高く、次いで、「70歳くらいまで」、「75歳くらいまで」と回答した割合が高い。「70歳くらいまで」又はそれ以上まで働きたいと考えている人の割合は前回調査時よりやや低下しているものの、8割を超えている(図1-3-6)。

図1-3-5 何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいか（前回調査との比較）



資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」、内閣府「令和元年度高齢者の経済生活に関する調査」

図1-3-6 何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいか
（収入を伴う仕事をしている人のみ、前回調査との比較）



資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」、内閣府「令和元年度高齢者の経済生活に関する調査」
 (注1) 前回調査における「収入のある仕事をしている」の選択肢は、今回調査では「現在、定期的に収入を伴う仕事をしている」、「現在、不定期ではあるが、収入を伴う仕事をしている」としている。
 (注2) 前回調査における「収入のある仕事はしていない」の選択肢は、今回調査では「現在、収入を伴う仕事はしていないが、今後したいと考えている」、「現在、収入を伴う仕事はしておらず、今後もするつもりはない」としている。

（4）現在の仕事を決めた理由

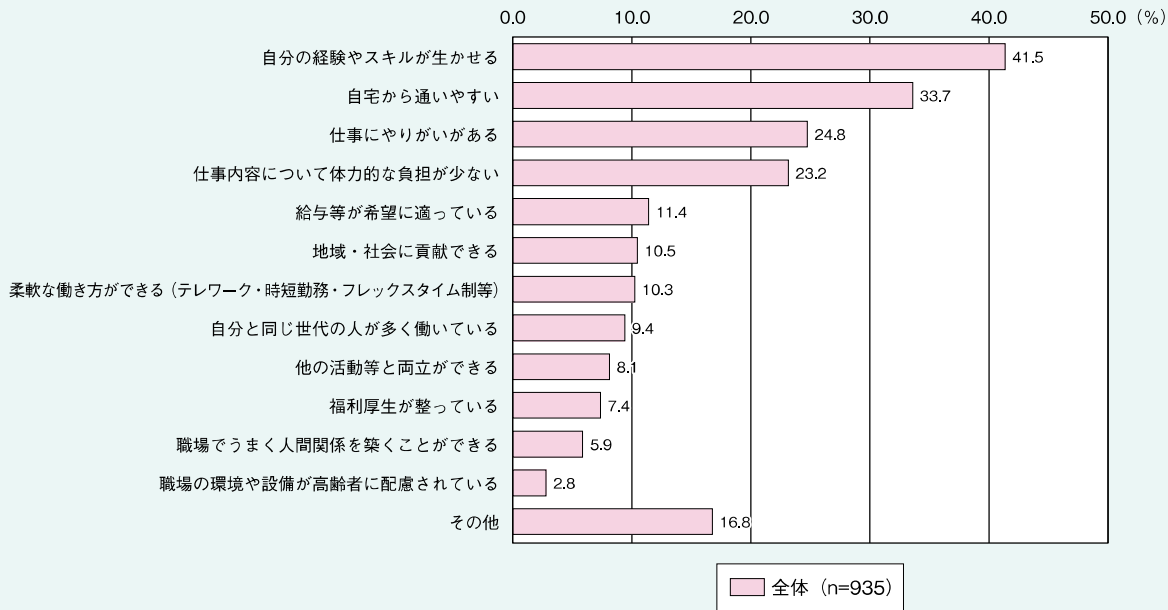
現在、収入を伴う仕事をしている人に、現在の仕事を決めた理由を聞いたところ、「自分の経験やスキルが活かせる」と回答した割合が約4割で最も高く、次いで、「自宅から通いやすい」、「仕事にやりがいがある」と回答した割合が高い（図1-3-7）。

性別で見ると、男性は「自分の経験やスキルが活かせる」と回答した割合が女性を上回っており、女性は「自宅から通いやすい」と回答し

た割合が男性を上回っている。

年代別で見ると、65歳以上では「自分の経験やスキルが活かせる」、「自宅から通いやすい」、「仕事内容について体力的な負担が少ない」と回答した割合が高い。また、おおむね年代が高くなるほど「自分の経験やスキルが活かせる」、「自宅から通いやすい」等と回答した割合が低く、「仕事内容について体力的な負担が少ない」と回答した割合が高い（図1-3-8）。

図1-3-7 現在の仕事を決めた理由（全体）



資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」
 (注1) 現在、収入を伴う仕事をしている人に質問。
 (注2) 当てはまるものを3つまで回答。
 (注3) 「不明・無回答」は除いている。

図1-3-8 現在の仕事を決めた理由（性・年代別）

		(%)												
		柔軟な働き方ができる（テレワーク・時短勤務・フレックスタイム制等）	給与等が希望に合っている	福利厚生が整っている	自宅から通いやすい	職場の環境や設備が高齢者に配慮されている	仕事にやりがいがある	仕事内容について体力的な負担が少ない	自分の経験やスキルが生かせる	他の活動等と両立ができる	職場でうまく人間関係を築くことができる	自分と同じ世代の人が多く働いている	地域・社会に貢献できる	その他
全体	男性 (n=535)	10.5	12.5	7.7	29.2	3.4	25.4	23.9	46.4	6.4	4.1	8.6	12.9	17.2
	女性 (n=399)	10.0	9.8	6.8	39.6	2.0	24.1	22.3	35.1	10.5	8.3	10.5	7.3	16.3
60～64歳	男性 (n=172)	13.4	18.0	15.1	32.0	1.2	23.8	14.5	55.2	6.4	7.6	2.9	10.5	16.9
	女性 (n=121)	12.4	10.7	13.2	45.5	0.8	25.6	13.2	43.0	7.4	9.1	11.6	6.6	15.7
65～69歳	男性 (n=133)	9.8	12.8	7.5	30.8	3.8	23.3	23.3	43.6	4.5	2.3	13.5	11.3	14.3
	女性 (n=120)	14.2	11.7	5.0	37.5	2.5	19.2	22.5	40.8	13.3	5.0	8.3	9.2	15.0
70～74歳	男性 (n=111)	8.1	9.0	4.5	25.2	3.6	23.4	32.4	45.9	9.0	3.6	9.0	16.2	18.0
	女性 (n=85)	4.7	9.4	5.9	40.0	2.4	32.9	28.2	30.6	12.9	9.4	11.8	8.2	15.3
75歳以上	男性 (n=119)	9.2	7.6	-	26.9	5.9	31.9	30.3	37.0	5.9	1.7	10.9	15.1	20.2
	女性 (n=73)	5.5	5.5	-	32.9	2.7	19.2	30.1	17.8	8.2	11.0	11.0	4.1	20.5
65歳以上（再掲）	男性 (n=363)	9.1	9.9	4.1	27.8	4.4	26.2	28.4	42.1	6.3	2.5	11.3	14.0	17.4
	女性 (n=278)	9.0	9.4	4.0	37.1	2.5	23.4	26.3	31.7	11.9	7.9	10.1	7.6	16.5

資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」
 (注1) 現在、収入を伴う仕事をしている人に質問。
 (注2) 当てはまるものを3つまで回答。
 (注3) 「不明・無回答」は除いている。

(5) 収入を伴う仕事をしていない理由

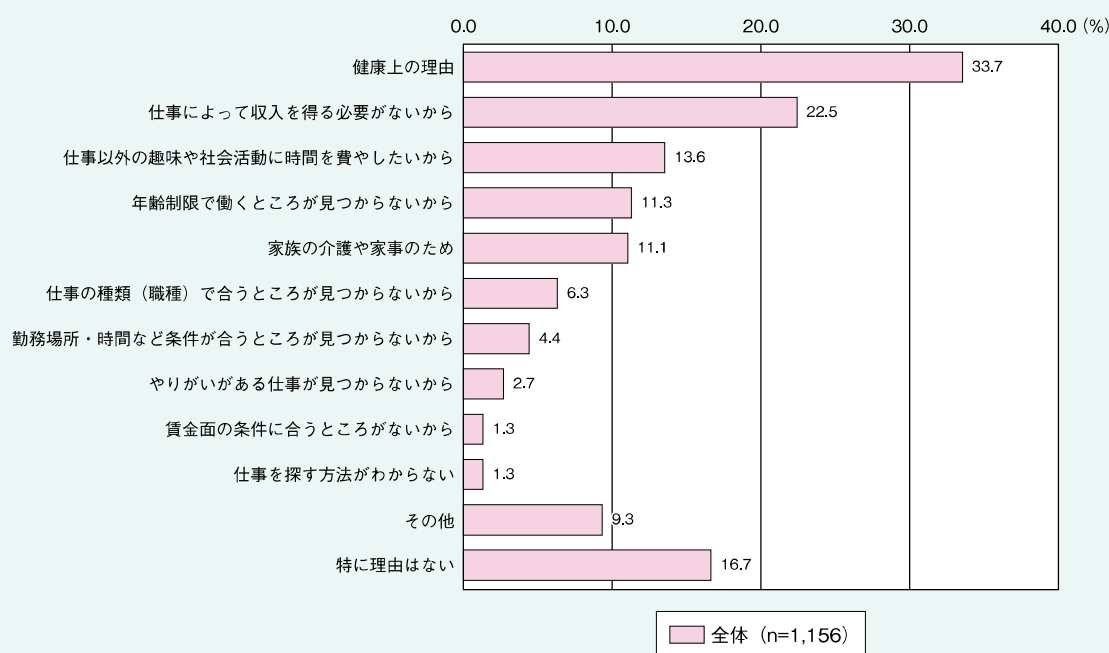
現在、収入を伴う仕事をしていない人に、収入を伴う仕事をしていない理由を聞いたところ、「特に理由はない」を除き、「健康上の理由」と回答した割合が約3割で最も高く、次いで、「仕事によって収入を得る必要がないから」、「仕事以外の趣味や社会活動に時間を費やしたいから」と回答した割合が高い（図1-3-9）。

性・年代別で見ると、男性は各年代において「仕事以外の趣味や社会活動に時間を費やしたいから」と回答した割合が女性を上回っており、女性は80歳以上を除く各年代において「家族の介護や家事のため」と回答した割合が男性を

上回っている。また、おおむね年代が高くなるほど「仕事によって収入を得る必要がないから」と回答した割合が高く、65歳以上ではおおむね2割以上となっている（図1-3-10）。

現在、収入を伴う仕事をしていない人のうち、今後仕事をしたいと考えている人について見ると、「健康上の理由」に次いで、「年齢制限で働くところが見つからないから」、「仕事の種類（職種）で合うところが見つからないから」、「勤務場所・時間など条件が合うところが見つからないから」と回答した割合が高くなっており、いずれも前回調査時と比較して上昇している（図1-3-11）。

図1-3-9 収入を伴う仕事をしていない理由（全体）



資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」
 (注1) 現在、収入を伴う仕事をしていない人に質問。
 (注2) 複数回答。
 (注3) 「不明・無回答」は除いている。

図1-3-10 収入を伴う仕事をしていない理由（性・年代別）

(%)

		賃金面の条件に合っていないから	年齢制限で働くところが見つからないから	仕事の種類(職種)で合うところが見つからないから	勤務場所・時間など条件が合うところが見つからないから	やりがいがある仕事が見つからないから	健康上の理由	家族の介護や家事のため	仕事以外の趣味や社会活動に時間を費やしたいから	仕事を探す方法がわからない	仕事によって収入を得る必要がないから	その他	特に理由はない
全体	男性 (n=526)	1.5	10.8	7.6	4.6	3.6	33.3	6.7	17.1	1.7	21.7	7.2	16.0
	女性 (n=630)	1.1	11.7	5.2	4.3	1.9	34.0	14.8	10.6	1.0	23.2	11.1	17.3
60~64歳	男性 (n=34)	-	5.9	14.7	14.7	14.7	32.4	8.8	29.4	2.9	11.8	5.9	17.6
	女性 (n=55)	3.6	9.1	9.1	14.5	-	40.0	36.4	12.7	-	16.4	5.5	9.1
65~69歳	男性 (n=81)	6.2	11.1	14.8	12.3	7.4	34.6	8.6	23.5	2.5	16.0	4.9	12.3
	女性 (n=87)	3.4	12.6	11.5	9.2	8.0	25.3	21.8	18.4	1.1	19.5	9.2	13.8
70~74歳	男性 (n=112)	1.8	8.9	8.9	2.7	2.7	38.4	6.3	19.6	0.9	22.3	2.7	17.9
	女性 (n=122)	-	13.1	4.9	1.6	1.6	42.6	18.0	11.5	0.8	21.3	7.4	9.8
75~79歳	男性 (n=124)	0.8	13.7	4.0	4.0	2.4	30.6	3.2	19.4	2.4	26.6	5.6	16.9
	女性 (n=141)	-	11.3	2.8	4.3	1.4	36.2	14.2	12.1	1.4	26.2	11.3	16.3
80~84歳	男性 (n=96)	-	11.5	6.3	1.0	2.1	36.5	10.4	11.5	2.1	18.8	9.4	13.5
	女性 (n=117)	1.7	13.7	4.3	2.6	0.9	31.6	6.0	9.4	0.9	26.5	8.5	22.2
85歳以上	男性 (n=79)	-	10.1	2.5	-	-	25.3	5.1	5.1	-	26.6	16.5	17.7
	女性 (n=108)	-	9.3	2.8	-	-	27.8	4.6	1.9	0.9	24.1	22.2	28.7
65歳以上(再掲)	男性 (n=492)	1.6	11.2	7.1	3.9	2.8	33.3	6.5	16.3	1.6	22.4	7.3	15.9
	女性 (n=575)	0.9	12.0	4.9	3.3	2.1	33.4	12.7	10.4	1.0	23.8	11.7	18.1
75歳以上(再掲)	男性 (n=299)	0.3	12.0	4.3	2.0	1.7	31.1	6.0	13.0	1.7	24.1	9.7	16.1
	女性 (n=366)	0.5	11.5	3.3	2.5	0.8	32.2	8.7	8.2	1.1	25.7	13.7	21.9

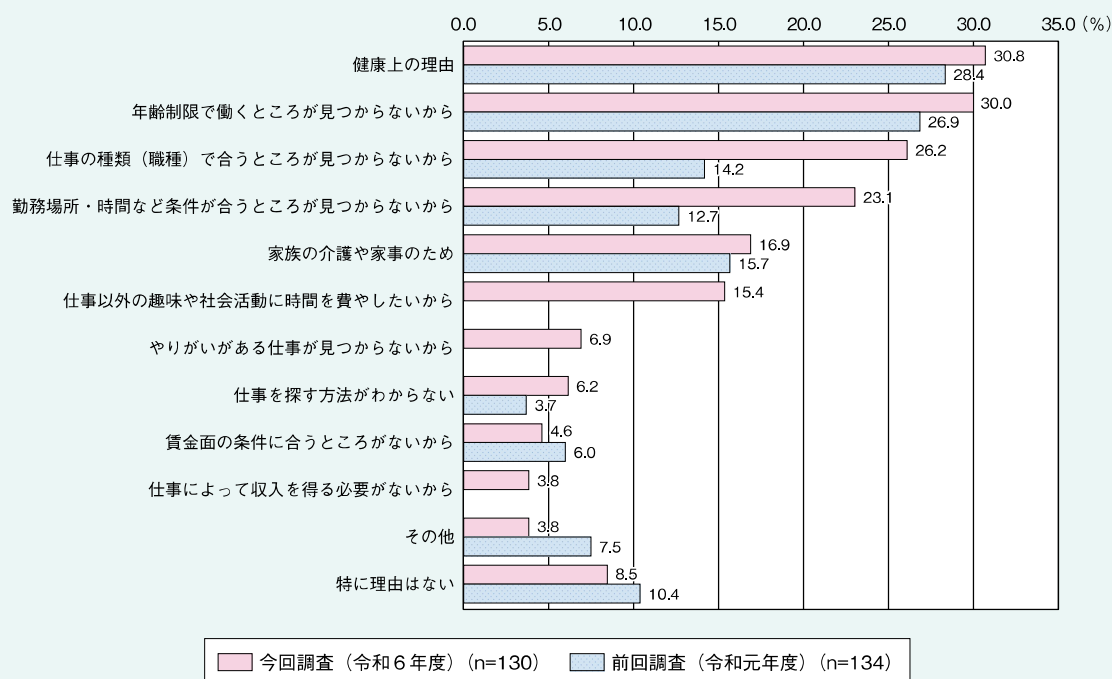
資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」

(注1) 現在、収入を伴う仕事をしていない人に質問。

(注2) 複数回答。

(注3) 「不明・無回答」は除いている。

図1-3-11 収入を伴う仕事をしていない理由
(今後仕事をしたいと考えている人のみ、前回調査との比較)



資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」、内閣府「令和元年度高齢者の経済生活に関する調査」
 (注1) 現在、収入を伴う仕事をしていない人に質問。
 (注2) 複数回答。
 (注3) 「仕事以外の趣味や社会活動に時間を費やしたいから」、「やりがいがある仕事が見つからないから」、「仕事によって収入を得る必要がないから」は今回調査のみ。
 (注4) 「賃金面の条件に合うところがないから」について、前回調査では「金額面の条件に合うところがないから」という表現となっている。
 (注5) 「不明・無回答」は除いている。

2 経済生活全般の状況について

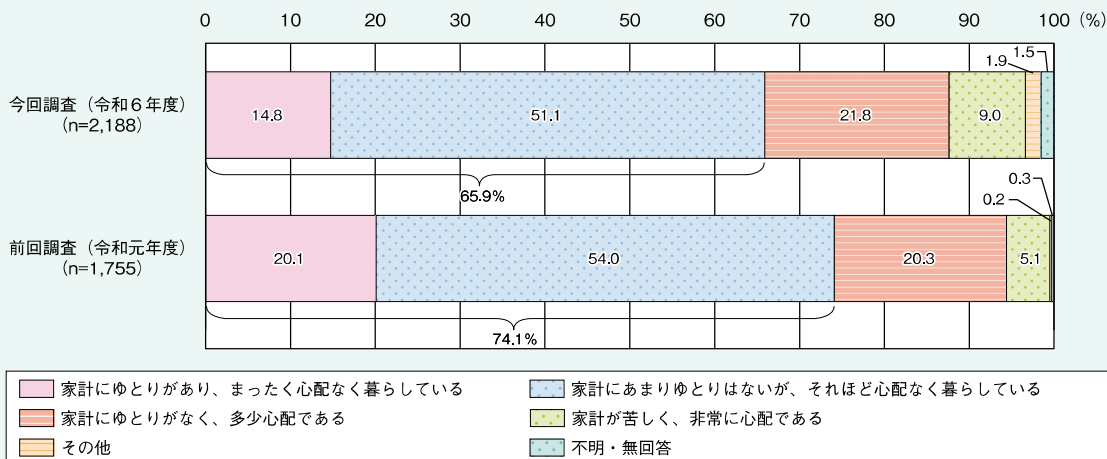
(1) 現在の経済的な暮らし向きについて

全国の60歳以上の男女に、現在の経済的な暮らし向きについて聞いたところ、「家計にゆとりがあり、まったく心配なく暮らしている」又は「家計にあまりゆとりはないが、それほど心配なく暮らしている」と回答した割合（心配なく暮らしていると回答した割合）は前回調査時と比較してやや低下しているものの、7割弱となっている（図1-3-12）。

性・年代別で見ると、女性は75歳以上の各年代において、心配なく暮らしていると回答した割合が男性よりも低くなっている。65歳以上の男女で見ると、男女ともに「家計にゆとりがあり、まったく心配なく暮らしている」又は「家計にあまりゆとりはないが、それほど心配なく暮らしている」と回答した割合が7割弱となっている。

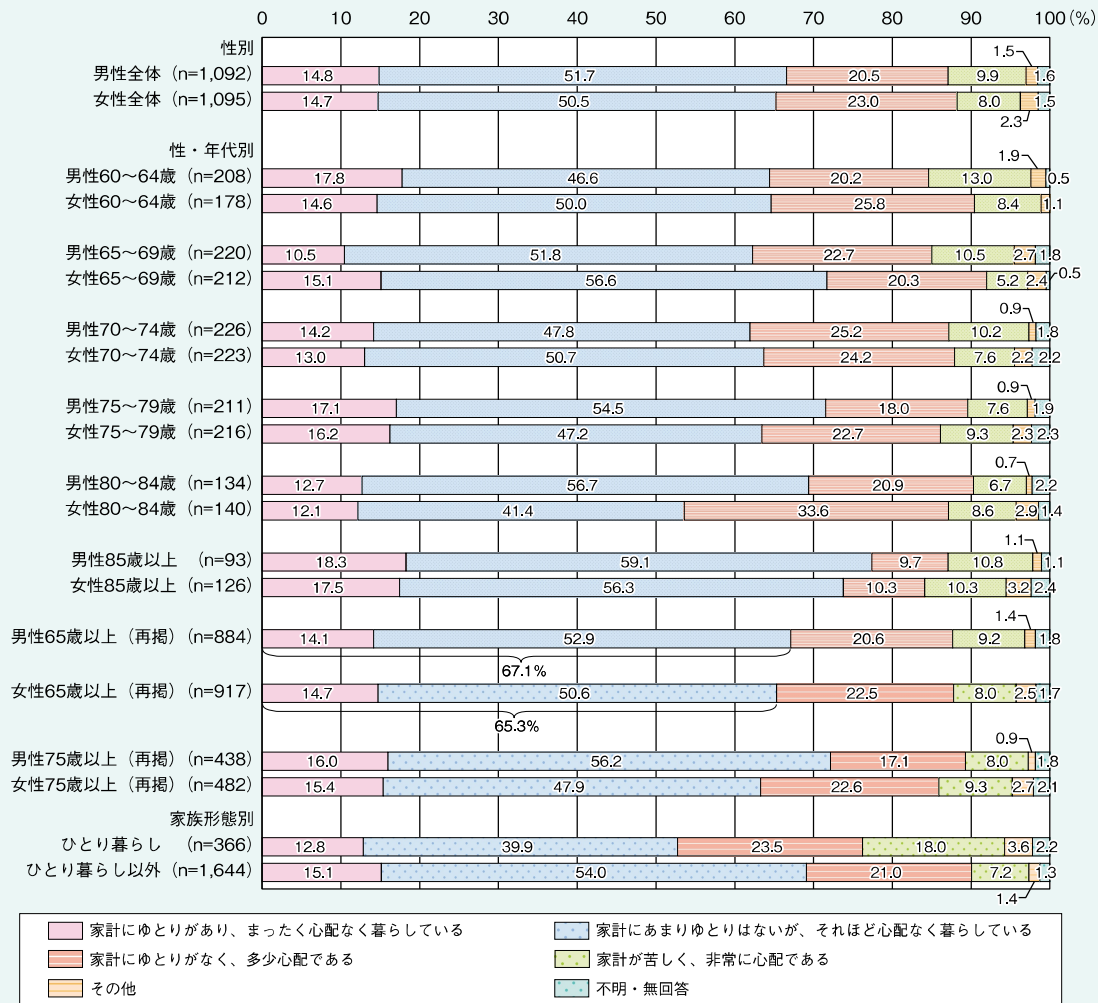
家族形態別で見ると、ひとり暮らしの人は、心配であると回答した割合がひとり暮らし以外の人を大きく上回っている（図1-3-13）。

図1-3-12 現在の経済的暮らし向き（前回調査との比較）



資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」、内閣府「令和元年度高齢者の経済生活に関する調査」

図1-3-13 現在の経済的暮らし向き（性・年代別、ひとり暮らしとそれ以外の比較）



資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」

(2) 現在の収入、生活費の額について

ア 現在の1か月当たりの収入の額

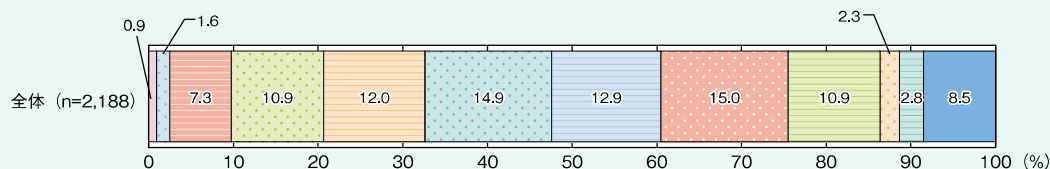
全国の60歳以上の男女に、現在の仕事・年金による1か月当たりの収入を聞いたところ、30万円～40万円未満と回答した割合が最も高く、次いで、20万円～25万円未満、25万円～30万円未満と回答した割合が高い。「収入はない」と回答した割合は1%未満となっており、ほとんどの世帯には何らかの収入がある(図1-3-14)。年額でみた収入の中央値は、280

万円となった。

性・年代別で見ると、女性は65歳以上の各年代において15万円未満(年額では180万円未満)と回答した割合が男性よりも高い。

家族形態別で見ると、ひとり暮らしの人は10万円～15万円未満(年額では120万円～180万円未満)と回答した割合が最も高く、ひとり暮らし以外の人には30万円～40万円未満(年額では360万円～480万円未満)と回答した割合が最も高い(図1-3-15)。

図1-3-14 現在の1か月当たりの収入の額(全体)



収入はない	5万円未満 (年額では60万円未満)
5万円～10万円未満 (年額では60万円～120万円未満)	10万円～15万円未満 (年額では120万円～180万円未満)
15万円～20万円未満 (年額では180万円～240万円未満)	20万円～25万円未満 (年額では240万円～300万円未満)
25万円～30万円未満 (年額では300万円～360万円未満)	30万円～40万円未満 (年額では360万円～480万円未満)
40万円～60万円未満 (年額では480万円～720万円未満)	60万円～80万円未満 (年額では720万円～960万円未満)
80万円以上 (年額では960万円以上)	不明・無回答

資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査(高齢者の経済生活に関する調査)」
 (注1) 配偶者あるいはパートナーと同居している人は、2人の状況について回答。
 (注2) 質問は金額を実数により回答する方式としており、上記は回答を金額に応じて集計した結果。

図1-3-15 現在の1か月当たりの収入の額（性・年代別、ひとり暮らしとそれ以外の比較）



資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」
 (注1) 配偶者あるいはパートナーと同居している人は、2人の状況について回答。
 (注2) 質問は金額を実数により回答する方式としており、上記は回答を金額に応じて集計した結果。

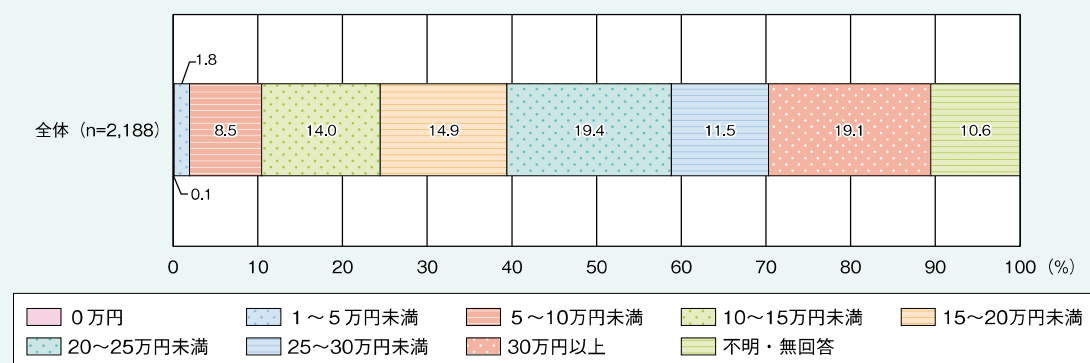
イ 現在の1か月当たりの生活費の額

全国の60歳以上の男女に、現在の1か月当たりの生活費を聞いたところ、20万円～25万円未満と回答した割合が最も高く、次いで、30万円以上、15万円～20万円未満と回答した割合が高い（図1-3-16）。中央値は、20万円となった。

性・年代別で見ると、女性は各年代において20万円未満と回答した人の割合が男性を上回っている。

家族形態別で見ると、ひとり暮らしの人は10万円～15万円未満と回答した割合が最も高く、ひとり暮らし以外の人は30万円以上と回答した割合が最も高い（図1-3-17）。

図1-3-16 現在の1か月当たりの生活費の額（全体）



資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」

（注1）「生活費」は食費、住宅の設備修繕・維持費、光熱・水道費、家具・家事用品費、被服及び履物費、保健医療費、交通・通信費、教育費、教養娯楽費など（家賃・住宅ローンは含まない）。

（注2）配偶者あるいはパートナーと同居している人は、2人の状況について回答。

（注3）質問は金額を実数により回答する方式としており、上記は回答を金額に応じて集計した結果。

図1-3-17 現在の1か月当たりの生活費の額（性・年代別、ひとり暮らしとそれ以外の比較）



資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」
 (注1)「生活費」は食費、住宅の設備修繕・維持費、光熱・水道費、家具・家事用品費、被服及び履物費、保健医療費、交通・通信費、教育費、教養娯楽費など（家賃・住宅ローンは含まない）。
 (注2) 配偶者あるいはパートナーと同居している人は、2人の状況について回答。
 (注3) 質問は金額を実数により回答する方式としており、上記は回答を金額に応じて集計した結果。

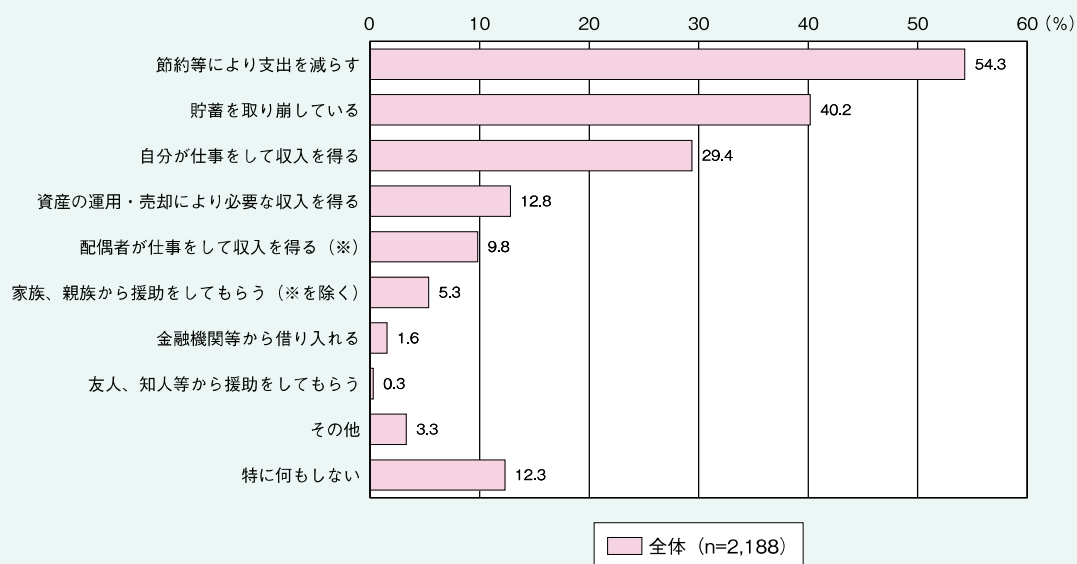
(3) 収入不足への対応について

全国の60歳以上の男女に、現在より収入を増やす必要がある場合、これからどのような方法をとるかを聞いたところ、「節約等により支出を減らす」と回答した割合が最も高く、次いで、「貯蓄を取り崩している」、「自分が仕事をして収入を得る」が高い（図1-3-18）。

で、「貯蓄を取り崩している」、「自分が仕事をして収入を得る」が高い（図1-3-18）。

性・年代別で見ると、男性は各年代において、「自分が仕事をして収入を得る」と回答した割合が女性を上回っている（図1-3-19）。

図1-3-18 収入不足への対応（全体）



資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」

（注1）複数回答。

（注2）「不明・無回答」は除いている。

図1-3-19 収入不足への対応（性・年代別）

		(%)									
		自分が仕事をして収入を得る	配偶者が仕事をして収入を得る(※)	資産の運用・売却により必要な収入を得る	節約等により支出を減らす	貯蓄を取り崩している	家族、親族から援助をしてもらう(※を除く)	友人、知人等から援助をしてもらう	金融機関等から借り入れる	その他	特に何もしない
全体	男性 (n=1,092)	35.8	9.3	14.7	51.9	39.7	3.8	0.4	1.9	3.8	11.5
	女性 (n=1,095)	22.9	10.2	10.9	56.7	40.5	6.8	0.2	1.2	2.8	13.1
60～64歳	男性 (n=208)	63.0	13.0	16.8	55.8	34.1	4.3	0.5	3.8	4.8	3.8
	女性 (n=178)	52.2	20.8	14.0	70.8	34.3	3.4	-	1.7	2.8	3.9
65～69歳	男性 (n=220)	47.3	15.0	20.5	54.1	40.5	2.7	0.5	1.4	4.1	9.5
	女性 (n=212)	41.5	17.9	14.6	61.8	45.8	3.8	0.5	1.9	2.8	4.2
70～74歳	男性 (n=226)	36.3	12.4	14.2	56.2	39.8	4.4	-	3.1	1.3	10.6
	女性 (n=223)	18.8	10.8	7.6	57.4	39.9	6.3	-	0.4	2.7	12.1
75～79歳	男性 (n=211)	24.6	4.7	14.2	43.1	41.7	2.8	-	0.9	4.3	11.8
	女性 (n=216)	9.7	4.6	12.5	56.9	44.4	6.9	0.5	1.4	4.2	15.3
80～84歳	男性 (n=134)	14.2	2.2	9.7	54.5	46.3	3.7	0.7	0.7	5.2	14.9
	女性 (n=140)	3.6	2.1	9.3	52.1	44.3	12.1	-	1.4	2.9	15.7
85歳以上	男性 (n=93)	3.2	1.1	5.4	44.1	36.6	6.5	1.1	-	3.2	30.1
	女性 (n=126)	1.6	-	4.8	31.7	31.0	11.9	-	-	0.8	35.7
65歳以上(再掲)	男性 (n=884)	29.4	8.5	14.1	51.0	41.1	3.7	0.3	1.5	3.5	13.3
	女性 (n=917)	17.2	8.2	10.3	54.0	41.8	7.5	0.2	1.1	2.8	14.8
75歳以上(再掲)	男性 (n=438)	16.9	3.2	11.0	46.8	42.0	3.9	0.5	0.7	4.3	16.7
	女性 (n=482)	5.8	2.7	9.5	49.0	40.9	9.8	0.2	1.0	2.9	20.7

資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」
 (注1) 複数回答。
 (注2) 「不明・無回答」は除いている。

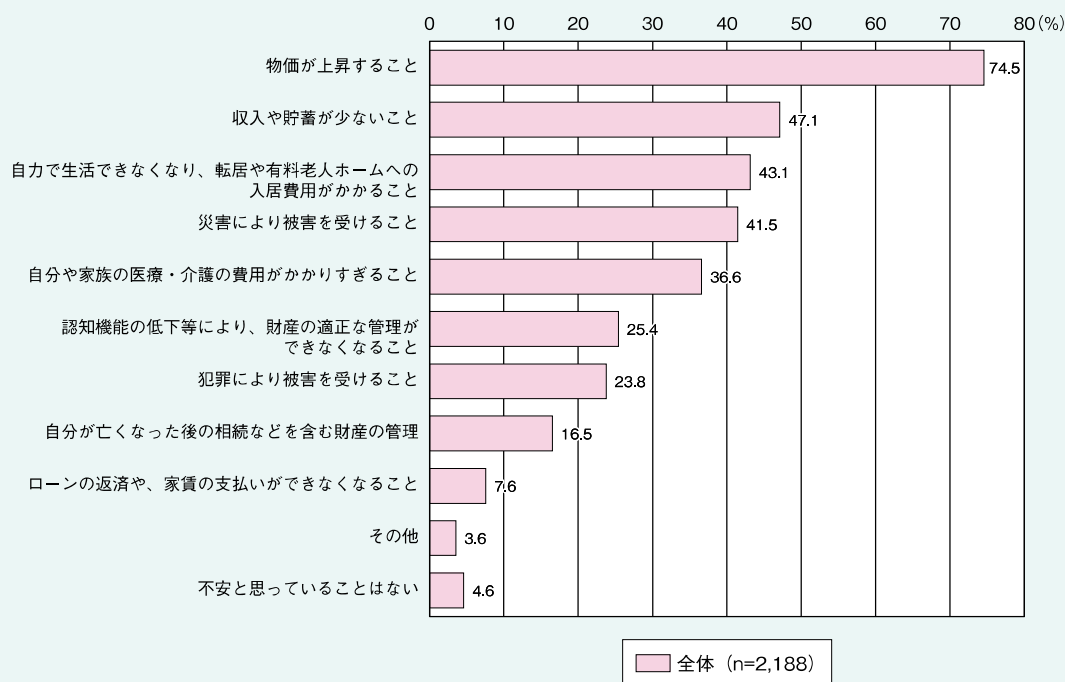
(4) 経済的な面の不安について

全国の60歳以上の男女に、今後の生活において、経済的な面で不安に思うことはあるかについて聞いたところ、「物価が上昇すること」と回答した割合が7割以上で最も高く、次いで、「収入や貯蓄が少ないこと」、「自力で生活できなくなり、転居や有料老人ホームへの入居費用がかかること」、「災害により被害を受ける

こと」、「自分や家族の医療・介護の費用がかかりすぎる」と回答した割合が高い（図1-3-20）。

性・年代別で見ると、女性は85歳以上を除く各年代において「災害により被害を受けること」と回答した割合が男性を上回っている（図1-3-21）。

図1-3-20 経済的な面の不安（全体）



資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」
 (注1) 複数回答。
 (注2) 「不明・無回答」は除いている。

図1-3-21 経済的な面の不安（性・年代別）

		物価が上昇すること	収入や貯蓄が少ないこと	自力で生活できなくなり、転居や有料老人ホームへの入居費用がかかること	災害により被害を受けること	自分や家族の医療・介護の費用がかかりすぎる	認知機能の低下等により、財産の適正な管理ができなくなる	犯罪により被害を受けること	自分が亡くなった後の相続などを含む財産の管理	ローンの返済や、家賃の支払いができなくなる	その他	不安と認めていることはない
全体	男性 (n=1,092)	73.6	46.8	39.5	38.7	37.6	22.6	23.4	18.5	7.9	3.6	4.7
	女性 (n=1,095)	75.4	47.5	46.8	44.1	35.5	28.2	24.2	14.6	7.3	3.6	4.6
60~64歳	男性 (n=208)	73.1	50.0	38.9	38.5	36.1	28.4	25.5	24.0	16.3	3.4	4.8
	女性 (n=178)	83.7	53.4	47.2	47.8	37.1	32.0	25.8	15.7	15.2	2.8	2.8
65~69歳	男性 (n=220)	77.7	51.4	35.5	43.6	40.0	21.4	29.1	15.0	10.0	6.8	2.3
	女性 (n=212)	77.4	41.0	50.9	49.1	41.5	26.4	26.4	15.1	9.0	2.4	2.8
70~74歳	男性 (n=226)	77.0	47.3	43.4	38.5	34.5	21.2	18.1	15.5	7.1	2.2	3.1
	女性 (n=223)	78.0	50.2	48.9	46.6	40.4	26.0	23.3	12.1	6.7	1.8	3.6
75~79歳	男性 (n=211)	68.7	43.6	37.0	37.4	33.6	20.4	23.2	17.5	3.3	1.9	5.7
	女性 (n=216)	69.4	45.4	41.2	42.6	27.3	29.2	23.1	14.8	6.5	5.1	6.5
80~84歳	男性 (n=134)	76.9	46.3	44.0	36.6	47.0	22.4	18.7	21.6	3.7	3.0	5.2
	女性 (n=140)	73.6	52.9	47.9	40.7	34.3	25.7	24.3	10.7	2.1	5.0	5.7
85歳以上	男性 (n=93)	63.4	35.5	39.8	34.4	38.7	21.5	24.7	19.4	2.2	4.3	10.8
	女性 (n=126)	68.3	42.9	44.4	32.5	30.2	31.0	21.4	20.6	1.6	5.6	7.1
65歳以上(再掲)	男性 (n=884)	73.8	46.0	39.6	38.8	38.0	21.3	22.9	17.2	5.9	3.6	4.6
	女性 (n=917)	73.8	46.3	46.8	43.4	35.2	27.5	23.9	14.4	5.8	3.7	4.9
75歳以上(再掲)	男性 (n=438)	70.1	42.7	39.7	36.5	38.8	21.2	22.1	19.2	3.2	2.7	6.6
	女性 (n=482)	70.3	46.9	44.0	39.4	30.1	28.6	23.0	15.1	3.9	5.2	6.4

資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」
 (注1) 複数回答。
 (注2) 「不明・無回答」は除いている。

3 今後の備えについて

(1) 老後に備えた民間保険等の加入状況について

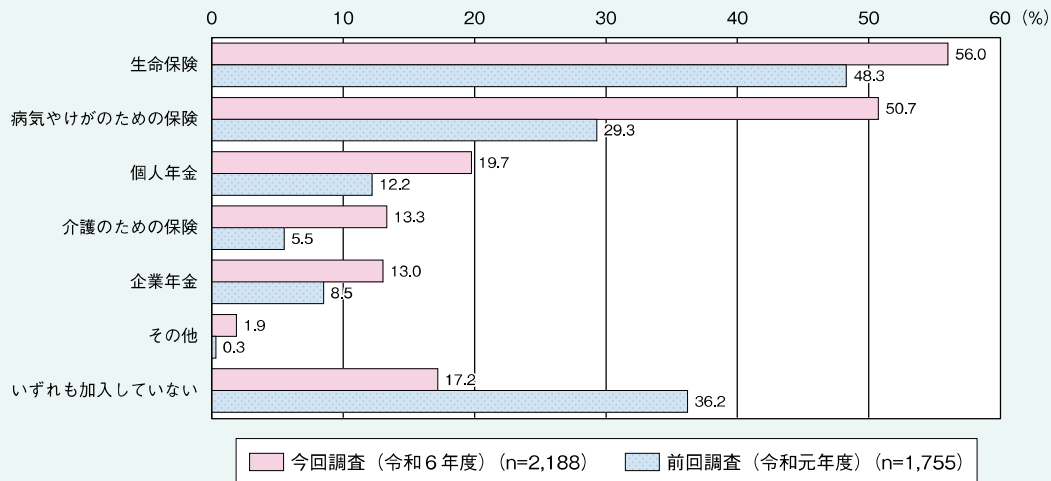
全国の60歳以上の男女に、公的年金・保険のほかに、老後の備えとして私的な年金・保険（民間保険等）に加入しているかを聞いたところ、「生命保険」と回答した割合が5割以上で最も高く、次いで、「病気やけがのための保険」と回答した割合が高い。また、前回調査時と比較すると、「生命保険」、「病気やけがのための保険」、「個人年金」、「介護のための保険」、「企業年金」、「その他」は増加しているが、「いずれも加入していない」は減少している。

業年金」と回答した割合はいずれも上昇しており、「いずれも加入していない」と回答した割合は大きく低下している（図1-3-22）。

性・年代別で見ると、「いずれも加入していない」と回答した割合は、65歳以上においては、男女共に年代が高くなるほど高い。また、男女共に65～69歳が民間保険等に加入している割合が一番高かった。

家族形態別で見ると、ひとり暮らしの人は、「いずれも加入していない」と回答した割合がひとり暮らし以外の人を大きく上回っている（図1-3-23）。

図1-3-22 老後に備えた民間保険等の加入状況（前回調査との比較）



資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」、内閣府「令和元年度高齢者の経済生活に関する調査」
(注1)複数回答。
(注2)「不明・無回答」は除いている。

図1-3-23 老後に備えた民間保険等の加入状況（性・年代別、ひとり暮らしとそれ以外の比較）

(%)

		個人年金	企業年金	病気やけがのための保険	介護のための保険	生命保険	その他	いずれも加入していない
全体	男性 (n=1,092)	19.5	16.9	50.4	14.0	56.1	1.7	17.2
	女性 (n=1,095)	19.9	9.0	51.1	12.6	55.9	1.9	17.2
60~64歳	男性 (n=208)	37.0	22.6	53.4	15.4	63.9	1.9	13.9
	女性 (n=178)	34.3	14.6	58.4	18.5	62.9	1.7	11.8
65~69歳	男性 (n=220)	21.8	19.5	59.5	19.5	61.8	1.4	10.9
	女性 (n=212)	24.5	9.9	67.5	17.0	67.9	1.4	8.0
70~74歳	男性 (n=226)	15.9	13.7	57.5	12.4	55.3	1.8	14.6
	女性 (n=223)	16.1	9.0	56.1	14.3	56.1	1.8	13.5
75~79歳	男性 (n=211)	14.7	13.7	49.8	12.8	55.9	1.9	17.5
	女性 (n=216)	18.1	8.3	47.2	11.6	54.2	2.3	15.3
80~84歳	男性 (n=134)	12.7	14.2	38.8	11.2	47.8	2.2	24.6
	女性 (n=140)	10.7	3.6	42.9	5.7	48.6	2.1	26.4
85歳以上	男性 (n=93)	4.3	17.2	22.6	8.6	39.8	1.1	34.4
	女性 (n=126)	11.9	7.1	20.6	3.2	36.5	2.4	39.7
65歳以上 (再掲)	男性 (n=884)	15.4	15.6	49.7	13.7	54.3	1.7	18.0
	女性 (n=917)	17.1	8.0	49.7	11.5	54.5	2.0	18.2
75歳以上 (再掲)	男性 (n=438)	11.9	14.6	40.6	11.4	50.0	1.8	23.3
	女性 (n=482)	14.3	6.6	39.0	7.7	47.9	2.3	24.9
家族形態	ひとり暮らし (n=366)	16.4	8.7	41.5	9.8	39.6	1.6	25.4
	ひとり暮らし以外 (n=1,644)	20.5	13.4	53.3	14.2	60.5	2.1	15.5

資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」
 (注1) 複数回答。
 (注2) 「不明・無回答」は除いている。

(2) 老後のために必要だと思う備えについて

全国の60歳以上の男女に、老後の備えとして、今後どのようなことに取り組む必要があるかを聞いたところ、「健康に関する備え（健康の維持・増進、介護予防、保険、病気やけがの治療等）」と回答した割合が約8割で最も高く、次いで、「終活関係の準備（自身の葬儀やお墓の準備、財産等の整理・相続の準備）」と回答した割合が約4割となった。また、「財産管理に関する備え（認知機能の低下等に伴う、財産管理の相談（金銭管理サービスの利用等）」と回答した割合は1割未満で最も低い（図1-3-24）。なお、65歳以上について見ると、全体と比較した際、「資産形成（貯蓄・投資）など」と回答した割合が低かった。

性・年代別で見ると、「資産形成（貯蓄・投資）など」と回答した割合は男女共に年代が高くなるほど低く、女性は各年代において「防災・防

犯に関する備え（住宅の防災対策、防災用品の備蓄、防犯システムの利用等）」と回答した割合が男性を上回っている。また、男女共に、85歳以上を除く各年代において「財産管理に関する備え（認知機能の低下等に伴う、財産管理の相談（金銭管理サービスの利用等）」と回答した割合が最も低い。

家族形態別で見ると、同居者の有無にかかわらず、「健康に関する備え（健康の維持・増進、介護予防、保険、病気やけがの治療等）」と回答した割合が最も高く、「財産管理に関する備え（認知機能の低下等に伴う、財産管理の相談（金銭管理サービスの利用等）」と回答した割合が最も低い。また、親と同居している人は「住まいに関する備え（住宅の確保やリフォーム、修繕等）」と回答した割合がそれ以外の人を上回っている（図1-3-25）。

図1-3-24 老後のために必要だと思う備え（全体）

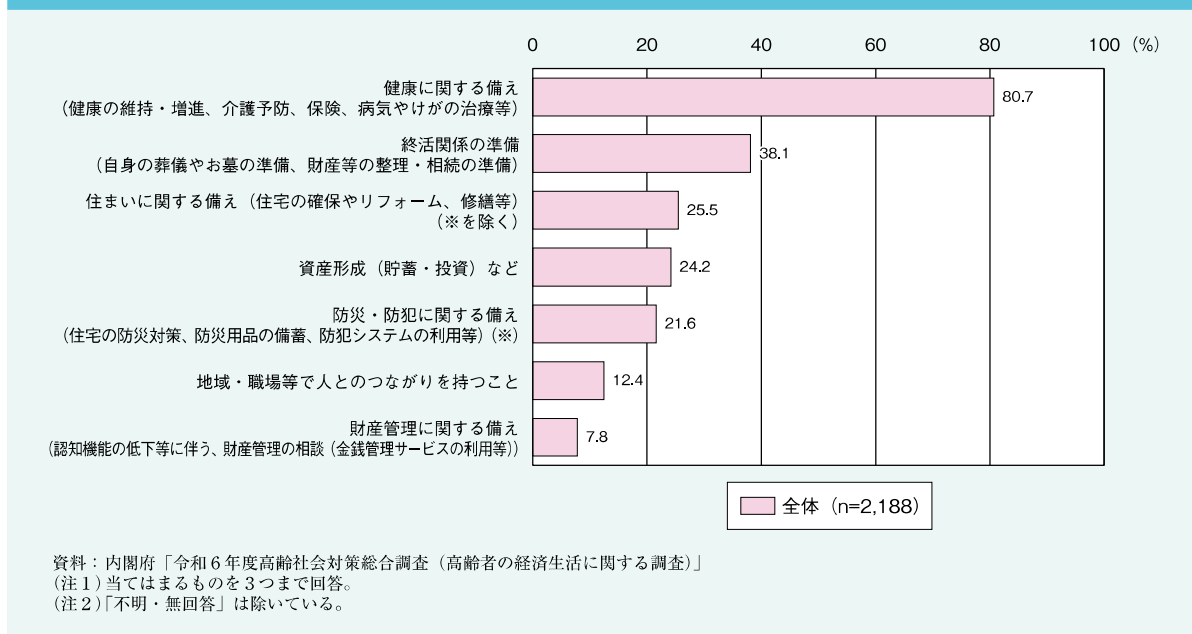


図1-3-25 老後のために必要だと思う備え（性・年代別、家族形態別）

		資産形成（貯蓄・投資）など	健康に関する備え（健康の維持・増進、介護予防、保険、病気の治療等）	防災・防犯に関する備え（住宅の防災対策、防災用品の備蓄、防犯システムの利用等）（※）	住まいに関する備え（住宅の確保やリフォーム、修繕等）（※を除く）	地域・職場等で人とのつながりを持つこと	財産管理に関する備え（認知機能の低下に伴う、財産管理の相談（金銭管理サービスの利用等）	終活関係の準備（自身の葬儀やお墓の準備、財産等の整理・相続の準備）
全体	男性（n=1,092）	27.8	81.4	19.1	28.3	11.9	8.5	36.3
	女性（n=1,095）	20.5	80.0	24.1	22.6	13.0	7.1	40.0
60～64歳	男性（n=208）	44.7	81.7	15.9	28.8	17.3	10.1	28.4
	女性（n=178）	42.1	81.5	23.0	19.7	14.0	10.1	38.8
65～69歳	男性（n=220）	35.0	87.3	18.2	35.0	11.4	9.1	36.4
	女性（n=212）	24.5	86.8	23.1	25.5	12.7	6.6	44.8
70～74歳	男性（n=226）	30.1	83.2	20.8	25.7	9.3	8.4	39.8
	女性（n=223）	19.7	84.8	25.1	24.2	11.7	4.5	41.3
75～79歳	男性（n=211）	17.5	78.2	21.3	27.0	11.8	5.7	35.5
	女性（n=216）	13.0	76.9	25.0	20.4	17.1	6.9	34.7
80～84歳	男性（n=134）	15.7	82.8	21.6	29.9	11.2	6.0	44.0
	女性（n=140）	11.4	70.0	27.9	25.0	12.9	5.0	37.9
85歳以上	男性（n=93）	8.6	67.7	16.1	18.3	8.6	14.0	35.5
	女性（n=126）	7.1	74.6	19.8	19.8	7.1	11.1	42.9
65歳以上（再掲）	男性（n=884）	23.9	81.3	19.9	28.2	10.6	8.1	38.1
	女性（n=917）	16.2	79.7	24.3	23.1	12.8	6.5	40.2
75歳以上（再掲）	男性（n=438）	15.1	77.4	20.3	26.0	11.0	7.5	38.1
	女性（n=482）	11.0	74.3	24.5	21.6	13.3	7.5	37.8
家族形態	同居者はいない（ひとり暮らし）（n=366）	17.8	75.1	18.0	18.0	14.5	10.4	36.3
	配偶者あるいはパートナーと同居（n=1,212）	28.5	84.6	23.2	27.6	13.3	7.5	38.1
	親（配偶者あるいはパートナーの親を含む）と同居（n=112）	45.5	80.4	15.2	33.0	8.9	4.5	32.1
	子（子の配偶者あるいはパートナーを含む）と同居（n=673）	23.9	78.5	23.9	26.0	11.1	6.4	39.8
	その他（親族以外も含む）（n=75）	29.3	77.3	17.3	25.3	13.3	10.7	38.7

資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」
 （注1）当てはまるものを3つまで回答。
 （注2）「不明・無回答」は除いている。

(3) 今後の生活の中で準備しているものについて

全国の60歳以上の男女に、今後の生活の中で準備をしているものを聞いたところ、「準備しているものはない」と回答した割合が約4割で最も高く、次いで、「身の回りの所有物の整理」、「お墓の準備」、「葬儀の準備」と回答した割合が高い（図1-3-26）。

性・年代別で見ると、女性は85歳以上を除く各年代において「身の回りの所有物の整理」、「葬儀の準備」、「お墓の準備」等と回答した割合が男性を上回っており、男性は85歳以上を除く各年代において「準備しているものはない」と回答した割合が女性を上回っている。

家族形態別で見ると、同居者の有無にかかわらず、「準備しているものはない」と回答した割合が最も高い一方、親と同居している人は、次いで、「葬儀の準備」が高いほか、親と同居している人を除いては、「身の回りの所有物の整理」と回答した割合が高い（図1-3-27）。

また、老後のために必要な備えとして「終活関係の準備（自身の葬儀やお墓の準備、財産等の整理・相続の準備）」を挙げた人のうち、今後の生活の中で「準備しているものはない」と回答した割合は約3割となっている（図1-3-28）。

図1-3-26 今後の生活の中で準備しているもの（全体）

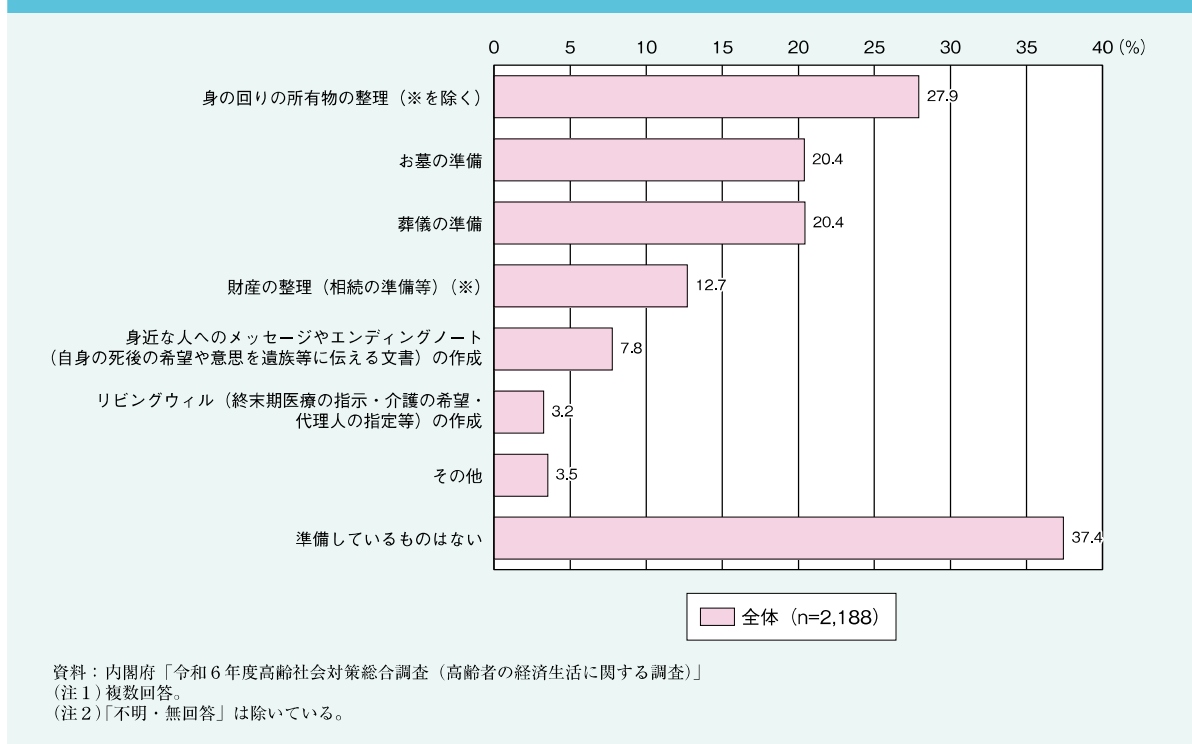


図1-3-27 今後の生活の中で準備しているもの（性・年代別、家族形態別）

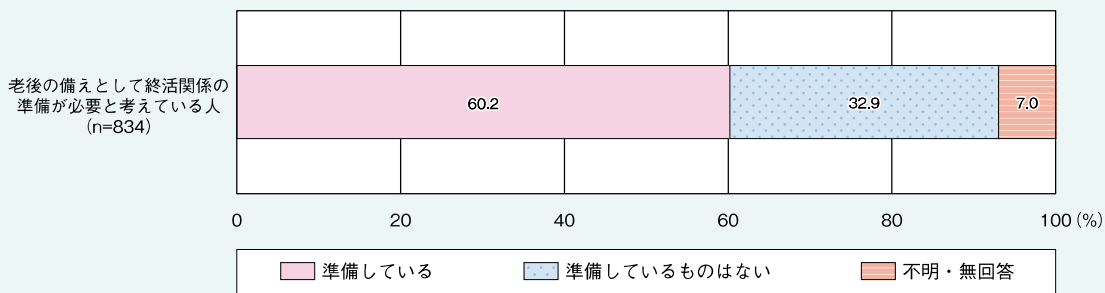
		葬儀の準備	お墓の準備	財産の整理 (相続の準備等) ^(※)	身の回りの所 有物の整理 (※を除く)	身近な人への メッセージや エンディング ノート(自身 の死後の希望 や意思を遺族 等に伝える文 書)の作成	リビングウィル (終末期医療の 指示・介護の 希望・代理人 の指定等)の 作成	その他	準備している ものはない
全体	男性 (n=1,092)	17.9	18.8	14.2	23.5	6.0	3.1	3.6	41.6
	女性 (n=1,095)	22.7	22.1	11.1	32.3	9.6	3.4	3.4	33.3
60~64歳	男性 (n=208)	7.2	10.6	8.7	21.2	4.3	1.0	4.3	57.2
	女性 (n=178)	11.8	12.9	6.2	26.4	7.9	2.2	2.2	51.1
65~69歳	男性 (n=220)	15.5	18.2	15.5	21.8	5.9	2.3	3.2	45.9
	女性 (n=212)	23.1	19.3	8.0	32.5	9.4	3.3	0.5	39.2
70~74歳	男性 (n=226)	17.3	18.1	14.6	21.2	6.6	4.0	2.7	39.8
	女性 (n=223)	17.5	20.2	9.0	34.1	6.3	0.9	3.6	34.5
75~79歳	男性 (n=211)	17.5	20.9	15.2	28.0	4.7	3.3	3.3	38.4
	女性 (n=216)	28.2	27.8	15.3	38.0	16.2	5.1	6.0	22.7
80~84歳	男性 (n=134)	29.1	23.9	15.7	28.4	6.0	5.2	3.0	29.1
	女性 (n=140)	31.4	27.1	15.0	37.9	9.3	6.4	5.0	18.6
85歳以上	男性 (n=93)	34.4	28.0	18.3	21.5	10.8	4.3	6.5	25.8
	女性 (n=126)	27.8	27.8	15.9	21.4	7.1	3.2	3.2	31.0
65歳以上 (再掲)	男性 (n=884)	20.5	20.7	15.5	24.1	6.3	3.6	3.4	37.9
	女性 (n=917)	24.9	23.9	12.1	33.5	9.9	3.6	3.6	29.9
75歳以上 (再掲)	男性 (n=438)	24.7	23.3	16.0	26.7	6.4	4.1	3.9	32.9
	女性 (n=482)	29.0	27.6	15.4	33.6	11.8	5.0	5.0	23.7
家族形態	同居者はいない(ひとり暮らし) (n=366)	16.7	15.8	11.5	28.7	8.2	3.8	4.6	38.3
	配偶者あるいはパートナーと 同居 (n=1,212)	19.4	21.0	12.9	28.4	7.8	3.3	2.9	38.3
	親(配偶者あるいはパートナー の親を含む)と同居 (n=112)	19.6	15.2	13.4	18.8	2.7	0.9	0.9	47.3
	子(子の配偶者あるいはパートナー を含む)と同居 (n=673)	21.7	21.4	14.7	31.4	7.7	2.7	3.0	34.9
その他(親族以外も含む) (n=75)	24.0	22.7	12.0	25.3	8.0	2.7	8.0	34.7	

資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」

(注1) 複数回答。

(注2) 「不明・無回答」は除いている。

図1-3-28 終活の準備状況（老後の備えとして「終活関係の準備」が必要と回答した人のみ）



資料：内閣府「令和6年度高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）」
 (注)「準備している」は、今後の生活の中で準備しているものとして、「葬儀の準備」、「お墓の準備」、「財産の整理（相続の準備等）(※)」、「身の回りの所有物の整理(※を除く)」、「身近な人へのメッセージやエンディングノート（自身の死後の希望や意思を遺族等に伝える文書）の作成」、「リビングウィル（終末期医療の指示・介護の希望・代理人の指定等）の作成」、「その他」のうち、1つ以上選択した人の割合。

4 まとめ

(1) 高齢期の就業について

今回調査では、60歳以上の人のうち、現在収入を伴う仕事をしている人、また、75歳くらいまで又はそれ以上まで働きたい人の割合が前回調査時から上昇し、いずれも4割に達しており、高齢期における就業意欲の高まりがみられた。

仕事をする理由としては、収入を上げる人が最も多い一方で、実際に仕事を決める際には、給与等が希望にかなっていないことよりも、自分の経験やスキルを生かせること、自宅から通いやすいこと、仕事にやりがいがあること、仕事内容について体力的な負担が少ないことを重視する傾向がみられた。また、おおむね年代が低い層ほど経験やスキルを生かせることを重視し、年代が高い層ほど仕事内容について体力的な負担が少ないことを重視するなど、個々人の属性に応じて、就業に対するニーズは多様であることが明らかになった。

こうした傾向を踏まえると、高齢期の就業ニーズを踏まえたきめ細かなマッチングの推進を図っていくなど、高齢期においても希望に応

じ働き続けられる環境の整備が重要であると考えられる。

例えば、トピックスの事例1のように、地域の仕事を時間や作業内容ごとに切り分け、地域住民が有する多様な就業ニーズに合致した形でマッチングを行うことは、高齢者の就業促進にも資すると考えられることから、こうした取組が各地で進んでいくことが期待される。

(2) 高齢期の経済的状況について

経済的な状況に関しては、「家計にゆとりがあり、まったく心配なく暮らしている」又は「家計にあまりゆとりはないが、それほど心配なく暮らしている」と回答した人の割合が7割弱となっている。

こうした傾向を踏まえると、高齢期における就業促進による安定的な収入の確保のほか、若年期からの資産形成の促進を図っていくことが重要であると考えられる。

(3) 老後の備えについて

公的制度と併せ、私的年金や民間保険も老後の生活を支える役割を担っているが、その加入状況について、民間保険等のいずれにも加入し

ていない人の割合は前回調査時から大きく低下し、2割弱となっており、収入面や健康面等、高齢期のリスクに応じた備えは全体的に進展しているといえる。

一方、老後のために必要だと思える備えについて約4割の人が終活関係の準備を挙げているところ、そのうち、実際に葬儀やお墓の準備、財産の整理等、今後の生活に向けた準備を行っていない人の割合は約3割となっており、こうした準備の必要性を感じつつも、実際には取り組むことができていない層が一定程度存在していることが明らかになった。

さらに、老後のための備えとして「財産管理に関する備え（認知機能の低下等に伴う、財産管理の相談（金銭管理サービスの利用等）」が必要と回答した割合は1割以下となっている。家族・親族等頼れる相手がいる、あるいは管理が必要な財産を保有していないなど、様々な背景が考えられるが、性別、年代、家族形態にかかわらず、全体的に低い割合であった。加齢に伴う認知機能の低下は誰にでも起こり得ること

であり、特に、頼れる家族・親族等が身近にいない場合には、日常的な金融経済活動や意思決定等の場面において支障が生じることも考えられる。

こうした傾向を踏まえると、ひとり暮らしや認知機能が低下した高齢者が安心して生活を送ることができるよう、認知機能の低下等に伴う財産管理の備えの必要性についての認識を高めていくことや、地域において必要に応じて金銭管理や意思決定支援等の日常生活支援を受けられる体制を構築していくことが重要であると考えられる。

例えば、トピックスの事例2のように、金融機関や医療機関等の市民の生活に必要なサービスを提供する現場への負担を可能な限り抑えつつ、日常的な金銭管理サービスの提供や意思決定サポーターによる支援等を行う仕組みを構築することは、身寄りのない高齢者も含め、地域において住民が安心して暮らし続けられる社会の実現に資すると考えられることから、こうした取組が各地で進んでいくことが期待される。

事例1 しごとコンビニ

～「ちょっとだけ働きたい」を叶える「しごと」と人材のマッチング～

事業の目的・概要

岡山県勝田郡奈義町（人口5,420人、高齢化率36.1%（令和7年4月1日現在））では、町民の間に「奈義町には働き手はいないし仕事もない」という認識が広がっていた。しかし、「ちょっとだけ働きたい」という高齢者や子育て中の若い世代がいる一方、人手が足りず事業の拡大等が難しいと考えている事業所が多かった。つまり、奈義町には働き手と仕事があるにも関わらず、必要な人に必要な情報が届いていないという課題が浮かび上がった。

そうしたニーズに対応すべく、平成28年、地域の人と仕事を発掘してつなぐ「しごとコンビニ^(注)」事業を開始した。この事業は当初、町から委託を受けた事業者が運営したが、令和元年度から地域主導に切り替え、現在は一般社団法人奈義しごとえん（以下「しごとえん」という。）が運営している。

具体的な取組内容

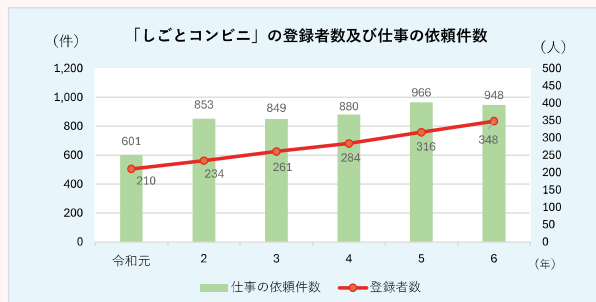
しごとコンビニの仕組みは、しごとえんが依頼主から業務委託を受けた「しごと」を働き手ごとに分解して再委託するというもので、具体的には、しごとえんの拠点である「しごとスタンド」に、奈義町在住の専門スタッフが常駐し、「しごと」の依頼主と働き手双方の希望をヒアリングし、依頼主側が働く人に求める技術等と働き手側が希望する条件や身に付けているスキル、将来ビジョンを把握することで、依頼主の「しごと」を作業内容や時間で分解してマッチングしている。また、働き手のスキルアップのため、「しごと」に必要な知識や技術を習得するための研修会等を開催し、人材育成も行っている。

さらに、働き手の急な体調不良等にも対応できるよう働き手にチーム制を導入し、「しごと」をすることへのハードルを下げ、マッチング率を向上させる工夫も行っている。



事業効果

「しごとコンビニ」の登録者数及び仕事の依頼件数は徐々に増加し認知度も上昇している。また、手軽に短時間で働ける場所が身近にあり、「しごと」を通して高齢の方や子育て世代の方につながりができ、多世代の交流も生まれているほか、働くことが生きがいになり、生涯活躍できるまちづくりにも寄与している。



今後の展開

現在、例えば草刈りの依頼は多くても働き手が少ない、逆に事務作業を行いたい働き手は多くても依頼が少ないというように、ニーズのバランスが取れずマッチングが困難なものもあるため、今後はそういった課題にも対処しつつ、働きたい住民の希望に沿えるよう支援していくこととしている。

(注) 一般社団法人つながる地域づくり研究所が事業設計したもので、現在7自治体で導入されている。導入時には必要な知識や技術のレクチャーや拠点づくりのサポート、仕事や登録者集めの研修等を行い、導入する現場で自走できるようにサポートしている。

事例2 大川市おひとりさま支援事業

～簡易な金銭管理・意思決定支援～

事業の目的・概要

福岡県大川市（人口30,880人、高齢化率37.2%（令和7年3月31日現在））では、一人暮らしの高齢者や親族による支援が困難な市民が増加し、金銭管理や生活支援などを担う人がいないために、日常生活のちょっとした困りごとへの対応や入院・入所手続きや支払いができない高齢者が顕在化していた。

このような問題に対応するため、大川市では、市、市社会福祉協議会（以下「社協」という。）、市成年後見センター及び地元の金融機関等が連携し、令和6年2月に「大川市おひとりさま支援事業（以下「支援事業」という。）」を開始した。

具体的な取組内容

支援事業では、①予算管理機能付きカード等を使った日常的な金銭管理サービス、②意思決定サポーターによる意思決定支援、③入院・入所費用支払いのための支援を行っている。

一つ目の日常的な金銭管理サービスは、事業者が提供するアシスタント機能付きプリペイドカードの仕組みを活用したもので、その特徴は、1日に利用できる金額を利用者ごとに柔軟に設定できることや、カード利用者の支援者が、履歴の閲覧やカードの停止・再開等の操作を遠隔から行えるというものである。

二つ目の意思決定支援は、大川市に登録した市の意思決定サポーター養成研修修了者が支援対象者へ定期的な訪問を行うとともに、行政手続きへの同行などを含む本人の意思決定への支援を行っている。

三つ目の入院等費用支払い支援は、入院時などに本人が金融機関に行けない場合の入院費の振り込みについて、通帳や印鑑がなくても病院の請求に基づき市と協定を締結した金融機関から振り込まれるというものである。

事業効果

令和6年12月末時点で支援事業を3名が利用しており、意思決定サポーターは8名が登録されている。事業の利用によって、意思決定サポーターの支援を受けながら、自分のための買い物や将来に向けた貯金など、お金の使い方を利用者自身で決めることができるので、利用者のやってみてほしいことが広がり、生活が充実したものとなっている。また、市、社協、市成年後見センター、金融機関、医療機関、さらには弁護士・司法書士・社会福祉士といった専門職チームなどと、現状の認識や連携の必要性に関する理解が促進された。

今後の展開

今後も人口減少が進んでいくことが見込まれる中で、人材不足に対応していく必要がある。例えば、意思決定サポーターを専門職ではなく身近な住民が担えるような役割を検討し、気軽に関わってくれる人たちを増やすために、社会モデルを学び当事者と対話する演習を中心とした研修を継続的に実施していくことを考えている。

大川市の取組み～簡易な金銭管理・意思決定支援～

大川市おひとりさま支援事業における各主体の役割等

主体	日常的な金銭管理サービス事業者	意思決定サポーター	管理監督団体	
担い手	大川市社会福祉協議会及び、大川市と協定を締結した金融機関	大川市の意思決定サポーター養成研修修了者で市に登録した者	大川市成年後見センター	大川市、権利擁護ネットワーク会議
役割等	大川市社会福祉協議会 ・利用相談受付、アセスメント ・預金通帳、印鑑、エンディングノート等の預かり ・チャージ設定 金融機関 ・入院や入所時の費用支払い	・定期的な訪問（月2回、1回1時間まで） ・行政手続きへの同行などを含む本人の意思決定支援 ・KAERUカードやPayPayアプリの使い方相談支援 ※直接的な金銭管理や代理行為はしない	・意思決定サポーターの登録・管理・マッチング ・本人へのモニタリング	大川市利用者証発行、相談・苦情の対応専門職チーム 困難ケースに対する助言、定期的な状況確認
本人負担	※目安の金額 【一般】1,846円/月 【生保】1,346円/月 参考：成年後見制度の場合（報酬助成の上限額） 【在宅】28,000円/月 【施設等】18,000円/月		【利用者の要件】 以下の両方に該当する大川市民 ・事業内容等が一定程度理解でき、KAERUカードを利用できる者 ・親族がいない、親族が障害又は認知症等により判断力が低下している、又は親族との関係が著しく疎遠である等の理由により親族から支援が得られない者	

事例3 地域力を活かした公民学連携の スマートフォン（スマホ）講座

～仲間とスマホ操作を楽しく習得～

事業の目的・概要

東京都墨田区（人口287,766人、高齢化率20.5%（令和7年4月1日現在））では、「デジタルデバイド」の解消を目的に基本的なスマホ操作を学ぶ講習会を実施している。その中で、高齢者がスマホ操作を習得するためには反復練習が必要であるところ、その目的や相手がおらず、スマホを使う機会が少ないため、習熟に繋がらないといった問題が顕在化していた。

そこでそのような問題に対応すべく、令和4年度からスマホ利活用の習慣化を目的として、区内老人クラブ会員を対象に、民間事業者提供のスマホ習慣化アプリ「みんなチャレ」を活用したスマホ講座を開始し、令和5年度からは区内老人クラブ会員に限らず実施している。

具体的な取組内容

スマホ講座は3つのSTEPに分けられており、まず、STEP 1ではスマホの基本操作とみんなチャレの使い方を2日間学び、その後およそ3か月間、みんなチャレによって基本操作の反復練習を行う。反復練習の内容は、最大5人1組のチームを組み、チーム内で毎日歩いた歩数とその日にスマホで撮影した写真にコメントを付けて投稿するというもので、グループ内の仲間と交流しながら文字入力やカメラ機能を楽しく習得できるように工夫されている。くわえて、みんなチャレを続けると貯まるコインを区内の社会貢献活動に寄付できる仕組みがあることが、参加者がアプリを続けるモチベーションになっている。STEP 2は、区内大学と連携し、大学生が教材作成から講師までを担当して、SNSや無料通話アプリ、インターネット検索の使い方講座、スマホを使ったキャッシュレス決済体験や防災訓練等発展的な内容を2日間実施。STEP 3は、スマホ交流会を開催し、高齢者同士で日々のスマホ活用方法を共有する機会を設けたり、スマホサポーターの育成を目指している。

事業効果

令和5年度事業参加者のみんなチャレ90日間継続率は88%、外出時のスマホ携帯率の向上は85%、スマホを使った交流の機会は75%増加している。参加者からは「スマホを覚える大変さよりも楽しい気持ちが上回った」、「写真を撮るために毎日持ち歩くようになった」といった声が寄せられており、スマホの利活用の習慣化を実現している。また、講座の企画・運営等で参加している地元大学生との世代間交流にもつながっている。

今後の展開

本取組を区内にある地域包括支援センター等高齢者コミュニティで自走化することを目指しており、スマホを使うことに慣れてきた先輩受講者が講習会補助員（スマホサポーター）として教える側に回るなど、より多くの高齢者がスマホを継続的に使ってもらえるように取り組んでいくこととしている。

■スマホ講座を3ステップにて実施



個別スマホ相談会による受講後も継続的にサポート（毎週木曜）





TOPICS

事例4 軟骨伝導イヤホン

～誰もが利用しやすい窓口へ～

事業の目的・概要

自治体や金融機関等の窓口で、老眼鏡は設置されているが難聴者のためのものは何もないという問題意識から「窓口用軟骨伝導イヤホン」は生まれた。耳の軟骨を振動させて音声を伝える「軟骨伝導」という、これまでの「気導」、「骨伝導」に次ぐ第3の経路の発見により開発されたもので、軽度から中程度の難聴のある方には音声がクリアに聞こえ、手入れもしやすいため、プライバシーへの配慮が必要な窓口で対応がしやすいということで全国に広がっている。また、その導入には、信用金庫の全国的なネットワークも活用されている。

具体的な取組内容

軟骨伝導の仕組みは、平成16年に奈良県立医科大学の細井裕司氏により発見された。その仕組みを基に令和5年に開発された軟骨伝導イヤホンは、耳穴に挿入せず耳甲介腔・耳珠・耳介裏に装着するもので、イヤホンに穴や凹凸もないことから完全に清拭でき衛生的であり、また装着時に骨を圧迫しないので痛みもないなどの利点を有している。さらに、音声がクリアであるとともにイヤホンを装着している本人にしか聞こえないため、聞こえに支障のある高齢者等に大きな声で対応する必要もないことから、窓口での対話で個人の情報を扱う自治体や金融機関等で導入する団体が増えており、令和6年末時点で、全国449機関（団体）1,879か所の窓口で設置されている。

導入に当たっては、奈良県立医科大学と包括連携協定を結ぶ「よい仕事おこしフェア実行委員会」（以下、「実行委員会」という。）とのつながりがきっかけというケースも多い。この実行委員会は全国の信用金庫で構成されており、そのネットワークを通じて軟骨伝導イヤホンが信用金庫に設置され始め、同じ地域の自治体窓口で設置されたところもある。信用金庫から銀行といった金融機関における設置の広がりだけでなく、自治体における設置の広がりも増えている。

軟骨伝導の仕組みを発見した奈良県立医科大学のある奈良県では、令和5年5月に奈良中央信用金庫が、同年6月には奈良中央信用金庫開催のデモンストレーションに参加した田原本町役場が軟骨伝導イヤホンを設置した。

事業効果

窓口で軟骨伝導イヤホンを設置している田原本町では、障害者手帳を持つまでに至らない中程度までの方からは音声がクリアに聞こえる、補聴器よりも扱いやすいといった声も寄せられている。以前は聞こえに支障のある高齢者等に対応するには普段より大きな声で対応したり、筆談したりする必要があった窓口業務も、導入後は聞こえに支障のない方と同程度の声で対応できるようになった。また、窓口を設置するだけでなく、高齢者宅を訪問する際に職員が持参し使用することもある。

今後の展開

難聴は、生活や社会参加の範囲を狭め、フレイルや認知症等のリスクを高める要因にもなり得るなど、高齢期の生活に及ぼす影響も大きい。本事例のように難聴の方も生活しやすい環境を整備していくことが、ますます求められている。今後は、医療機関等の窓口への設置促進や、韓国世宗特別自治市の窓口で設置された事例もあるように日本だけでなく世界へも導入を広げ、「難聴者が窓口で困らない社会」を目指していくこととしている。

軟骨伝導イヤホンの特徴

項目	軟骨伝導
①清潔か、耳垢貯留か	清潔・完全清拭
②耳の病気の原因	病気なし
③耳のつまり感	なし
④周囲の音が聞けるか	聞ける
⑤食事時	咀嚼音響かない
⑥水中での聴取	クリアに聞ける
⑦耳ツボ刺激効果	あり
⑧耳裏からの音入力 (メガネ型など)	可能
⑨審美性(形)	自由 (穴、凹凸のない完全球形 やディスク型など)



第1節 高齢社会対策の基本的枠組み

1 高齢社会対策基本法

我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、「高齢社会対策基本法」（平成7年法律第129号）に基づいている。同法は、高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的とし、高齢社会対策の基本理念として、公正で活力ある、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される、豊かな社会の構築を掲げている。また、国及び地方公共団体は、それぞれ基本理念にのっとり高齢社会対策を策定し、実施する責務があるとするとともに、国民の努力についても規定している。

さらに、就業及び所得、健康及び福祉、学習及び社会参加、生活環境等について国が講ずべき施策を規定している。

あわせて、政府が基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めること、政府が国会に高齢社会対策に関する年次報告書を提出すること、内閣府に特別の機関として「高齢社会対策会議」を設置することを定めている。

2 高齢社会対策会議

高齢社会対策会議は、内閣総理大臣を会長とし、委員には関係閣僚が任命されており、高齢社会対策の大綱の案の作成、高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整並びに高齢社会対策に関する重要事項の審議及び対策の実

施の推進が行われている。

3 高齢社会対策大綱

(1) 基本的考え方

令和6年9月13日に閣議決定された「高齢社会対策大綱」（以下本節において「大綱」という。）では、「我が国の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は年々上昇し」、「少子化の影響等により高齢化率は引き続き上昇を続け」、「高齢化率の上昇に伴い、生産年齢人口は2040年（令和22年）までに約1,200万人減少することが見込まれており、労働力不足や経済規模の縮小等の影響が懸念されるとともに、地域社会の担い手の不足や高齢化も懸念される」中、「約20年間で、平均寿命は男女共に約3歳延伸し」、「医学的にも、様々な科学的根拠を基に高齢者の体力的な若返りが指摘され」、「65歳以上の就業者数は20年連続で前年を上回って過去最高となり、就業意欲の高まりもみられている」としている。これらを踏まえ、年齢に関わらず、それぞれの意欲や能力に応じて、経済社会における様々な活動に参画する多様な機会を確保し、その能力を十分に発揮できる環境を創っていく重要性が高まる一方、今後一人暮らしの高齢者や認知機能が低下する人等の更なる増加等が見込まれるとともに、人と人とのつながりの希薄化や、望まない孤独・孤立に陥るリスクの高まりも懸念されており、地域社会のつながりや支え合いによる包摂的な社会の構築が求めら

れるといった高齢社会をめぐる様々な変化が急速に進んでおり、これらの変化に伴う社会課題に適切に対処し、持続可能な経済社会を構築していくため、以下の3つの基本的考え方にのっとり、高齢社会対策を推進することとしている。

- ① 年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築
 - ・高齢期における就労や社会活動等多様な活躍の機会が得られる環境の整備
 - ・若年世代における労働生産性の向上を図る
- ② 一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築
 - ・高齢期においても地域で安全・安心に暮らせるよう地域社会を構成する様々な主体がそれぞれの役割を効果的に発揮できるような体制づくりや制度整備
 - ・幅広い世代の参画の下で地域社会づくりを行える環境を整備し地域のセーフティネット機能を高める
- ③ 加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築
 - ・高齢期におけるそれぞれの置かれた状況や生活上のニーズについて解像度を上げて実態を把握し、それぞれの実態に応じた活動ができる環境整備や社会システムの構築

(2) 分野別の基本的施策

高齢社会対策の推進の基本的考え方を踏まえ、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境、研究開発・国際展開等の5つの分野で、基本的施策に関する指針を次のとおり定めている。

- ① 「就業・所得」
 - 年齢に関わりなく希望に応じて働くことがで

きる環境の整備、公的年金制度の安定的運営、高齢期に向けた資産形成等の支援を図ることとしている。

② 「健康・福祉」

健康づくりの総合的推進、持続可能な介護保険制度と介護サービスの充実、持続可能な高齢者医療制度の運営、認知症施策の総合的かつ計画的な推進、がん対策の推進、人生の最終段階における医療・ケアの体制整備、身寄りのない高齢者への支援、支援を必要とする高齢者等を地域で支える仕組みづくりの促進、加齢による難聴等への対応を図ることとしている。

③ 「学習・社会参加」

加齢に関する理解の促進、高齢期の生活に資する学びの推進、地域における社会参加活動の促進を図ることとしている。

④ 「生活環境」

豊かで安定した住生活の確保、高齢社会に適したまちづくりの総合的推進、金融経済活動における支援、消費者被害の防止、認知機能の変化に応じた交通安全対策、情報アクセシビリティの確保、公共交通機関や建築物等のバリアフリー化、高齢期の特性に配慮した防災・防犯対策、成年後見制度の利用促進を図ることとしている。

⑤ 「研究開発・国際展開等」

高齢社会に資する研究開発等の推進、健康・医療産業の国際展開及び国際社会への知見等の発信を図ることとしている。

(3) 推進体制等

高齢社会対策を総合的に推進するため、高齢社会対策会議において、大綱のフォローアップ等重要事項の審議等を行うこととしている。

また、高齢社会対策の推進に当たっては、基本的考え方を踏まえ、様々な施策分野にわたる

高齢社会対策を総合的に講じていくため、以下の点に留意することとしている。

- ① 内閣府、厚生労働省その他の地方公共団体を含む関係行政機関の間において緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図ること。
- ② 大綱を実効性のあるものとするため、各分野において「数値目標」及び「参照指標」を示すこと。また、政策評価、情報公開等の推進により、効率的かつ国民に信頼される施策を推進すること。
- ③ 「数値目標」とは、高齢社会対策として分野別の各施策を計画的かつ効果的に進めていくに当たっての目標として示すものであること。短期的な中間目標として示すものについては、その時点の達成状況を踏まえ、一層の推進を図ること。「参照指標」とは、我が国の高齢社会の状況や政策の進捗を把握し、課題の抽出、政策への反映により、状況の改善、展開を図るためのものであること。
- ④ エビデンスに基づく政策形成の推進を図ること。このため、高齢化の状況及び高齢社会対策に係る情報の収集・分析・評価を行うとともに、これらの情報を国民に提供すること。
- ⑤ 施策の推進状況の検証・評価を踏まえ、必要な改善を行うための仕組みの構築を図る

こと。

- ⑥ 高齢社会対策の推進について広く国民の意見の反映に努めるとともに、国民の理解と協力を得るため、効果的な広報、啓発及び教育を実施すること。
- ⑦ 地方公共団体において、地域の企業・団体、NPO、個人等の多様な主体との連携を密にし、地域の特性を活かしたきめ細かな施策の展開ができるよう後押しすること。

なお、大綱については、政府の高齢社会対策の中長期的な指針としての性格に鑑み、経済社会情勢の変化等を踏まえておおむね5年を目途に必要なと認めるときに、見直しを行うこととしている。

4 高齢社会対策関係予算

高齢社会対策は、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境、研究開発・国際展開等という広範な施策にわたり、着実な進展を見せている。一般会計予算における関係予算を見ると、令和6年度においては24兆5,124億円となっている。これを各分野別に見ると、就業・所得分野13兆8,570億円、健康・福祉分野10兆6,161億円、学習・社会参加分野32億円、生活環境分野348億円、研究開発・国際展開等分野12億円となっている（巻末「高齢社会対策関係予算分野別総括表」参照）。

5 総合的な推進のための取組

(1) 全世代型社会保障制度の構築に向けて

「全世代型社会保障構築会議報告書」（令和4年12月）において示された全世代型社会保障の基本理念や改革の方向性及びその後の状況の変化を踏まえつつ、働き方に中立的な社会保障制度等の構築、医療・介護制度等の改革、「地域共生社会」の実現に向けて取り組むべき課題を、「時間軸」に沿ってより具体化・深化させた「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日閣議決定）に

沿った取組を進めるため、全世代型社会保障構築会議において議論をした。

(2) ユニバーサル社会の実現に向けて

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成30年法律第100号）に基づき、令和5年度に政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を令和6年9月に取りまとめ、公表した。

第2節 分野別の施策の実施の状況

1 就業・所得

(1) 年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備

① 高齢期を見据えたスキルアップやリ・スキリングの推進

DX（デジタルトランスフォーメーション）やGX（グリーントランスフォーメーション）の加速化や職業人生の長期化、働き方の多様化など、企業・労働者を取り巻く環境が急速かつ広範に変化する中で、労働者の学び・学び直しの必要性が高まっている。労働者がこうした変化に対応して、自らのスキルを向上させるためには、企業主導型の職業訓練の強化を図るとともに、労働者とその意義を認識しつつ、自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しを行うことが必要であり、こうした取組に対する広く継続的な支援のため、職業訓練の実施や職業能力の「見える化」のみならず、個々人に合った職業人生を通じたキャリア形成支援を推進した。また、高齢期を見据えたキャリア形成支援を推進するため、労働者のキャリアプラン再設計や企業内の取組を支援するキャリア形成・リスクリリング推進事業において、労働者等及び企業に対しキャリアコンサルティングを中心とした総合的な支援を実施した。加えて、中高年齢者の中長期的なキャリア形成を支援するため、キャリアコンサルタント向けに必要な知識・技能等を付与する研修教材をオンラインで提供した。

さらに、労働者個人の主体的な能力開発・キャリア形成を促進するため、教育訓練給付金の給付率の上限の引上げや教育訓練休暇給付金の創設等を内容とする「雇用保険法等の一部を改正

する法律」（令和6年法律第26号。以下「改正雇用保険法」という。）が令和6年5月に成立した。

令和4年10月から施行された「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第12号。以下「改正職業能力開発促進法」という。）により法定化された都道府県単位の協議会において、前年度に実施した公的職業訓練の分析結果を踏まえ、今後の課題を協議したほか、協議会の下に設置されたワーキンググループを活用し、訓練修了生や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果の把握・検証を行い、訓練内容の改善に取り組んでいる。

このほか、生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人選抜の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施、長期履修学生制度の実施等を引き続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを促進した（図2-2-1）。

また、大学等が、その学術研究・教育の成果を直接社会に開放し、履修証明プログラムや公開講座を実施する等高度な学習機会を提供することを促進した。さらに、高等教育段階の学習機会の多様な発展に寄与するため、短期大学卒業生、高等専門学校卒業生、専門学校等修了者で、大学における科目等履修生制度等を利用し一定の学習を修めた者については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構において審査の上、「学士」の学位授与を行っている。

放送大学においては、テレビ・ラジオ放送やインターネット等の身近なメディアを効果的に活用して、幅広く大学教育の機会を国民に提供した（図2-2-2）。

じていない事業主に対しては、公共職業安定所による指導等を実施した。さらに、令和3年4月に施行された「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第14号。以下「改正高年齢者雇用安定法」という。）において、事業主に対する70歳までの就業機会確保が努力義務とされたことを踏まえ、適切な措置の実施に向けた事業主への周知啓発を行うとともに、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の70歳雇用推進プランナー等により、①70歳までの定年引上げ、②70歳までの継続雇用制度の導入（他社との契約に基づく継続雇用も含む。）、③定年の定め廃止、④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入、⑤70歳まで継続的に社会貢献事業（a.事業主が自ら実施する社会貢献事業、b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）に従事できる制度の導入の措置（高年齢者就業確保措置）に関する技術的事項についての相談・助言を行った。

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）第9条に基づき、労働者の一人一人により均等な働く機会が与えられるよう、引き続き、労働者の募集・採用における年齢制限禁止の義務化の徹底を図るべく、指導等を行った。

また、企業における高年齢者の雇いを推進するため、65歳以上の年齢への定年延長や66歳以上の年齢への継続雇用制度の導入又は他社による継続雇用制度の導入を行う事業主、高年齢者の雇用管理制度の見直し又は導入等や高年齢の有期雇用労働者を無期雇用労働者に転換する事業主に対する支援を実施した。さらに、継続雇用延長・定年引上げに係る具体的な制度改善

提案を実施し、企業への働きかけを行った。加えて、日本政策金融公庫（中小企業事業）の融資制度（地域活性化・雇用促進資金）において、エイジフリーな勤労環境の整備を促進するため、高齢者（60歳以上）等の雇用等を行う事業者に対しては当該制度の利用に必要な雇用創出効果の要件を緩和（2名以上の雇用創出から1名以上の雇用創出に緩和）する措置を継続した。

地域における高齢者の就業促進に当たり、地方公共団体の意向を踏まえつつ、都道府県労働局と地方公共団体が一体となって地域の雇用対策に取り組むための雇用対策協定の活用を図った。

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場づくりや労働災害の防止のため、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）の周知を行った。また、高年齢労働者の安全・健康確保の取組を行う中小企業等に対し、エイジフレンドリー補助金による支援を行うとともに、労働災害防止団体による個別事業場支援の利用勧奨を行い、高年齢労働者の安全衛生対策を推進した。

公務部門における高齢者雇用において、国家公務員については、定年を段階的に引き上げて65歳とすることとされたところであり、シニア職員の具体的な職務付与や若年層等の職員との職務分担、貢献意欲の向上策等について、「国家公務員の定年引上げに向けた取組指針」（令和4年3月25日人事管理運営協議会決定）を踏まえた取組を進めた。また、引き続き、定年の段階的な引上げ期間中の経過措置として、暫定再任用制度を活用し、定年退職者等のうち希望者を、公的年金の支給開始年齢まで原則再任用する等の措置を講じた。

地方公務員についても、国家公務員と同様に定年を段階的に引き上げることとされたところであり、高齢期職員の具体的な職務付与、モチベーション維持のための取組、周囲の職員も含めた職場環境の整備等に取り組むとともに、定年の段階的な引上げ期間中の経過措置として、引き続き、定年退職等する職員が再任用を希望する場合、公的年金の支給開始年齢まで原則再任用するなど、定年引上げの適切かつ円滑な運用に向けて、必要な助言等を行った。

イ ゆとりある職業生活の実現等

我が国の労働時間の現状を見ると、週労働時間60時間以上の雇用者の割合が1割弱となっており、また、年次有給休暇の取得率は6割前後の水準となっている。この状況を踏まえ、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」(平成4年法律第90号)及び「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針)(平成20年厚生労働省告示第108号)に基づき、時間外・休日労働の削減及び年次有給休暇の取得促進を始めとして労使の自主的な取組を促進する施策を推進した。具体的には、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るため、10月の「年次有給休暇取得促進期間」に加え、連続休暇を取得しやすい時季(夏季、年末年始及びゴールデンウィーク)における集中的な広報などによる年次有給休暇の取得促進や、勤務間インターバル制度を導入する際に参考となる業種別マニュアルの作成・周知やシンポジウムの開催などを通じた制度の導入促進等を行った。

③ 高齢期のニーズに応じた多様な就業等の機会の提供

ア 多様な形態による就業機会・勤務形態の確保

(ア) 多様な働き方を選択できる環境の整備

地域における高齢者の多様な雇用・就業機会の創出を図るため、地方公共団体を中心とした協議会が行う高齢者の就労支援の取組と地域福祉・地方創生等の取組を一体的に実施する生涯現役地域づくり環境整備事業等を実施し、先駆的なモデル地域の取組の普及を図った。

定年退職後等の高齢者の多様な就業ニーズに応じ、就業機会を確保提供し、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進等を図るシルバー人材センター事業について、各シルバー人材センターにおける就業機会及び会員拡大等の取組への支援を行うとともに、少子高齢化が急速に進展する中で、人手不足の悩みを抱える企業を一層強力に支えるため、サービス業等の人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での高齢者の就業を促進する高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を実施した。また、多様化する高齢者のニーズに対応するため、令和7年1月末までに759地域において都道府県知事が業種・職種及び地域を指定し、派遣及び職業紹介の働き方において就業時間の要件緩和がなされた。

また、従来の就業形態に加え、高齢者がこれまでの豊富な経験を生かし地域のニーズに応じた働く場を自ら創出することなどを促進する制度として、令和4年10月1日に「労働者協同組合法」(令和2年法律第78号)が施行され、働く人が出資し、意見の反映を通じ自ら事業の内容・進め方などの運営にも関わる新しい法人形態である労働者協同組合が設立可能となっており、セミナー等による制度の周知やモデル事

業の実施による制度の活用促進を図った。

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向け、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を解消するための規定等が整備された「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成5年法律第76号。以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。）が令和3年4月1日に全面施行され、同法違反が認められる企業に対しては是正指導を行い、法違反に当たらないものの、改善に向けた取組が望まれる企業に対しては具体的な助言を行いつつ、支援ツール等を活用し、企業の制度等の見直しを検討するように促し、同法の着実な履行確保を図った。令和4年10月に策定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）及び令和5年11月に策定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき、労働基準監督署と都道府県労働局が連携し、同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた取組を行った。加えて、企業における非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するため、平成30年度より47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」において、労務管理等の専門家による無料の個別相談支援やセミナー等を引き続き実施した。

さらに、職務、勤務地、労働時間を限定した「多様な正社員」制度の導入・定着を図るため、「多様な正社員」制度導入支援セミナーや「多様な働き方の実現応援サイト」での好事例の周知、「多様な正社員」制度を導入・整備しようとする企業への社会保険労務士等による導入支援等を行った。

高齢者を含め多様な人材の能力を最大限発揮させるダイバーシティ経営について、自社の目指す姿や取組の振り返りを目的とした「ダイ

バーシティ・コンパス」を用いたワークショップの開催や、中小企業向けリーフレットの普及、その他「ダイバーシティ経営診断ツール」等の各種支援ツールの活用促進や企業事例の調査・普及等を通じ、企業における取組を促進した。加えて、副業・兼業については、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等の周知を引き続き実施するとともに、公益財団法人産業雇用安定センターにおいて、副業・兼業を希望する中高年齢者のキャリア等の情報及びその能力の活用を希望する企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に対して企業情報を提供する「副業・兼業に関する情報提供モデル事業」を実施し、副業・兼業への取組の拡大を図った。

（イ）情報通信を活用した遠隔型勤務形態の普及

テレワークは、高齢者の就業機会の拡大及び高齢者の積極的な社会への参画を促進する有効な働き方と期待されている。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）においては、「働く時間や場所を柔軟に活用できる働き方であるテレワークは、働き方を変えるだけでなく、人々の日常生活における時間の使い方に大きな変化をもたらすものであり、その更なる導入・定着は不可欠である」とされている。そのため、関係府省庁では、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を連携して推進している。具体的には、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着支援を図るため、テレワークに関する労務管理とICT（情報通信技術）の双方についてワンストップで相談できる窓口での相談対応や、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（令和3年3月改定）の周知、中小企業事業主に対するテレワー

ク導入経費の助成等を行った。また、事業主を対象としたセミナー等の開催、中小企業を支援する団体と連携した全国的なテレワーク導入支援体制の構築、テレワークに先進的に取り組む企業等に対する表彰の実施、「テレワーク月間」等の広報、中小企業等担当者向けテレワークセキュリティの手引き（チェックリスト）の周知等により、テレワークの定着・促進を図った。さらに、テレワークによる働き方の実態やテレワーク人口の定量的な把握を行った。

イ 高齢者等の再就職の支援・促進

「事業主都合の解雇」又は「継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準に該当しなかったこと」により離職する高齢離職予定者の希望に応じて、その職務の経歴、職業能力等の再就職に資する事項や再就職援助措置を記載した求職活動支援書を作成・交付することが事業主に義務付けられており、求職活動支援書の交付を希望する高齢離職予定者に対して必ず事業主が交付するよう公共職業安定所において指導・助言を行った。求職活動支援書の作成に当たってジョブ・カードを活用することが可能となっていることから、その積極的な活用を促した。

主要な公共職業安定所において高齢求職者

を対象に職業生活の再設計に係る支援や、特に就職が困難な者に対する就労支援チームによる支援及び職場見学、職場体験等を行った。

また、常用雇用への移行を目的として、職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を公共職業安定所等の紹介により、一定期間試用雇用した事業主に対する助成措置（トライアル雇用助成金）や、高齢者等の就職困難者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する助成措置（特定求職者雇用開発助成金）を実施した（表2-2-3）。

さらに、再就職が困難である高齢者等の円滑な労働移動を強化するため、早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）により、離職を余儀なくされる高齢者等の再就職を民間の職業紹介事業者に委託した事業主に対して助成措置を実施したほか、早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）により、高齢者等を早期に雇い入れるとともに、前職よりも賃金を5%以上上昇させた事業主に対して助成措置を実施し、能力開発支援を含めた賃金上昇を伴う労働移動の支援を行った。あわせて、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）により中途採用者の能力評価、賃金、処遇の制度を整備した上で、45歳以上の中高年齢者の中途採用率

表2-2-3 高齢者雇用関係助成金制度の概要

トライアル雇用助成金	・ 常用雇用への移行を目的として、職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を公共職業安定所等の紹介により、一定期間試用雇用した事業主に対して助成
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	・ 高齢者（60歳以上）等の就職困難者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部を助成
65歳超雇用推進助成金	・ 65歳以降の定年延長や継続雇用制度の導入を行う事業主、高齢者の雇用管理制度の導入又は見直し等や高齢者の有期雇用労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対して助成

資料：厚生労働省

等を拡大させるとともに、当該45歳以上の中高年齢者の賃金を前職よりも5%以上上昇させた事業主に対して、助成額を増額し、中高年齢者の賃金上昇を伴う労働移動の促進を行った。また、高年齢退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する事業者に対してこれを紹介する「高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業」を公益財団法人産業雇用安定センターにおいて実施し、高年齢者の就業促進を図った。

ウ 高齢期の起業の支援

日本政策金融公庫において、高齢者等を対象に優遇金利を適用する融資制度により開業・創業の支援を行った。

(2) 公的年金制度の安定的運営

ア 働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に対応した年金制度の構築

今後、より多くの人々がこれまでよりも長い期間にわたり多様な形で働くようになることが見込まれる。こうした社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号。以下「令和2年年金改正法」という。）が順次施行されており、その円滑な施行に向けた取組を行った。

また、社会保障審議会年金部会では、令和2年年金改正法に規定された検討課題や、令和6年財政検証の結果、一定の制度改正を仮定したオプション試算の結果等を踏まえ、平均寿命・健康寿命の延伸や家族構成・ライフスタイルの多様化、女性・高齢者の就業拡大、今後見込まれる最低賃金の上昇・持続的な賃上げという社会経済の変化に対応する観点から取り組むべき

課題、年金制度が有する所得保障機能の強化の観点から取り組むべき課題への対応を大きな2つの柱として、次期年金制度改革に向けた具体的な見直しの方向性について検討を行い、令和6年12月25日に「社会保障審議会年金部会における議論の整理」を取りまとめた。

イ 年金制度等の分かりやすい情報提供

短時間労働者等への被用者保険の適用拡大の円滑な施行に向けて、制度改正の内容や適用拡大による被保険者のメリット等について、周知・広報に努めた。また、若い人たちに年金について考えるきっかけとしてもらうため「学生との年金対話集会」や、若い世代向けの年金学習教材の作成等を行った。さらに、利用者の働き方等に対応した将来受け取る年金額の見通しを「見える化」する公的年金シミュレーターについて、令和6年4月に更改した社会保険適用拡大特設サイトや令和6年5月に公表した中高生向けの年金教材などで紹介するなど活用促進を図った。「ねんきん定期便」については、老後の生活設計を支援するため、令和2年年金改正法による年金の繰下げ受給の上限年齢の引上げを踏まえた年金額増額のイメージ等について、分かりやすい情報提供を推進した。

(3) 高齢期に向けた資産形成等の支援

ア 資産形成等の促進のための環境整備

勤労者財産形成貯蓄制度の普及等を図ることにより、高齢期に備えた勤労者の自助努力による計画的な資産形成を促進した。

企業年金・個人年金に関して、「令和3年度税制改正の大綱」（令和2年12月21日閣議決定）において決定された確定拠出年金（以下「DC」という。）の拠出限度額の引上げ等（令和6年12月施行。）を行った。また、個人型DC（以

下「iDeCo」という。)の加入可能年齢の上限の70歳未満への引上げ、iDeCoの拠出限度額の引上げ等について、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において議論をとりまとめた。さらにiDeCoについて、更なる普及を図るため、各種広報媒体を活用した周知・広報を行った(加入者数は、令和7年3月末時点で363.1万人)。退職金制度については、中小企業における退職金制度の導入を支援するため、中小企業退職金共済制度の普及促進のための周知等を実施した。

また、令和6年1月から新しい少額投資非課税制度(以下「NISA」という。)が開始されたところ、NISAの更なる利便性向上等に向け、「令和7年度税制改正の大綱」(令和6年12月27日閣議決定)において、金融機関変更時の即日買付を可能とすることや、つみたて投資枠で投資可能なETF(上場投資信託)に係る要件の見直しなどの措置が講じられることとされ、関係法令の整備等を行った。また、NISAの普及の観点から、分かりやすさを追求したガイドブック等の活用や、新しいNISAを含む安定的な資産形成を目的としたイベント・セミナーの開催等により、適切な周知・広報を行い、NISA口座数及び買付額を増加させ、NISAの利用の促進を図った。

イ 資産の有効活用のための環境整備

独立行政法人住宅金融支援機構(以下「住宅金融支援機構」という。)において、高齢者が住み替え等のための住生活関連資金を確保するために、リバースモーゲージ型住宅ローンの普及を促進した。また、低所得の高齢者世帯が安定した生活を送れるようにするため、各都道府県社会福祉協議会において、一定の居住用不動産を担保として、世帯の自立に向けた相談支援

に併せて必要な資金の貸付けを行う不動産担保型生活資金の貸与制度を実施した。

2 健康・福祉

(1) 健康づくりの総合的推進

① 生涯にわたる健康づくりの推進

健康寿命の延伸や生活の質の向上を実現し、健やかで活力ある社会を築くため、平成12年度から、生活習慣病の一次予防に重点を置いた「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を開始した。健康日本21については、平成25年度から「21世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」(以下「健康日本21(第二次)」という。)となる運動が開始され、さらに令和6年度からは、健康日本21(第二次)の最終評価の結果等も踏まえ、「21世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」(以下「健康日本21(第三次)」という。)を開始し、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け取り組んでいる。また、企業、団体、地方公共団体等と連携し、健康づくりについて取組の普及啓発を推進する「スマート・ライフ・プロジェクト」を引き続き実施した。

さらに、健康な高齢期を送るためには、壮年期からの総合的な健康づくりが重要であるため、市町村が「健康増進法」(平成14年法律第103号)に基づき実施している健康教育、健康診査、機能訓練、訪問指導等の健康増進事業について一層の推進を図った。

このほか、国民が生涯にわたり健全な食生活を営むことができるよう、国民の健康の維持・増進、生活習慣病の発症及び重症化予防を目的として、「日本人の食事摂取基準」を2005年版の策定以降、5年ごとに改定している。令和6

年11月には、令和7年度から使用する「日本人の食事摂取基準（2025年版）」を策定し、策定に当たっては高齢者の低栄養やフレイル予防も視野に入れた。また、令和2年3月に作成した、高齢者やその家族、行政関係者等が、フレイル予防に役立てることができる普及啓発ツール（パンフレットや動画）を周知し、普及啓発ツールを用いた地方公共団体の取組事例を収集した。加えて、「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」（平成29年3月策定）を踏まえた配食サービスの普及と利活用の推進に向けて、周知啓発を行った。

幼少期の経済状況や逆境体験の有無等の成育環境による将来の健康状態への影響等を考慮しつつ、「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするという基本的な方針の下、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画2024」を策定した。

さらに、医療保険者による特定健康診査・特定保健指導の着実な実施や、データヘルス計画に沿った取組等、加入者の予防・健康づくりの取組を推進していくとともに、糖尿病を始めとする生活習慣病の重症化予防の先進的な事例の横展開等を実施した。

いつまでも健康で活力に満ちた長寿社会の実現に向けて、地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能な取組とするため、域内の体制整備及び運動・スポーツに興味・関心を持ち、習慣化につながる取組を推進した。

高齢期の健全な食生活の実現にも資するよ

う、「第4次食育推進基本計画」（令和3年3月31日食育推進会議決定）に基づき、多世代交流等の共食の場の提供や栄養バランスに優れた日本型食生活の実践に向けたセミナーの開催等の食育活動を支援するなど、こどもから大人に至るまで、生涯を通じた食育の取組を推進した。

加えて、高齢受刑者で日常生活に支障がある者の円滑な社会復帰を実現するため、リハビリテーション専門スタッフを配置した。

そのほか、散歩や散策による健康づくりにも資する取組として、河川空間とまち空間が融合した良好な空間の形成を目指す「かわまちづくり」の推進を図った。また、国立公園等においては、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等についてユニバーサルデザイン化や、利用者の利便性を高めるための情報発信の充実等を推進し、高齢者にも配慮した自然とのふれあいの場を提供した。

② 介護予防の推進

介護予防は、高齢者が要介護状態等になることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものである。住民が主体となって高齢者の介護予防に資する活動を行う通いの場における取組を中心とした一般介護予防事業等を推進しており、一部の地方公共団体では、健康意識の増加や要介護リスクの低下などの成果が現れてきている。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、通いの場を活用した取組が広がってきている。

地方公共団体において、第9期介護保険事業（支援）計画を踏まえた取組が円滑に進められるよう、担当者会議や研修会等を実施することで地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進した。

(2) 持続可能な介護保険制度と介護サービスの充実

① 地域包括ケアシステム構築の深化・推進

介護保険制度については、平成12年4月に施行されてから20年以上を経過したところであるが、介護サービスの利用者数は制度創設時の4倍を超える等、高齢期の暮らしを支える社会保障制度の中核として確実に機能しており、少子高齢社会の日本において必要不可欠な制度となっているといえる（表2-2-4）。

令和22年に向けて、高齢化が一層進展し、85歳以上人口の急増や生産年齢人口の急減等が見込まれている中、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組や、介護人材の確保や介護現場の生産性が向上するような取組が令和6年度から始まった第9期介護保険事業（支援）計画に盛り込まれたことを踏まえ、これらの取組を推進した。

また、令和5年5月に成立した「全世代対応

型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第31号）に基づき、医療介護での情報連携基盤の整備について、検討を進めた。

持続可能な社会保障制度を確立するためには、高度急性期医療から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制を一体的に確保できるよう、質が高く効率的な医療提供体制を整備するとともに、国民が可能な限り住み慣れた地域で療養することができるよう、医療・介護が連携して地域包括ケアシステムの実現を目指すことが必要である。このため、平成26年6月に施行された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）に基づき各都道府県に創設された消費税増収分を財源とする地域医療介護総合確保基金を活用し、在宅医療・介護サービスの提供体制の整備等のための地域の取組に対して支援を行った。また、医療介護総合確保推進法の下で、在宅医療・介護の

表2-2-4 介護サービス利用者と介護給付費の推移

	利用者数								
	平成12年4月	平成21年4月	平成26年4月	平成29年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
居宅（介護予防）サービス	97万人	278万人	366万人	381万人	384万人	399万人	408万人	417万人	426万人
地域密着型（介護予防）サービス	-	23万人	37万人	81万人	84万人	87万人	89万人	91万人	90万人
施設サービス	52万人	83万人	89万人	93万人	95万人	95万人	96万人	95万人	95万人
合計	149万人	384万人	493万人	554万人	564万人	581万人	593万人	603万人	610万人

	介護給付費								
	平成12年4月	平成21年4月	平成26年4月	平成29年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
居宅（介護予防）サービス	618億円	2,655億円	3,736億円	3,670億円	3,817億円	4,040億円	4,155億円	4,267億円	4,410億円
地域密着型（介護予防）サービス	-	445億円	760億円	1,181億円	1,325億円	1,369億円	1,410億円	1,438億円	1,438億円
施設サービス	1,571億円	2,141億円	2,327億円	2,379億円	2,598億円	2,598億円	2,624億円	2,650億円	2,695億円
合計	2,190億円	5,241億円	6,823億円	7,230億円	7,741億円	8,007億円	8,189億円	8,355億円	8,544億円

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」

（注）端数処理の関係で、合計の数字と内訳数が一致しない場合がある。

地域密着型（介護予防）サービスは、平成17年の介護保険制度改正に伴って創設された。

連携推進に係る事業は、平成27年度以降、「介護保険法」（平成9年法律第123号）の地域支援事業に位置付け、市町村が主体となって地域の医師会等と連携しながら取り組むこととされた。平成30年度からは、全ての市町村で、地域の実情を踏まえつつ、医療・介護関係者の研修や地域住民への普及啓発等の取組が実施されている。また、在宅医療・介護が円滑に切れ目なく提供される仕組みを構築できるよう、令和3年4月に施行された「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第176号）により、引き続き在宅医療・介護の連携推進に取り組むこととした。

また、第8次医療計画等に関する検討会における議論を踏まえて、令和6年度からの第8次医療計画においては、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定する等、今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備を進めることとした。

② 必要な介護サービスの確保

地域住民が可能な限り、住み慣れた地域で介護サービスを継続的・一体的に受けることのできる体制（地域包括ケアシステム）の実現を目指すため、令和6年度においても地域医療介護総合確保基金等を活用し、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行った。

また、地域で暮らす高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として、全国の地方公共団体に「地域ケア会議」の普及・定着を図るため、市町村

に対し、「地域ケア会議」の開催に係る費用に対して、財政支援を行った。

あわせて、介護人材の確保のため、介護助手等の普及を通じた介護現場での多様な就労の促進等を地域医療介護総合確保基金に位置付け、令和5年度に引き続き、当該基金の活用により、「参入促進」「労働環境の改善」「資質の向上」に向けた都道府県の取組を支援した。さらに、介護福祉士修学資金等貸付事業の更なる活用促進等に取り組んだ。加えて、介護職の魅力及び社会的評価の向上や、他業種で働いていた方等が介護・障害福祉分野における介護職に就職する際の支援、人材育成のための様々な研修受講支援、外国人介護人材の受入環境整備等の更なる介護分野への参入促進に向けた取組を行った。

介護職員の処遇改善については、令和6年度介護報酬改定において、介護報酬全体で+1.59%を確保するとともに、従来の3種類の加算の一本化と、加算率の引上げを行った。さらに、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき、介護人材の確保及び職場環境の改善に資する新たな事業を盛り込んだところであり、介護分野の更なる賃上げに向けた取組を進めている。なお、介護福祉士修学資金等貸付事業については、令和6年度補正予算において、貸付原資の積み増しを行った。

また、介護労働者の雇用管理改善を促進する「介護雇用管理改善等計画」（令和3年厚生労働省告示第117号）に基づき、事業所の雇用管理の改善のためのコンサルティング等の実施や介護労働者の雇用管理全般に関する雇用管理責任者への講習に加え、事業所の雇用管理改善に係る好事例の公開や助成金の周知を実施した。人材の参入促進を図る観点からは、介護に関する

専門的な技能を身につけられるようにするための公的職業訓練について、民間教育訓練実施機関等を活用した職業訓練枠の拡充のため、職場見学・職場体験を組み込むことを要件とした訓練委託費等の上乗せを実施するとともに、全国の主要な公共職業安定所に設置する「人材確保対策コーナー」において、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人充足に向けた助言・指導等を実施することに加え、「人材確保対策コーナー」を設置していない公共職業安定所においても、医療・福祉分野の職業相談・職業紹介、求人情報の提供及び「人材確保対策コーナー」の利用勧奨等の支援を実施した。さらに、各都道府県に設置されている福祉人材センターにおいて、離職した介護福祉士等からの届出情報を基に、求職者になる前の段階からニーズに沿った求人情報の提供等の支援を推進するとともに、当該センターに配置された専門員が求人事業所と求職者双方のニーズを的確に把握した上で、マッチングによる円滑な人材参入・定着支援、職業相談、職業紹介等を推進した。

そのほか、在宅・施設を問わず必要となる基本的な介護の知識・技術を修得する「介護職員初任者研修」を各都道府県において実施した。また、現場で働く介護職員の職場環境の改善につなげるため、優良事業者の表彰を通じた好事例の普及促進を図る観点から、「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰」を実施したほか、表彰受賞事業所の取組事例集を作成し周知を行った。

11月11日の「介護の日」に合わせ、都道府県・市町村、介護事業者、関係機関・団体等の協力を得つつ、国民への啓発のための取組を重点的に実施した。

また、働く家族介護者の負担軽減の観点において、民間事業者等と連携し、介護需要の多様

な受け皿のモデル提示や、介護保険外サービスの信頼確保のための環境整備を進めた。

③ 介護サービスの質の向上

介護保険制度の運営の要である介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）の資質の向上を図るため、引き続き、実務研修及び現任者に対する研修を体系的に実施した。また、地域包括支援センターにおいて、ケアマネジャーに対する助言・支援や関係機関との連絡調整等を行い、地域のケアマネジメント機能の向上を図った。さらに、高齢者の尊厳の保持を図る観点から、地方公共団体と連携し、地域住民への普及啓発や関係者への研修等を進め、高齢者虐待の未然防止や早期発見に向けた取組を推進した。

平成24年4月より、一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下に喀痰吸引等の行為を実施できることとなった。令和6年度においては、引き続き各都道府県と連携の下、研修等の実施を推進し、サービスの確保、向上を図った。

高齢化が進展し要介護・要支援認定者が増加する中、介護者（家族）の不安の軽減やケアマネジャー等介護従事者の負担軽減を図る必要があることから、平成31年1月より、マイナポータルを活用し介護保険手続の検索やオンライン申請を可能とする「介護ワンストップサービス」を開始した。

令和2年度からは、マイナポータルびったりサービスにオンライン申請における標準様式を登録している。

④ 仕事と介護の両立支援

ア 仕事と介護の両立支援制度の推進

介護休業や介護休暇等の仕事と介護の両立支

援制度等を定めた「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）について、都道府県労働局において制度の内容を周知するとともに、企業において法の履行確保が図られるよう事業主に対して指導等を行った。また、介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の強化等を内容とする「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」（令和6年法律第42号。以下「改正育児・介護休業法」という。）（令和6年5月公布、令和7年4月1日施行）について、リーフレット等により改正内容の周知を図った。

イ 仕事と介護を両立しやすい職場環境整備

中高年齢者を中心として、家族の介護のために離職する労働者の数が高止まりしていることから、仕事と介護の両立支援制度について周知を行うとともに、全国各地での企業向けセミナーの開催や仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援を通じて、事業主が従業員の仕事と介護の両立を支援する際の具体的取組方法・支援メニューである「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」の普及促進を図るとともに、介護に直面した労働者の介護休業の取得及び職場復帰等を円滑に行うためのツールである「介護支援プラン」の普及促進に取り組んだ。また、「介護支援プラン」を策定し、介護に直面する労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組んだ中小企業事業主や、その他の仕事と介護の両立に資する制度（介護両立支援制度）を労働者が利用した中小企業事業主に対し助成金により支援することを通じて、企業の積極的な取組の促進を図った。

このほか、仕事と介護の両立支援に関する企

業経営上の位置付けを整理した「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」の普及を進めるとともに、企業の経営層が両立支援の知見を共有できる仕組みづくりや、地域の中で中小企業の両立支援を支えるモデル構築・普及等を行った。

（3）持続可能な高齢者医療制度の運営

令和7年までに全ての団塊の世代が後期高齢者となる中、現役世代の負担上昇の抑制を図り、負担能力に応じて、増加する医療費を全ての世代で公平に支え合う観点から、第211回通常国会において、後期高齢者1人当たり保険料と現役世代1人当たり後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるよう後期高齢者の保険料負担割合を見直すこと、その際、低所得の方々の負担増が生じないようにする等の激変緩和措置を講じることとする「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、令和6年4月から施行された。

後期高齢者の保健事業について、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者医療広域連合のみならず、市民に身近な市町村が中心となって、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に後期高齢者の保健事業を実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の法的な枠組みが、令和2年度から開始され、ほぼ全ての市町村で展開されている。この取組を推進するため、後期高齢者医療広域連合から市町村へ高齢者保健事業を委託し、①事業全体のコーディネートや企画調整・分析等を行う医療専門職、②高齢者に対する個別的支援や通いの場等への関与等を行う医療専門職を配置する費用等を、国が後期高齢者医療調整交付金のう

ち特別調整交付金により支援した。加えて、後期高齢者医療広域連合や市町村の職員を対象とする保健事業実施に関する研修や市町村の取組状況の把握等を行う「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開事業」等を通じて、取組の推進を支援した。

(4) 認知症施策の総合的かつ計画的な推進

令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(令和5年法律第65号。以下「認知症基本法」という。)が施行され、これに基づき、政府は全閣僚を本部員とする「認知症施策推進本部」や、認知症の人やその家族、保健・医療・福祉等の関係者で構成される「認知症施策推進関係者会議」での議論を踏まえ、令和6年12月3日に「認知症施策推進基本計画」(以下「認知症基本計画」という。)を閣議決定した。認知症基本計画には、認知症になっても個人としてできること、やりたいことができるといふ「新しい認知症観」が示されている。こうした「新しい認知症観」に立ち、認知症の人や家族の参画を得ながら、地域の多様な関係者が協働し、認知症施策に取り組むことが重要である。

(5) がん対策の推進

高齢期の主要な死因であるがんの対策については、「がん対策基本法」(平成18年法律第98号)に基づく「がん対策推進基本計画」により推進してきた。令和5年3月28日に閣議決定された第4期がん対策推進基本計画は、「がん予防」、「がん医療」及び「がんと共生」の3本の柱とし、がん検診の受診率向上に向けた取組や医療提供体制の整備、療養環境への支援等、各分野の対策を進めるとともに、これらを支える基

盤として、「全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進」、「がん教育及びがんに関する知識の普及啓発」、「患者・市民参画の推進」等を位置付け、総合的ながん対策を進めてきた。がん研究については、「がん対策推進基本計画」に基づき策定された「がん研究10か年戦略(第5次)」(令和5年12月策定)を踏まえ、「がん対策推進基本計画」に明記されている政策課題の解決に向けた政策提言に資する調査研究等に加えて、「がんの予防」に関する研究、「がんの診断・治療」に関する研究、「がんと共生」に資する研究、ライフステージやがんの特性に着目した研究、がんの予防、がんの診断・治療の開発、がんと共生を促進するための分野横断的な研究を5つの柱として、がんに関する基礎から実用化までの一貫した研究開発を推進している。

(6) 人生の最終段階における医療・ケアの体制整備

人生の最終段階における医療・ケアについては、医療従事者から本人・家族等に適切な情報の提供がなされた上で、本人・家族等及び医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を基本として行われることが重要である。そのため、人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業として、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(平成30年3月改訂)に基づき、医療従事者等に向けて、研修を行った。

また、本人が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組である人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)の普及・啓発を図るため、ACPの国民向け普及啓発事業

として、シンポジウム開催等を行った。

(7) 身寄りのない高齢者への支援

望まない孤独や社会的孤立に陥ることを防ぐため、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置に向けた伴走支援等の実施により地域の多様な団体が連携して支援する環境整備に取り組み、日常生活での緩やかなつながりづくりや居場所づくりを推進した。身寄りのない高齢者等への必要な支援の在り方について検討を行うため、モデル事業として、身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組や、十分な資力が無いなど民間事業者による支援を受けられない人等を対象とした総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施した。

関係省庁が連携し、令和6年度に、高齢者等終身サポート事業について、適正な事業運営を確保しつつ、事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できるように「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」の策定を行い、その周知・徹底に取り組んだ。

このほか、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、令和6年4月以降、法制審議会民法（遺言関係）部会において、遺言制度の見直しに関する調査審議が行われている。

(8) 支援を必要とする高齢者等を地域で支える仕組みづくりの促進

ア 地域の支え合いによる生活支援の推進

年齢や性別、その置かれている生活環境等にかかわらず、身近な地域において誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え

合いによる共助の取組を通じて、高齢者を含め、支援が必要な人を地域全体で支える基盤を構築するため、地方公共団体が行う地域のニーズ把握、住民参加による地域サービスの創出、地域のインフォーマル活動の活性化等の取組を支援する「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」等を通じて、地域福祉の推進を図った。

また、「寄り添い型相談支援事業」として、24時間365日ワンストップで電話相談を受け、必要に応じて、具体的な解決につなげるための面接相談、同行支援を行う事業を実施した。

市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の推進を図った。加えて、かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題に対する保健指導の実施や地域の相談援助等の活用が推進されるよう、保険者協議会の取組を支援した。

住民の身近な相談相手である民生委員について、その担い手確保の方策を検討するため、令和6年6月から「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」を開催し、計4回の議論を経て12月に議論の整理をとりまとめた。

具体的には、一定の要件を満たす場合には、現職の民生委員が他の自治体に転出した後も、任期の残期間については転出前の担当区域において引き続き民生委員として活動可能となるよう見直し、令和7年2月に自治体や関係団体に周知した。また、従前より自己推薦を妨げていないところであるが、候補者本人による推薦についても、民生委員推薦会の選任の対象となる旨、併せて周知した。

イ 地域福祉計画の策定の支援

福祉サービスを必要とする高齢者を含めた地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう地域福祉の推進に努めている。このため、福祉サービスの適切な利用の推進や福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進等を盛り込んだ地域福祉計画の策定の支援を引き続き行った。

ウ 地域における高齢者の安心な暮らしの実現

令和6年度においても、地域主導による地域医療の再生や在宅介護の充実を引き続き図った。医療、介護の専門家を始め、地域の多様な関係者を含めた多職種が協働して個別事例の支援方針の検討等を行う「地域ケア会議」の取組の推進や、ICTの活用による在宅での生活支援ツールの整備等を進め、地域に暮らす高齢者が自らの希望するサービスを受けることができる社会の構築を進めた。

また、高齢者が地域での生活を継続していくためには、多様な生活支援や社会参加の場の提供が求められている。そのため、市町村が実施する地域支援事業を推進するとともに、各市町村が効果的かつ計画的に生活支援・介護予防サービスの基盤整備を行うことができるよう、市町村に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置するとともに住民参画・官民連携推進事業により地域住民の活動に地域の多様な主体が関わることを促進したほか、就労的活動をコーディネートする人材の配置を可能とするなど、その取組を推進した。

高齢者が安心して健康な生活が送れるようになることで、生涯学習や、教養・知識を吸収するための旅行等、新たなシニア向けサービスの

需要も創造される。また、高齢者の起業や雇用にもつながるほか、高齢者が有する技術・知識等が次世代へも継承される。こうした好循環を可能とする環境の整備を行った。

(9) 加齢による難聴等への対応

令和6年3月末に作成した「難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する手引き」を自治体へ周知するとともに、自治体による難聴高齢者の早期発見等に関する取組を促した。

また、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の医療機器開発推進研究事業を通じて、補聴器の研究開発を含む高齢者向け医療機器の実用化を目指す臨床研究等を支援した。このほか、補聴器については、その購入に際して消費者トラブルが報告されていることを踏まえ、質の高い補聴器販売者の養成等を図る取組を推進した。

3 学習・社会参加

(1) 加齢に関する理解の促進

児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、学習指導要領に基づき、小・中・高等学校において、ボランティア等社会奉仕に関わる活動や高齢者との交流等を含む体験活動の充実を図った。

(2) 高齢期の生活に資する学びの推進

① デジタル等のテクノロジーに関する学びの推進

高齢者等が、デジタル技術の利活用により豊かな生活を送ることができるようにするため、住居から地理的に近い場所で身近な人からデジタル活用を学べる環境が必要である。

このため、関係府省庁や地方公共団体・関連団体、ボランティア団体等と連携し、デジタル機器・サービスの利用方法、各地で実装されているデジタルサービス及びマイナンバーカード・マイナポータルの利用方法をサポートするなど、国民運動としての「デジタル推進委員」の取組を令和4年度にスタートさせ、令和6年12月末時点で5万7,000人超を任命した。また、民間企業や地方公共団体等と連携し、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行うデジタル活用支援の講習会を令和3年度から全国の携帯電話ショップ等において実施している。令和6年度は、全国6,000か所以上で実施した。

② 社会保障教育及び金融経済教育の推進

中学校学習指導要領の社会科や技術・家庭科、高等学校学習指導要領の公民科や家庭科において、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化や介護に関する内容等が明記されていることを踏まえ、その趣旨の徹底を図るとともに、令和3年度に新たに作成した教材等について内容の充実や効果的な周知を図る等、若い世代が高齢社会を理解する力を養うために、教育現場において社会保障教育が正しく教えられる環境づくりに取り組んだ。

より公平・公正な社会保障制度の基盤となるマイナンバー制度については、平成29年11月から情報連携の本格運用が開始され、各種年金関係手続のほか、介護保険を始め高齢者福祉に関する手続において従来必要とされていた住民票の写しや課税証明書、年金証書等の書類が不要となっている。令和6年8月からは戸籍関係情報の情報連携の本格運用も開始され、本格運用の対象事務手続数は、平成29年11月の約900件から令和6年11月には約3,300件と順次

拡大している。こうしたマイナンバー制度の取組状況について、地方公共団体等とも連携し、国民への周知・広報を行った。

また、国全体として金融経済教育を推進するため、金融経済教育推進機構（J-FLEC）が令和6年4月に設立され、同年8月に本格稼働した。J-FLECにおける社会保障制度を含む幅広い分野の金融経済教育の取組を支援するなど、社会保障分野も含めた金融経済教育の充実に取り組んだ。

③ 消費者教育の推進

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者教育）は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行わなければならない。こうした消費者教育を総合的かつ一体的に推進するため、平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年法律第61号）が施行され、令和5年3月28日には、同法に基づく「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の2回目の変更の閣議決定を行った。同方針に基づき、消費者教育コーディネーターの配置・育成の支援や、地域、家庭等の様々な場を活用した消費者教育の推進を図っている。令和6年度は、体験型教材「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」を活用したモデル事業の実施や、「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」等において周知・広報を行った。また、高齢者向け消費者教育教材とその活用事例集については、「消費者教育ポータルサイト」に取組事例を掲載するなど、地方公共団体での啓発講座等での活用を促進した。

④ 身近な場やオンラインでの学習機会の充実

生涯学習の振興に向けて、平成2年に「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」（平成2年法律第71号）が制定され、推進体制の整備が図られた。その後、平成18年に改正された「教育基本法」（平成18年法律第120号）で生涯学習の理念（第3条）が、さらにこの理念の実現のために、「社会教育法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第59号）においても「生涯学習の振興への寄与」が明示された。これらの法律や中央教育審議会の答申等に基づき、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価されるための仕組み作り等、「生涯学習社会」の実現のための取組を進めた。

ア 社会教育の振興

地域住民の身近な学習拠点である公民館を始めとする社会教育施設等において、幅広い年齢層を対象とした多様な学習機会の充実を促進した。

また、高齢者等の社会的に孤立しがちな住民の社会参画促進を図るため、行政や各種団体等で社会教育に携わる者を対象に、学びを通じた社会参画の実践による社会的孤立の予防・解消を図る方策を共有した。

イ 学校機能・施設の地域への開放

学校は地域コミュニティの核となることから、児童生徒が地域住民とともに創造的な活動を企画・立案したり交流したりするための「共創空間」を生み出す必要があることや、他の公共施設との複合化等を通じて、児童生徒や地域住民にとって多様な学習環境を創出する必要があることなどを周知している。また、公立学校

施設の整備のうち学校以外の公共施設との複合化・集約化を伴う改築及び長寿命化改修について、一定の条件の下、国庫補助率を引き上げている（1/3から1/2）。

ウ 文化活動の振興

国民文化祭の開催等による幅広い年齢層を対象とした文化活動への参加機会の提供、国立の博物館等における高齢者に対する優遇措置やバリアフリー化等による芸術鑑賞機会の充実を通じて多様な文化活動の振興を図った。また、博物館・美術館等を中核として、社会的・地域的な課題への対応に先進的に取り組む事業を補助する中で、文化活動の推進を図る取組を支援した。

エ スポーツ活動の振興

いつまでも健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、「スポーツによる地域活性化推進事業」を活用し、スポーツを通じた地域の活性化を推進するとともに、スポーツ行事の実施等の各種機会を通じて多様なスポーツ活動の振興を図った。

オ 自然とのふれあい

国立公園等の利用者を始め、国民の誰もが自然とふれあう活動が行えるよう、自然ふれあい施設や自然体験活動等の情報をインターネット等を通じて提供した。

(3) 地域における社会参加活動の促進

① 多世代による社会参加活動の促進

ア 高齢者の社会参加と生きがいづくり

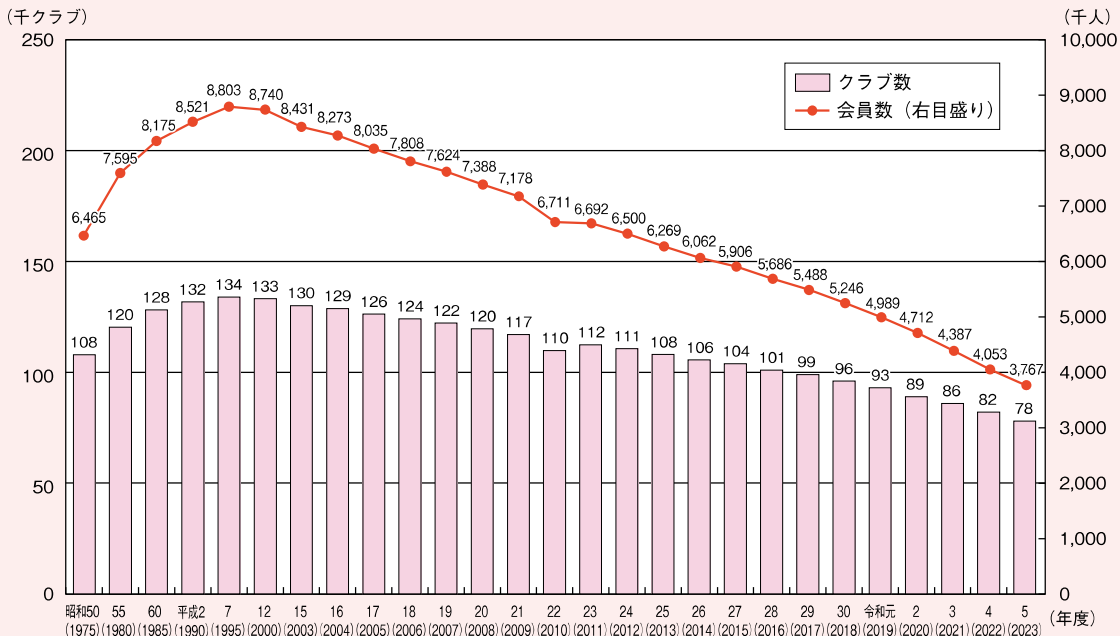
高齢者の生きがいと健康づくりに向けて、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である老人クラブ(図2-2-5)の加入者が長期的に減少傾向にある中で、引き続き、各地域の状況に応じた活動が積極的に行われるよう、都道府県及び市町村が行う地域の高齢者の社会参加活動を支援した。加えて、国民一人一人が積極的に参加し、その意義について広く理解を深めることを目的とした「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」について、令和6年10月に「第36回全国健康福祉祭とっとり大会」を開催した。

また、地域の社会教育を推進するため、社会教育を行う者に対する専門的・技術的な指導助言を行う社会教育主事等の専門的職員の養成等を図った。

さらに、退職教員や企業退職高齢者等を含む幅広い地域住民や企業・団体等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」を推進した。また、企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割を持って生き生きと生活できるよう、有償ボランティア活動による一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動を行い、同時に介護予防や生活支援のサービスの基盤整備を促進する「高齢者生きがい活動促進事業」を実施した。

加えて、高齢者・障害者等が安心して旅行ができる環境を整備するため、令和2年12月に創設した「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の改善に向けた調査を行うとともに、普及のための広報動画等を作成した。さらに、

図2-2-5 老人クラブ数と会員数の推移



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」(厚生省報告例、平成12年度から福祉行政報告例)(各年度3月末現在)

(注) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県(盛岡市以外)、宮城県(仙台市以外)、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値である。

旅館・ホテル等におけるバリアフリー化への改修の支援を実施した。

また、高齢者の社会参加や世代間交流の促進、社会活動を推進するリーダーの育成・支援、関係者間のネットワーキングに資することを目的に、地域参加に関心を持つ者が情報交換や多様な課題についての議論を行う「高齢社会フォーラム」を毎年行っており、令和6年度においては、11月に愛媛県松山市で開催した。さらに、年齢にとらわれず自由に生き生きとした生活を送る高齢者（エイジレス・ライフ実践者）や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を毎年広く紹介しており、令和6年度においては、個人49名及び29団体を選考し、社会参加活動等の事例を広く国民に紹介する事業を実施した。

イ 高齢者の余暇時間等の充実

高齢者等がテレビジョン放送を通じて情報アクセスの機会を確保できるよう、字幕放送、解説放送及び手話放送の充実を図るため、平成30年2月にテレビジョン放送事業者の字幕放送等の令和9年度までの普及目標値を定めた「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を策定し、令和5年10月に同指針を改定した。本指針に基づき、各放送事業者は字幕放送等の普及に取り組んでおり、本指針対象番組に対する字幕放送の令和5年度実績において、日本放送協会（NHK）総合テレビジョン及びキー5局では約100%を引き続き達成した。

② 地域住民を支援する専門人材・団体の活動基盤の整備

市民やNPO等の活動環境を整備するため、認定NPO法人等の寄附税制の活用促進に取り組むとともに、「特定非営利活動促進法」（平

成10年法律第7号。以下「NPO法」という。）の円滑な運用に取り組んだ。また、NPO法人運営に係る手続の簡素化・効率化の観点から、NPO法に基づく各種事務をオンライン化したシステムの利用を促進した。

また、開発途上国からの要請に見合った技術・知識・経験を有し、かつ開発途上国の社会や経済の発展への貢献を希望する国民が、JICA海外協力隊員（対象：20歳から69歳まで）として途上国の現場で活躍する、独立行政法人国際協力機構を通じた事業（JICAボランティア事業）を引き続き推進した。

NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わると期待される「社会教育士」の制度が、令和2年度から開始され、令和5年度末までに7,000人超に称号が付与された。また、社会教育士等の社会教育人材の継続的な学びの機会の確保等を図るとともに、社会教育人材ネットワークを構築するため、令和6年度から新たに教育委員会に委託し社会教育士フォローアップ研修を実施した（令和6年度は北海道、和歌山県の2箇所）。

4 生活環境

（1）豊かで安定した住生活の確保

「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月19日閣議決定）に掲げた目標（〔1〕「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現、〔2〕頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保、〔3〕子どもを産み育てやすい住まいの実現、〔4〕多様な世代が支

え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり、〔5〕住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備、〔6〕脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成、〔7〕空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進、〔8〕居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展）を達成するため、必要な施策を着実に推進した。

① 居住支援の充実

ア 良質な高齢者向け住まいの供給

「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」（平成23年法律第32号。以下「改正高齢者住まい法」という。）に基づく「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助、税制の特例措置、住宅金融支援機構の融資による支援を行った。また、非接触でのサービス提供等を可能とするIoT技術の導入支援を行った。

さらに、高齢者世帯等の住宅確保要配慮者の増加に対応するため、民間賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅の登録を推進するととも

に、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援を行った。加えて、居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅（居住サポート住宅）の認定制度の創設等を内容とした、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和6年法律第43号。以下「改正住宅セーフティネット法」という。）が令和6年5月に成立、同年6月に公布された。

イ 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

公営住宅については、高齢者世帯向け公営住宅の供給を行った。また、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、高齢者世帯の入居収入基準を一定額まで引き上げるとともに、入居者選考において優先的に取り扱うことを可能としている。

独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）賃貸住宅においては、高齢者同居世帯等に対する入居又は住宅変更における優遇措置を行った（表2-2-6）。

表2-2-6 公営住宅等の高齢者向け住宅供給戸数

年度	高齢者対策向 公営住宅建設戸数	サービス付き高齢者向け 住宅登録戸数	都市再生機構賃貸住宅の優遇措置戸数			住宅金融支援機構の 割増貸付け戸数
			賃貸	分譲	計	
平成10年度	2,057	—	3,143	571	3,714	34,832
15	627	—	7,574 (3,524)	45	7,619	558
20	303	—	1,221 (684)	0	1,221	0
25	430	146,554	471 (368)	0	471	0
26	260	177,722	372 (305)	0	372	0
27	328	199,056	486 (303)	0	486	0
28	319	215,955	329 (293)	0	329	0
29	287	229,947	255 (223)	0	255	0
30	430	244,054	470 (226)	0	470	0
令和元年度	368	254,747	299 (256)	0	299	0
2	756	267,069	318 (91)	0	318	0
3	412	274,911	87 (60)	0	87	0
4	336	282,426	138 (54)	0	138	0
5	192	287,151	367 (23)	0	367	0

資料：国土交通省

(注1) サービス付き高齢者向け住宅登録戸数は、各年度末時点における総登録戸数である。

(注2) 都市再生機構賃貸住宅の優遇措置戸数には、障害者及び障害者を含む世帯に対する優遇措置戸数を含む（空家募集分を含む）。

(注3) 優遇措置の内容としては、当選率を一般の20倍としている（平成20年8月までは10倍）。

(注4) () 内は高齢者向け優良賃貸住宅戸数であり内数である。

(注5) 住宅金融支援機構の割増（平成10年に制度改正）貸付け戸数は、マイホーム新築における高齢者同居世帯に対する割増貸付け戸数である（この制度は平成17年度をもって廃止）。

ウ 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

高齢者世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体の住宅・福祉部局が関係事業者、居住支援法人等と連携し設置する居住支援協議会の設立を促進し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、地域における総合的・包括的な居住支援体制整備の推進・支援を行った。また、改正住宅セーフティネット法において、市区町村による居住支援協議会の設置を努力義務化した。

② 空き家対策の推進

市区町村や民間事業者等による空き家の活用

等を促すため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号。以下「空家等対策特別措置法」という。）に基づく空家等活用促進区域制度や空家等管理活用支援法人制度の活用を促進するとともに、地方公共団体や民間事業者等による空き家の除却や活用等に係る取組に対して支援を行った。

③ 安全・安心で快適な住生活と循環型住宅市場の実現

ア 住宅と福祉の施策の連携強化

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）に基づき、都道府県及び市町村にお

いて高齢者の居住の安定確保のための計画を定めることを推進した。また、生活支援サービスが提供される「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を促進し、福祉と連携した安心できる住まいの提供を実施した。また、市町村の総合的な高齢者住宅施策の下、シルバーハウジング・プロジェクト事業を実施するとともに、公営住宅等においてライフサポートアドバイザー等のサービス提供の拠点となる高齢者生活相談所の整備を促進した。さらに、既存の公営住宅や改良住宅の大規模な改修と併せて、高齢者福祉施設等の生活支援施設の導入を図る取組に対しても支援を行った。

そのほか、改正住宅セーフティネット法においては、入居中の見守り等を行う居住サポート住宅の認定制度を創設した。

イ 高齢者向けの先導的な住まいづくり等への支援

スマートウェルネス住宅等推進事業により、高齢者等の居住の安定確保・健康維持増進に係る先導的な住まいづくりの取組等に対して補助を行った。

ウ 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

健康で快適な暮らしを送るために必要な既存住宅の改修における配慮事項を平成31年3月にまとめた「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」の普及を推進した。

住宅金融支援機構においては、高齢者自らが行う住宅のバリアフリー改修等について高齢者向け返済特例制度を適用した融資を実施した。また、証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、バリアフリー性能等に優れ

た住宅に係る金利引下げを行っている。さらに、住宅融資保険事業や証券化支援事業の枠組みを活用し、民間金融機関が提供する住宅の建設、購入、改良等の資金に係るリバースモーゲージ型住宅ローンの普及を支援している。

バリアフリー構造等を有する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助、税制の特例措置、住宅金融支援機構の融資による支援を行った。

エ 公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、新たに供給する公営住宅、改良住宅及び都市再生機構賃貸住宅について、段差の解消等一定の高齢化に対応した仕様を原則としている。

この際、公営住宅、改良住宅の整備においては、中高層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について助成を行った。都市再生機構賃貸住宅においても、建替え事業による中高層住宅の新たな供給においてはエレベーター設置を標準としている。また、老朽化した公共賃貸住宅については、計画的な建替え・改善を推進した。

オ 次世代へ継承可能な良質な住宅の供給促進

(ア) 持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進

良質な持家の取得・改善を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄の普及促進等を図るとともに、住宅金融支援機構の証券化支援事業及び独立行政法人勤労者退職金共済機構等の勤労者財産形成持家融資を行っている。また、住宅ローン減税等の税制上の措置を活用し、引き続き良質な住宅の取得を促進した。

(イ) 高齢者の持家ニーズへの対応

住宅金融支援機構において、親族居住用住宅を証券化支援事業の対象とするとともに、親子が債務を継承して返済する親子リレー返済（承継償還制度）を実施している。

(ウ) 将来にわたり活用される良質なストックの形成

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（平成20年法律第87号）に基づき、住宅を長期にわたり良好な状態で使用するため、その構造や設備について、一定以上の耐久性、維持管理容易性等の性能を備え、適切な維持保全が確保される「認定長期優良住宅」の普及促進を図った。

カ 循環型の住宅市場の実現

(ア) 既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備

消費者ニーズに対応した既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備を図るため、登録講習機関が実施する既存住宅状況調査技術者講習による技術者の育成を通じ、建物状況調査（インスペクション）の普及促進を図るとともに、既存住宅に関する瑕疵^{かし}保険や紛争処理体制の充実、「安心R住宅」制度の普及等に取り組んでいる。さらに、住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図るため、住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営の確保及び消費者への情報提供等を行う等、一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者の団体を国が登録する「住宅リフォーム事業者団体登録制度」を実施している。

加えて、住宅ストック維持・向上促進事業により、良質な住宅ストックが適正に評価される

市場の形成を促進する先導的な取組に対し支援した。そのほか、居住者の高齢化も想定して、長期にわたり良好な状態で使用される住宅の普及を促進するため、長期優良住宅化リフォーム推進事業により、既存住宅の長寿命化に資するリフォームの取組を支援した。

(イ) 高齢者に適した住宅への住み替え支援

高齢者等の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者に適した住宅への住み替えを促進した。また、同制度を活用して住み替える先の住宅を取得する費用について、住宅金融支援機構の証券化支援事業における民間住宅ローンの買取要件の緩和を行っている。

さらに、高齢者が住み替える先のサービス付き高齢者向け住宅に係る入居一時金及び住み替える先の住宅の建設・購入資金について、住宅融資保険事業や証券化支援事業の枠組みを活用し、民間金融機関のリバースモーゲージ型住宅ローンの普及を支援している。

(2) 高齢社会に適したまちづくりの総合的推進

① 地域における移手段の確保

地域創生の基盤といえる地域交通の厳しい状況を踏まえ、地方公共団体や交通事業者のほか、地域の多様な関係者の連携・協働を通じ、地域交通のり・デザインと地域の社会的課題解決を一体的に推進するために設置された「地域の公共交通り・デザイン実現会議」におけるとりまとめを踏まえ、先進的な取組事例を整理したカタログの周知を図ったほか、地域の多様な関係者が連携・協働して取り組む上で留意すべき基本的事項を示した「地域の公共交通り・デザイン連携・協働指針」と、分野別の実施方策を示

した指針を都道府県知事宛に発出した。また、自家用有償旅客運送について、制度の運用改善や登録手続の添付書類の簡素化などを実施している。

また、令和6年6月に策定した「モビリティ・ロードマップ2024」に基づき、自動運転の社会実装に関する施策を推進した。具体的には、各施策の進捗を確認するとともに、自動運転を含めた新たなモビリティサービスの社会実装による地域における移動手段の確保を推進するため、移動需要の創出に向けた検討などを行った。

② 多世代に配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等全ての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づく移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成を市町村に働きかけるとともに、地域公共交通バリアフリー化調査事業及びバリアフリー環境整備促進事業を実施した。

地方創生の観点からは、女性、若者、高齢者、障害者など、誰もが居場所と役割を持つコミュニティをつくり、活気あふれる温もりのある地域をつくるため、「交流・居場所」、「活躍・しごと」、「住まい」、「健康」、「人の流れ」といった観点で、デジタル技術等の活用により、分野横断的かつ一体的な地域の取組を支援する全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」を推進している。

令和6年度については、デジタル技術を活用した「生涯活躍のまち」づくりのプロセスモデルを活用して、地方公共団体への伴走支援や官民連携のマッチングイベントを実施し、地方公共団体の取組を支援するとともに、先進的な

地方公共団体の取組事例を収集したところであり、これらの取組から得られた知見・ノウハウを基にプロセスモデルの検証・改定を行い、先進的な地方公共団体の取組事例と合わせ、全国の地方公共団体に向けて情報発信した。

誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、「共生社会ホストタウン」に登録されている地方公共団体を中心にユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーに関する取組が進められているところであり、令和6年8月に「共生社会バリアフリーシンポジウム in 札幌」を開催し、開催自治体である札幌市の取組について共有・発信を行った。

誰もが身近に自然とふれあえる快適な環境の形成を図るため、歩いていける範囲の身近な公園を始めとした都市公園等の計画的な整備を行っている。

また、良好な水辺環境の整備を行うことにより、河川等は、高齢者にとって憩いと交流の場を提供する役割を果たしている。

中山間地域等において、各種生活サービス機能が一定のエリアに集約され、集落生活圏内外をつなぐ交通ネットワークが確保された拠点である「小さな拠点」の形成拡大と質的向上を目指し、全国フォーラムやオンラインセミナーの開催等により、地域の自立共助の運営組織や全国の多様な関係者間の連携を図る等、総合的に支援した。

③ 農山漁村のコミュニティの維持

農業人口の減少と高齢化が進行する中、作業ピーク時における労働力不足の解消や高齢農業者の作業負担を軽減するため、産地における労働力募集アプリの活用や繁忙期の異なる産地の連携による労働力確保の取組を支援するとともに、生産性の向上に資するスマート農業技術の

活用や農業支援サービス事業者の育成・活動の促進等を支援した。また、高齢者等による農作業中の事故が多い実態を踏まえ、全国の農業者が農作業安全研修を受講するよう推進するとともに、農作業安全に関する指導者の育成及び活動の拡大を図った。

農福連携の取組として、高齢者の生きがい及びリハビリテーションを目的とした農林水産物生産施設及び附帯施設の整備等を支援した。また、集落の機能を補完して農用地保全や生活支援等を行う農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）の形成を推進する等、高齢者が安心して快適に暮らせるよう、地域特性を踏まえた生活環境の整備を推進した。

山地災害からの生命の安全を確保するため、要配慮者利用施設に隣接している山地災害危険地区等について、治山施設の設置や森林整備等を計画的に実施した。

加えて、「漁港及び漁場の整備等に関する法律」（昭和25年法律第137号。以下「漁港漁場整備法」という。）に基づき策定された「漁港漁場整備長期計画」（令和4年3月25日閣議決定）を踏まえ、浮体式係船岸や岸壁、用地等への防暑・防雪施設等の軽労化施設等の整備を実施した。

このほか、買物困難者等への食料提供を円滑にするため、「食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ」（令和6年3月27日食品アクセス問題に関する関係省庁連絡会議決定）に沿った移動販売車の導入等を支援した。

（3）金融経済活動における支援

高齢顧客への対応を含め、金融事業者等における顧客本位の業務運営を推進するため、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和

5年法律第79号）（令和6年11月施行）により、顧客等の最善の利益を勘案して誠実かつ公正に業務を遂行する義務を法定化する等の措置を講じた。

金融経済教育の観点では、J-FLECを中心とした関係機関と連携し、国全体に金融経済教育を提供することにより、国民が自らのニーズやライフプランに合った適切な金融商品・サービスを選択できるよう、金融リテラシーの向上に取り組んだ。

また、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の課題の中で、加齢による認知機能の低下に合わせて、高齢者が適切な支援サービスや技術を使うことで、自らの金融資産の管理、運用といった経済活動ができ、自立的に社会で生活できる「包摂的な社会経済システム」を構築する研究開発を進めており、認知機能が低下した高齢者による資産管理について、自治体・金融機関、地域包括支援センター等が連携する好事例を確立して標準化するため、モデル事業を推進している。令和6年度においては、モデル自治体の深化とエリアの拡大を図るとともに、自治体・金融機関が取り組むメリットについて整理を行った。また、経済活動に関わる認知機能の低下は把握することが困難であることから、高齢者自身が認知機能の低下について理解するとともに事前の準備を促すための教育ツール（手引き）を作成し、普及を進める準備に取り組んだ。さらに、高齢者自身が変化する認知機能の状況を把握できるツールや認知機能の低下した高齢顧客を支え、取引を可能にする金融機関等向けツールの開発を進め、金融取引能力の評価に対する社会受容性を向上させる方策の検討に入るとともに、事業化に向けた構想に着手した。

このほか、認知症高齢者等の「配慮を要する

消費者」を見守るため、地方公共団体において金融機関、消費生活センター等のほか、福祉関係者や消費者団体等の多様な関係者が連携して消費者被害の未然防止・拡大防止に取り組む消費者安全確保地域協議会の設置・活性化を促進した。

(4) 消費者被害の防止

地方消費者行政強化交付金等を通じた支援等に加え、令和6年度地方消費者行政に関する先進的モデル事業として、見守り活動の優良事例の収集・横展開や見守りの担い手養成講座の開催等を行った。

消費者がトラブルに見舞われたとしても、相談窓口の存在に気付かないことや、相談窓口があることは知っていたとしても、その連絡先が分からないことがあるため、全国どこからでも身近な消費生活相談窓口につながる共通の電話番号である「消費者ホットライン」の事業を平成22年1月から実施（平成27年7月から「188」番へ3桁化）している。また、イメージキャラクター「イヤヤン」も活用しながら、消費者庁ウェブサイトへの掲載、PR動画の作成、SNSへのPR動画の配信、啓発チラシ・ポスターの配布等、様々な広報活動を通じて同ホットラインの周知に取り組んでいる。「令和6年版消費者白書」において、高齢者の消費生活相談の状況等を取り上げ、広く国民や関係団体等に情報提供を行った。

一方、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）では、全国の消費生活センター等が行う高齢者の消費者被害防止に向けた取組を支援すること等を目的に、高齢者に多い消費者トラブルに関する注意喚起として「きっかけは訪問購入？犯罪まがいの深刻なトラブルにご注意を！－大切な貴金属が持ち

去られたなどの事例が寄せられています－」（令和6年9月）「分電盤の点検に行きます」の電話から始まる勧誘に注意－2024年度に急増しています－」（令和7年1月）等を公表した。加えて、悪質商法被害や商品等に係る事故に関する注意情報を簡潔にまとめたメールマガジン「見守り新鮮情報」を月2回程度、行政機関のほか、高齢者や高齢者を支援する民生委員や福祉関係者等に向けて配信した。

(5) 認知機能の変化に応じた交通安全対策

近年、交通事故における致死率の高い高齢者の人口の増加が、交通事故死者数を減りにくくさせる要因の一つとなっており、今後、高齢化が更に進むことを踏まえると、高齢者の交通安全対策は重点的に取り組むべき課題であり、令和3年3月に中央交通安全対策会議で決定した「第11次交通安全基本計画」（計画期間：令和3～7年度）等に基づき、各種施策に取り組んでいる。

高齢者が安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的技術及び交通ルール等の知識を習得させるため、高齢者を対象とした交通安全教室の開催、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を対象とした家庭訪問による個別指導等を利用した交通安全教育を推進したほか、シルバーリーダー^(注1)等を対象とした参加・体験・実践型の講習会を実施し、高齢者交通安全教育の継続的な推進役の養成に努めた。また、最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンパ等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図る区域を「ゾーン

(注1) シルバーリーダー

高齢者を対象とした地域における市民参加型の高齢者交通安全活動を普及・促進する高齢者及び地域活動（行政、ボランティア等）に影響力のある高齢者交通安全指導員

30プラス」として設定し、警察と道路管理者が緊密に連携しながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図った。

さらに、「道路交通法施行令の一部を改正する政令」（令和6年政令第248号。以下「改正道路交通法施行令」という。）（令和6年7月26日公布）により、中央線等が設置されていない一般道路を自動車が行く際の法定速度（道路標識又は道路標示により最高速度が指定されていない道路における最高速度）を60キロメートル毎時から30キロメートル毎時に引き下げることにした（令和8年9月1日施行予定）。

歩車分離式信号については、平成14年に策定した「歩車分離式信号に関する指針」に基づきその導入を推進してきたところ、指針策定当時とは交通事故情勢や道路環境等も変化しており、歩行者等の安全を確保する観点から、歩車分離式信号の整備を一層推進するため、令和7年1月に同指針を改定した。加えて、歩行中及び自転車乗用中の交通事故死者数に占める高齢者の割合が高いことを踏まえ、歩行者及び自転車利用者の交通事故が多発する交差点等における交通ルール遵守の呼び掛けや、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備など、安全で快適な自転車利用環境の創出を推進した。

踏切道の歩行者対策として、「移動等円滑化要対策踏切」が追加された「踏切道安全通行カルテ」や地方踏切道改良協議会を通じてプロセスの「見える化」を行い、道路管理者と鉄道事業者が、地域の実情に応じた対策を検討し、高齢者等の通行の安全対策を推進した。

このほか、高齢運転者対策の充実・強化を図るため、運転免許証の更新時における運転技能

検査、認知機能検査、高齢者講習及びサポートカー限定免許制度を効果的に運用し、高齢運転者に係る交通事故防止対策を推進した。

高速道路での逆走事故対策については、道路側での物理的・視覚的対策により逆走車両へ注意喚起を行う公募技術の現場検証を経て、各技術の特長や効果を技術カタログとして整理した。また、道路管理設備（CCTV等）の充実やDX関連技術の進展等の変化を踏まえ、道路管理設備を活用した逆走検知や車両側で逆走検知、通知できる新規技術の実用化を推進し、高速道路会社が公募を開始した。

安全運転相談については、これまでも運転に不安を持つ運転者及びその家族等からの相談に対応してきたところであるが、近年は特に高齢運転者及びその家族等から積極的に相談を受け付け、安全運転の継続に必要な助言・指導や、自主返納制度及び自主返納者等に対する各種支援施策の教示を行う等、運転適性に関する相談対応以外の役割も求められるようになっており、全国統一の専用相談ダイヤル「#8080」を始めとする、安全運転相談の認知度及び利便性の向上を図った。

（6）情報アクセシビリティの確保

ウェブコンテンツにおけるアクセシビリティの確保のため、ウェブアクセシビリティ（障害のある人や高齢者を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること）に取り組む行政官や事業者向けに、ウェブアクセシビリティの考え方や取り組み方のポイントを解説する「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」を民間専門人材の知見を活かして作成、令和4年12月にデジタル庁ウェブサイトにおいて公開し、随時更新を行っている。加えて、行政機関のウェブサイトが様々な

人にとって使いやすい状態で提供されることを促すため、アクセシビリティ等に配慮したデザインを実践するための仕組みである「デザインシステム」のベータ版を令和4年12月に公開し、随時更新を実施したほか、令和6年5月には、データ等の再利用性を高めるため、デジタル庁デザインシステムをウェブサイト化して公開し、随時更新している。

民間企業等が開発するデジタル機器・サービスが情報アクセシビリティ基準（JIS X 8341 シリーズ等）に適合しているかどうかを自己評価する「自己評価様式」の作成に関して、政府情報システムに係る調達における当該様式の活用推進のための調査を実施するとともに、民間企業等による当該様式作成の普及展開策としてアクセシブルな ICT 機器・サービスの好事例を「情報アクセシビリティ好事例2024」として公表した。

また、公的機関がウェブアクセシビリティの向上に取り組む際の手順書となる「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の一部改訂を行うとともに国、地方公共団体等の公式ホームページの日本産業規格（JIS）対応状況調査及び公的機関向け講習会を開催した。

高齢者等の社会参加を支援するため、電話リレーサービスの新たなサービスとして令和7年1月に提供が開始された文字表示電話サービス（聞こえに困難を抱える利用者が自身の声で相手先に伝え、相手先の声を文字で読むことを可能にするサービス）の普及を推進した。

このほか、高齢者や障害のある人々にも使いやすい製品やサービスの必要性が広く認識されている中で、アクセシビリティを考慮した標準化を促進するため、令和6年度は新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた「新しい生活様式」について、高齢者や障害のある人々が利用

しやすい製品やサービスの共通的な配慮事項に関する国際標準化活動を実施した。

（7）公共交通機関や建築物等のバリアフリー化

ア 公共交通機関等の移動空間のバリアフリー化

（ア）バリアフリー法に基づく公共交通機関のバリアフリー化の推進

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー法に基づき、旅客施設・車両等の新設等の際の「公共交通移動等円滑化基準」（令和5年4月改定）への適合義務、既設の旅客施設・車両等に対する適合努力義務を定めている。

また、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第1号）に係るバリアフリー整備目標について、障害当事者団体や有識者の参画する検討会において議論を重ねた上で、令和3年度からの5年間を目標期間として策定し、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進する観点から、各施設等について地方部を含めたバリアフリー化の一層の促進、聴覚障害及び知的障害・精神障害・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化、「心のバリアフリー」の推進等を図っている。

加えて、「交通政策基本法」（平成25年法律第92号）に基づく「第2次交通政策基本計画」（令和3年5月28日閣議決定）においても、バリアフリー化等の推進を目標の一つとして掲げており、これらを踏まえながらバリアフリー化の更なる推進を図っている。

(イ) ガイドライン等に基づくバリアフリー化の推進

公共交通機関の旅客施設・車両等について、ガイドライン等でバリアフリー化整備の望ましい在り方を示し、公共交通事業者等がこれを目安として整備することにより、利用者にとってより望ましい公共交通機関のバリアフリー化が進むことが期待される。このため、ハード対策としては「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(令和6年3月)及び「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(令和6年3月)に基づき、ソフト対策としては「公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(令和6年3月)に基づき、バリアフリー化を進めている。

なお、旅客船については「旅客船バリアフリーガイドライン」(令和3年11月)、ユニバーサルデザインタクシーについては「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」(令和6年4月)、ノンステップバスについては「標準仕様ノンステップバス認定要領」(平成27年7

月)、航空旅客ターミナルについては「空港旅客ターミナルビル等のバリアフリーに関するガイドライン」(平成30年10月)によって更なるバリアフリー化の推進を図っている。

(ウ) 公共交通機関のバリアフリー化に対する支援

高齢者の移動等円滑化を図るため、駅・空港等の旅客施設におけるエレベーター設置等の高齢者の利用に配慮した施設の整備、ノンステップバス等の車両の導入等を推進しており、公共交通事業者等から提出された令和5年度の「移動等円滑化取組報告書」又は「移動等円滑化実績等報告書」(令和6年3月31日現在)をとりまとめた(表2-2-7)。

このための推進方策として、鉄道駅等の旅客施設のバリアフリー化、ノンステップバス、ユニバーサルデザインタクシーを含む福祉タクシーの導入等に対する支援措置を実施している。

表2-2-7 高齢者等のための公共交通機関施設整備等の状況

(1) 旅客施設におけるバリアフリー化の状況（令和5年度末）

	総施設数	段差の解消	視覚障害者誘導用ブロック	案内設備	トイレの総施設数	障害者用トイレ
鉄軌道駅	3,546	3,331 (93.9%)	1,607 (45.3%)	2,735 (77.1%)	3,303	3,052 (92.4%)
バスターミナル	43	40 (93.0%)	37 (86.0%)	34 (79.1%)	36	26 (72.2%)
旅客船ターミナル	17	16 (94.1%)	14 (82.4%)	11 (64.7%)	17	16 (94.1%)
航空旅客ターミナル	43	43 (100.0%)	42 (97.7%)	41 (95.3%)	43	43 (100.0%)

	総番線数	設置番線数
全鉄軌道駅におけるホームドア又は可動式ホーム柵の設置	19,993	2,647
平均利用者数10万人/日以上の鉄軌道駅におけるホームドア又は可動式ホーム柵の設置	1,126	559

- (注1) バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づく公共交通移動等円滑化基準への適合をもって算定。
 (注2) 「総施設数」は、「鉄軌道駅」及び「バスターミナル」は平均利用者数が3,000人/日以上及び基本構想における重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者数が2,000人/日以上3,000人/日未満の施設を計上。「旅客船ターミナル」及び「航空旅客ターミナル」は平均利用者数が2,000人/日以上以上の施設を計上。
 (注3) 「トイレの総施設数」は、「鉄軌道駅」及び「バスターミナル」は平均利用者数が3,000人/日以上及び基本構想における重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者数が2,000人/日以上3,000人/日未満の施設のうち便所を設置している施設を計上。「旅客船ターミナル」及び「航空旅客ターミナル」は平均利用者数が2,000人/日以上以上の施設のうち便所を設置している施設を計上。

(2) 車両等のバリアフリー化の状況（令和5年度末）

	車両等の総数 (UD タクシーについては 都道府県数)	移動等円滑化基準に 適合している車両等の数 (UD タクシーについては都道府県数)
鉄軌道車両	51,868	31,047 (59.9%)
ノンステップバス (適用除外認定車両を除く)	44,336	31,269 (70.5%)
リフト付きバス等 (適用除外認定車両)	9,896	847 (8.6%)
空港アクセスバス	170	70 (41.2%)
貸切バス	-	1,229
福祉タクシー	-	52,553
UD タクシー	47	4 (8.5%)
旅客船	657	380 (57.8%)
航空機	607	607 (100.0%)

- (注4) 「移動等円滑化基準に適合している車両等」は、各車両等に関する公共交通移動等円滑化基準への適合をもって算定。
 (注5) 「空港アクセスバス」は、1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設（指定空港（27空港））へのバス路線運行系統の総数における、バリアフリー化した車両を含む運行系統数の数および割合。
 (注6) 「UD タクシー」は、各都道府県のタクシーの総車両数に対する UD タクシーの導入数が約25%以上である都道府県の数および割合。

資料：国土交通省「移動等円滑化取組報告書」又は「移動等円滑化実績等報告書」（令和6年）

(工) 歩行空間の形成

移動は就労、余暇等のあらゆる生活活動を支える要素であり、その障壁を取り除き、全ての人が安全に安心して暮らせるよう、信号機、歩道等の交通安全施設等の整備を推進した。

高齢歩行者等の安全な通行を確保するため、①幅の広い歩道等の整備、②歩道の段差・傾斜・勾配の改善、③無電柱化推進計画に基づく道路の無電柱化、④歩行者用案内標識の設置、⑤歩

行者等を優先する道路構造の整備、⑥自転車道等の設置による歩行者と自転車交通の分離、⑦法令改正等による生活道路における速度の抑制及び通過交通の抑制・排除並びに幹線道路における道路構造の工夫や、交通流の円滑化を図るための信号機、道路標識等の重点的整備、⑧バリアフリー対応型信号機（Bluetoothを活用し、スマートフォン等に対して歩行者用信号情報を送信するとともに、スマートフォン等の操作に

より青信号の延長を可能とする高度化 PICS を含む。)の整備、⑨歩車分離式信号の整備の推進、⑩見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備、⑪信号灯器のLED化等の対策を実施した。

(オ) 道路交通環境の整備

高齢者等が安心して自動車を運転し外出できるよう、生活道路における交通規制の見直し、付加車線の整備、道路照明の増設、道路標識・道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、「道の駅」における優先駐車スペース、高齢運転者等専用駐車区間の整備等の対策を実施した。

(カ) バリアフリーのためのソフト面の取組

国民一人一人がバリアフリーについての理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、自然に快くサポートできるよう、高齢者、障害者等の介助体験・擬似体験等を内容とする「バリアフリー教室」の開催や、目の不自由な方への声かけや列車内での利用者のマナー向上を図る「声かけ・サポート運動」といった啓発活動等、ソフト面での取組を推進している。また、高齢者や障害者等に対する交通事業者による統一された一定水準の接遇を確保するため、「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」(令和6年3月)及び「接遇研修モデルプログラム」(令和6年3月)を活用した研修実施の推進を図っている。

高齢者や障害者等も含め、誰もが自律的に安心して移動できる包摂社会の実現に向け、データ整備プラットフォームの試行開始のための実証を行ったほか、令和6年7月に歩行空間ネットワークデータ整備仕様を改定し、バリアフリー施設等データ整備仕様の策定に向けた検討も行った。また、施策普及のための広報の取組

の一環として、令和7年1月に第2回「歩行空間DX研究会シンポジウム」を開催した。

(キ) 訪日外国人旅行者の受入環境整備

訪日外国人旅行者の移動円滑化を図るため、旅客施設における段差の解消等の取組を支援した。

イ 建築物・公共施設等のバリアフリー化

バリアフリー法に基づく認定を受けた優良な建築物(認定特定建築物)等のうち一定のものの整備及び不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する既存建築物のバリアフリー改修工事に対して支援措置を講ずることにより、高齢者・障害者等が円滑に移動等できる建築物の整備を促進している。

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保等により、高齢者を始め全ての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進している。

社会資本整備総合交付金等の活用によって、誰もが安心して利用できる都市公園の整備を推進するとともに、バリアフリー法に基づく基準等により、公園施設のバリアフリー化を推進している。

また、訪日外国人旅行者が安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の来訪が多い又は来訪の増加が見込まれる市区町村において、観光スポット等における段差の解消等を支援した。

(8) 高齢期の特性に配慮した防災・防犯対策

① 防災施策の推進

病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設を保

全するため、土砂災害防止施設の整備を推進し、激甚な水害・土砂災害を受けた場合の再度災害防止対策を引き続き実施した。

病院等の医療施設における防災対策を推進するため、医療施設が水害に備えて実施する医療用設備の高層階移設や止水板の設置等の浸水対策に要する経費の補助を行った。また、震災に備えて建物の耐震整備に要する経費の補助や、非常用自家発電装置、給水設備の整備に要する経費の補助を行ったほか、水害や震災により被災した医療施設の復旧事業に要する経費の補助を行った。さらに、災害時等においても、在宅療養患者に対し、在宅医療の診療体制を維持し継続的に医療提供することが求められるため、在宅医療提供機関におけるBCP（業務継続計画）策定支援研修を実施した。

水害や土砂災害に対して、高齢者等要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、「水防法」（昭和24年法律第193号）及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を義務付けており、避難確保計画の早期作成や訓練の実施促進を図った。また、令和3年5月の「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号）により改正された「水防法」及び土砂災害防止法により、市町村から要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して助言・勧告を行うことができる制度が創設されたことを受け、市町村が施設の所有者又は管理者に適切に助言・勧告を行うことができるよう全国の市町村職員等を対象とした研

修を実施するとともに、施設職員向けの動画やリーフレットを活用した制度の周知を行った。さらに、土砂災害特別警戒区域における要配慮者利用施設の開発の許可制等を通じて高齢者等の安全が確保されるよう、土砂災害防止法に基づき基礎調査や区域指定の促進を図った。

住宅火災で亡くなる高齢者等の低減を図るため、春・秋の全国火災予防運動において、高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策を図るとともに、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレーカーの普及促進等総合的な住宅防火対策を推進した。加えて、「老人の日・敬老の日に『火の用心』の贈り物」をキャッチフレーズとする「住宅防火・防災キャンペーン」を実施し、高齢者等に対して住宅用火災警報器等の普及促進を図った。

災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合又は事故発生時に高齢者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、都道府県警察等の協力を得つつ、高齢期の特性にも配慮した多様な情報伝達手段の確保のための体制や環境の整備を促進した。また、災害情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）との連携を含め、防災行政無線による放送（音声）や緊急速報メールによる文字情報等の種々の方法を組み合わせ、災害情報伝達手段の多重化を推進した。

加えて、令和6年度において、各市町村における避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成状況等について調査結果を公表した。災害時に自ら避難することが困難な高齢者などの避難行動要支援者への避難支援等については、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）を踏まえ、市町村の

取組が促進されるよう、適切に助言を行った。

被災者のニーズに応じて、車椅子利用者も利用できる応急仮設住宅の確保が適切に図られるよう、「災害救助法」（昭和22年法律第118号）に基づく救助の実施主体に取組を促した。また、災害時の避難生活における高齢者等要配慮者の生活環境を確保するため、自治体に対し、トイレや食料、パーティション、簡易ベッド、入浴設備等の確保を促すとともに、福祉避難所の確保や一般避難所における要配慮者スペースの設置について、避難生活に関する取組指針やガイドライン等を通じて周知を行った。

東日本大震災の対応については、復興の加速化を図るため、被災した高齢者施設等の復旧に係る施設整備について、関係地方公共団体との調整を行った。また、地域医療介護総合確保基金等を活用し、日常生活圏域で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、都道府県計画等に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行った。

あわせて、介護保険制度において、被災者を経済的に支援する観点から、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域等（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。）、上位所得層を除く平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）、平成28年度に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部及び浪江町の一部）、平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域等（富岡町の一部）、

令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（大熊町の一部、双葉町の一部及び富岡町の一部）令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）、令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（富岡町の一部及び飯館村の一部）及び令和6年度に指定が解除された旧帰還困難区域（飯館村の一部及び葛尾村の一部）の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の減免を行った保険者に対する財政支援を1年間継続した。

なお、当該財政支援については、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、「避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う」こととされたところ、関係自治体の意見を踏まえ、

- ・避難指示解除から10年程度で特例措置を終了すること
- ・避難指示解除の時期にきめ細かく配慮し、対象地域を分けて施行時期をずらすこと
- ・急激な負担増とならないよう、複数年かけて段階的に見直すこと

といった方針に基づき、令和5年度以降順次見直しを行っている。

また、避難指示区域等の解除に伴い、福祉・介護サービスの提供体制を整えるため、介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸付け、相双地域から福島県内外の介護福祉士養成施設等に入学する者への支援、全国の介護施設等からの応援職員の確保に対する支援や、介護施設等の運営に対する支援等を行った。

② 犯罪、悪質商法、人権侵害等からの保護

ア 犯罪からの保護

高齢者が犯罪や事故に遭わないよう、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、高齢者が被害に遭いやすい犯罪の手口の周知及び被害防止対策についての啓発を行うとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行った。また、認知症等によって行方不明になる高齢者を発見、保護するための仕組み作りを関係機関等と協力して推進した。

高齢者を中心に大きな被害が生じている特殊詐欺及び SNS 型投資・ロマンス詐欺については、犯罪対策閣僚会議において令和元年6月に策定された「オレオレ詐欺等対策プラン」及び令和5年3月に策定された「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」を発展的に解消させ、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺及びフィッシングを対象に、政府が総力を挙げて取り組む施策をまとめた「国民を詐欺から守るための総合対策」が、令和6年6月の犯罪対策閣僚会議において策定され、同総合対策に基づき、全府省庁において各種対策を強力に推進することとしている。国際電話番号を悪用した特殊詐欺の増加に伴う国際電話番号からの発着信を無償で休止できる取組の周知、コンビニエンスストアの店舗ごとに指定した担当警察官による店舗への立ち寄りや防犯訓練等を通じた、店舗と連携した詐欺が疑われる客への声掛けの促進等の被害防止対策を推進した。また、SNS型投資・ロマンス詐欺において、SNSやマッチングアプリが数多く利用されている実態に鑑み、事業者による各種サービスの利用者に対する個別の注意喚起の実施等について、SNS事業者及びマッチングアプリ事業者に対して働きかけた。

さらに、特殊詐欺に悪用される電話への対策等の犯行ツール対策や匿名・流動型犯罪グループに対する効果的な取締り等を推進した。また、悪質商法の中には高齢者を狙った事件も発生したことから、悪質商法の取締りを推進するとともに、金融機関を始めとする関係機関への情報提供等の被害拡大防止対策、悪質商法等からの被害防止に関する広報啓発活動及び悪質商法等に関する相談窓口の周知を行った。

さらに、特殊詐欺、利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯の犯行グループは、被害者や被害者になり得る者等が登載された名簿を利用しており、当該名簿登載者の多くは高齢者であって、今後更なる被害に遭う可能性が高いと考えられるため、捜査の過程で警察が押収したこれらの名簿をデータ化し、都道府県警察が委託したコールセンターの職員がこれを基に電話による注意喚起を行う等の被害防止対策を実施したほか、いわゆる「闇バイト」による強盗等の被害を防止するため、これらの名簿に登録されている者等に対して、警察庁が委託したコールセンターの職員が電話により注意喚起するなどの対策を行った。

加えて、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していく状況を踏まえ、市民を含めた後見人等の確保や市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築・強化を図る必要があることから、地域住民で成年後見に携わろうとする者に対する養成研修や後見人の適正な活動が行われるよう支援した。

高齢者による犯罪の防止について、万引きの検挙人員全体に占める65歳以上の者の割合が高い水準にあることを踏まえ、地域における各種会合等の機会を活用し、犯罪の防止に係る啓発を図った。

被疑者・被告人のうち、高齢等により、自立

した生活を営む上で、公共の福祉に関する機関その他の機関による福祉サービスを受けることが必要な者に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等との多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける取組について、本人の意思やニーズを踏まえつつ、各地域の実情に応じて、地方公共団体とも協働するなどしながら、着実に実施した。

受刑者等のうち、社会福祉士等によるアセスメントを適切に実施した上で、福祉的支援の必要が認められる者に対し、福祉的支援についての動機付けを含む円滑な社会復帰に向けた指導等を行ったほか、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下等の状況を踏まえた指導等を行った。加えて、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者等が、矯正施設出所後に必要な福祉サービス等を円滑に利用できるようにするため、関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の福祉的支援につなげる特別調整の取組を推進した。

さらに、犯罪をした高齢者等の更生保護施設における受入れやその特性に配慮しつつ社会生活に適應するための指導を行う特別処遇等の取組を推進した。

このほか、令和5年5月から「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を開催し、保護司の待遇や活動環境、保護司の安全確保等について検討がなされた結果を取りまとめた報告書が、令和6年10月3日に提出された。

また、保護司の適任者確保や保護司活動に対する理解促進のため、実際に保護司活動を体験する保護司活動インターンシップを実施するとともに、地域の関係機関・団体、民間企業等に対し保護司活動等について紹介する保護司セミナーを実施した。

イ 人権侵害からの保護

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、前年度の養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待の状況について、必要な調査等を実施し、各都道府県・市町村における虐待の実態・対応状況の把握に努めるとともに、市町村等に高齢者虐待に関する通報や届出があった場合には、関係機関と連携して速やかに高齢者の安全確認や虐待防止、保護を行う等、高齢者虐待への早期対応が推進されるよう必要な支援を行った。

法務局において、高齢者の人権問題に関する相談に応じるとともに、法務局に来庁することができない高齢者等について、老人福祉施設等に特設の人権相談所を開設したほか、電話、手紙、インターネット等を通じて引き続き相談を受け付けた。人権相談等を通じて、家庭や高齢者施設等における虐待等、高齢者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、その結果を踏まえ、事案に応じた適切な措置を講じる等して、被害の救済及び人権尊重思想の普及高揚に努めた。また、高齢者の人権問題に関する各種啓発活動を行った。

ウ 司法ソーシャルワークの実施

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）では、法的問題を抱えていることに気付いていない、意思の疎通が困難であるなどの理由で自ら法的支援を求めることが難しい高齢者・障害者等に対して、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等と連携を図りつつ、当該高齢者・障害者等に積極的に働きかける（アウトリーチ）などして、法的問題を

含めた諸問題を総合的に解決することを目指す「司法ソーシャルワーク」を推進している。

このため、弁護士会・司法書士会と協議をして出張法律相談等のアウトリーチ活動を担う弁護士・司法書士を確保するなど、「司法ソーシャルワーク」の実施に必要な体制の整備を進めるとともに、地域包括支援センターや福祉事務所等の福祉機関職員を対象に業務説明会や意見交換会を実施するなどして、福祉機関との連携強化を図った。

(9) 成年後見制度の利用促進

認知症高齢者等の財産管理や契約に関し本人を支援する成年後見制度（表2-2-8）について周知を図った。

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支える重要な手段である。成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進するため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）に基づき策定した「第二期成年

後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月25日閣議決定）を踏まえ、成年後見制度等の見直しに向けた検討、総合的な権利擁護支援策の充実、成年後見制度の運用改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに取り組んだ。

5 研究開発・国際展開等

(1) 高齢社会に資する研究開発等の推進

① 高齢者等のサポートに係る技術の開発や社会実装等の推進

ア 先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化

公的保険外の予防・健康管理サービス等の振興及び社会実装に向け、需要・供給の両面から検討し、取組を進めた。具体的には、企業・健康保険組合等による健康経営の推進やヘルスケア分野におけるPFS/SIBの活用促進等、需要面の支援を行った。供給面では、個人の健康・医療データ等（パーソナル・ヘルス・レコード（以下「PHR」という。））を活用したサービスの普及・促進に向けた環境整備や、介護保険外

表2-2-8 成年後見制度の概要

○ 制度の趣旨

本人の意思や自己決定の尊重、ノーマライゼーション等の理念と本人の保護の理念との調和を図りつつ、認知症等の精神上の障害により判断能力が不十分な方々の権利を擁護する。

○ 概要

法定後見制度と任意後見制度の2つがある。法定後見制度については、各人の多様な判断能力の程度に応じた制度とするため、補助・保佐・後見の三類型に分かれている。

(1) 法定後見制度（「民法」（明治29年法律第89号））

3類型	補助	保佐	後見
対象者	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方

(2) 任意後見制度（「任意後見契約に関する法律」（平成11年法律第150号））

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う。

(3) 成年後見登記制度（「後見登記等に関する法律」（平成11年法律第152号））

本人のプライバシー保護と取引の安全との調和を図る観点から、戸籍への記載に代わる公示方法として成年後見登記制度を設けている。

資料：法務省

サービス振興のため、介護保険外サービスに係る業界団体の設立支援や、地域と民間企業との連携の活性化を促した。加えて、ヘルスケアサービスの信頼性確保に向けて、業界自主ガイドラインの策定支援や、AMEDによる支援を通じた認知症等の疾患領域の学会を中心とした指針の整備などを推進した。また、ヘルスケア分野のベンチャー企業等のためのワンストップ相談窓口であるInnoHub（Healthcare Innovation Hub）を通じて、イノベーション創出に向けた事業化支援やネットワーク支援等を行ったほか、サービスの社会実装に向けたエビデンス・ビジネスモデル構築等の支援を担う「ヘルスケアスタートアップ社会実装推進拠点」を選定し、育成・支援施策を展開した。このような取組に加えて、健康立国に向けて、高齢者等の健康状態や生活環境等に起因・関連する課題の解決のために、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）で掲げたSociety 5.0の実現を目指した、最先端科学技術の活用、実装に取り組んだ。

高齢者事故対策や移動支援等の諸課題の解決に大きな期待がされている自動車の自動運転に関しては、高齢者事故対策を目的とした安全運転支援技術の普及啓発及び導入促進を実施したほか、自動運転移動サービスの全国各地の普及拡大に向け、サービスの導入を目指す地方自治体の取組に対して99件の支援を行うとともに、自動運転車に対する道路インフラからの適切な情報提供に関する実証実験に取り組んだ。

また、介護テクノロジーについては、開発・普及の加速化を図るため、①ニーズ側・シーズ側の一元的な相談窓口の設置、②開発実証のアドバイス等を行うリビングラボのネットワークの構築、③介護現場における大規模実証フィールドの整備により、介護ロボットの開発・実証・

普及広報のプラットフォームを構築したほか、都道府県におけるワンストップ型の総合相談センターを31都道府県に設置した。既存のICT等の導入費用に対する助成に加え、生産性向上の取組等による職場環境の改善を推進する観点から、協働化・大規模化への支援と併せて、介護テクノロジーの導入や定着に向けた補助等を実施した。そのほか、認知症になってからも自分らしく暮らし続けられるよう、認知症当事者の真のニーズをとらえた製品・サービス開発を行う「当事者参画型開発」の推進・普及を行った。

イ 医療・リハビリテーション・介護関連機器等に関する研究開発

高齢者等の自立や社会参加の促進及び介護者の負担の軽減を図るためには、高齢者等の特性を踏まえた福祉用具や医療機器等の研究開発を行う必要がある。

そのため、福祉用具及び医療機器については、福祉や医療に対するニーズの高い研究開発を効率的に実施するためのプロジェクトの推進、福祉用具・医療機器の民間やアカデミアによる開発の支援等を行っており、例えば、医療機器等研究成果展開事業を実施し、大学・企業・臨床の連携を通じ、医療現場のニーズに応じた本格的な医療機器開発への橋渡しを支援するとともに、若手・女性研究者等に対する人材育成を推進している。

ロボット技術や診断技術等を活用して、低侵襲の治療装置や早期に疾患を発見する診断装置等、日本発の、国際競争力の高い革新的医療機器・システムの開発・実用化を図った。また、関係各省や関連機関、企業、地域支援機関が連携し、開発初期段階から事業化に至るまで、切れ目なく支援する「医療機器開発支援ネットワーク」を通じて、異業種参入も念頭に、もの

づくり中小企業と医療機関等との医工連携により、医療現場が抱える課題を解決する医療機器の開発・実用化を支援した。また、「優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業」を通じて、医療機器創出に携わる企業等の人材の育成、リ・スキリングやスタートアップ企業の伴走支援等を行う医療機器産業振興拠点の充実・強化を図った。さらに、介護現場の課題を解決するロボット介護機器の開発を支援するとともに、施設等の課題に応じた介護 DX パッケージモデルの確立や導入効果をユーザーに提示して関心喚起を促すエビデンス構築等を行うための予算を措置した。こうした事業をAMEDを通じて実施した。

また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）では、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成20年法律第63号）に基づき、スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装することによって、我が国のイノベーション創出を促進する新SBIR制度の下、高齢者及び障害のある人の自立支援や介護者の負担軽減につながる福祉機器の開発に対する支援を行っている。

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（NIBN）では、患者の診療や検体情報をリアルタイムで収集、AI解析することで、患者を層別化し、創薬に有用なマーカーの特定や患者への情報還元が可能なプラットフォーム構築を開始した。

ウ 情報通信の活用等に関する研究開発

高齢者等が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、高齢者等向けの通信・放送サービスの充実に向けた、新たなICT機器・サービスの研究開発を行う者

に対する助成を行った。

エ 医療・介護・健康分野におけるICT利活用の推進

医師の偏在対策の有力な解決策と期待される遠隔医療の普及に向け、遠隔手術の実現に必要な通信環境やネットワークの条件等を検証した。

また、日々の活動から得られるPHRデータを医療現場での診療に活用することで、医療の高度化や診察内容の精緻化を図るため、各種PHRサービスから医師が求めるPHRデータを取得するために必要なデータ流通基盤を構築するための研究開発を開始した。

② 高齢期にかかりやすい疾病等及び健康増進に関する研究開発等

高齢者の健康保持等に向けた取組を一層推進するため、ロコモティブ・シンドローム（運動器症候群）、要介護状態になる要因の一つである認知症等に着目し、それらの予防、早期診断及び治療技術等の確立に向けた研究を推進した。また、高齢者が罹患しうる疾患を含めた難病の病因や病態を解明し、難病の患者を早期に正しく診断し、効果的な治療が行えるよう研究開発の推進を図った。

このほか、ヘルスケアサービスの信頼性確保に向けて、AMEDによる支援を通じた認知症やフレイル等の高齢者が罹患しうる疾患領域の学会を中心とした、予防・健康づくりの医学会指針の作成を行った。

③ 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析・データ等の利活用

ア 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析

高齢社会対策基本法に定められた基本的施策に沿ったテーマを中心に、高齢社会対策総合調査を行っており、令和6年度は、高齢者の経済生活について調査を実施した。

また、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する社会技術研究開発事業において、高齢者の社会的孤立・孤独の予防に向けて、高齢者向けの新たな居場所の立ち上げ、リアルとバーチャルなコミュニティ・ネットワーク形成、ボランティア活動を通じて社会参加を促すシステムの構築等の研究開発を実施した。

イ データ等利活用のための環境整備

急速な人口構造の変化等に伴う諸課題に対応するため、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、官民データの利活用を推進した。

(2) 健康・医療産業の国際展開及び国際社会への知見等の発信

① 健康・医療産業の国際展開

「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）及び「グローバルヘルス戦略」（令和4年5月24日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、アジア健康構想及びアフリカ健康構想の下、各国の自律的な産業振興と裾野の広い健康・医療分野への貢献を目指し、我が国の健康・医療関連産業の国際展開の推進に取り組んだ。特に、今後急激に高齢化するアジアにおける国々に対し、我が国の知見を共有しながら、現地のニーズに沿った形で我が国の国際的な健康・医療・介護の拠点及びサービスの更なる進

出を支援した。具体例として、令和6年11月にハノイとホーチミンで高齢化等をテーマにした官民イベントを開催し、高齢化対策等に資する日本企業の製品・サービスについて紹介した。

また、我が国は、G7、G20、アフリカ開発会議（TICAD）、世界保健機関（WHO）総会、WHO西太平洋地域委員会、国連総会等の国際的な議論の場において、全ての人が生涯を通じて必要な時に基礎的な保健サービスを負担可能な費用で受けられることを指すユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（以下「UHC」という。）の推進を積極的に主張してきた。UHCにおける基礎的な保健サービスには、母子保健、感染症対策、高齢者の地域包括ケアや介護等全てのサービスが含まれている。これまで開発途上国における高齢社会対策や社会保障制度整備において、専門家の派遣、研修、技術協力プロジェクト等の取組を通じ、日本の高齢社会対策等に関する経験・知見の共有を図ってきた。

さらに、介護ロボットやICT等のテクノロジーについて、海外での販売や規制の承認といった具体的な成果創出に向けて、実効性検証や現地ニーズに合わせた改良開発を支援し、各国の制度や背景を踏まえた知見を集約するとともに、認証取得のサポート等を行うことで、海外展開を促進し、世界市場の獲得を目指した。

福祉用具等の開発・普及を促進するためには、安全性を含めた品質の向上とともに公正なルール形成や市場基盤創造に資する観点から標準化が重要である。令和6年度においては、認知機能を支援する機器及び環境デザインのガイドラインに関する国際標準化活動を実施した。

② 国際社会への知見等の発信

各分野における閣僚級国際会議等の二国間・多国間の枠組み等を通じて、世界で最も高齢化

が進んでいる日本の経験や知見及び課題を発信するとともに、高齢社会に伴う課題の解決に向けて諸外国と政策対話や取組を進めた。具体例として、アジア健康構想においては、令和6年12月に第2回日越ヘルスケア合同委員会を開催し、日本国政府とベトナム社会主義共和国保健省との間で高齢化及び栄養関連の課題における日越協力のためのロードマップの素案について議論を行い、今後両分野における二国間取組を進展させていくことを確認した。

東京において国会議員会議「国際人口開発会議（ICPD）30：誰一人取り残さない高齢化社会の実現に向けて」が令和6年4月に開催され、各国人口開発議連代表議員、政府関係者、国際機関等代表、市民社会団体代表、民間企業代表が参加し、我が国の高齢化や健康寿命の延伸、乳幼児期から老年期までのライフサイクルの各時期における健康を重視し、誰一人取り残さないUHCを取り入れた我が国ならではの経験、日本が自らの知見や経験を、国連総会を始めとした国際的な議論の場で発信するだけでなく、途上国における高齢化対策、社会保障制度整備、専門家派遣や研修等の支援を通じて共有してきたことを紹介した。

令和6年4月にニューヨークで開催された第57回人口開発委員会のサイドイベント「人口の強靱性とケア経済」において、日本の高齢化の進展と介護の担い手の変化、少子化対応、技

術の進展とフレックスタイム、テレワーク等の進展について説明した。

令和6年5月には日本がバングラデシュ人民共和国、ブルガリア共和国及び国連人口基金（UNFPA）と共催した、ICPD30周年グローバル・ダイアログ「人口動態の多様性と持続可能な開発」（於：ダッカ）では、「世代間のウェルビーイングと健康的な高齢化」セッションにおいて、エイジズムやそれがもたらす問題、また世代間におけるデジタル格差など、様々な世代間の課題について発表した。

令和6年11月には、北京で開催された「ASEAN プラス3（日中韓）高齢化対策国際フォーラム」にて、高齢化対応として日本の制度や取組を紹介し、ASEAN各国における高齢化対策について議論した。また、日本国、中華人民共和国、大韓民国の保健担当大臣が保健医療分野における三国の共通課題の協力について討議する場である「日中韓三国保健大臣会合」においては、令和6年12月に東京で開催された第17回会合で、健康な高齢化の推進等に関して意見交換や協力強化に係る議論を行った。加えて、令和6年10月に「地域包括ケア（医療・介護の連携と高齢者の健康づくり）」などをテーマとする日中韓少子高齢化セミナーを開催した。

また、新たな科学的知見の基盤・拠点となる国立健康危機管理研究機構（JIHS）の令和7年4月設立に向け、準備を進めた。

第3節 〈特集②〉新たな高齢社会対策大綱の策定について

高齢社会対策大綱（以下本節において「大綱」という。）は、高齢社会対策基本法（以下本節において「基本法」という。）第6条に基づき政府が策定する、政府の高齢社会対策の基本的かつ総合的な指針である。近年の様々な経済社会情勢の変化等を踏まえ、新たな大綱が令和6年9月13日に閣議決定された。本節では、大綱策定に至るまでの経緯、大綱に盛り込まれた主な施策の内容等について紹介する。

1 課題認識^(注2)

我が国の高齢化率が上昇の一途をたどる中、近年、経済社会における様々な変化が急速に進んでいる。高齢化率が上昇する一方で、生産年齢人口は減少を続けており、令和22年までに約1,200万人の減少が見込まれるなど、様々な分野において担い手の不足や高齢化が懸念されている。

一方、平均寿命の延伸や高齢期における体力的な若返りが指摘される中、65歳以上の就業者数・就業率、社会活動への参加割合は上昇傾向にある。

健康・福祉分野に目を向けると、要介護者等の増加に伴い、介護職員必要数の増加が見込まれているほか、介護離職者や認知症の高齢者等の増加による影響等も懸念されている。

生活環境の分野では、更なる高齢化、未婚化、単身世帯化の進行を背景に、令和22年には一人暮らしの高齢者が約1,041万人にまで達する見込みであること、また、高齢者の入居に対し、賃貸人（大家等）の約7割が拒否感を有していること、交通事故死者数や特殊詐欺被害者に占める65歳以上の割合が高いこと等が懸念され

ている。

(注2) 第1回高齢社会対策大綱の策定のための検討会（令和6年2月15日開催）資料5を基に記載しており、必ずしも本書刊行時点での最新の数値とは一致しない。

2 新たな大綱策定に向けた検討

こうした状況変化に伴う社会課題に適切に対処し、持続可能な経済社会を構築していく観点から、令和6年2月13日の高齢社会対策会議において、同年夏頃を目途に新たな大綱の案の作成を行うことを決定した。

これを踏まえ、新たな大綱の案の作成に資するため、内閣府特命担当大臣決定により、有識者を構成員とする「高齢社会対策大綱の策定のための検討会」（座長：柳川範之東京大学大学院経済学研究科教授）（以下本節において「検討会」という。）を開催することとした（図2-3-1）。

検討会においては、

- ・加齢とともに、同じ年齢層の中でも身体機能や認知機能の程度にはグラデーションがあることから、個々人の実態を踏まえてきめ細かな施策を行うことが必要であること
- ・年を重ねて心身に余裕がなくなっても、モザイク就労^(注3)などで活躍し続けられることが重要であること
- ・加齢に伴い認知機能が低下しても、高齢者が自立して金融・経済活動を続けられるとともに、地域包括ケア等必要な支援につなげられるよう、金融・福祉等が連携し、社会で支援する体制の検討が必要であること
- ・地域における居住支援の体制について、住

図2-3-1 高齢社会対策大綱の策定のための検討会（概要）

新たな高齢社会対策大綱の策定について

背景

- 高齢社会対策基本法に基づき、政府は、基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めることとされている。現行の高齢社会対策大綱（平成30年2月16日閣議決定）においては、「経済社会情勢の変化等を踏まえておおむね5年を目途に必要なと認めるときに、見直しを行うもの」とされている。
- 少子高齢化の更なる進行、健康寿命や平均寿命の延伸、高齢者の単身世帯の増加といった様々な変化に伴う社会課題に適切に対処し、持続可能な経済社会を構築するための変革を進めていく必要があることから、令和6年2月13日の高齢社会対策会議において、新たな大綱の案の作成を行うこと等を決定。
- これを踏まえ、新たな大綱の案の作成に資するため、有識者により構成される「高齢社会対策大綱の策定のための検討会」を開催し、今後の高齢社会対策の推進に当たっての基本姿勢や、重点的に取り組むべき施策等について議論。

高齢社会対策大綱の策定のための検討会

<検討事項>

- (1) 現行の高齢社会対策大綱に基づく施策の進捗状況の把握
- (2) 今後の高齢社会対策の推進に当たっての基本姿勢
- (3) 高齢化の現状を踏まえた重点的に取り組むべき施策
- (4) その他高齢社会対策大綱の作成に資するために必要な事項

<開催実績>

令和6年

- 2月15日 第1回
高齢社会をめぐる現下の情勢について 等
- 3月21日 第2回
高齢者の活躍について①（就業・所得、社会参加等）
- 4月3日 第3回
高齢者の活躍について②（就業・所得、学習・社会参加）、健康・福祉について
- 4月15日 第4回
高齢社会における安全・安心な生活環境の整備について
- 5月20日 第5回
高齢社会における生活環境、研究開発、国際貢献等について
- 6月5日 第6回
地域における高齢者の移動ニーズへの対応について
これまでの議論を踏まえた意見の整理について
- 7月17日 第7回
報告書案案について
- 8月5日 第8回
報告書（案）について ※取りまとめ

<構成員（五十音順）> ※◎は座長

		<敬称略>
飯島 勝矢	東京大学高齢社会総合研究機構 機構長 未来ビジョン研究センター教授	
猪熊 律子	読売新聞東京本社編集委員	
大空 幸聖	特定非営利活動法人あなたのいばしょ理事長	
大月 敏雄	東京大学大学院工学系研究科教授	
権丈 善一	慶應義塾大学商学部教授	
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授	
澤岡 詩野	東海大学健康学部健康マネジメント学科准教授	
楢山 敦	一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科教授 東京大学先端科学技術研究センター特任教授	
藤波 美帆	千葉経済大学経済学部准教授	
藤森 克彦	日本福祉大学教授 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社主席研究員	
御手洗 瑞子	株式会社気仙沼ニッティング代表取締役	
◎柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授	
若宮 正子	一般社団法人メロウ倶楽部理事	

宅だけでなく、医療や福祉、相続等の別の分野の相談にも必要に応じてつなげるようにしておくことが重要であること

- ・加齢に伴い、誰もが難聴となり得る中、難聴が離職のきっかけや認知症のリスク要因となっていることを踏まえ、地域や職場における理解の促進等の対策を進めていくことが重要であること

等、様々な意見が挙げられた。こうした観点も踏まえ、令和6年8月に取りまとめられた「高齢社会対策大綱の策定のための検討会報告書」（以下本節において「報告書」という。）におい

ては、政府が高齢社会対策を推進するにあたっての基本的考え方として、①年齢に関わりなく、希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築、②高齢期の一人暮らしの人の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築、③加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築、の3点が掲げられた。

（注3） 地域の様々な活動について、1人分の業務や作業等を分解し、個々人の知識・経験、関心、都合（時間・場所等）等に応じて、複数の人で柔軟に分担すること。

3 大綱の概要

報告書で示された基本的考え方や施策の方向性を踏まえ、政府は新たな大綱を令和6年9月13日に閣議決定した。以下、大綱に盛り込まれた主な施策等を紹介する。

(1) 年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築

年齢に関わらない活動機会の拡大という観点では、自己啓発を実施した労働者の割合が20代以上において年齢層が高くなるほど低くなっていることや、高齢期の就業意欲も高い状況にあること、地域における社会参加活動を進めるために必要なこととして簡単に社会参加活動に参加できる仕組みや実施されている社会参加活動内容の周知・広報、社会参加活動を行うことのできる場の提供を挙げる人が多いこと等を踏まえ、高齢期を見据えたスキルアップやリ・スキリングの推進、企業等における経験やスキルに基づく配置、成果に基づく評価・処遇等に関する専門家の助言など雇用の質の向上のための環境整備、ハローワークのマッチング強化等の多様な就業機会の提供、地域社会の担い手確保に向けたプラットフォームの構築等の施策を盛り込んだほか、働き方に中立的な年金制度の構築を目指して、更なる被用者保険の適用拡大等に向けた検討を進めることとした。

また、高齢社会に関するあらゆる世代の理解の促進という観点では、年齢層が高いほどインターネット利用率が低いこと、年齢層が低いほど社会保障制度への関心が低いこと、年齢層が高いほど金融教育を受けた経験があると回答した人が少ないこと等を踏まえ、幅広い世代における加齢に関する理解の促進、高齢期のデジタル・デバイドの解消、早い段階からの社会保障

教育やライフステージに応じた金融経済教育の推進等の施策を盛り込んだ。

(2) 一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築

一人暮らしの高齢者の増加等に対応できる環境の整備という観点からは、医療・介護の複合ニーズが高まる85歳以上人口が増加を続け令和42年には1,170万人まで達する見込みであること、65歳以上の要介護者数の増加に伴い、更なる介護職員の確保が必要と見込まれていること、介護離職等により約9.2兆円もの経済損失が生じているとの試算があること等を踏まえ、まず、地域包括ケアシステムの構築の一層の推進を図ることとした。この点に関連し、大綱策定後、第217回通常国会において、地域医療構想について、令和22年頃を見据えた医療提供体制の確保のため、入院医療だけではなく、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図る新たな地域医療構想とすること等を内容とする、「医療法等の一部を改正する法律案」が提出されている。その他、介護人材の確保の推進、介護現場の生産性向上、仕事と介護を両立できる雇用環境の整備等の推進、身寄りのない高齢者等の支援の充実等の施策も盛り込んだ。身寄りのない高齢者等への必要な支援の在り方については、現在、厚生労働省が開催する地域共生社会の在り方検討会議等において検討が進められている。

現役世代（若年・中高年層）も含め、単身高齢者等が孤独・孤立の状態となることの予防に資する取組については、孤独・孤立対策を担当する内閣府特命担当大臣の下に「安心・つながりプロジェクトチーム」を開催し、検討が進め

られている。

また、高齢者の入居について賃貸人の約7割が拒否感を有していること、空き家数がこの20年間で約1.8倍の385万戸に増加していること、老後の生活の不安として移動が困難になることを挙げる人の割合が人口規模の小さい市町村ほど高くなっていること等を踏まえ、住宅・福祉等の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備等を通じた居住支援の充実、空き家の有効活用等の空き家対策の推進、地域公共交通の「リ・デザイン」の加速化や自動運転技術の社会実装に向けた取組の推進等による地域における移動手手段の確保等の施策を盛り込んだ。

(3) 加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築

身体機能・認知機能の変化に配慮した環境の整備という観点からは、まず、令和22年には65歳以上の認知症の人の数が584.2万人にまで達する見込みであること等を踏まえ、認知症基本法に基づき、認知症基本計画を策定し、認知症の理解増進や早期発見・対応のための関係機関の連携強化等の施策の総合的かつ計画的な

推進を図ることとしたほか、個人情報をもろくに共有しうる枠組み（消費者安全確保地域協議会等）への金融機関の参加の促進による必要な支援につなぐ取組の推進等、金融経済活動における認知機能の低下した人への支援強化等の施策を盛り込んだ。なお、認知症基本計画については、大綱策定後、令和6年12月3日に閣議決定された。

また、加齢に伴う難聴等感覚器機能の低下については、早期スクリーニングや定期ケアの重要性について、普及啓発を図ることとした。その他、認知機能の変化に応じた交通安全対策の推進や高齢期の特性に配慮した防災・防犯対策の推進等の施策を盛り込んだ。

(4) 数値目標及び参照指標

(1)～(3)で挙げた施策を含め、大綱に盛り込まれた内容の計画的かつ効果的な推進等の観点から、大綱では、施策の進捗状況や施策に関連する社会状況等の把握等のため、数値目標及び参照指標を設定している。また、施策の進捗状況の検証・評価を踏まえ、必要な改善を行うための仕組みの構築を図ることとしている。

図2-3-2 高齢社会対策大綱（令和6年9月13日閣議決定）（概要）

【概要】高齢社会対策大綱（令和6年9月13日閣議決定）

目的及び基本的考え方

1. 大綱策定の目的

- 「高齢社会対策」は、高齢者を支えるための取組だけでなく、**高齢者の割合が大きくなる中で持続可能な社会を築いていくための取組**。
- 我が国は世界を見ないほどのスピードで高齢化が進み、今後更に進展(高齢化率：29.1%(2023年)⇒38.7%(2070年))。人口構成や社会構造の変化に伴い、経済社会の担い手の不足(生産年齢人口は2040年までに約1,200万人減少)、経済規模の縮小のほか、一人暮らしの高齢者の増加等のライフスタイルの変化や認知機能が低下する人の増加等に伴う様々な影響や課題が懸念。
- 一方、我が国の平均寿命は世界で最も高い水準となり、高齢者の体力的な若返りも指摘。65歳以上の就業者は増加し続け、意欲も高い。
- 年齢によって分け隔てられることなく、若年世代から高齢世代までの全ての人が、それぞれの状況に応じて「支える側」にも「支えられる側」にもなれる社会を目指し、全世代の人々が「超高齢社会」を構成する一員として、希望が持てる未来を切り拓いていくことが必要。**

2. 基本的考え方

- (1) **年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築**
- (2) **一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築**
- (3) **加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築**

生涯を通じて活躍できる環境の整備

1. 年齢に関わらない活動機会の拡大

<背景>

- 自己啓発を実施した労働者の割合は、**20代以上では年齢層が高くなるほど低く、「60代以上」は約2割**。
- 現在収入のある仕事をしている60歳以上の人について、「働けるうちはいつまでも」との回答が約4割、「70歳くらいまで」又はそれ以上まで働きたいとの回答を合計すると約9割に上る。
- 行政が力を入れるべき生涯学習の取組について、**40代・50代では「インターネットを利用したオンライン学習の充実」が約5割、60代以上では「公民館等の開放などの学習のための施設の増加」が約4割**でそれぞれ最多。
- 地域における社会参加活動を進めるために有効だと思ふ施策について、**約4割が「簡単に社会参加活動に参加できる仕組み」、約3割が「実施されている社会参加活動内容の周知・広報」と回答。**

<大綱に盛り込む基本的施策>

- 高齢期を見据えたスキルアップやリ・スキリングの推進**（就業・所得）
- 企業等における**経験やスキルに基づく配置、成果に基づく評価・処遇**等に関する**専門家の助言等の雇用の質の向上のための環境整備**（就業・所得）
- 起業支援や高齢期のニーズに応じた**ハローワークのマッチング強化等の多様な就業等の機会の提供**（就業・所得）
- 多様な主体の連携により**地域社会の課題解決に取り組むためのプラットフォーム**の構築、地域の仕事や活動等を各人の都合に合わせて**モザイク型のジョブマッチング**を行う仕組みの構築による**地域社会の担い手確保**（学習・社会参加）
- 老人福祉センター等の**地域の身近な場やオンライン**における**学習機会の充実**（学習・社会参加）等

2. 高齢社会に関するあらゆる世代の理解の促進

<背景>

- インターネット利用率は年齢層が高くなるほど低い。**(60代:90.2%、70代:67.0%、80歳以上:36.4%)**
- 20代の73.5%が、社会保障制度に「全く関心がない」「あまり関心はない」と回答**。また、学校等で**金融教育を受けた経験**がある人の割合は、**18～29歳では13.9%、60～79歳では5.4%**に留まる。

<大綱に盛り込む基本的施策>

- 幅広い世代における**加齢に関する理解**の促進（学習・社会参加）
- 携帯ショップや公民館等における講習会の実施等、**デジタル等のテクノロジーに関する学びの充実**による**高齢期のデジタル・デバイドの解消**（学習・社会参加）
- 早い段階からの**社会保障教育**・ライフステージに応じた**金融経済教育の推進**（学習・社会参加）等

一人暮らしの高齢者の増加等に対応できる環境の整備

<背景>

- 医療・介護の複合ニーズが高まる**85歳以上人口は増加**を続け、**2060年には約1,170万人**となる見込み。(2023年：約670万人)
- 2040年度までに更に57万人の介護職員の確保が必要**と見込まれる。
- 介護離職者数は年間約10万人で推移**。2030年の介護離職等による**経済損失額は約9.2兆円**。
- 65歳以上の一人暮らしの人の数は、2040年には2020年より370万人増加し、約1,041万人**となる見込み。
- 近年持家率は**20～50代で低下傾向**。高齢者の一人暮らしが増加する中、高齢期の住宅の確保に対するニーズは高まる。一方、**高齢者の入居については、賃貸人の約7割が拒否感。住み替えのピークは75～85歳**と遅く消極的な住み替えも。
- 使用目的のない**空き家は、この20年間で1.8倍の385万戸**に増加。
- 60代以上の老後生活の不安として「移動が困難」と回答の割合は、人口規模の少ない市町村ほど多く、人口5万人未満では7割弱**。

<大綱に盛り込む基本的施策>

- 在宅医療や在宅介護の質・量両面での充実を含めた**地域包括ケアシステムの構築**の一層の推進（健康・福祉）
- 処遇改善や介護の仕事の魅力向上等を通じた介護人材の確保**の推進（健康・福祉）
- 介護ロボットやICT機器等**テクノロジーを活用した介護現場の生産性向上**（健康・福祉）
- 仕事と介護を両立できる雇用環境の整備等の推進**（健康・福祉）
- 高齢者等終身サポート事業者の適正な事業運営の確保**や地域の社会資源を組み合わせた**包括的支援のコーディネート等の身寄りのない高齢者等の支援の充実**（健康・福祉）
- 住宅、福祉等の関係者が連携した**地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備**等を通じた**居住支援の充実**（生活環境）
- 空き家の有効活用等の**空き家対策の推進**（生活環境）
- 地域公共交通の「リ・デザイン」の加速化や自動運転技術の社会実装**に向けた取組の推進等による**地域における移動手段の確保**（生活環境）
- 高齢社会の課題解決に資するAI技術の研究開発の促進**（研究開発等）等

身体機能・認知機能の変化に配慮した環境の整備

<背景>

- 65歳以上の認知症及びMCI（軽度認知障害）の人の数は今後増加し、**2040年にはそれぞれ584.2万人（有病率14.9%）、612.8万人（有病率15.6%）**となる見込み。(2022年：認知症 443.2万人（有病率12.3%）、MCI 558.5万人（有病率15.5%）)
- 特殊詐欺の被害者の約8割が65歳以上**。
- 75歳以上の運転者による死亡事故件数は最近増加傾向**にあり、2023年は**384件の死亡事故**が発生。
- バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の進捗状況について、**「十分進んだ」又は「まあまあ進んだ」と回答した人は、60代・70代で3割程度にとどまっている**。
- 市町村における避難行動要支援者の**個別避難計画**について、**未着手が全体の約8%**であるなど地域差がある。

<大綱に盛り込む基本的施策>

- 認知症基本法に基づく、認知症の理解の増進や早期発見・対応のための関係機関間の連携強化等の施策の総合的かつ計画的な推進**（健康・福祉）
- 加齢による**難聴等の早期スクリーニング**や定期的ケア、**地域や職場の理解促進**、感覚を拡張・代替する**テクノロジーの活用**等による**身体機能・認知機能の状態に関わらず生活しやすい環境整備**（健康・福祉）
- 個人情報等を円滑に共有し得る仕組み**（消費者安全確保地域協議会等）への**金融機関の参加の促進**による必要な支援につなぐ取組の推進等、金融経済活動における**認知機能の低下した人への支援強化**（生活環境）
- 地域協議会の設置促進**や**消費生活相談のDX**等の相談体制の充実による**消費者被害の防止**（生活環境）
- 運転免許証の自主返納をしやすい環境整備**や**サポートカー限定免許の推奨**等の**認知機能の変化に応じた交通安全対策の推進**（生活環境）
- 情報アクセシビリティや建築物等の**バリアフリー化の推進**（生活環境）
- 高齢期の特性に配慮した防災・防犯対策**の推進（生活環境）等

今後の高齢社会対策の推進に当たって

- 関係行政機関間の緊密な連携・協力、施策相互間の十分な調整、各分野における数値目標及び参照指標の設定
- 施策の推進状況の検証・評価を踏まえ、必要な改善を行うための仕組みの構築
- 地域の企業・団体やNPO等の多様な主体との連携等により、地方公共団体における地域の特性を活かした施策の展開を後押し

第3章

令和7年度高齢社会対策

第1節 令和7年度の高齢社会対策の基本的な取組

1 高齢社会対策関係予算

高齢社会対策を、就業・所得分野、健康・福祉分野、学習・社会参加分野、生活環境分野、研究開発・国際展開等分野にわたり着実に実施する。

一般会計予算における令和7年度の高齢社会対策の関係予算は、24兆9,285億円であり、各分野別では、就業・所得分野14兆1,589億円、健康・福祉分野10兆7,285億円、学習・社会参加分野31億円、生活環境分野368億円、研究開発・国際展開等分野12億円となっている（巻末「高齢社会対策関係予算分野別総括表」参照）。

2 全世代型社会保障制度の構築に向けて

全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向け、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」等に基づき、引き続き、政府として取組を着実に進めていく。

3 ユニバーサル社会の実現に向けて

「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」に基づき、令和6年度に政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表する。

第2節 分野別の高齢社会対策

1 就業・所得

(1) 年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備

① 高齢期を見据えたスキルアップやリ・スキリングの推進

職業訓練の実施や職業能力の「見える化」を推進するとともに、職業人生を通じたキャリア形成や学び・学び直しの支援に向けて、労働者のキャリアプラン再設計や企業内の取組の支援を行うキャリア形成・リスキリング推進事業において、労働者等及び企業に対しキャリアコンサルティングを中心とした総合的な支援を引き続き実施する。

また、在職中も含めた学びの促進のため、教育訓練給付制度の活用により、労働者個人の主体的な能力開発・キャリア形成を引き続き支援するとともに、令和6年5月に成立した改正雇用保険法において、令和7年10月より、雇用保険被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるために賃金の一定割合を支給する教育訓練休暇給付金を創設する。併せて、令和7年10月より、雇用保険被保険者以外の者を対象に教育訓練費用と生活費を融資対象とするリ・スキリング等教育訓練支援融資事業を創設する。

令和4年10月から施行された改正職業能力開発促進法により法定化された都道府県単位の協議会において、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定や実施、職業訓練効果の把握、検証等を引き続き実施する。

生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人選抜の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制

度の実施、長期履修学生制度の実施等を引き続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを一層促進する。また、大学等が、その学術研究・教育の成果を直接社会に開放し、履修証明プログラムや公開講座を実施する等高度な学習機会を提供することを促進する。

放送大学においては、テレビ・ラジオ放送やインターネット等の身近なメディアを効果的に活用して、幅広く大学教育の機会を国民に提供する。

さらに、高等教育段階の学習機会の多様な発展に寄与するため、短期大学卒業者、高等専門学校卒業者、専門学校等修了者で、大学における科目等履修生制度等を利用し一定の学習を修めた者については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構において審査の上、「学士」の学位授与を行う。

② 企業等における高齢期の就業の促進

A 知識、経験を活用した高齢期の雇用の確保

高年齢者雇用安定法では、事業主に対して、高年齢者雇用確保措置を講ずる義務及び高年齢者就業確保措置を講ずる努力義務を定めており、高年齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対しては、公共職業安定所による指導等を実施するほか、高年齢者就業確保措置については、適切な措置の実施に向けた事業主への周知啓発を実施する。

また、令和3年4月から高年齢者就業確保措置が努力義務とされたことを踏まえ、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の70歳雇用推進プランナー等により、高年齢者就業確保措置に関する技術的事項についての相談・助言を行う。

労働施策総合推進法第9条に基づき、労働者の一人一人により均等な働く機会が与えられるよう、引き続き、労働者の募集・採用における年齢制限禁止の義務化の徹底を図るべく、指導等を行う。また、企業における高年齢者の雇用を推進するため、65歳以上の年齢への定年延長や66歳以上の年齢への継続雇用制度の導入又は他社による継続雇用制度の導入を行う事業主、高年齢者の雇用管理制度の見直し又は導入等や高年齢の有期雇用労働者を無期雇用労働者に転換する事業主に対する支援を実施する。また、継続雇用延長・定年引上げに係る具体的な制度改善提案を実施し、企業への働きかけを行う。加えて、日本政策金融公庫（中小企業事業）の融資制度（地域活性化・雇用促進資金）において、エイジフリーな勤労環境の整備を促進するため、高齢者（60歳以上）等の雇用等を行う事業者に対しては、当該制度の利用に必要な雇用創出効果の要件を緩和（2名以上の雇用創出から1名以上の雇用創出に緩和）する措置を継続する。

地域における高齢者の就業促進に当たり、地方公共団体の意向を踏まえつつ、都道府県労働局と地方公共団体が一体となって地域の雇用対策に取り組むための雇用対策協定の活用を図る。

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場づくりや労働災害の防止のため、エイジフレンドリーガイドラインの周知を行う。また、高年齢労働者の安全・健康確保の取組を行う中小企業等に対し、エイジフレンドリー補助金による支援を行うとともに、労働災害防止団体による個別事業場支援の利用勧奨を行うことで、高年齢労働者の安全衛生対策を推進する。また、高年齢労働者の特性に応じた作業環境の改善等の措置を事業者の努力義務とし、事業場が実施すべ

き事項について、国が指針を定めること等を内容とする「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案」を令和7年3月に国会に提出した。

公務部門における高齢者雇用において、国家公務員については、定年を段階的に引き上げて65歳とすることとされたところであり、シニア職員の具体的な職務付与等について、引き続き、「国家公務員の定年引上げに向けた取組指針」を踏まえた取組を進める。また、定年引上げに伴う経過措置として暫定再任用制度を適切に運用することにより、65歳までの雇用確保に引き続き努める。

地方公務員についても、国家公務員と同様に、定年を段階的に引き上げて65歳とすることとされたところであり、高齢期職員の具体的な職務付与、モチベーション維持のための取組、周囲の職員も含めた職場環境の整備等について、定年引上げの適切かつ円滑な運用に向けて、引き続き必要な助言等を行う。

イ ゆとりある職業生活の実現等

労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るため、引き続き、労働時間等設定改善指針の周知・啓発や、企業における働き方・休み方の改善に向けた検討を行う際に活用できる「働き方・休み方改善ポータルサイト」による情報発信などにより労使の自主的な取組を支援するほか、年次有給休暇の取得促進や、勤務間インターバル制度の導入促進等を行う。

③ 高齢期のニーズに応じた多様な就業等の機会の提供

ア 多様な形態による就業機会・勤務形態の確保

(ア) 多様な働き方を選択できる環境の整備

働く意欲がある高齢者へ多様な働き方を提供するために、70歳までの就業確保を事業主の努力義務とする改正高齢者雇用安定法が令和3年4月に施行された。従来の定年引上げや継続雇用制度の導入等に加えて、雇用以外で働く機会を提供する創業支援等措置を導入することで働き方の選択肢を増やし、今後も高齢者の就業促進をより一層図っていく。

地域における高齢者の多様な雇用・就業機会の創出を図るため、地方公共団体を中心とした協議会が行う高齢者の就労支援の取組と地域福祉・地方創生等の取組を一体的に実施する生涯現役地域づくり環境整備事業を実施し、先駆的なモデル地域の取組の普及を図る。

シルバー人材センター事業について、人手不足の悩みを抱える企業を一層強力に支えるため、シルバー人材センターによるサービス業等の人手不足分野や現役世代を支える分野での就業機会の開拓・マッチング等を推進するとともに、特に、介護分野の人材確保支援及び高齢者の一層の活躍を促進し高齢者の生きがいの充実、社会参加への促進等を図る。

労働者協同組合制度について、引き続き、セミナー等による制度の周知やモデル事業を通じた制度の活用促進に取り組むことで、高齢者がこれまでの豊富な経験を活かし、地域のニーズに応じた働く場を創出する取組の促進を図る。

さらに、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けて、引き続きパートタイム・有期雇用労働法違反が認められる企業に対しては是正指導を行い、法違反に当たらないものの、改善

に向けた取組が望まれる企業に対しては、具体的な助言を行いつつ、支援ツール等を活用し、企業の制度等の見直しを検討するように促し、同法の着実な履行確保を図る。引き続き、労働基準監督署と都道府県労働局が連携し、同一労働同一賃金の更なる遵守の徹底に取り組む。加えて、企業における非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するため、平成30年度より47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」において、労務管理等の専門家による無料の個別相談支援やセミナー等を引き続き実施する。あわせて、職務、勤務地、労働時間を限定した「多様な正社員」制度の導入・定着を図るため、引き続き、「多様な正社員」制度導入支援セミナーや「多様な働き方の実現応援サイト」での好事例の周知、企業への社会保険労務士などによる導入支援等を実施する。

そのほか、副業・兼業については、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等の周知を引き続き実施するとともに、公益財団法人産業雇用安定センターにおいて、「副業・兼業に関する情報提供モデル事業」を引き続き実施することにより、副業・兼業への取組の拡大を図る。

(イ) 情報通信を活用した遠隔型勤務形態の普及

テレワークが高齢者等の遠隔型勤務形態に資するものであることから、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を関係府省庁が連携して推進する。

具体的には、適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着促進を図るため、引き続き、テレワークに関する労務管理とICTの双方についてワンストップで相談できる窓口での相談対応や、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知、中小

企業事業主に対するテレワーク勤務制度導入への助成、情報セキュリティに関するガイドラインの周知を行うとともに、事業主等を対象としたセミナー等の開催、中小企業を支援する団体と連携した全国的なテレワーク導入支援制度の構築、テレワークに先進的に取り組む企業等に対する表彰の実施、「テレワーク月間」等の広報を実施する。

また、テレワークによる働き方の実態やテレワーク人口の定量的な把握を行う。

イ 高齢者等の再就職の支援・促進

「事業主都合の解雇」又は「継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準に該当しなかったこと」により離職する高齢者離職予定者の希望に応じて、その職務の経歴、職業能力等の再就職に資する事項や再就職援助措置を記載した求職活動支援書を作成・交付することが事業主に義務付けられており、求職活動支援書の交付を希望する高齢者離職予定者に対して必ず事業主が交付するよう公共職業安定所において指導・助言を行う。求職活動支援書の作成に当たって、ジョブ・カードを活用することが可能となっていることから、その積極的な活用を促す。

公共職業安定所において、特に65歳以上の高齢者求職者を対象に、本人の状況に即した職業相談や職業紹介、求人開拓等の支援を行う生涯現役支援窓口を設置するとともに、当該窓口において、高齢者求職者を対象とした職場見学、職場体験等を実施する。また、常用雇用への移行を目的として、職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を公共職業安定所等の紹介により一定期間試用雇用した事業主に対する助成措置(トライアル雇用助成金)や、高齢者等の就職困難者を公共職業安定所等の紹介により継続して雇用する労働者として

雇い入れる事業主に対する助成措置(特定求職者雇用開発助成金)を実施する。

さらに、再就職が困難である高齢者等の円滑な労働移動を実現するため、早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)により、離職を余儀なくされる高齢者等の再就職を民間の職業紹介事業者へ委託した事業主に対して助成措置を実施するほか、早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)により、高齢者等を早期に雇い入れるとともに、前職よりも賃金を5%以上上昇させた事業主に対して助成措置を実施し、賃金上昇を伴う労働移動の促進を図る。あわせて、早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)により中途採用者の能力評価、賃金、処遇の制度を整備した上で、45歳以上の中高年齢者の中途採用率等を拡大させるとともに、当該45歳以上の中高年齢者の賃金を前職よりも5%以上上昇させた事業主に対して助成額を増額し、中高年齢者の賃金上昇を伴う労働移動の促進を図る。また、高齢退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する事業者に対してこれを紹介する「高齢退職予定者キャリア人材バンク事業」を公益財団法人産業雇用安定センターにおいて実施し、高齢者の就業促進を図る。

ウ 高齢期の起業の支援

日本政策金融公庫において、高齢者等を対象に優遇金利を適用する融資制度により開業・創業の支援を行う。

(2) 公的年金制度の安定的運営

ア 働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に対応した年金制度の構築

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方等に中立的で、ライフスタイル等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化等により高齢期における生活の安定を図るため、更なる被用者保険の適用拡大等の内容を盛り込んだ「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」(以下「令和7年年金改正法案」という。)を第217回国会に提出した。

イ 年金制度等の分かりやすい情報提供

年金制度の意義や基本的な仕組みとともに、短時間労働者等への被用者保険の適用拡大による被保険者のメリット等について、国民に分かりやすい周知・広報に努める。また、若い人たちに年金について考えるきっかけとしてもらうため「学生との年金対話集会」に取り組む。さらに、令和6年の財政検証で初めて行った個人単位の年金額の推計や、利用者の働き方等に対応した将来受け取る年金額の見通しを「見える化」する公的年金シミュレーターを積極的に周知していくとともに、公的年金シミュレーターについて、利用者のニーズ等を踏まえて改善や機能追加を検討する。

また、「ねんきん定期便」については、老後の生活設計を支援するため、令和2年年金改正法による年金の繰下げ受給の上限年齢の引上げを踏まえた年金額増額のイメージ等について、引き続き分かりやすい情報提供を行う。

(3) 高齢期に向けた資産形成等の支援

ア 資産形成等の促進のための環境整備

勤労者財産形成貯蓄制度の普及等を図ることにより、高齢期に備えた勤労者の自助努力による計画的な資産形成を促進する。

企業年金・個人年金制度については、iDeCoの加入可能年齢の上限の70歳未満への引上げ等の措置を講ずる令和7年年金改正法案を第217回国会に提出した。また、iDeCoについて、更なる普及を図るため、各種広報媒体を活用した周知・広報を行うとともに、「令和7年度税制改正の大綱」を踏まえ、iDeCoの拠出限度額の引上げ等について、必要な法令改正等を行う。退職金制度については、中小企業における退職金制度の導入を支援するため、中小企業退職金共済制度の普及促進のための施策を実施する。

このほか、NISAに関して、更なる普及や適切な活用促進のための施策を実施する。

イ 資産の有効活用のための環境整備

住宅金融支援機構において、高齢者が住み替え等のための住生活関連資金を確保するために、リバースモーゲージ型住宅ローンの普及を促進する。

低所得の高齢者世帯が安定した生活を送れるようにするため、各都道府県社会福祉協議会において、一定の居住用不動産を担保として、世帯の自立に向けた相談支援に併せて必要な資金の貸付けを行う不動産担保型生活資金の貸与制度を実施する。

2 健康・福祉

(1) 健康づくりの総合的推進

① 生涯にわたる健康づくりの推進

令和5年5月31日に告示した「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（令和5年厚生労働省告示第207号）に基づき、健康日本21（第三次）を推進する。健康日本21（第三次）においては、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」のため、健康寿命の延伸を引き続き最終的な目標として、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「個人の行動と健康状態の改善」、「社会環境の質の向上」、「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」の4つを基本的な方向として運動を進めていく。

企業、団体、地方公共団体等と連携し、健康づくりについて取組の普及啓発を推進する「スマート・ライフ・プロジェクト」を引き続き実施していく。さらに、健康な高齢期を送るためには、若年期からの総合的な健康づくりが重要であるため、市町村が「健康増進法」に基づき実施している健康教育、健康診査、訪問指導等の健康増進事業について一層の推進を図る。このほか、フレイル予防の普及啓発ツールの周知を引き続き進めていく。

幼少期の経済状況や逆境体験の有無等の成育環境による将来の健康状態への影響等を考慮しつつ、こども大綱に基づき、良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするという基本的な方針の下、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した「こどもまんなか実行計画」を毎年改定し、継続的に施策の点検と見直しを図っていく。

また、医療保険者による特定健康診査・特定

保健指導の着実な実施や、データヘルス計画に沿った取組等、加入者の予防・健康づくりの取組を推進していくとともに、糖尿病を始めとする生活習慣病の重症化予防の先進的な事例の横展開等、中長期的な各般の取組を引き続き進めていく。

いつまでも健康で活力に満ちた長寿社会の実現に向けて、地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能な取組とするため、域内の体制整備及び運動・スポーツに興味・関心を持ち、習慣化につながる取組を推進する。

高齢期の健全な食生活の実現にも資するよう、「第4次食育推進基本計画」に基づき、多世代交流等の共食の場の提供や栄養バランスに優れた日本型食生活の実践に向けたセミナーの開催等の食育活動を支援促進するとともに、大人を対象に日々の消費行動をより健全なものへと転換する「大人の食育」等の取組を推進する。

高齢受刑者で日常生活に支障がある者の円滑な社会復帰を実現するため、引き続きリハビリテーション専門スタッフを配置する。

また、散歩や散策による健康づくりにも資する取組として、河川空間とまち空間が融合した良好な空間の形成を目指す「かわまちづくり」を推進する。

このほか、熱中症対策普及団体の活用等を通じ、高齢者等の熱中症弱者に対する見守りや熱中症予防行動の呼びかけ活動を推進する。

② 介護予防の推進

要介護状態等になることを予防し、要介護状態等になった場合でもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう市町村における地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する。

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、多様な生活支援の充実、高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり、介護予防の推進等を図るものであり、第9期介護保険事業（支援）計画の実施に当たり、介護予防の取組を更に推進し、より効果的な取組の展開に資する事業となるよう、研修会の開催等を行い、引き続き市町村の取組を支援していく。

（2）持続可能な介護保険制度と介護サービスの充実

① 地域包括ケアシステム構築の深化・推進

令和22年に向けて、高齢化が一層進展し、85歳以上人口の急増や生産年齢人口の急減等が見込まれている中、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組や、介護人材の確保や介護現場の生産性が向上するような取組が令和6年度から始まった第9期介護保険事業（支援）計画に盛り込まれたことを踏まえ、これらの取組を推進する。また、令和5年5月に成立した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、医療介護での情報連携基盤の整備について、引き続き検討を進める。

持続可能な社会保障制度を確立するためには、高度急性期医療から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制を一体的に確保できるよう、質が高く効率的な医療提供体制を整備するとともに、国民が可能な限り住み慣れた地域で療養することができるよう、医療・介護が連携して地域包括ケアシステムの実現を目指すことが必要である。このため、平成26年度に創設した地域医療介護総合確保基金を活用し、引き続き、各都道府県が策定した事業計画に基づ

き、在宅医療・介護サービスの提供体制の整備等のために必要な取組を実施していく。また、在宅医療・介護の連携推進に係る事業は、介護保険法の地域支援事業に位置付け、市町村が主体となって地域の医師会等と連携しながら取り組むこととしている。また、在宅医療・介護連携に関する取組の推進・充実を図るために、引き続き市町村等職員に対する研修の実施及び市町村支援を行う都道府県への支援の充実等を行う。

在宅医療の体制の整備については、都道府県が策定した第8次医療計画を踏まえ、地域の実情に応じた支援を行う。

② 必要な介護サービスの確保

地域住民が可能な限り、住み慣れた地域で介護サービスを継続的・一体的に受けることのできる体制（地域包括ケアシステム）の実現を目指すため、地域医療介護総合確保基金等を活用し、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。また、地域で暮らす高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として、全国の地方公共団体に「地域ケア会議」の普及・定着を図るため、市町村に対し、「地域ケア会議」の開催に係る費用に対して、財政支援を行う。

さらに、「地域づくり加速化事業」として、市町村の地域づくり促進のための支援パッケージを活用し、有識者による研修実施や、総合事業等に課題を抱える市町村等への伴走的支援を行う。

あわせて、介護人材の確保のため、多様な世代を対象とした職場体験事業や介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支

援事業等を地域医療介護総合確保基金に位置付け、令和6年度に引き続き、当該基金の活用により、「参入促進」、「労働環境の改善」、「資質の向上」に向けた都道府県の取組を支援する。さらに、介護福祉士修学資金等貸付事業の更なる活用促進等に取り組む。加えて、介護職の魅力及び社会的評価の向上や、他業種で働いていた方等が介護・障害福祉分野における介護職に就職する際の支援、人材育成のための様々な研修受講支援、外国人介護人材の受入環境整備等を行い、更なる介護分野への参入促進に向けた取組を推進する。また、介護職員の処遇改善については、これまでも累次の取組を講じており、令和6年度の介護報酬改定の措置が最大限活用されるよう、処遇改善加算の取得要件の弾力化を行うなど、引き続き加算の取得促進に取り組むとともに、「介護人材確保・職場環境改善等事業」を通じて、介護分野の更なる賃上げに向けた取組を進めていく。

また、介護労働者の雇用管理改善を促進する「介護雇用管理改善等計画」に基づき、事業所の雇用管理の改善のためのコンサルティングの実施、介護労働者の雇用管理全般に関する雇用管理責任者への講習に加え、事業所の雇用管理改善に係る好事例の公開や助成金の周知等を引き続き実施する。人材の参入促進を図る観点からは、介護に関する専門的な技能を身につけられるようにするための公的職業訓練について、民間教育訓練実施機関等を活用した職業訓練枠の拡充のため、職場見学・職場体験を組み込むことを要件とした訓練委託費等の上乗せを引き続き実施するとともに、全国の主要な公共職業安定所に設置した医療・福祉分野等のマッチング支援を行う「人材確保対策コーナー」において、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人充足に向けた助言・指導等の取組の強化を図る。ま

た、「人材確保対策コーナー」を設置していない公共職業安定所においても、医療・福祉分野等の職業相談・職業紹介、求人情報の提供及び「人材確保対策コーナー」への利用勧奨等の支援を引き続き実施していく。さらに、令和6年度に引き続き、各都道府県に設置されている福祉人材センターにおいて、離職した介護福祉士等からの届出情報を基に、求職者になる前の段階からニーズに沿った求人情報の提供等の支援を推進するとともに、当該センターに配置された専門員が求人事業所と求職者間双方のニーズを的確に把握した上で、マッチングによる円滑な人材参入・定着促進、職業相談、職業紹介等を推進する。

そのほか、在宅・施設を問わず必要となる基本的な知識・技術を修得する介護職員初任者研修を引き続き各都道府県において実施する。

令和6年度に引き続き、11月11日の「介護の日」に合わせ、都道府県・市町村、介護事業者、関係機関・団体等の協力を得つつ、国民への啓発のための取組を重点的に実施する。加えて現場で働く介護職員の職場環境の改善につなげるため、優良事業者の表彰を通じた好事例の普及促進を図る観点から、「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰」を実施するほか、表彰受賞事業所の取組事例集を作成し周知を行う。

また、働く家族介護者の負担軽減の観点において、民間事業者等と連携し、介護需要の多様な受け皿のモデル提示や、介護保険外サービスの信頼確保のための環境整備を進める。

③ 介護サービスの質の向上

介護保険制度の運営の要であるケアマネジャーの資質の向上を図るため、引き続き、実務研修及び現任者に対する研修を体系的に実施

する。また、高齢者の尊厳の保持を図る観点から、地方公共団体と連携し、地域住民への普及啓発や関係者への研修等を進める等、高齢者虐待の防止に向けた取組を推進していく。

平成24年4月より、一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下に喀痰^{かくたん}吸引等の行為を実施できることとなった。令和7年度においては、引き続き各都道府県と連携の下、研修等の実施を推進し、サービスの確保、向上を図っていく。引き続き、マイナポータルを活用し介護保険手続きの検索やオンライン申請の可能な「介護ワンストップサービス」（平成31年1月より開始）を推進するため、地方公共団体での導入促進を図っていく。

④ 仕事と介護の両立支援

ア 仕事と介護の両立支援制度の推進

介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の強化等を内容とした改正育児・介護休業法について、引き続き都道府県労働局において制度の内容を周知するとともに、企業において法の履行確保が図られるよう事業主に対して指導等を行う。

イ 仕事と介護を両立しやすい職場環境整備

中高年齢者を中心として、家族の介護のために離職する労働者の数が高止まりしていることから、仕事と介護の両立支援制度について周知を行っていくとともに、全国各地での企業向けセミナーの開催や仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援を通じて、「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」及び「介護支援プラン」の普及促進を図り、労働者の仕事と介護の両立を支援し、継続就業を促進する。また、「介護支援プラン」を策定し、介護に直面する労働者の円滑な介護休業の取得・職場復

帰に取り組む中小企業事業主や、その他の仕事と介護の両立に資する制度（介護両立支援制度）を労働者が利用した中小企業事業主、介護休業や短時間勤務を行う労働者の業務を代替する体制の整備を行った中小企業事業主を助成金により支援することを通じて、企業の積極的な取組の促進を図る。

さらに、仕事と介護の両立支援に関する企業経営上の位置付けを整理した「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」の普及を進めるとともに、企業の経営層が両立支援の知見を共有できる仕組みづくりや、地域の中で中小企業の両立支援を支えるモデル構築・普及等を行う。

(3) 持続可能な高齢者医療制度の運営

高齢者ができる限り長く自立した生活を送れるよう、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者医療広域連合のみならず、市民に身近な市町村が中心となって、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に後期高齢者の保健事業を実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の推進を図っている。

このため、後期高齢者医療広域連合から市町村へ高齢者保健事業を委託し、①事業全体のコーディネートや企画調整・分析等を行う医療専門職、②高齢者に対する個別的支援や通いの場等への関与等を行う医療専門職を配置する費用等を、国が後期高齢者医療調整交付金のうち特別調整交付金により引き続き支援する。加えて、後期高齢者医療広域連合や市町村の職員を対象とする保健事業実施に関する研修や市町村の取組状況の把握等を行う「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開事業」等を通じて、取組の推進を支援する。

また、医療の窓口3割負担（「現役並み所得」）の判断基準の見直し等について、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」において、年齢に関わりなく、能力に応じて支え合うという観点から、令和10年度までに実施について検討することとされている。

（4）認知症施策の総合的かつ計画的な推進

認知症基本計画では、認知症になっても個人としてできること、やりたいことがあり、希望を持って暮らし続けることができるという「新しい認知症観」に立ち、認知症の人や家族の参画を得ながら、地域の多様な関係者が協働し、認知症施策に取り組むことが重要であるとされている。

今後は、国の認知症基本計画を踏まえ、各地方自治体において、認知症の人や家族等との対話を通じて、地域の実情に即した計画の策定に努めることとされている。各地方自治体の計画策定に対する助言等、支援に努め、共生社会の実現に向けて、認知症に関する取組を進めていく。

（5）がん対策の推進

高齢期の主要な死因であるがんの対策は、「がん予防」、「がん医療」及び「がんとの共生」を3本の柱とする第4期がん対策推進基本計画に基づき、がん検診の受診率向上に向けた取組や医療提供体制の整備、療養環境への支援等、総合的ながん対策に取り組む。がん研究については、「がん対策推進基本計画」に基づき策定された「がん研究10か年戦略（第5次）」を踏まえ、「がん対策推進基本計画」に明記されている政策課題の解決に向けた政策提言に資する調査研究等に加えて、「がんの予防」に関する研究、「がんの診断・治療」に関する研究、「がんとの

共生」に資する研究、ライフステージやがんの特性に着目した研究、がんの予防、がんの診断・治療の開発、がんとの共生を促進するための分野横断的な研究を5つの柱として、がんに関する基礎から実用化までの一貫した研究開発を推進する。

（6）人生の最終段階における医療・ケアの体制整備

人生の最終段階における医療・ケアについては、医療従事者から本人・家族等に適切な情報の提供がなされた上で、本人・家族等及び医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を基本として行われることが重要である。そのため、人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業として、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に基づき、全国の医療従事者等に向けて、研修を行っていく。

また、本人が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組（ACP）の更なる普及・啓発を図る。

（7）身寄りのない高齢者への支援

望まない孤独や社会的孤立に陥ることを防ぐため、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置に向けた伴走支援等の実施により、地域の多様な団体が連携して支援する環境整備に取り組み、日常生活での緩やかなつながりづくりや居場所づくりを推進する。地域の関係機関が身寄りのない高齢者を円滑に支援するためのガイドラインの作成や相互のネットワークの構築等について、都道府県・市区町村における取組事例を収集し、情報提供を行うこと等により促進する。

また、身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組や、十分な資力がなく民間事業者による支援を受けられない人等を対象とした総合的な支援パッケージを提供する取組の試行的な実施を通じて課題を整理し、身寄りのない高齢者等への必要な支援の在り方について検討を進める。

高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できるよう、引き続き「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」の周知・徹底に努める。

このほか、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、引き続き、法制審議会民法（遺言関係）部会において、遺言制度の見直しに関する調査審議を行う。

（8）支援を必要とする高齢者等を地域で支える仕組みづくりの促進

ア 地域の支え合いによる生活支援の推進

令和4年度に創設した「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」等を通じて、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組み作りなどの取組を進め、身近な地域における共助の取組を活性化させることで、地域福祉の推進を図る。

また、「寄り添い型相談支援事業」として、24時間365日ワンストップで電話相談を受け、必要に応じて、具体的な解決につなげるための面接相談、同行支援を行う事業を実施する。

地域共生社会の実現に向けて、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、

重層的支援体制整備事業を実施する市町村に対して適切な支援を行うこと等により、地域における取組等を推進する。

加えて、かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題に対する保健指導の実施や地域の相談援助等の活用や周知啓発等の取組が推進されるよう、保険者協議会の取組を支援する。

イ 地域福祉計画の策定の支援

福祉サービスを必要とする高齢者を含めた地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう地域福祉の推進に努めている。このため、福祉の各分野における共通して取り組むべき事項や福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進、要援護者に係る情報の把握・共有・安否確認等の方法等を盛り込んだ地域福祉計画の策定の支援を引き続き行う。

ウ 地域における高齢者の安心な暮らしの実現

地域主導による地域医療の再生や在宅介護の充実を引き続き図っていく。そのため、医療、介護の専門家を始め、地域の多様な関係者を含めた多職種が協働して個別事例の支援方針の検討等を行う「地域ケア会議」の取組や、情報通信技術の活用による在宅での生活支援ツールの整備等を進め、地域に暮らす高齢者が自らの希望するサービスを受けることができる社会を構築していく。

また、高齢者が地域での生活を継続していくために、市町村が実施する地域支援事業を推進し、各市町村が効果的かつ計画的に生活支援・介護予防サービスの基盤整備を行うことができ

るよう、市町村に生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置することに加え、住民参画・官民連携推進事業により地域住民の活動に地域の多様な主体が関わることを促進するなど、その取組を推進する。

新たなシニア向けサービスの需要の創造、高齢者の起業や雇用の促進、高齢者が有する技術・知識等の次世代への継承等の好循環を可能とする環境を整備していく。

（9）加齢による難聴等への対応

令和6年度末に改訂した「難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する手引き」を自治体へ周知するとともに、自治体による難聴高齢者の早期発見等に関する取組の促進を図る。

AMEDの医療機器開発推進研究事業を通じて、補聴器等の聴覚機能に関する技術の研究開発を実施するなど、高齢者向け医療機器の実用化を目指す臨床研究等を支援する。このほか、補聴器については、その購入に際して消費者トラブルが報告されていることを踏まえ、質の高い補聴器販売者の養成等を図る取組を推進する。

3 学習・社会参加

（1）加齢に関する理解の促進

児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、学習指導要領に基づき、引き続き小・中・高等学校におけるボランティア等社会奉仕に関わる活動や高齢者との交流等を含む体験活動の充実を図る。

（2）高齢期の生活に資する学びの推進

① デジタル等のテクノロジーに関する学びの推進

デジタル推進委員について、関係府省庁のデジタルリテラシー向上やデジタル格差の解消に向けた取組等と連携し、携帯電話ショップに加え、自治体・経済団体・企業・地域ボランティア団体への拡大を図るとともに、図書館や公民館、鉄道駅や薬局など身近な場所の活用を含め、継続的にきめ細やかなサポートができるよう、相談体制の充実を図っていく。また、民間企業や地方公共団体等と連携し、高齢者等のデジタル活用の不安の解消に向けて、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行うデジタル活用支援の講習会を、携帯電話ショップがない地域も含め、全国において引き続き実施する。

② 社会保障教育及び金融経済教育の推進

社会保障制度に関する知識を得てあらかじめ備えを行うことにより、高齢期における病気や資金不足といった様々なリスクを回避することができる。こうしたことから、早い段階からの社会保障教育やライフステージに応じた啓発の充実を図る。特に、学校教育段階においては、小・中・高等学校学習指導要領に基づく社会保障の意義や役割等に関する教育について、教育委員会等への周知とともに、教職員向けの研修会の実施や、教員にとって使いやすい資料の提供等を通じて、社会保障教育の十分な機会の確保を図る。

より公平・公正な社会保障制度の基盤となるマイナンバー制度については、情報連携の本格運用に伴い、各種年金関係手続のほか、介護保険を始めとした高齢者福祉に関する手続を含む事務において、従来必要とされていた住民票の

写しや課税証明書、年金証書、戸籍謄本等の書類が不要となっている。本格運用の対象事務は順次拡大しており、こうしたマイナンバー制度の取組状況について、地方公共団体等とも連携し、国民への周知・広報を行う。

また、引き続き、J-FLECを中心とした関係機関と連携し、社会保障分野も含めた金融経済教育の充実に取り組む。

③ 消費者教育の推進

「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」に基づき、消費者教育を推進する。消費者教育コーディネーターの配置・育成の支援として「消費者教育コーディネーター会議」の開催等を行い、地方公共団体での啓発活動等の取組事例を収集することや、消費者教育ポータルサイト等で情報発信を行うことにより、地域、家庭等の様々な場での消費者教育の推進を図る。また、体験型教材「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」を活用した啓発活動を推進し、悪質商法等の消費者被害の未然防止に引き続き取り組む。さらに、多様な高齢者の実態や社会のデジタル化を踏まえ、高齢者及び福祉関係等の見守り活動の担い手に対して消費者教育教材や啓発資料、取組事例等の情報提供を行い、見守り活動における啓発活動を促進する。

④ 身近な場やオンラインでの学習機会の充実 ア 社会教育の振興

地域住民の身近な学習拠点である公民館を始めとする社会教育施設等において、高齢者を含む幅広い年齢層を対象とした多様な学習機会の充実に促進するとともに、高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む社会教育を基盤とした取組について全国の優れた実践事例を収集

し、広く全国に情報共有等を図る。

イ 学校機能・施設の地域への開放

学校は地域コミュニティの核となることから、複合化等を行う公立学校の施設整備に対して国庫補助を行うとともに、好事例を収集・横展開することを通じて、高齢者を含む地域住民の積極的な利用を促進するような施設づくりを進めていく。

ウ 文化活動の振興

国民文化祭の開催等による幅広い年齢層を対象とした文化活動への参加機会の提供、国立の博物館等における高齢者に対する優遇措置やバリアフリー化等による芸術鑑賞機会の充実を通じて多様な文化活動の振興を図る。また、博物館・美術館等を中核として、社会的・地域的な課題への対応に先進的に取り組む事業を補助する中で、文化活動の推進を図る。

エ スポーツ活動の振興

いつまでも健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、「スポーツによる地域活性化推進事業」を活用し、スポーツを通じた地域の活性化を推進するとともに、スポーツ行事の実施等の各種機会を通じて多様なスポーツ活動の振興を図る。

オ 自然とのふれあい

国民の誰もが自然とふれあう活動が行えるよう、国立公園ビジターセンター等の自然とふれあうことができる施設や自然体験イベント等に関する情報をインターネット等を通じて提供する。

(3) 地域における社会参加活動の促進

① 多世代による社会参加活動の促進

ア 地域社会における課題解決に向けた担い手確保等の仕組みの構築・活用促進

地域を支える人材の高齢化や人手不足が進む中で、幅広い世代の参画の下、地方公共団体、NPO、地域住民等の多様な主体の連携により、地域社会の課題解決に取り組むプラットフォームのモデル構築を図るため、「多世代参画による地域活力プラットフォーム構築調査事業」を行う。

イ 高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者の生きがいと健康づくり推進のため、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である老人クラブ等や都道府県及び市町村が行う地域の高齢者の社会参加活動を支援する。また、国民一人一人が積極的に参加し、その意義について広く理解を深めることを目的とした「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」を令和7年10月に岐阜県で開催する。また、退職教員や企業退職高齢者等を含む幅広い地域住民や企業・団体等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」を推進する。さらに、企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割を持って生き生きと生活できるよう、有償ボランティア活動による一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動を行い、同時に介護予防や生活支援のサービスの基盤整備を促進する「高齢者生きがい活動促進事業」を実施する。

また、地域支援事業において、有償ボランティア活動等の就労的活動の場を提供できる団体・組織と就労的活動を実施したい事業者とをマッ

チングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする人材の配置を引き続き推進する。

加えて、高齢者等が安心して旅行ができる環境を整備するため、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の見直し・改善の取組を進めるなどユニバーサルツーリズムを推進するほか、観光施設や宿泊施設におけるバリアフリー化への改修等の支援を実施する。

また、地域の社会教育を推進するため、社会教育を行う者に対する専門的技術的な指導助言を行う社会教育主事等の専門的職員の養成等を図る。

さらに、地域住民が主体となって地域の様々な課題解決を図る取組を通じた安全・安心で活力ある地域形成を促進するため、高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む社会教育を基盤とした取組について全国の優れた実践事例を収集するとともに、その効果等の客観的な分析を行い、広く全国に情報共有等を図る。

高齢者の社会参加や世代間交流を促進するため、「高齢社会フォーラム」を開催する。また、エイジレス・ライフ実践者や、社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を紹介する。

ウ 国立公園等におけるユニバーサルデザインの推進

国立公園等において、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等についてユニバーサルデザイン化や、利用者の利便性を高めるための情報発信の充実等を推進し、高齢者にも配慮した自然とのふれあいの場を提供していく。

エ 高齢者の余暇時間等の充実

高齢者等がテレビジョン放送を通じて情報アクセスの機会を確保できるよう、字幕放送、解説放送及び手話放送の充実を図るため、平成30年2月に策定し、令和5年10月に改定した「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」に基づいて、引き続き、放送事業者の自主的な取組を促す。同時に、字幕番組等の制作費や設備整備費等に対する助成を行うこと等により、放送事業者等の取組を支援していく。

② 地域住民を支援する専門人材・団体の活動基盤の整備

市民やNPO等の活動環境を整備するため、認定NPO法人等の寄附税制の活用促進やNPO法の適切な運用を推進する。また、市民活動に関する情報の提供を行うための内閣府NPOホームページや、ポータルサイト等の情報公開システムの機能向上に取り組む。さらに、NPO法人運営に係る手続の簡素化・効率化の観点から、NPO法に基づく各種事務をオンライン化したシステムの利便性向上と利用の促進を図る。

また、開発途上国からの要請に見合った技術・知識・経験を有し、かつ開発途上国の社会や経済の発展への貢献を希望する国民が、JICA海外協力隊員（対象：20歳から69歳まで）として途上国の現場で活躍する、独立行政法人国際協力機構を通じた事業（JICAボランティア事業）を引き続き推進する。

NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わると期待される「社会教育士」の称号を取得できる社会教育主事講習を引き続

き実施する。また、社会教育士等の社会教育人材の継続的な学びの機会の確保等を図るとともに、社会教育人材ネットワークを構築するため、引き続き、令和6年度から開始した社会教育士フォローアップ研修を実施する。

4 生活環境

(1) 豊かで安定した住生活の確保

「住生活基本計画（全国計画）」に掲げた目標（〔1〕「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現、〔2〕頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保、〔3〕子どもを産み育てやすい住まいの実現、〔4〕多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり、〔5〕住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備、〔6〕脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成、〔7〕空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進、〔8〕居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展）を達成するため、必要な施策を着実に推進する。

① 居住支援の充実

ア 良質な高齢者向け住まいの供給

改正高齢者住まい法に基づく「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助、税制の特例措置、住宅金融支援機構の融資による支援を行う。また、非接触でのサービス提供等を可能とするIoT技術の導入支援を行う。

さらに、高齢者世帯等の住宅確保要配慮者の増加に対応するため、民間賃貸住宅を活用した

セーフティネット住宅の登録を推進するとともに、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援を行う。加えて、居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅（居住サポート住宅）の認定制度の創設等を内容とした、改正住宅セーフティネット法の円滑な施行に向けた準備を進める。

イ 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

公営住宅については、高齢者世帯向け公営住宅の供給を促進する。また、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、高齢者世帯の入居収入基準を一定額まで引き上げるとともに、入居者選考において優先的に取り扱うことを可能としている。

都市再生機構賃貸住宅においては、高齢者同居世帯等に対する入居又は住宅変更における優遇措置を行う。

ウ 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

高齢者世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体の住宅・福祉部局が関係事業者、居住支援法人等と連携し設置する居住支援協議会の設立を一層促進し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、地域における総合的・包括的な居住支援体制整備の推進・支援を行う。

② 空き家対策の推進

空家等対策特別措置法に基づく空家等活用促進区域制度や空家等管理活用支援法人制度の活用を促進するとともに、地方公共団体や民間事業者等による空き家の除却や活用等に係る取組に対して支援を行う。

③ 安全・安心で快適な住生活と循環型住宅市場の実現

ア 住宅と福祉の施策の連携強化

高齢者住まい法に基づき、都道府県及び市町村において、高齢者の居住の安定確保のための計画を定めることを推進していく。また、生活支援サービスが提供される「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を促進し、福祉と連携した安心できる住まいの提供を実施していく。また、市町村の総合的な高齢者住宅施策の下、シルバーハウジング・プロジェクト事業を実施するとともに、公営住宅等においてライフサポートアドバイザー等のサービス提供の拠点となる高齢者生活相談所の整備を促進する。

さらに、改正住宅セーフティネット法を踏まえ、入居中の見守り等を行う居住サポート住宅の供給を推進する。

イ 高齢者向けの先導的な住まいづくり等への支援

スマートウェルネス住宅等推進事業により、高齢者等の居住の安定確保・健康維持増進に係る先導的な住まいづくりの取組等に対して補助を行う。

ウ 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」の普及を進める。住宅金融支援機構においては、高齢者自らが行う住宅のバリアフリー改修等について高齢者向け返済特例制度を適用した融資を実施する。また、証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、バリアフリー性能等に優れた住宅に係る金利引下げを行う。さらに、住宅融資保険事業や証券化支援事業の枠組みを活用し、民

間金融機関が提供する住宅の建設、購入、改良等の資金に係るリバースモーゲージ型住宅ローンの普及を支援する。

また、バリアフリー構造等を有する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助、税制の特例措置、住宅金融支援機構の融資による支援を行う。

エ 公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、新たに供給する公営住宅、改良住宅及び都市再生機構賃貸住宅について、段差の解消等一定の高齢化に対応した仕様を原則とする。

この際、公営住宅、改良住宅の整備においては、中高層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について助成を行う。都市再生機構賃貸住宅においても、建替え事業による中高層住宅の新たな供給においてはエレベーター設置を標準とする。また、老朽化した公共賃貸住宅については、計画的な建替え・改善を推進する。

オ 次世代へ継承可能な良質な住宅の供給促進

(ア) 持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進

良質な持家の取得・改善を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄の普及促進等を図るとともに、住宅金融支援機構の証券化支援事業及び独立行政法人勤労者退職金共済機構等の勤労者財産形成持家融資を行う。また、住宅ローン減税等の税制上の措置を活用し、引き続き良質な住宅の取得を促進する。

(イ) 高齢者の持家ニーズへの対応

住宅金融支援機構において、親族居住用住宅

を証券化支援事業の対象とするとともに、親子が債務を継承して返済する親子リレー返済（承継償還制度）を実施する。

(ウ) 将来にわたり活用される良質なストックの形成

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、住宅を長期にわたり良好な状態で使用するため、その構造や設備について、一定以上の耐久性、維持管理容易性等の性能を備え、適切な維持保全が確保される「認定長期優良住宅」の普及促進を図る。

カ 循環型の住宅市場の実現

(ア) 既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備

既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けて、建物状況調査（インスペクション）の円滑な普及、安心して既存住宅を取得したりリフォーム工事を依頼したりすることができる市場環境の整備、^{かし}瑕疵保険や住宅紛争処理制度の充実を図るとともに、良質な住宅ストックが適正に評価される市場の形成を促進する先導的な取組や、居住者の高齢化も想定して、長期にわたり良好な状態で使用される住宅の普及を促進する既存住宅の長寿命化に資するリフォームを支援する。

(イ) 高齢者に適した住宅への住み替え支援

高齢者等の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者に適した住宅への住み替え等を促進するとともに、同制度を活用して住み替える先の住宅を取得する費用について、住宅金融支援機構の証券化支援事業における民間住宅ローンの買取要件の緩和により支

援する。

さらに、高齢者が住み替える先のサービス付き高齢者向け住宅に係る入居一時金及び住み替える先の住宅の建設・購入資金の確保に資するよう、住宅融資保険事業や証券化支援事業の枠組みを活用し、民間金融機関のリバースモーゲージ型住宅ローンの普及を支援する。

(2) 高齢社会に適したまちづくりの総合的推進

① 地域における移動手手段の確保

全国各地の「交通空白」の一つ一つの解消等に向けて、令和7年度から9年度までを「交通空白解消・集中対策期間」と定め、国土交通省「交通空白」解消本部と、「交通空白」解消・官民連携プラットフォームを両輪とし、地方運輸局・運輸支局による自治体や交通事業者に対する伴走支援や、民間の技術やサービスの導入、「交通空白」解消に向けた取組を総合的に後押しする財政面での支援など、あらゆるツールを総動員して、「交通空白」の解消に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開を図る。

自動運転を含めた新たなモビリティサービスの社会実装に向け、「モビリティ・ロードマップ2025」として取りまとめる予定の施策の進捗を確認するとともに、需要の創出とモビリティサービスの効率化を一体的に行う取組を進め、地域における移動手手段の確保を推進する。

② 多世代に配慮したまちづくりの総合的推進

誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、引き続き、バリアフリー法及び関係施策に基づき、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーなど、ハード・ソフト両面からの取組を推進するとともに、「共生社会ホストタウン」等と連携して、他の地方公共団体や国

民等へ取組の周知を行う。

高齢者等全ての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進するため、バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成を市町村に働きかけるとともに、地域公共交通バリアフリー化調査事業及びバリアフリー環境整備促進事業を実施する。

さらに、地方創生の観点からは、女性、若者、高齢者、障害者など、誰もが居場所と役割を持つコミュニティをつくり、活気あふれる温もりのある地域をつくるため、「交流・居場所」、「活躍・しごと」、「住まい」、「健康」、「人の流れ」といった観点で、分野横断的かつ一体的な地域の取組を支援する全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の更なる推進に取り組む。具体的には、事例や取組手法等の情報の横展開等を実施するとともに、国・自治体・事業者等による交流・対話の場を設けることとする。

中山間地域等において、各種生活サービス機能が一定のエリアに集約され、集落生活圏内外をつなぐ交通ネットワークが確保された拠点である「小さな拠点」の形成拡大と質的向上を目指し、地域の自立共助の運営組織や全国の多様な関係者間の連携を図る等、総合的に支援する。

③ 農山漁村のコミュニティの維持

農業人口の減少と高齢化が進行する中、作業ピーク時における労働力不足の解消や高齢農業者の作業負荷を軽減するため、産地が一体となって、シルバー人材等の活用を含め、労働力の確保・調整等に向けた体制の構築を支援するとともに、生産性の向上に資するスマート農業技術の活用や農業支援サービス事業者の育成・活動の促進等を支援する。また、高齢者等による農作業中の事故が多い実態を踏まえ、引き続

き、全国の農業者が農作業安全研修を受講するよう推進するとともに、農作業安全に関する指導者の育成及び活動の拡大を図る。

農福連携の取組として、高齢者の生きがい及びリハビリテーションを目的とした農林水産物生産施設及び附帯施設の整備等を支援する。また世代や障害の有無を越えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図るユニバーサル農園の普及・拡大等を推進する。また、集落の機能を補完して農用地保全や生活支援等を行う農村RMOの形成を推進する等、高齢者が安心して快適に暮らせるよう、地域特性を踏まえた生活環境の整備を推進する。

山地災害からの生命の安全の確保に向け、要配慮者利用施設に隣接する山地災害危険地区等について、情報提供等のソフト対策と治山施設の設置等を一体的に実施する。

加えて、漁港漁場整備法に基づき策定された「漁港漁場整備長期計画」を踏まえ、浮体式係船岸や岸壁、用地等への防暑・防雪施設等の軽労化施設等の整備を実施する。

このほか、高齢者等を中心とする買物困難者の食品アクセスを確保するため、地域の関係者が連携して取り組む移動販売車の導入等の取組を推進する。

(3) 金融経済活動における支援

高齢顧客への対応を含め、金融事業者等における顧客本位の業務運営を推進するため、顧客等の最善の利益を勘案して誠実かつ公正に業務を遂行しているかについてのモニタリング等を行っていく。

金融経済教育の観点からは、引き続き、J-FLECを中心とした関係機関と連携し、国全体に金融経済教育を提供することにより、国民が自らのニーズやライフプランに合った適切な

金融商品・サービスを選択できるよう、金融リテラシーの向上に取り組む。

また、SIPの課題の中で、高齢者が適切な支援サービスや技術を使うことで、自らの金融資産の管理、運用といった経済活動ができ、自立的に社会で生活できる「包摂的な社会経済システム」を構築する研究開発を進める。

具体的には、高齢者自身や金融機関等向けツール等の開発を進めて協力金融機関において実証試験を開始し、運用上の課題や留意点を整理する。また、モデル事業を実施する自治体の拡充を図る。

日常生活において認知機能を必要とする場面が多い金融機関の窓口は、認知機能が低下した人と接する機会も多く、金融機関から地域の福祉機関等必要な支援につなげることが望まれる。そのため、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に定める例外に該当する場合において、本人の同意を要することなく個人データを共有しうる、「社会福祉法」（昭和26年法律第45号）に基づく重層的支援体制整備事業の支援会議の枠組みに、必要に応じて金融機関の参加を促進し、認知機能が低下した人を必要な支援につなぐ取組を推進する。

さらに、重層的支援体制整備事業の支援会議の開催に当たって、同会議から金融機関等の認知症が疑われる者の状況を把握していることが想定される機関に対して必要に応じて情報提供を求めるよう、市区町村に促す。

このほか、地域において認知症高齢者等の「配慮を要する消費者」を見守り、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るための消費者安全確保地域協議会について、地方消費者行政強化交付金の活用や地方消費者行政に関する先進的モデル事業の実施などにより、地方公共団体における更なる設置や活動の活性化を支援する。その

際、必要に応じて金融機関の参加を促進し、認知機能が低下した人を必要な支援につなぐ取組を推進する。

(4) 消費者被害の防止

高齢者の周りの人々による見守りの強化の一環として、高齢者団体のほか障害者団体、行政機関等を構成員とする「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」を開催し、各団体における取組や消費者トラブルの現状等の情報提供等を行う。

さらに、全国どこからでも身近な消費生活相談窓口につながる共通の3桁の電話番号である「消費者ホットライン188」を引き続き運用するとともに、同ホットラインについて消費者庁ウェブサイトへの掲載、SNSを活用した広報、啓発チラシやポスターの配布、各種会議等を通じた周知を行い、利用の促進を図る。また、国民生活センターでは引き続き、悪質商法被害や商品等に係る事故に関する注意情報を簡潔にまとめたメールマガジン「見守り新鮮情報」を月2回程度配信する。

(5) 認知機能の変化に応じた交通安全対策

近年、交通事故における致死率の高い高齢者の人口の増加が、交通事故死者数を減りにくくさせる要因の一つとなっており、今後、高齢化が更に進むことを踏まえると、高齢者の交通安全対策は重点的に取り組むべき課題であり、令和3年3月に中央交通安全対策会議で決定した「第11次交通安全基本計画」（計画期間：令和3～7年度）等に基づき、各種施策に取り組んでいる。

高齢者が安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的技術及び交通ルール等の知識を習得させるため、高齢者を対象とした交

通安全教室の開催、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を対象とした家庭訪問による個別指導等を利用した交通安全教育を推進するほか、シルバーリーダー等を対象とした参加・体験・実践型の講習会を実施し、高齢者交通安全教育の継続的な推進役の養成に努める。また、最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンブ等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、警察と道路管理者が緊密に連携しながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図る。

さらに、令和8年9月1日に施行される予定の改正道路交通法施行令により、中央線等が設置されていない一般道路を自動車が走行する際の法定速度（道路標識又は道路標示により最高速度が指定されていない道路における最高速度）が60キロメートル毎時から30キロメートル毎時に引き下げられることを踏まえ、新たな法定速度について国民に向けた広報啓発を推進するなど、所要の対応を実施する。

歩車分離式信号については、改定された「歩車分離式信号に関する指針」を踏まえ、その整備を更に推進する。加えて、歩行中及び自転車乗用中の交通事故死者数に占める高齢者の割合が高いことを踏まえ、交通事故が多発する交差点等における交通ルール遵守の呼び掛けや参加・体験・実践型の交通安全教育を実施していくとともに、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備を促進するなど、安全で快適な自転車利用環境の創出を推進する。

踏切道の歩行者対策として、「踏切道安全通行カルテ」や地方踏切道改良協議会を通じてプロセスの「見える化」を行い、道路管理者と鉄

道事業者が、地域の実情に応じた移動等円滑化対策等を検討・実施することにより、高齢者等の通行の安全対策を推進する。

このほか、高齢運転者対策の充実・強化を図るため、運転免許証の更新時における運転技能検査、認知機能検査、高齢者講習及びサポートカー限定免許制度を引き続き効果的に運用することにより、高齢運転者による交通事故の防止を図っていく。

高速道路での逆走事故対策については、逆走事案発生箇所約4割を占める分合流部・出入口部等へのカラー舗装や路面標示等の対策を推進し、対策実施後も逆走が発生する箇所については、案内標示の見直しや路面標示の補修等の対策を推進する。また、道路管理設備（CCTV等）の充実やDX関連技術の進展等の変化を踏まえ、道路管理設備を活用した逆走検知や車両側で逆走検知、通知できる新規技術の実用化を推進する。

車両の安全技術の観点からは、更なる高齢ドライバーの事故削減に向けて、ペダル踏み間違い時加速抑制装置の保安基準の整備に向けた検討を行うとともに、ドライバー異常時対応システムなど、より高度な安全運転支援技術の開発・普及の促進に取り組んでいく。

（6）情報アクセシビリティの確保

ウェブコンテンツにおけるアクセシビリティの確保のため、ウェブアクセシビリティ（障害のある人や高齢者を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること）に取り組む行政官や事業者向けに、ウェブアクセシビリティの考え方や取り組み方のポイントを解説する「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」を民間専門人材の知見を活かして作成、令和4年12月にデジタル庁ウェブ

サイトにおいて公開しており、随時更新を行う。加えて、行政機関のウェブサイトが様々な人にとって使いやすい状態で提供されることを促すため、令和4年12月に公開した、アクセシビリティ等に配慮したデザインを実践するための仕組みである「デザインシステム」のベータ版の随時更新を実施するほか、データ等の再利用性を高めるため、ウェブサイト化して令和6年5月に公開したデジタル庁デザインシステムについても、引き続き随時更新を行う。

民間企業等が開発するデジタル機器・サービスが情報アクセシビリティ基準（JIS X 8341シリーズ等）に適合しているかどうかを自己評価する「自己評価様式」の作成に関して、民間企業等による当該様式作成の普及展開策としてアクセシブルなICT機器・サービスの好事例を「情報アクセシビリティ好事例2025」として公表する。

また、公的機関がウェブアクセシビリティの向上に取り組む際の手順書となる「みんなの公共サイト運用ガイドライン」について、今後も普及啓発を促進する。

さらに、高齢者等の社会参加を支援するため、電話リレーサービスの新たなサービスとして令和7年1月に提供が開始された文字表示電話サービス（聞こえに困難を抱える利用者が自身の声で相手先に伝え、相手先の声を文字で読むことを可能にするサービス）の普及を推進する。

このほか、高齢者や障害のある人々にも使いやすい製品やサービスの必要性が広く認識されている中で、アクセシビリティを考慮した標準化を促進するため、関連する国際標準化活動を推進する。

(7) 公共交通機関や建築物等のバリアフリー化

ア 公共交通機関等の移動空間のバリアフリー化

(ア) バリアフリー法に基づく公共交通機関のバリアフリー化の推進

バリアフリー法に基づき、公共交通事業者等による旅客施設や車両等のバリアフリー化の取組を促進する。このため、「公共交通移動等円滑化基準」、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」及び「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」に基づく整備を進めるとともに、「公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」によるソフト面での取組を推進する。また、鉄道駅等の旅客施設のバリアフリー化、ノンステップバス、ユニバーサルデザインタクシーを含む福祉タクシーの導入等に対する支援措置を実施する。加えて、「交通政策基本法」に基づく「第2次交通政策基本計画」においても、バリアフリー化等の推進を目標の一つとして掲げている。

(イ) 歩行空間の形成

移動の障壁を取り除き、全ての人々が安全に安心して暮らせるよう、信号機、歩道等の交通安全施設等の整備を推進する。高齢歩行者等の安全な通行を確保するため、①幅の広い歩道等の整備、②歩道の段差・傾斜・勾配の改善、③無電柱化推進計画に基づく道路の無電柱化、④歩行者用案内標識の設置、⑤歩行者等を優先する道路構造の整備、⑥自転車道等の設置による歩行者と自転車交通の分離、⑦法令改正等による生活道路における速度の抑制及び通過交通の抑制・排除並びに幹線道路における道路構造の工夫や、交通流の円滑化を図るための信号機、道

路標識等の重点的整備、⑧バリアフリー対応型信号機（Bluetoothを活用し、スマートフォン等に対して歩行者用信号情報を送信するとともに、スマートフォン等の操作により青信号の延長を可能とする高度化 PICS を含む。）の整備、⑨歩車分離式信号の整備の推進、⑩見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備、⑪信号灯器の LED 化等の対策を実施する。

(ウ) 道路交通環境の整備

高齢者等が安心して自動車を運転し外出できるよう、生活道路における交通規制の見直し、付加車線の整備、道路照明の増設、道路標識・道路標示の高輝度化、信号灯器の LED 化、「道の駅」における優先駐車スペース、高齢運転者等専用駐車区間の整備等の対策を実施する。

(エ) バリアフリーのためのソフト面の取組

高齢者や障害者等も含め、誰もが自律的に安心して移動できる包摂社会の実現に向け、ICTを活用した歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化を推進する。また、バリアフリー施設等データ整備仕様の策定、実証等を踏まえたデータ作成支援及び作業効率化のためのデータ整備プラットフォームの高度化を行うとともに、シンポジウムの開催等による継続的な広報活動を実施する。

「心のバリアフリー」社会を実現し、ハード面のみならずソフト面も含む総合的なバリアフリー化を実現するため、高齢者・障害者等の介助・疑似体験等を内容とする「バリアフリー教室」の開催等、ソフト面での取組を推進する。

(オ) 訪日外国人旅行者の受入環境整備

訪日外国人旅行者の移動円滑化を図るため、旅客施設における段差の解消等の取組を支援

する。

イ 建築物・公共施設等のバリアフリー化

バリアフリー法に基づく認定を受けた優良な建築物（認定特定建築物）等のうち一定のものの整備及び不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する既存建築物のバリアフリー改修工事に対して支援措置を講じることにより、高齢者・障害者等が円滑に移動等できる建築物の整備を促進する。

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保等により、高齢者を始め全ての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進する。

社会資本整備総合交付金等の活用によって、誰もが安心して利用できる都市公園の整備を推進するとともに、バリアフリー法に基づく基準等により、公園施設のバリアフリー化を推進する。また、河川等では、高齢者にとって憩いと交流の場となる良好な水辺空間の整備を推進する。

加えて、訪日外国人旅行者が安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の来訪が多い又は来訪の増加が見込まれる市区町村において、観光スポット等における段差の解消を支援する。

(8) 高齢期の特性に配慮した防災・防犯対策

① 防災施策の推進

病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設を保全するため、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、激甚な水害・土砂災害を受けた場合の再度災害防止対策を引き続き実施する。病院等の医療施設において、浸水想定区域や津波

災害警戒区域に所在する災害拠点病院は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や、自家発電機等の電気設備の高所移設、排水ポンプの設置による浸水対策の実施を促進する。また、浸水想定区域や津波災害警戒区域に所在するその他の医療機関は、浸水対策を講じるように促す。また、災害時等においても、在宅療養患者に対し、在宅医療の診療体制を維持し継続的な医療を提供することが求められるため、在宅医療提供機関におけるBCP策定支援研修を引き続き実施する。

「水防法」及び土砂災害防止法に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を引き続き促進する。また、令和3年5月に「水防法」及び土砂災害防止法が改正され、施設の避難確保計画や訓練結果に関して市町村から要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して助言・勧告を行うことができる制度が創設されたことを受け、市町村が施設の所有者又は管理者に適切に助言・勧告を行うことができるように、市町村職員を対象とした研修を実施するとともに、施設職員向けの動画やリーフレットを活用した制度の周知を行う。さらに、土砂災害特別警戒区域における要配慮者利用施設の開発の許可制等を通じて高齢者等の安全が確保されるよう、土砂災害防止法に基づき区域指定の促進を図る。

住宅火災で亡くなる高齢者等の低減を図るため、春・秋の全国火災予防運動において、高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策を図るとともに、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレーカーの普及促進等総合的な住宅防火対策を推進

する。加えて、「老人の日・敬老の日に『火の用心』の贈り物」をキャッチフレーズとする「住宅防火・防災キャンペーン」を実施し、高齢者等に対して住宅用火災警報器等の普及促進を図る。

災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合、又は事故発生時に高齢者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、都道府県警察等の協力を得つつ、高齢期の特性にも配慮した多様な情報伝達手段の確保のための体制や環境の整備を促進する。また、災害情報を迅速かつ確実に伝達するため、Jアラートとの連携を含め、防災行政無線による放送（音声）や緊急速報メールによる文字情報等の種々の方法を組み合わせて、災害情報伝達手段の多重化を引き続き推進する。

災害時に自ら避難することが困難な高齢者などの避難行動要支援者への避難支援等については、「災害対策基本法」、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、市町村による避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、活用等の取組が促進されるよう、適切に助言を行う。

被災者のニーズに応じて、車椅子利用者も使用できる応急仮設住宅の確保が適切に図られるよう、「災害救助法」に基づく救助の実施主体に取組を促していく。

災害時の避難生活における高齢者等要配慮者の生活環境を確保するため、自治体に対し、トイレや食料、パーティション、簡易ベッド、入浴設備等の確保を促すとともに、福祉避難所の確保や一般避難所における要配慮者スペースの設置について、避難生活に関する取組指針やガイドライン等を通じて周知を行う。

東日本大震災への対応については、復興の加速化を図るため、被災した高齢者施設等の復旧

に係る施設整備について、関係地方公共団体との調整を行う。また、地域医療介護総合確保基金等を活用し、日常生活圏域で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、都道府県計画等に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

あわせて、介護保険制度において、被災者を経済的に支援する観点から、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域等、上位所得者層を除く平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成28年度に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部及び浪江町の一部）、平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域等（富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（大熊町の一部、双葉町の一部及び富岡町の一部）、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）、令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（富岡町の一部及び飯館村の一部）及び令和6年度に指定が解除された旧帰還困難区域（飯館村の一部及び葛尾村の一部）の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の減免を行った保険者に対する財政支援を1年間継続する。

なお、当該財政支援については、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、「避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う」こととされたところ、関係自治体の意見を踏まえ、

- ・避難指示解除から10年程度で特例措置を終了すること
- ・避難指示解除の時期にきめ細かく配慮し、対象地域を分けて施行時期をずらすこと
- ・急激な負担増とならないよう、複数年かけて段階的に見直すこと

といった方針に基づき、令和5年度以降順次見直しを行っていくこととしている。

また、避難指示区域等の解除に伴い、福祉・介護サービスの提供体制を整えるため、介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸付け、相双地域から福島県内外の介護福祉士養成施設等に入学する者への支援等や全国の介護施設等からの応援職員の確保に対する支援を行うとともに、介護施設等の運営に対する支援を行う。

② 犯罪、悪質商法、人権侵害等からの保護

ア 犯罪からの保護

高齢者が犯罪や事故に遭わないよう、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、高齢者が被害に遭いやすい犯罪の手口の周知及び被害防止対策についての啓発を行うとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行う。また、認知症等によって行方不明になる高齢者を発見、保護するための仕組み作りを関係機関等と協力して推進する。

高齢者を中心に大きな被害が生じている特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺については、犯罪対策閣僚会議において令和7年4月に決定された「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」に基づき、各種対策を強力に推進することとしている。国際電話番号を悪用した特殊詐欺の増加に伴う国際電話番号からの発着信を無償で休止できる取組の周知、コンビニエンスストアの店舗ごとに指定した担当警察官による

店舗への立ち寄りや防犯訓練等を通じた、店舗と連携した詐欺が疑われる客への声掛けの促進等の被害防止対策を推進する。また、SNS型投資・ロマンス詐欺において、SNSやマッチングアプリが数多く利用されている実態に鑑み、事業者による各種サービスの利用者に対する個別の注意喚起の実施等について、SNS事業者及びマッチングアプリ事業者に対して働きかける。特殊詐欺に悪用される電話への対策等の犯行ツール対策や匿名・流動型犯罪グループに対する効果的な取締り等を推進する。悪質商法の中には高齢者を狙った事件もあることから悪質商法の取締りを推進するとともに、金融機関を始めとする関係機関への情報提供等の被害拡大防止対策、悪質商法等からの被害防止に関する広報啓発活動及び悪質商法等に関する相談活動を行う。

さらに、特殊詐欺、利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯の犯行グループは、被害者や被害者になり得る者等が登録された名簿を利用しており、当該名簿登録者の多くは高齢者であるため、今後更なる被害に遭う可能性が高いと考えられるため、捜査の過程で警察が押収した際はこれらの名簿をデータ化し、都道府県警察が委託したコールセンターの職員がこれを基に電話による注意喚起を行う等の被害防止対策を実施する。

加えて、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していく状況を踏まえ、市民を含めた後見人等の確保や市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築・強化を図る必要があることから、引き続き、地域住民で成年後見に携わろうとする者に対する養成研修や後見人の適正な活動が行われるよう支援していく。

高齢者による犯罪の防止については、万引き

の検挙人員全体に占める65歳以上の者の割合が高い水準にあることを踏まえ、地域における各種会合等の機会を活用し、犯罪の防止に係る啓発を図る。

被疑者・被告人のうち、高齢等により、自立した生活を営む上で、公共の福祉に関する機関その他の機関による福祉サービスを受けることが必要な者に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等との多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける取組について、引き続き、本人の意思やニーズを踏まえつつ、各地域の実情に応じて、地方公共団体とも協働し、着実な実施を図る。

また、受刑者等のうち、社会福祉士等によるアセスメントを適切に実施した上で、福祉的支援の必要が認められる者に対し、福祉的支援についての動機付けを含む円滑な社会復帰に向けた指導等を行うほか、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下等の状況を踏まえた指導等を行う。加えて、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者等が、矯正施設出所後に必要な福祉サービス等を円滑に利用できるようにするため、関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の福祉的支援につなげる特別調整の取組を推進する。

さらに、犯罪をした高齢者等の更生保護施設における受入れやその特性に配慮しつつ社会生活に適應するための指導を行う特別処遇等の取組を推進する。

このほか、「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」報告書を踏まえ、保護司の活動環境の整備を進めるとともに、保護司活動インターンシップや保護司セミナーの実施等の取組を進めるなど、持続可能な保護司制度の確立に向けた方策を講じる。

イ 人権侵害からの保護

高齢者虐待防止法に基づき、前年度の養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待の状況について、必要な調査等を実施し、各都道府県・市町村における虐待の実態・対応状況の把握に努めるとともに、市町村等に高齢者虐待に関する通報や届出があった場合には、関係機関と連携して速やかに高齢者の安全確認や虐待防止、保護を行う等、高齢者虐待への早期対応が行われるよう、必要な支援を行っていく。

法務局において、高齢者の人権問題に関する相談に応じるとともに、法務局に来庁することができない高齢者等からの相談について、引き続き老人福祉施設等に特設の人権相談所を設置するほか、電話、手紙、インターネット等を通じて受け付ける。人権相談等を通じて、家庭や高齢者施設等における虐待等、高齢者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、その結果を踏まえ、事案に応じた適切な措置を講じる等して、被害の救済及び人権尊重思想の普及高揚に努める。また、高齢者の人権問題に関する各種啓発活動を行う。

ウ 司法ソーシャルワークの実施

法テラスでは、法的問題を抱えていることに気付いていない、意思の疎通が困難であるなどの理由で自ら法的支援を求めることが難しい高齢者・障害者等に対して、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等と連携を図りつつ、当該高齢者・障害者等に積極的に働きかける（アウトリーチ）などして、法的問題を含めた諸問題を総合的に解決することを目指す「司法ソーシャルワーク」を推進する。

このため、出張法律相談等のアウトリーチ活動を担う弁護士・司法書士を確保するなど、「司

法ソーシャルワーク」の実施に必要な体制整備をより一層進めるとともに、福祉機関職員に対して業務説明会を行って特定援助対象者援助事業を始めとする法テラスの業務内容の周知を図るなどして、福祉機関との連携を更に強化する。

(9) 成年後見制度の利用促進

認知症高齢者等の財産管理や契約に関し本人を支援する成年後見制度について周知する。

成年後見制度の利用促進については、令和4年3月に閣議決定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度等の見直しに向けた検討、総合的な権利擁護支援策の充実、成年後見制度の運用改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。

5 研究開発・国際展開等

(1) 高齢社会に資する研究開発等の推進

① 高齢者等のサポートに係る技術の開発や社会実装等の推進

ア 先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化

公的保険外の予防・健康管理サービス等の振興及び社会実装に向けた取組を、需要側・供給側の両面から一体的に進めていく。

需要面においては、企業等の健康投資・健康経営を促すため、健康経営顕彰制度等を通じて健康経営の普及促進を図るとともに、資本市場や労働市場等において健康経営が適切に評価されるための効果の可視化や質向上、健康経営を支える産業の創出に向けた検討や国際展開の推進、健康経営の社会への浸透定着に向けた中小企業への普及検討等を行う。また、ヘルスケア分野における PFS / SIB の活用促進を行う。

供給面においては、PHR を活用し、個人に最適化されたサービスの創出やそのために必要となる事業環境の整備を引き続き実施する。具体的には、介護予防分野や多職種連携におけるユースケース創出に向けた実証事業を実施する。持続的な介護保険外サービス振興に向けては、地域属性を踏まえた民間企業との連携を促す。加えて、ヘルスケアサービスの信頼性確保に向けて、業界自主ガイドラインの策定支援や、AMED による、認知症等の疾患領域の学会を中心とした指針の整備・普及・社会実装の支援を実施する。また、ヘルスケア分野のベンチャー企業等のためのワンストップ相談窓口として令和元年7月に開設した InnoHub を通じて、イノベーション創出に向けた事業化支援やネットワーク支援等を実施するほか、令和6年度に選定したエビデンス・ビジネスモデル構築等の社会実装支援を担う拠点と連携することでヘルスケアスタートアップ振興を図る。

高齢者事故対策や移動支援等の諸課題の解決に向け、高齢者事故防止を目的とした安全運転支援技術の普及啓発及び性能向上や、自動運転の高度化や自動運転移動サービスの全国各地の普及拡大に向けた取組に対する支援を行うほか、自動運転移動サービスの導入を目指す地方公共団体と連携し、自動運転車に対する道路インフラからの適切な情報提供に関する実証実験に取り組む。

生産性向上の取組等による職場環境の改善等を推進する観点から、協働化・大規模化への支援、地域の実情に応じた介護テクノロジーの導入支援及び伴走支援、DX人材の育成等の取組を引き続き進めるとともに、全都道府県へのワンストップ型の総合相談センターの設置を進める。

また、介護テクノロジーの開発・普及の加速化を図るため、従来の開発・実証・普及広報の

プラットフォームを発展的に見直し、CARISO (CARE Innovation Support Office)を立ち上げ、スタートアップ支援を専門的に行う窓口設置を含め、研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に対する総合的な支援を行う。そのほか、認知症になってからも自分らしく暮らし続けられるよう、認知症当事者の真のニーズをとらえた製品・サービス開発を行う「当事者参画型開発」を推進し、開発された製品・サービスの普及拡大を行う。

イ 医療・リハビリテーション・介護関連機器等に関する研究開発

高齢者等の自立や社会参加の促進及び介護者の負担の軽減を図るためには、高齢者等の特性を踏まえた福祉用具や医療機器等の研究開発を行う必要がある。

福祉や医療に対するニーズの高い研究開発を効率的に実施するためのプロジェクトの推進、福祉用具・医療機器の民間やアカデミアによる開発の支援等を行う。例えば、医療機器等研究成果展開事業を実施し、大学・企業・臨床の連携を通じ、医療現場のニーズに応じた本格的な医療機器開発への橋渡しを支援するとともに、若手・女性研究者等に対する人材育成を推進している。

日本が強みを持つロボット技術や診断技術等を活用して、低侵襲の治療装置や早期に疾患を発見する診断装置等、世界最先端の革新的な医療機器・システムの開発・実用化を推進する。さらに、日本で生み出された基礎研究の成果等を活用し、高齢者に特徴的な疾病等の治療や検査用の医療機器、遠隔や在宅でも操作しやすい医療機器の研究開発・実用化を推進する。また、関係各省や関連機関、企業、地域支援機関が連携し、開発初期段階から事業化に至るまで、切

れ目なく支援する「医療機器開発支援ネットワーク」を通じて、中小企業またはスタートアップと医療機関等との医工連携により、医療現場が抱える課題を解決する医療機器の開発・事業化を引き続き推進する。また、「優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業」を通じて、医療機器創出に携わる企業等の人材の育成、リ・スキリングやスタートアップ企業の伴走支援等を行う医療機器産業振興拠点の更なる充実・強化を図る。さらに、介護現場の課題を解決する介護テクノロジーの開発を支援するとともに、引き続き施設等の課題に応じた介護DXパッケージモデルの確立や導入効果をユーザーに提示して関心喚起を促すエビデンス構築等の支援を行う。こうした事業をAMEDを通じて実施する。

また、NEDOでは、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に基づき、スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装することによって、我が国のイノベーション創出を促進する新SBIR制度の下、高齢者及び障害のある人の自立支援や介護者の負担軽減につながる福祉機器の開発に対する支援を引き続き行う。

NIBNでは、患者の診療や検体情報をリアルタイムで収集、AI解析することで、患者を層別化し、創薬に有用なマーカーの特定や患者への情報還元が可能なプラットフォーム構築を進める。

ウ 情報通信の活用等に関する研究開発

高齢者等が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、引き続き、高齢者等向けの通信・放送サービスの充実に向けた、新たなICT機器・サービスの研究開発を行う者に対する助成を行う。

エ 医療・介護・健康分野における ICT 利活用の推進

日々の活動から得られる PHR データを医療現場での診療に活用することで、医療の高度化や診察内容の精緻化を図るため、各種 PHR サービスから医師が求める PHR データを取得するために必要なデータ流通基盤を改良・高度化するための研究開発を、引き続き実施する。

② 高齢期にかかりやすい疾病等及び健康増進に関する研究開発等

高齢者の健康保持等に向けた取組を一層推進するため、ロコモティブ・シンドローム（運動器症候群）、要介護状態になる要因の一つである認知症等に着目し、それらの予防、早期診断及び治療技術等の確立に向けた研究を推進する。

新興感染症や自然災害の発生に備え、平時からの保健・医療・介護に関する情報収集・分析等公衆衛生領域等の調査研究について検討する。

高齢者が罹患しうる疾患を含めた難病の病因や病態を解明し、難病の患者を早期に正しく診断し、効果的な治療が行えるよう研究開発の推進を図る。

このほか、ヘルスケアサービスの信頼性確保に向けて、認知症やフレイル等の高齢者が罹患しうる疾患領域の学会が作成した予防・健康づくりの医学会指針を、事業者が活用できるように、AMED の支援を通じて普及・整備を行う。

③ 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析・データ等の利活用

ア 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析

高齢社会対策基本法に定められた基本的施策

に沿ったテーマを中心に、高齢社会対策総合調査を行っており、高齢者の意識や実態に関する調査を実施する。

また、JST が実施する社会技術研究開発事業において、高齢者の社会的孤立・孤独の予防に向けて、高齢者向けの新たな居場所の立ち上げ、リアルとバーチャルなコミュニティ・ネットワーク形成、ボランティア活動を通じて社会参加を促すシステムの構築等の研究開発を引き続き実施する。

イ データ等利活用のための環境整備

急速な人口構造の変化等に伴う諸課題に対応するため、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、官民データの利活用を推進する。

(2) 健康・医療産業の国際展開及び国際社会への知見等の発信

① 健康・医療産業の国際展開

我が国は、G7、G20、TICAD、WHO 総会、WHO 西太平洋地域委員会、国連総会等の国際的な議論の場において、UHC 推進を積極的に主張してきた。UHC における基礎的な保健サービスには、母子保健、感染症対策、高齢者の地域包括ケアや介護等、全てのサービスが含まれている。世界的な高齢化が加速する中で、高齢者に対する様々なリスクに対し、高齢者が身体的・精神的健康を享受する権利を守るために、今後も、高齢社会対策や社会保障制度整備において、専門家の派遣、研修、技術協力プロジェクト等の取組を通じて、日本の経験・技術・知見を活用した協力を引き続き行っていく。

また、令和5年G7首脳宣言において、「ファイナンス、知見の管理、人材を含む UHC に関する世界的なハブ機能」の重要性が確認された

ことを受け、WHO や世界銀行等の国際機関と連携しながら、少子高齢化に対応しつつ質の高い UHC を維持している日本の知見や経験も活用して、途上国の財務・保健当局の人材育成を行う世界的な拠点、「UHC ナレッジハブ」を令和 7 年に我が国に設置するための調整を進めている。

アジア健康構想に基づく各国とのヘルスケア分野における協力覚書に基づき、高齢化対策に関連する事業ベースでの一層の協力に向けた環境整備の推進に向け、引き続き具体的な検討及び取組を進めていく。

さらに、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーについて、各国の制度や背景を踏まえ、海外での販売や規制の承認といった具体的な成果創出に向けた実効性の検証等を支援することで、海外展開を促進し、世界市場の獲得を引き続き目指す。

医療機器の海外展開に向けて、当初より海外展開を見据えた医療機器の研究開発を行う企業に対する開発支援や、海外展開に必要となるネットワーク構築支援を行う。

福祉用具等の開発・普及を促進するためには、安全性を含めた品質の向上とともに公正なルール形成や市場基盤創造に資する観点から標準化が重要であり、関連する JIS の開発や国際標準化活動を推進する。

② 国際社会への知見等の発信

各分野における閣僚級国際会議等の二国間・多国間の枠組み等を通じて、世界で最も高齢化が進んでいる日本の経験や知見及び課題を発信

するとともに、高齢社会に伴う課題の解決に向けて諸外国と政策対話や取組を進めていく。特に、具体的な取組に関心のある国においては、アジア健康構想及びアフリカ健康構想の下、予防・リハビリテーション・自立支援等、我が国が培ってきた様々な高齢社会対策の知見・経験を相手国の実情とニーズに見合う形で紹介するとともに、政策対話を実施し、当該相手国との連携体制の構築を推進する。

諸外国の高齢化に伴い増加するがん、循環器病、糖尿病等、我が国が研究・知見の蓄積を有する分野での保健課題に関する取組を推進し、世界における UHC の達成や令和 7 年 4 月の JIHS 設立を始めとした、パンデミックを含む公衆衛生危機に対する予防、備え及び対応（PPR）を強化する。

各国政府のリーダーシップの下、多分野におけるマルチステイクホルダーの関与・連携を進めることが期待される中、我が国は WHO や UNFPA などの国際機関とも協働しながら、その知見を共有し、国際社会の連携強化を目指していく。

既存のヘルスケア分野における協力覚書に基づき、相手国と確認した事項を一層深化・推進していくこととし、その他の国々とも、アジア健康構想やグローバルヘルス戦略に基づき、協力の推進に向けた取組を行っていく。

引き続き、国際会議等の二国間・多国間の枠組みを通じて、我が国の高齢対策の経験や知見等を国際社会に発信するとともに、高齢社会に伴う課題の解決に向けて諸外国と政策対話や取組を進めていく。

高齢社会対策関係予算分野別総括表（令和6年度、令和7年度）

事 項	令和6年度予算額	令和7年度予算額	対前年度増△減額
	百万円	百万円	百万円
1 就業・所得	13,857,032	14,158,904	301,873
	(55,456,556)	(54,102,408)	(△ 1,354,148)
	< 0 >	< 0 >	< 0 >
(1) 年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備	14,440	14,062	△ 377
	(218,745)	(215,994)	(△ 2,751)
	< 0 >	< 0 >	< 0 >
(2) 公的年金制度の安定的運営	13,842,578	14,144,835	302,257
	(55,230,414)	(53,878,770)	(△ 1,351,643)
	< 0 >	< 0 >	< 0 >
(3) 高齢期に向けた資産形成等の支援	14	7	△ 7
	(7,397)	(7,643)	(247)
	< 0 >	< 0 >	< 0 >
2 健康・福祉	10,616,078	10,728,464	112,386
	(15,072)	(14,998)	(△ 74)
	< 0 >	< 0 >	< 0 >
(1) 健康づくりの総合的推進	187,996	187,354	△ 642
	(0)	(0)	(0)
	< 0 >	< 0 >	< 0 >
(2) 持続可能な介護保険制度と介護サービスの充実	3,619,154	3,626,666	7,512
	(15,072)	(14,998)	(△ 74)
	< 0 >	< 0 >	< 0 >
(3) 持続可能な高齢者医療制度の運営	6,752,251	6,840,180	87,929
	(0)	(0)	(0)
	< 0 >	< 0 >	< 0 >
(4) 認知症施策の総合的かつ計画的な推進	2,288	2,321	33
	(0)	(0)	(0)
	< 0 >	< 0 >	< 0 >
(5) がん対策の推進	13	13	0
	(0)	(0)	(0)
	< 0 >	< 0 >	< 0 >
(6) 人生の最終段階における医療・ケアの体制整備	74	68	△ 6
	(0)	(0)	(0)
	< 0 >	< 0 >	< 0 >
(7) 身寄りのない高齢者への支援	54,281	71,842	17,560
	(0)	(0)	(0)
	< 0 >	< 0 >	< 0 >
(8) 支援を必要とする高齢者等を地域で支える仕組みづくりの促進	20	20	0
	(0)	(0)	(0)
	< 0 >	< 0 >	< 0 >
(9) 加齢による難聴等への対応	0	0	0
	(0)	(0)	(0)
	< 0 >	< 0 >	< 0 >
3 学習・社会参加	3,221	3,146	△ 74
	(—)	(—)	(—)
	< 0 >	< 0 >	< 0 >
(1) 加齢に関する理解の促進	0	0	0
	(0)	(0)	(0)
	< 0 >	< 0 >	< 0 >
(2) 高齢期の生活に資する学びの推進	121	68	△ 53
	(0)	(0)	(0)
	< 0 >	< 0 >	< 0 >
(3) 地域における社会参加活動の促進	3,100	3,079	△ 21
	(—)	(—)	(—)
	< 0 >	< 0 >	< 0 >

高齢社会対策関係予算分野別総括表（令和6年度、令和7年度）（続き）

事 項	令和6年度予算額	令和7年度予算額	対前年度増△減額
4 生活環境	34,844	36,815	1,971
	(—)	(—)	(—)
	《 — 》	《 — 》	《 — 》
(1) 豊かで安定した住生活の確保	20	25	5
	(0)	(0)	(0)
	《 — 》	《 — 》	《 — 》
(2) 高齢社会に適したまちづくりの総合的推進	30,814	32,662	1,848
	(0)	(0)	(0)
	《 0 》	《 0 》	《 0 》
(3) 金融経済活動における支援	—	—	—
	(0)	(0)	(0)
	《 0 》	《 0 》	《 0 》
(4) 消費者被害の防止	80	60	△ 20
	(0)	(0)	(0)
	《 0 》	《 0 》	《 0 》
(5) 認知機能の変化に応じた交通安全対策	132	131	△ 1
	(0)	(0)	(0)
	《 0 》	《 0 》	《 0 》
(6) 情報アクセシビリティの確保	0	—	—
	(0)	(0)	(0)
	《 0 》	《 0 》	《 0 》
(7) 公共交通機関や建築物のバリアフリー化	29	25	△ 4
	(—)	(—)	(—)
	《 0 》	《 0 》	《 0 》
(8) 高齢期の特性に配慮した防災・防犯対策	2,008	2,253	245
	(0)	(0)	(0)
	《 0 》	《 0 》	《 0 》
(9) 成年後見制度の利用促進	1,762	1,660	△ 102
	(0)	(0)	(0)
	《 0 》	《 0 》	《 0 》
5 研究開発・国際社会への貢献等	1,236	1,204	△ 31
	(0)	(0)	(0)
	《 0 》	《 0 》	《 0 》
(1) 高齢社会に資する研究開発等の推進	1,233	752	△ 481
	(0)	(0)	(0)
	《 0 》	《 0 》	《 0 》
(2) 健康・医療産業の国際展開及び国際社会への知見等の発信	3	453	450
	(0)	(0)	(0)
	《 0 》	《 0 》	《 0 》
総 計	24,512,409	24,928,534	416,125
	(55,471,627)	(54,117,406)	(1,354,222)
	《 — 》	《 — 》	《 — 》

(注1) 本予算は「高齢社会対策大綱」（平成30年2月16日閣議決定）の重点課題別項目に従い、一般会計、特別会計、財政投融资について整理している。

(注2) 予算額における数字のみの記載は一般会計、()内は特別会計、《 》内は財政投融资を示す。

(注3) 高齢社会対策分の予算額が特掲できないものについては、「—」として表示している。

(注4) 端数処理（四捨五入）の関係で、計が一致しないことがある。